

平成18年太宰府市議会第4回（12月）定例会会期内日程

月 日(曜)	時 間	会 議 名	場 所	備 考
12月1日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	提案理由説明
	本会議散会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	
	議員協議会終了後	中学校給食・少子高齢化問題特別委員会	第一委員会室	
	議員協議会終了後	まちづくり総合問題特別委員会	第二委員会室	
12月2日(土)				
12月3日(日)				
12月4日(月)	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
12月5日(火)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	質疑・委員会付託
	本会議散会後	議会運営委員会	第一委員会室	
	(午前10時)			(一般質問通告締切)
12月6日(水)				
12月7日(木)	午 前 1 0 時	総務文教常任委員会	全員協議会室	
	委員会閉会後	総務文教常任委員会協議会	全員協議会室	
12月8日(金)	午 前 1 0 時	建設経済常任委員会	第二委員会室	
	委員会閉会後	建設経済常任委員会協議会	第二委員会室	
12月9日(土)				
12月10日(日)				
12月11日(月)	午 前 1 0 時	環境厚生常任委員会	第三委員会室	
	委員会閉会後	環境厚生常任委員会協議会	第三委員会室	
12月12日(火)				
12月13日(水)				
12月14日(木)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議休憩中	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
12月15日(金)	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	一般質問
	本会議散会後	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
12月16日(土)				
12月17日(日)				
12月18日(月)	午前11時50分	中学校給食・少子高齢化問題特別委員会協議会	第一委員会室	
	(午後1時)			(質疑・討論通告締切)
12月19日(火)	午 前 9 時	臨時議会運営委員会	第一委員会室	
	午 前 1 0 時	本会議	議 事 室	報告・質疑・討論・採決
	本会議休憩中	基金創設調査特別委員会	全員協議会室	
	本会議閉会後	議会全員協議会	全員協議会室	
	議会全員協議会終了後	議員協議会	全員協議会室	

平成18年第4回（12月）定例会目次

◎ 第1日（12月1日開会）

1. 議 事 日 程	1
2. 出 席 議 員	2
3. 欠 席 議 員	2
4. 会議録署名議員	2
5. 出 席 説 明 員	2
6. 出席事務局職員	3
開 会	4
散 会	14

◎ 第2日（12月5日再開）

1. 議 事 日 程	15
2. 出 席 議 員	16
3. 欠 席 議 員	16
4. 出 席 説 明 員	16
5. 出席事務局職員	17
再 開	18
散 会	27

◎ 第3日（12月14日再開）

1. 議 事 日 程	29
2. 出 席 議 員	30
3. 欠 席 議 員	31
4. 出 席 説 明 員	31
5. 出席事務局職員	31
再 開	32
散 会	106

◎ 第4日（12月15日再開）

1. 議 事 日 程	107
2. 出 席 議 員	108
3. 欠 席 議 員	108
4. 出 席 説 明 員	109

5. 出席事務局職員	109
再開	110
散会	182

◎ 第5日（12月19日再開）

1. 議事日程	183
2. 出席議員	184
3. 欠席議員	184
4. 出席説明員	184
5. 出席事務局職員	185
再開	186
閉会	218

◎ 審議結果

1. 審議結果	221
2. 諸般の報告	224
3. 議員の派遣について	226

1 議 事 日 程（初日）

〔平成18年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成18年12月1日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | | 会期の決定 |
| 日程第3 | | 諸般の報告 |
| 日程第4 | 議案第98号 | 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第5 | 議案第99号 | 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第6 | 議案第100号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第7 | 議案第101号 | 市道路線の認定について |
| 日程第8 | 議案第102号 | 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について |
| 日程第9 | 議案第103号 | 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について |
| 日程第10 | 議案第104号 | 筑紫野太宰府消防組合規約の変更について |
| 日程第11 | 議案第105号 | 筑紫自治振興組合規約の変更について |
| 日程第12 | 議案第106号 | 大野城太宰府環境施設組合規約の変更について |
| 日程第13 | 議案第107号 | 福岡都市圏南部環境事業組合規約の変更について |
| 日程第14 | 議案第108号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第109号 | 太宰府市副市長定数条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第110号 | 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第111号 | 太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第112号 | 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第113号 | 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第114号 | 太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第115号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第116号 | 証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第23 | 議案第117号 | 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第24 | 議案第118号 | 太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条 |

例について

日程第25 議案第119号 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第26 議案第120号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第27 議案第121号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について

日程第28 議案第122号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について

日程第29 議案第123号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第30 議案第124号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について

日程第31 議案第125号 平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について

日程第32 議案第126号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について

2 出席議員は次のとおりである（20名）

1番	片井智鶴枝	議員	2番	力丸義行	議員
3番	後藤邦晴	議員	4番	橋本健	議員
5番	中林宗樹	議員	6番	門田直樹	議員
7番	不老光幸	議員	8番	渡邊美穂	議員
9番	大田勝義	議員	10番	安部啓治	議員
11番	山路一恵	議員	12番	小柳道枝	議員
13番	清水章一	議員	14番	佐伯修	議員
15番	安部陽	議員	16番	田川武茂	議員
17番	福廣和美	議員	18番	岡部茂夫	議員
19番	武藤哲志	議員	20番	村山弘行	議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 会議録署名議員

4番	橋本健	議員	5番	中林宗樹	議員
----	-----	----	----	------	----

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	佐藤善郎	助役	井上保廣
収入役	松島幹彦	教育長	關敏治
総務部長	平島鉄信	総務部政策統括 担当部長	石橋正直
地域振興部長	松田幸夫	地域振興部地域コミュ ニティ推進担当部長	三笠哲生
市民生活部長	関岡勉	健康福祉部長	永田克人
健康福祉部子育て 支援担当部長	村尾昭子	上下水道部長	古川泰博

教 育 部 長 松 永 栄 人
総 務 課 長 松 島 健 二
地域振興課長 大 藪 勝 一
福 祉 課 長 新 納 照 文
上下水道課長 宮 原 勝 美

監査委員事務局長 木 村 洋
財 政 課 長 井 上 義 昭
市 民 課 長 藤 幸二郎
建 設 課 長 西 山 源 次
教 務 課 長 井 上 和 雄

6 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長 白 石 純 一
書 記 伊 藤 剛
書 記 満 崎 哲 也

議 事 課 長 田 中 利 雄
書 記 花 田 敏 浩

開会 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名です。

定足数に達しておりますので、平成18年太宰府市議会第4回定例会を開催します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（村山弘行議員） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

今回の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定によって、

4番、橋本 健議員

5番、中林宗樹議員

を指名します。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第2 会期の決定

○議長（村山弘行議員） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月19日までの19日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月19日までの19日間に決定しました。

なお、会期内日程については、お手元に配付しております会期内日程表によって運営を進めたいと思います。また、本会議、委員会とも改めて通知を差し上げませんので、よろしくご協力をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第3 諸般の報告

○議長（村山弘行議員） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

お手元に報告事項の一覧表を配付しております。監査関係、議長会関係及び行政視察関係の資料については、事務局に保管しておりますので、必要な方はごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第4と日程第5を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第4、議案第98号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第5、議案第99号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4及び日程第5を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 皆さん、おはようございます。

平成18年第4回太宰府市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には年の瀬を控え、公私とも大変ご多忙の中にご参集いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

本日、定例議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

今年は私が平成7年市長に当選いたしまして、今日まで3期12年市政を担当させていただきまして、節目の年となっているわけですが、市民の皆様及び議員各位のご理解、ご支援とご協力により、本市の将来像であります「歴史とみどり豊かな文化のまち」へ一歩一歩着実に進んでおりますことに対しまして、この場をおかりいたしまして改めて厚く御礼を申し上げます。

さて、今年1年を振り返ってみますと、ここ数年申し上げておりますが、今年も自然災害の恐ろしさを感じた1年ではなかろうかと思います。長野県などへの夏の集中豪雨災害に続き、9月中旬には台風第13号が九州を直撃し、九州のほぼ全域を暴風圏に巻き込み、福岡県内においては農作物や文化財に多大なる損害を与え、宮崎県延岡市では竜巻による死傷者が出るなど、被害が出たところでございます。

そして、記憶に新しいところでは、先月7日に北海道佐呂間町で起きた竜巻で多数の犠牲者が出ました。思いもよらない突然の災害により犠牲となられました方々は、さぞ無念であったでございましょう。ご家族の皆様の心中を察するに余りあります。これから寒い季節を迎えますので、一日も早く日常生活を回復されることを願うばかりであります。

本市も9月17日に台風第13号の直撃を受け、最大で16世帯41名の方が自主避難をされましたが、幸いにも人的被害はなく、大きな物的被害もありませんでした。

本市におきましては、今年度より平成22年度までの5カ年を展望した第四次総合計画後期基本計画を策定し、教育、福祉、子育て支援などあらゆる分野において諸施策の実現に向けた様々な取り組みをこの1年行ったところであります。

さて、本市では、適正な行政執行に努めてきたところでありますが、ここ最近、全国の地方

公共団体においては、社会的な問題となりました飲酒運転による交通事故、工事発注をめぐる不祥事、休暇の不適正な取得など、公務員による不祥事件が相次いでおり、誠に憂慮すべき事態であります。言うまでもなく、市職員は全体の奉仕者であり、市民本位の行政の推進が求められております。これまでも職員の綱紀粛正については種々取り組んでおりますが、改めて職員一人一人が公務員たる立場を強く自覚し、今後の行政運営に当たるよう私が先頭に立ちまして、地方行政及び地方公務員に対する信頼の回復に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日ご提案申し上げます案件は、人事案件2件、市道路線の廃止1件、市道路線の認定1件、県内市町村の合併に伴う組合規約の協議2件、地方自治法の改正に伴う組合規約の変更4件、条例の制定3件、条例の一部改正11件、補正予算5件、合わせて29件の議案を上程し、ご審議をお願い申し上げます。

それでは、早速提案理由の説明を申し上げます。

議案第98号及び議案第99号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第98号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員の富永敦夫氏が本年12月25日付をもって委員としての任期を満了することに伴い、後任委員の選任について同意を求めるものでございます。

副島紀身氏は、昭和25年1月にお生まれになり、現在青葉台二丁目に居住されております。昭和45年3月筑紫女学園短期大学をご卒業後、株式会社サガテレビに入社、昭和48年10月に退社され、その後TNC、KBCのメディアサービス等にフリーアナウンサーとしてCMや司会に携わっておられます。本市における行政委員会等へのかかわりも深く、太宰府市行政改革推進委員会や太宰府市男女共同参画審議会の委員として、さらには平成12年4月から5年間、女性センターミナスの館長として献身的に職務を遂行され、ご活躍をいただいたところでございます。人格、識見にすぐれ、人望も厚く、教育委員として最適任であると考えております。なお、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照ください。

次に、議案第99号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」ご説明申し上げます。

現委員の小柳照美氏が本年12月27日付をもって委員としての任期が満了することに伴い、後任委員の選任について同意を求めるものでございます。

長嶺大八郎氏は、昭和16年1月にお生まれになり、現在石坂二丁目に居住されております。昭和39年3月福岡学芸大学を卒業後、長崎県西彼杵郡外海町立池島小学校の教諭として教鞭をとられ、その後、昭和61年に太宰府市立水城小学校の教頭に、平成2年からは春日市及び大野城市において校長を歴任され、平成13年3月に定年を迎えられております。定年後は、嘱託職員として大野城市教育委員会に続き、本市の生涯学習計画の策定にもご尽力を賜り、現在は中央公民館主事を務められるなど、幅広い分野で市の教育行政にご活躍をいただいているところでございます。人格、識見にすぐれ、人望も厚く、教育委員として最適任であると考えており

ます。なお、略歴書を添付いたしておりますので、ご参照ください。

2 議案について、よろしくご同意賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第6と日程第7を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第6、議案第100号「市道路線の廃止について」及び日程第7、議案第101号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第6及び日程第7を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 議案第100号及び議案第101号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第100号「市道路線の廃止について」ご説明申し上げます。

今回、廃止を提案しております水城ヶ丘5号線、貝出3号線、陣ノ尾・田中線につきましては、道路改良により起点・終点が変更になるため、路線を廃止するものであります。

また、桜町・芝原線、桜町1号線につきましても、御垣野・隈野線道路の改築事業の供用開始により起点・終点が変更になるため、路線を廃止するものであります。なお、完成後に再認定の路線につきましては、議案第101号で認定を提案しております。

続きまして、ヒナ川1号線につきましては、石橋2号踏切の廃止計画に伴い、路線を廃止するものであります。それぞれ道路法第10条第1項の規定に基づき、路線廃止を行うものであります。

次に、議案第101号「市道路線の認定について」ご説明申し上げます。

今回、認定を提案しております田中6号線のほか、9路線につきましては、開発により帰属を受けた路線及び、道路改良により路線の起点・終点が変更になるため、再認定をする路線であります。

また、佐野土地区画整理事業18号線のほか13路線につきましては、土地区画整理法第106条第2項に基づき管理を引き継いだ路線であります。

なお、桜町・般若寺線、新桜町1号線につきましては、御垣野・隈野線道路改築事業により路線の起点・終点が変更になるため、再認定する路線であります。それぞれ道路法第8条第1項の規定に基づき認定を行うものであります。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

ます。

○議長（村山弘行議員） 説明が終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8から日程第13まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第8、議案第102号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について」から日程第13、議案第107号「福岡都市圏南部環境事業組合規約の変更について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第8から日程第13までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 議案第102号から議案第107号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第102号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について」ご説明申し上げます。

本年10月1日、八女郡上陽町の八女市への編入合併に伴い、福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数に変更が生じておりますので、関係地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、これにより福岡県自治振興組合を組織する市町村の数は、69から1つ減少して68となっております。

次に、議案第103号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について」ご説明申し上げます。

本件は、福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の合併による数の減少について地方公共団体と協議することについて、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第104号「筑紫野太宰府消防組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部が改正され、収入役を廃止し、会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、筑紫野太宰府消防組合規約第11条を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第105号「筑紫自治振興組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

筑紫自治振興組合は、旧筑紫郡4市1町にて関係市町の振興に寄与するために設置されている一部事務組合ですが、地方自治法の一部改正に伴い、平成19年4月1日から施行されること

及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成17年11月7日に公布され、障害者自立支援法が平成18年10月1日から施行されたことに伴い、筑紫自治振興組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第106号「大野城太宰府環境施設組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部が改正され、市町村において助役にかえて副市町村長を置くこと及び収入役を廃止し会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、大野城太宰府環境施設組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第107号「福岡都市圏南部環境事業組合規約の変更について」ご説明申し上げます。

本件は、地方自治法の一部が改正され、市町村において収入役を廃止し、会計管理者を置くこととされたことなどに伴い、福岡都市圏南部環境事業組合規約を変更する必要性が生じたため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第14と日程第15を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第14、議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」及び日程第15、議案第109号「太宰府市副市長定数条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14及び日程第15を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 議案第108号及び議案第109号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」ご説明申し上げます。

地方自治法の一部改正により、市において助役にかえて副市長を置くこと及び収入役を廃止し会計管理者を置くこととされたこと等に伴い、関係します条例の改正を行うものでありま

す。

次に、議案第109号「太宰府市副市長定数条例の制定について」ご説明申し上げます。

地方自治法の一部改正により、市において助役にかえて副市長を置くことに伴い、その定数を定める条例の制定を行うものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第16と日程第17を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第16、議案第110号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について」及び日程第17、議案第111号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第16及び日程第17を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 議案第110号及び議案第111号を一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第110号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について」ご説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号による議会が推薦する委員は4人以内とする定めについて、市条例により2人とするものであります。

次に、議案第111号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

本件は、農業委員会等に関する法律第7条により、来年3月の改選に伴い、選挙による委員の定数を現行の15人から11人とするものであります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18から日程第27まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第18、議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費

負担に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第27、議案第121号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18から日程第27までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 議案第112号から議案第121号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、公職選挙法が一部改正されたことに伴い、関係条文の整備を行うものであります。

次に、議案第113号「太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、監査委員の定数について、地方自治法の改正に伴い、条例の改正を行うものでございます。なお、これに伴う定数の変更はありません。

次に、議案第114号「太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の改正により、平成19年4月1日から助役にかえて副市長を、収入役の廃止により新たに会計管理者を設置するとともに、吏員及びその他の職員の区分が廃止されることに伴い、関係条文の改正を行うものでございます。なお、収入役につきましては、その任期中に限り従前のとおりとする経過措置を規定いたしております。

次に、議案第115号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、地方自治法の改正により、平成19年4月1日から助役及び収入役が廃止され、副市長を設置することに伴う改正及び出張の際の宿泊料の甲地方の範囲について、給与構造改革による地域手当の支給に伴って改正されました国家公務員等の旅費に関する法律に準じて改正するものでございます。

次に、議案第116号「証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び太宰府市職員の旅費に関する条例につきましても同じ改正内容でございますので、一括提案いたしております。

改正の内容でございますが、出張の際の宿泊料の甲地方の範囲について、給与構造改革によ

る地域手当の支給に伴って改正されました国家公務員等の旅費に関する法律に準じて改正するものであります。

次に、議案第117号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、公営住宅法施行令の改正により、住み替えなどによる公営住宅への入居事由の拡大が図られましたことに伴いまして、条例の一部を改正する必要性が生じたので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第118号「太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、太宰府都市計画事業佐野土地地区画整理事業の清算金徴収において、事務を円滑に行うために条例の一部を改正する必要性が生じたので行うものであります。

次に、議案第119号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条文の整備をいたすものであります。

次に、議案第120号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、条文の整備をいたすものであります。

次に、議案第121号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」ご説明申し上げます。

今回の改正は、健康保険法等の一部を改正する法律が施行されたことに伴う条文の整備をいたすものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28から日程第32まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第28、議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」から日程第32、議案第126号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第28から日程第32までを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 佐藤善郎 登壇〕

○市長（佐藤善郎） 議案第122号から議案第126号までを一括してご説明申し上げます。

最初に、議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、緊急を要し既決予算では対応できないもの及び入札減などで生じた不用額等について計上させていただいております。

主なものといたしましては、職員の人事異動及び休職などによる人件費、確定いたしました普通交付税、小・中学校の学級増に伴う消耗品、備品及び教室改造費、今年9月の台風13号によります風倒木の撤去等の災害復旧費、その他不足しております生活保護費、塵芥収集運搬委託料、道路維持補修関係費、交通安全施設整備費などを追加計上いたしております。

この結果、今回の補正予算では、歳入歳出それぞれ1億6,976万2,000円を追加させていただき、予算総額を191億6,858万5,000円といたしております。また、あわせて学校給食調理業務委託及び小・中学校用務員業務委託などの債務負担行為について補正させていただいております。

次に、議案第123号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入及び歳出予算にそれぞれ2,347万5,000円を追加し、予算総額を59億2,822万7,000円にお願いするものであります。

歳出の主なものといたしましては、療養給付費国庫負担金精算返還金及び人事異動等に伴う給与の調整による人件費の増額によるものでございます。

歳入につきましては、基金繰入金等繰入金及び繰越金が主なものとなっております。

次に、議案第124号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,170万円を追加し、予算総額を34億5,687万9,000円にお願いするものであります。

歳出の主な内容といたしましては、平成17年度介護給付費が確定したことから返還金を計上及び介護給付費の見込みに対する予算の組み替えを行っております。

歳入の主な内容といたしましては、平成17年度からの繰越金でございます。

次に議案第125号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして、収入を387万7,000円増額し、総額12億4,089万4,000円に、支出を87万2,000円減額し、総額12億2,389万2,000円とするものであります。

資本的収支につきましては、収入を257万2,000円増額し、総額1億5,617万2,000円に、支出

を91万7,000円増額し、総額10億2,906万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、職員の変動等に伴う職員給与費の調整と、長浦台ポンプ場跡地の売却により、売却代金として資本金収入に帳簿価格の257万2,000円を追加し、固定資産売却益として収益的収入に帳簿価格と売却額との差額387万7,000円を追加するものであります。

次に、議案第126号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」ご説明申し上げます。

今回の補正は、収益的収支におきまして、収入を2億243万9,000円減額し、総額16億7,275万3,000円に、支出を92万円減額し、総額16億5,048万円とするものであります。

資本金的収支におきましては、収入を2億896万9,000円増額し、総額13億6,864万6,000円に、支出を118万4,000円増額し、総額18億1,033万4,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、職員の変動等に伴う職員給与費の調整と、一般会計繰出基準の改正に伴い分流式下水道補助金を追加し、資本費平準化債の借入条件が確定したこと等により、繰入金の増額及び組み替えを行うものであります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

質疑は12月5日の本会議で行います。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月5日午前10時から再開します。

本日はこれをもちまして散会いたします。

散会 午前10時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（2日目）

〔平成18年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成18年12月5日

午前10時開議

於 議 事 室

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第98号 | 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第2 | 議案第99号 | 太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて |
| 日程第3 | 議案第100号 | 市道路線の廃止について |
| 日程第4 | 議案第101号 | 市道路線の認定について |
| 日程第5 | 議案第102号 | 福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について |
| 日程第6 | 議案第103号 | 福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について |
| 日程第7 | 議案第104号 | 筑紫野太宰府消防組合規約の変更について |
| 日程第8 | 議案第105号 | 筑紫自治振興組合規約の変更について |
| 日程第9 | 議案第106号 | 大野城太宰府環境施設組合規約の変更について |
| 日程第10 | 議案第107号 | 福岡都市圏南部環境事業組合規約の変更について |
| 日程第11 | 議案第108号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第109号 | 太宰府市副市長定数条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第110号 | 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第111号 | 太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第15 | 議案第112号 | 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第16 | 議案第113号 | 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 日程第17 | 議案第114号 | 太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について |
| 日程第18 | 議案第115号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第19 | 議案第116号 | 証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第20 | 議案第117号 | 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について |
| 日程第21 | 議案第118号 | 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について |
| 日程第22 | 議案第119号 | 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について |

- 日程第23 議案第120号 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議案第121号 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第122号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第26 議案第123号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第27 議案第124号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第28 議案第125号 平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第29 議案第126号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第30 請願第5号 少人数学級に関する請願
- 日程第31 意見書第6号 「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | |
|-----|----------|-----|---------|
| 1番 | 片井智鶴枝 議員 | 2番 | 力丸義行 議員 |
| 3番 | 後藤邦晴 議員 | 4番 | 橋本健 議員 |
| 5番 | 中林宗樹 議員 | 6番 | 門田直樹 議員 |
| 7番 | 不老光幸 議員 | 8番 | 渡邊美穂 議員 |
| 9番 | 大田勝義 議員 | 10番 | 安部啓治 議員 |
| 11番 | 山路一恵 議員 | 12番 | 小柳道枝 議員 |
| 13番 | 清水章一 議員 | 14番 | 佐伯修 議員 |
| 15番 | 安部陽 議員 | 16番 | 田川武茂 議員 |
| 17番 | 福廣和美 議員 | 18番 | 岡部茂夫 議員 |
| 19番 | 武藤哲志 議員 | 20番 | 村山弘行 議員 |

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（23名）

| | | | |
|----------------|------|---------------------|------|
| 市長 | 佐藤善郎 | 助役 | 井上保廣 |
| 収入役 | 松島幹彦 | 教育長 | 關敏治 |
| 総務部長 | 平島鉄信 | 総務部政策統括担当部長 | 石橋正直 |
| 地域振興部長 | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長 | 関岡勉 | 健康福祉部長 | 永田克人 |
| 健康福祉部子育て支援担当部長 | 村尾昭子 | 建設部長 | 富田譲 |
| 上下水道部長 | 古川泰博 | 教育部長 | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長 | 木村洋 | 総務課長 | 松島健二 |
| 財政課長 | 井上義昭 | 地域振興課長 | 大藪勝一 |

市 民 課 長 藤 幸二郎

福 祉 課 長 新 納 照 文

建 設 課 長 西 山 源 次

上下水道課長 宮 原 勝 美

教 務 課 長 井 上 和 雄

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（５名）

議会事務局長 白 石 純 一

議 事 課 長 田 中 利 雄

書 記 伊 藤 剛

書 記 花 田 敏 浩

書 記 満 崎 哲 也

再開 午前10時00分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第1と日程第2を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第98号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」及び日程第2、議案第99号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

お諮りします。

日程第1及び日程第2は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第98号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第98号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第98号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対0名 午前10時01分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第99号「太宰府市教育委員会委員の選任につき同意を求めることについて」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第99号を同意することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第99号は同意されました。

〈同意 賛成19名、反対 0名 午前10時02分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第3と日程第4を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第3、議案第100号「市道路線の廃止について」及び日程第4、議案第101号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3及び日程第4を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第100号及び議案第101号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第5から日程第10まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第5、議案第102号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について」から日程第10、議案第107号「福岡都市圏南部環境事業組合規約の変更について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第5から日程第10までを一括議題とします。

お諮りします。

日程第5から日程第10までは委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありません

か。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに質疑、討論、採決を行います。

議案第102号「福岡県自治振興組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第102号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第102号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第103号「福岡県市町村災害共済基金組合を組織する地方公共団体の数の減少に関する協議について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第103号を可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第103号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第104号「筑紫野太宰府消防組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第104号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第104号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第105号「筑紫自治振興組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第105号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第105号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時05分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第106号「大野城太宰府環境施設組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第106号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第106号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第107号「福岡都市圏南部環境事業組合規約の変更について」これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第107号を可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第107号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時06分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第11と日程第12を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第11、議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」及び日程第12、議案第109号「太宰府市副市長定数条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第11及び日程第12を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第108号及び議案第109号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第13と日程第14を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第13、議案第110号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について」及び日程第14、議案第111号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13及び日程第14を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第110号及び議案第111号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 15 から日程第 20 まで一括上程**

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第15、議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第20、議案第117号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第15から日程第20までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第112号から議案第117号までは総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 21 議案第 118 号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について

○議長（村山弘行議員） 日程第21、議案第118号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第118号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第 22 から日程第 24 まで一括上程**

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第22、議案第119号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第24、議案第121号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第22から日程第24までを一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第119号から議案第121号までは環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第 25 議案第 122 号 平成 18 年度太宰府市一般会計補正予算（第 3 号）について

○議長（村山弘行議員） 日程第25、議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」を議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第122号は各常任委員会に分割付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第26と日程第27を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第26、議案第123号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び日程第27、議案第124号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第26及び日程第27を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第123号及び議案第124号は環境厚生常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第28と日程第29を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第28、議案第125号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」及び日程第29、議案第126号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第28及び日程第29を一括議題とします。

これから質疑を行います。ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

議案第125号及び議案第126号は建設経済常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第30 請願第5号 少人数学級に関する請願

○議長（村山弘行議員） 日程第30、請願第5号「少人数学級に関する請願」を議題とします。

紹介議員の説明を求めます。

1 番片井智鶴枝議員。

〔1 番 片井智鶴枝議員 登壇〕

○1 番（片井智鶴枝議員） 「少人数学級に関する請願」。

請願者、ちくし教育を考える会太宰府ブロック代表中尾啓子氏。

紹介議員、渡邊美穂議員、山路一恵議員、私片井智鶴枝です。

では、要旨を朗読させていただきます。

太宰府市で、新1年生（小学校、中学校）から、35人以下学級にしてください。

理由。

私たちは、太宰府市のすべての子供たちが、行き届いた教育のもとで楽しく健やかに成長してほしいと心から願っています。しかし、いじめや自殺など、子供たちを取り巻く状況は厳しくなるばかりで、子供たち自身も、そして回りの大人たちも不安な気持ちが大きくなっています。

このような状況の中、少人数学級への要望は高まる一方です。太宰府市でも、昨年度、太宰府小学校1年生で、そして今年は国分小学校6年生で、35人以下学級が実施され、子供たちはもちろん、保護者や先生からも、「ゆっくり、安心して見守ることができた」と大変好評だったと聞いています。

全国的な少人数学級実現運動の高まりの中で、国は制度を緩やかにし、財政負担はないままに、自治体の裁量で少人数学級の実施が可能になりました。太宰府市は2003年9月、国に対して「30人以下学級の実現を柱とする新たな定数改善計画の実施を求める意見書」を提出しています。

子供の成長は待ったなしです。太宰府市として、指導工夫改善加配や担任外の教師を活用し予算措置をして、35人以下学級にしてください。

子供たちは、一日の大半を学校で生きています。憲法で保障された「学ぶ権利」を太宰府市のすべての子供たちが平等に享受できるように、できるところから一刻も早く35人以下学級になるようにしてください。

今回の請願は、太宰府市で新1年生（小学校、中学校）からというふうな内容になっております。小学校1年生は幼稚園あるいは保育園から、また中学校1年生は小学校から、大きな環境の変化の中で大変不安を覚える時期です。この時期にこそ、少人数学級が必要ではないかという内容の請願になっております。

また、2006年度、全国においては46都道府県、福岡県では36自治体、約52%が何らかの形で少人数学級に踏み出しています。

以上のような要旨、理由をご理解の上、議員の皆様におかれましては、慎重に審議いただき、採択していただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

請願第5号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第31 意見書第6号 「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書

○議長（村山弘行議員） 日程第31、意見書第6号「「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

13番清水章一議員。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 意見書第6号「「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書」について説明をさせていただきます。

お手元にあります意見書を朗読させていただきます、説明にかえさせていただきます。

提出者は、私清水と福廣和美議員でございます。

理由は、「法テラス」の体制整備と充実を国に求めるための意見書でございます。

司法制度改革の一環として、法律サービスをより身近に受けられるようにするため、総合法律支援法が2年前に施行されました。同法に基づき、「日本司法支援センター」（愛称・法テラス）が設立され、10月2日、全国で一斉に業務を開始しました。

法テラスは、「身近な司法」実現へ中核となる組織で、情報提供、民事法律扶助、司法過疎対策、犯罪被害者支援、国選弁護の事務などを主な業務としています。業務開始の初日だけで、全国で約2,300件もの相談があり、期待のほどがうかがえます。

今後、法的トラブルの増加も予想されるだけに、法テラスは時代の大きな要請にこたえる機関です。2005年、2006年に、鳥取、茨城県等で4回の試行を実施した結果からは、相談件数が年間100万から120万件を超えると予測されており、これに対応できるだけの体制整備が望まれます。よって、法テラスの体制をさらに充実させるため、下記の項目について早急を実施するよう強く要望いたします。

一、全国で21人しか配置されていないスタッフ弁護士を早急に大幅増員すること。

一、司法過疎対策を推進し、いわゆる「ゼロワン地域」を早急に解消すること。

一、高齢者、障害者などの司法アクセス困難者への配慮として、訪問や出張による相談等を実施すること。

一、「法テラス」について、特に高齢者、障害者、外国人、若者等に配慮し、きめ細かく周知徹底を図ること。

一、利用者の利便性のかんがみ、「法テラス」は日曜日も業務を行うこと。

一、メールによる相談サービスを早期に導入すること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出させていただきます。

あて先は、衆議院議長河野洋平様、参議院議長扇千景様、内閣総理大臣安倍晋三様、法務大臣長勢甚遠様です。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

意見書第6号は総務文教常任委員会に付託します。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月14日午前10時から再開します。

本日はこれもちまして散会します。

散会 午前10時20分

~~~~~ ○ ~~~~~

1 議 事 日 程（3日目）

〔平成18年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成18年12月14日

午 前 10時 開 議

於 議 事 室

日程第1 一般質問

一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名
(議 席 番 号) | 質 問 項 目 |
|----|--------------------------|--|
| 1 | 安 部 陽
(15) | 1. 新年度予算の骨格と機構の見直しについて
(1) 骨格予算について
(2) 機構の見直しについて
(3) 市民の健康づくりについて
(4) 交通渋滞の解消について |
| 2 | 福 廣 和 美
(17) | 1. 教育問題について
いじめ対策について
2. 観光対策について
年末年始の太宰府館及びその周辺について |
| 3 | 中 林 宗 樹
(5) | 1. 「市民政庁まつり」の市の役割と取り組みについて
第24回「市民政庁まつり」が10月14日に開催されたが、予算が足りないとのことで、昼間だけの開催となった。このままだと今後縮小傾向になるのではないかと危惧されるが、「市民政庁まつり」に対する市の考えを伺う。
2. 学校教育予算について
子供は日本の将来を担う国の宝である。本市においては厳しい財政状況の中、学校教育予算についてどのように考えているのか伺う。
3. 国士舘大学跡地の利用について
国士舘大学撤退後の敷地の利用と用途地域の見直しについて伺う。
4. 高雄公園（仮称）について
平成19年度に整備着手するとのことであるが、その設計計画、地元説明について伺う。 |
| | | 1. 高齢者に配慮した隣組長制度について
高齢者の方から強い要望があり、夫婦共に80歳を過ぎているのに隣組長が回ってきた。市から手当を出しているが何らかの方法で対応を。 |

| | | |
|---|-----------------|--|
| 4 | 武 藤 哲 志
(19) | <p>2. リストラや病気等により失業した場合、前年の所得税、市民税で決まる保育料を申請により減額できないか</p> <p>失業した場合、失業保険は短期間しか受給できず、就職活動などで大変である。二人の子供の保育料として月額約10万円を要するが、夫婦の収入が昨年と比較して大幅にダウンした。保育料が安い無認可保育所に一時的にお願いすることになる。子供に不安を与える状況の解決を。</p> <p>3. 地方税法の改悪による市民税増税分で福祉、教育予算の充実を</p> <p>昨年の国会で公的年金等控除、配偶者特別控除、定率減税の縮小、非課税措置の段階的廃止により市民税の増税が強まった。その結果、国民健康保険税、介護保険料も増税となる。これらの増税に対し施策の中心をどこに置くのか。</p> |
| 5 | 渡 邊 美 穂
(8) | <p>1. 教育格差について</p> <p>自治体間において、法改正を受けて教育現場での格差が広がっている。少人数学級や図書司書の配置等、予算措置を含めて市の考えを伺う。</p> |
| 6 | 大 田 勝 義
(9) | <p>1. かけがえのない子供の命を守るための取り組みについて</p> <p>(1) 本市の小中学校における「いじめ」の現状とその対応について</p> <p>(2) 児童虐待の実態と対策について</p> <p>2. 市債について</p> <p>市債のうち縁故債の借入先と利率はどのようにして決定されているのか。またミニ公募債の発行について検討されたことがあるのか伺う。</p> |
| 7 | 不 老 光 幸
(7) | <p>1. 地域コミュニティづくりについて</p> <p>(1) 当初の施策目標に対する成果について、どう評価しているのか伺う。</p> <p>(2) 今までに取り組み実施した具体的な施策内容について</p> <p>(3) 今後の取り組みについて</p> <p>2. 市道整備、補修の予算について</p> <p>(1) 市道の全面整備、改良のための平成19年度の予算措置はどうか伺う。</p> <p>(2) 市道補修のための平成19年度の予算は平成18年度予算よりも増額は考えられないのか伺う。</p> |

2 出席議員は次のとおりである（20名）

| | | | |
|-----|------------|-----|------------|
| 1 番 | 片 井 智鶴枝 議員 | 2 番 | 力 丸 義 行 議員 |
| 3 番 | 後 藤 邦 晴 議員 | 4 番 | 橋 本 健 議員 |
| 5 番 | 中 林 宗 樹 議員 | 6 番 | 門 田 直 樹 議員 |

7番 不老光幸 議員
 9番 大田勝義 議員
 11番 山路一恵 議員
 13番 清水章一 議員
 15番 安部陽 議員
 17番 福廣和美 議員
 19番 武藤哲志 議員

8番 渡邊美穂 議員
 10番 安部啓治 議員
 12番 小柳道枝 議員
 14番 佐伯修 議員
 16番 田川武茂 議員
 18番 岡部茂夫 議員
 20番 村山弘行 議員

3 欠席議員は次のとおりである

なし

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（32名）

市長 佐藤善郎
 収入役 松島幹彦
 総務部長 平島鉄信
 地域振興部長 松田幸夫
 市民生活部長 関岡勉
 健康福祉部子育て支援担当部長 村尾昭子
 上下水道部長 古川泰博
 監査委員事務局長 木村洋
 政策推進課長 宮原仁
 税務課長 古野洋敏
 特別収納課長 鬼木敏光
 まちづくり企画課長 神原稔
 観光課長 木村甚治
 子育て支援課長 和田敏信
 建設課長 西山源次
 施設課長 轟満

助役 井上保廣
 教育長 關敏治
 総務部政策統括担当部長
 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 石橋正直
 健康福祉部長 三笠哲生
 建設部長 永田克人
 教育部長 富田譲
 総務課長 松永栄人
 財政課長 松島健二
 納税課長 井上義昭
 地域振興課長 児島春海
 産業・交通課長 大藪勝一
 市民課長 山田純裕
 保健センター所長 藤幸二郎
 上下水道課長 木村努
 学校教育課長 宮原勝美
 花田正信

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

議会事務局長 白石純一
 書記 伊藤剛
 書記 満崎哲也

議事課長 田中利雄
 書記 花田敏浩

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さんおはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

本定例会での一般質問通告書は15人から提出されております。そこで、一般質問の日程はさきの議会運営委員会におきまして2日間で行うことに決定しておりますことから、本日14日7人、明日15日8人の割り振りでを行います。

議事日程はお手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

15番安部陽議員の一般質問を許可します。

〔15番 安部陽議員 登壇〕

○15番（安部 陽議員） 皆さんおはようございます。

ただいま議長から発言の許可を受けましたので、一般質問をいたします。

まず、今朝の朝刊によりますと、佐藤市長は今期限りで辞任したいとの意向を発表されております。この12年間、まほろば号の新設を初め九州国立博物館開館など、多方面につきましても頑張っていただきました。本当にありがとうございました。

最初に、新年度予算での骨格予算についてお伺いいたします。

今回の新年度予算につきましては、暫定予算と思量しておりますが、よほどのことがない限り大きく変わるものではないものと推察いたします。収支の全く合わない厳しい財政状況に、各自治体は悲鳴を上げたいような気持ちだと思います。扶助費、公債費の増加、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計も一般会計からの持ち出しなど、歳出に見合う歳入財源は見当たりません。私といたしましても、歳入面につきましては、今後補助金等の減額が行われ、増加の要素はないものと推量いたしております。したがって、とるべき策といたしましては、いかに歳出面を抑えるかにかかっておるものと推察いたします。第2の夕張市とならないためにも、努力をされていることは十分認識はしておりますが、市民の皆様には負担はかけられません。このためにも、市民、議会、行政が相協力しながら、健全財政に向かわなければならないと思っております。

平成17年度決算状況を見られてもわかりますように、目的別決算内容から見てみますと、民生費が48億円強、土木費が36億円強と、民生費が断トツにとっぴ高となっております。本当の予算は、投資的予算としての土木予算や教育費などが民生費よりも多い予算であるべきで、元

気なまちづくりや元気な子供の育成にならなくてはならないものと思っております。平成18年度予算の際は、平成17年度予算より19億円からの予算減でありました。平成19年度は、さらに予算減が予想されますが、現時点での予算額がどのような動きになっているのか伺います。

また、マスタープランはどれもこれも重要であります。特に力こぶを入れて推進すべき重要政策について、3点ほどに絞って回答をお願いいたします。

次に、機構の見直しについて伺います。

今回地方自治法の一部改正により、助役は副市長に、収入役は廃止され、会計管理者を置くものとされました。また、職員の吏員制度も廃止され、職員と改正されることになりました。したがって、市民の金庫番として重要な位置づけとなっておりました収入役としての責任からおとしての会計管理者の位置づけに伴う機構整備が必要だと思います。

私はこの際、思い切った機構改革が必要ではないかと思量いたします。最近問題となっておりますいじめや自殺など、青少年の相談窓口、あるいは開発行為や建設の許可の際のしっかりとした窓口、すなわち総合相談窓口の配置、また高齢者のバリアフリーに伴う審査、検査、建設土木、上下水道などの工事完了後の独立した検査課など、不正防止のためにもぜひとも必要ではないかと思います。また、国立博物館、太宰府天満宮、大宰府政庁跡などを核とした観光に向けての充実のため、渉外関係も含めた総合的な観光事業に対する見直し、市民の元気な健康推進づくりの体制づくり、すなわち各行政区へ巡回しながら指導できる実働班の編成など、思い切った機構整備をこの際行うべきと考えますが、いかがなものか伺います。

次に、市民の健康づくりについて伺います。

私は1期目の年からかれこれ12年間、高齢者問題と健康づくりで何回となくいろいろな形で質問をしてまいりました。最近やっと国の機関でも、病気をさせない、寝たきりをつくらないことに気づき、いかに医療費を抑制するかという問題に取り組んでこられたようであります。

私は医療費を減らし、予防に力こぶを入れれば健全財政に向かうということを再三言い続けてまいりましたが、人員不足あるいは予算の関係かわかりませんが、なかなか前に進まないようであります。担当職員の方は国からの指導をもとに頑張っておられますことは十分認識しておりますが、まだまだ予防対策までには時間がかかるようであります。私は、都府楼保育所が民間移譲される際に、人員増があるため健康予防対策に力を注ぐべきではないかと提言したものでありますが、実現しませんでした。

少子・高齢社会となり、子は宝であります。昔は3世代が住んで子育て等については、じいちゃん、ばあちゃんが子供を見守ったり、子育てのアドバイスがありましたが、今では教えてくれる方がおられません。これにかわるものとして、子育て支援センターができたものと思います。

このときに発足いたしました子育て支援センターの業務内容と該当するお子様の人数、受け付け件数はどのようなになっているのか伺います。

また、この支援センターは各行政区を巡回してあるようですが、その効果についてあわせて

回答願います。

私は健全財政に向かうためには、医療費の削減にあると思います。思い切って市民の健康づくりのために、1,000万円ぐらいこの事業に注がれてはいかがなものかと思います。3人の方の寝たきりがなければ、この予算は生ずるものではないでしょうか。単年度のみを見るのではなく、5年後、10年後には、50人、100人と寝たきりの方が減少すれば、1億5,000万円、3億円と、歳出減となってくるものです。要は、長期計画で健康問題と医療費問題に取り組んでいただき、健全財政対策として太宰府市独特の政策ができないか伺います。

また、この健康づくり対策では、食育、運動、趣味、サークルなどいろいろな関係があると思いますが、これらの関係課が横の連絡を取りながら事業を進める、あるいは子育て支援センターのように独立した健康推進センターを発足させ進めていくなど、ぜひとも健全財政推進のため早急に検討し、目安をつけていただきたいと思います。その時期、目標等について伺います。

次に、年末年始並びに週末における交通渋滞の解消問題であります。

このことにつきましても、機会あるごとに質問させていただきましたし、他の議員からもういろいろと質問があつておりますが、なかなか解消に向かっておりません。国立博物館開館とともにウィークデーでも混雑の度を加えております。梅大路交差点につきましては道路改良がなされましたが、踏切と信号機の連動性、また信号機の右折矢印、または時間差による信号機の改善がなされておられません。したがって、最近では、直進車が来ているにもかかわらず強引に右折する車もおります。信号機の改善策は大きな事故がないと取り組まれないのでしょうか。関係機関との協議で回答がどのようになっておるのか、道路改良等含めて伺います。

平成の会では、伊勢市に視察に参りました。伊勢市は年末年始のみパーク・アンド・バスライドを採用し、この4日間のみで3,500万円の売り上げとなっており、特別会計で処理されております。なお、駐車場は1カ所で、河川敷も含め3,300台収容できる大駐車場で、送迎システムとなっています。また、有料駐車料金は年末年始と週末だけとなっております。

私は、本市の交通渋滞解消については、水城小学校前から五条交差点まで歩道を改良し、変則3車線が考えられますが、道路管理者である福岡県の意向もあると思いますが、一つの案として検討もされたと思いますが、この案についての解消策についてどのようにお考えかあわせて伺います。

再質問は自席にていたします。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 一般質問、安部議員のご質問に対しましてご回答申し上げます。

まず、1点目の骨格予算についての質問でございますが、平成19年度当初予算は、ご指摘のとおり4月に統一地方選挙を控えておりますので骨格予算となり、政策的な予算につきましては、新体制のもとで改めて検討し、6月補正において審議していただくことになります。

現時点での一般会計の年間を通じた予算規模といたしましては、ご指摘のとおり、特に大き

な歳入増は見込めず、昨年とほぼ同程度になると見込んでおりますが、一方で新たな需要が見込まれ、昨年に引き続き厳しい状況でございます。

そのためには、予算編成に当たりましては、事務事業の見直しや統廃合、行財政改革等によりまして、身の丈に合った予算編成を行ってまいります。

次に、2点目の機構の見直しについての質問に回答いたします。

今回の地方自治法の改正によりまして、各地方公共団体がみずからの判断で適切なトップマネジメント体制を構築できるよう、助役にかえ副市長制度が導入されております。副市長の定数は、人口、組織の規模等を勘案いたしまして、条例で任意に定めることとされることになりました。

また、特別職としての出納長・収入役制度が廃止されまして、収入、支出、支出命令の確認等一定の会計事務をつかさどります一般職としての補助機関を置くことによりまして、引き続き会計事務の適正な執行を確保する仕組みが整備されたところであります。

組織機構の整備でございますが、統一選挙を控えた時期でもありますし、法改正の趣旨を踏まえまして、新たな体制の中で慎重に検討していく必要があると考えております。

次に、3点目の市民の健康づくりについてでございますが、健康な毎日が送れること、病気であっても重度化したり、寝たきりにならずに一生を過ごせるようにすべての人々が望みを持っておると思いますが、寝たきりにならずに一生を過ごしていくということ、また市民の健康づくり、医療費対策を講じていくという上でも重要な行政課題と考えておりますが、ご意見を参考に、事業の内容の充実に努めてまいりたいと思います。

次に、4点目の交通渋滞の解消でございますが、ご質問に回答申し上げます。

昨年の10月の九州国立博物館の開館以来、多くの観光客が本市を訪れておられます。太宰府天満宮周辺では交通渋滞となり、地域住民の皆様には日常生活にご迷惑をかけていると思います。

これから年末年始を迎えるに当たりまして、例年のような大渋滞を招かないように、国土交通省初め県や警察などいろんな関係機関、また関係部署と協議を行いまして、緩和策を検討しているところでございます。ご理解いただきたいと思います。

なお、質問項目の細部につきましては、関係部長が回答いたします。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 平成19年度の予算についてお尋ねでございますので、お答えをいたします。

平成19年度予算については、昨年同様に施策別の枠配分に基づきまして、現在各施策ごとに予算編成の作業を行っております。市長が申しましたように、昨年に引き続きまして厳しい財政状況でございますので、事務事業の見直しや統廃合、行政改革等を行いながら、内部経費の削減を第一に、市民の皆様には極力負担をかけないような努力を現在しているところでござい

ます。

現段階におけます平成19年度の主な取り組みといたしましては、新市街地整備に伴います児童・生徒数の増加によります小・中学校の教室の改修整備あるいは高雄公園の整備、太宰府市緑地の保全に関する条例に基づきます緑地保護地区の公有化、あるいは便利で安全な道路の整備に力点を置くというふうに今のところ考えておりますけども、これも先ほど言いましたように、骨格予算でございますので、統一地方選挙後に改めて検討をしたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 次に、3項目めの市民の健康づくりについてお答え申し上げます。

平成20年度に医療制度改革が行われまして、保健部門においては生活習慣病予防に力点を置いた政策が展開されるようになっております。これに伴いまして、市町村では基本健診の充実をさらに図り、健診の結果、生活習慣病予備軍と考えられる人々に対する対策を強化していく施策の展開が必要となってまいります。

このことを受けまして、市といたしましては健診データやレセプトデータを有効に活用いたしまして、保健指導や健康教育並びに栄養指導等により、生活習慣の見直しの支援を進めていくように考えております。健康部門と医療部門の密接な連携によりまして、市民の健康づくり対策の一層の推進により、国保医療費の減少につながる施策を展開していきたいというふうに考えております。

また、現在の健康推進員や健康推進員の経験者を対象に健康リーダーの養成を行いまして、各地域ごとに本市の独特の事業であります「はつらつ貯筋教室」を実施いたしております。今後ともに、このような独自の事業の推進をさらに充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

ご質問の健康推進センターの発足につきましては、現在の保健センターを核といたしまして保健・医療部門はもとより関係部署との連携を深め、健康推進員、食生活改善推進員等のお力をかりながら、健康づくり対策に取り組んでいきたいというふうに考えております。

なお、子育て支援センターにかかわりますご質問につきましては、子育て支援担当部長よりご回答申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 次に、子育て支援センターについて回答申し上げます。

核家族化や地域における子育て機能の低下等に対応するため、家庭で子育てを行っている保護者の不安や孤立感を取り除くことを目的として事業を行っております。

業務内容は、窓口における相談事業や、本年6月から各地域での事業を展開し、公民館等に出向いての出前保育や、いつでも自由に家族で参加することができる子育てサロンなどを実施いたしております。0歳から5歳までのお子さんは、本年3月末で約3,700人、そしてこれ

らの事業に呼びかける就学前の家庭保育のお子さんは約1,800人でございます。

支援センター業務の11月末の実績は、面接51件、電話39件の相談業務、また出前保育等に延べ1,116人、子育てサロンに延べ750人ほどの参加がございました。

なお、出前保育では、区長さん方にもご理解いただき、参加の呼びかけや場所の提供など、多々ご協力をいただいているところでございます。

事業参加者の感想として、相談する人ができてよかった、地域で友達ができてよかった、同年代の子供同士のふれあいができてよかったなど、好評を得ているところでございます。

地域に出かけることの効果は、参加する方、支援してくださる地域の方々の共通理解がより深められ、若い世代の保護者の方々が、地域の温かさや親しみの中から、身近な地域社会での支え合いの大切さを自然に感じとり、子育ての楽しみや喜びを見出されていることだと思っております。このことにより、地域での子育てが福祉でまちづくりや地域コミュニティづくりの協働のまちづくりへとつながっていることだと思います。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 交通渋滞の解消についてということでございます。ご回答申し上げます。

梅大路交差点の道路改良に伴い、信号機と踏切の連動性及びそのときの関係機関との協議内容はとの質問でございます。

九州国立博物館の開館によって今でさえ混雑している梅大路交差点が、さらに悪化するおそれがあるため、渋滞緩和対策について平成16年より県において交通実態調査及び検討が始められたところでございます。

梅大路交差点の問題点は、西鉄太宰府線踏切と当該交差点との距離が近すぎて、踏切遮断や一たん停止による影響を受けやすい特異な交差点で、恒常的な渋滞が生じている状況にあり、特に筑紫野・古賀線における五条方向からの右折車線は当時は30mしかなく、後続車の進行を阻害して渋滞が発生していたところでございました。

そのために、道路改良のハード対策、それから信号制御方式の変更のソフト対策が検討され、県警本部、筑紫野警察署、県関係課合同で対策会議が数回開催され、時差式信号、右折専用信号制御などの信号整備については、太宰府線踏切及び信号表示増に伴う交差点飽和度の増加、青時間減少に伴う混雑度の増加等により不可能、難しいということになり、現在の筑紫野・古賀線の右折車線30mを90mに確保延長するという結論になったところでございます。それについては実施されたところです。

なお、長期的対策として、筑紫野・太宰府線、それから市道横町・湯の谷線の道路改良時の梅大路交差点の改良及び隣接交差点の信号機のサイクルを調整し、その結果を見て、信号機のさらに高度化について判断していくという対策となりまして、道路の改良工事が実施されたところでございます。

今後につきましても、交通渋滞の解決について、県及び県警とも協議してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） まず1点目の3点ぐらいに絞って回答をお願いしますということで質問しておりましたが、市長、部長言われますように、来年の4月の選挙がないことには、またこの3点の絞り方も難しいんじゃないかならうかと思えますけれども、私自身としてはですね、市民が住みやすいまちづくりのためには、病気にならないための施策、これは行政でやっぱり考えなくてはいけない問題じゃなかろうかと思っておりますね、市長方針じゃなくって。それから、交通渋滞の緩和、今やはりこれが地球温暖化等にも影響してきますので。それと、教育の問題、いじめ、自殺、それから暴走族、それから義務的な責任を果たされない、税金も納めない、保育料も納めないというような方も出てきておりますので、やはり教育は大切です。私はそういうようなことを、今後行政としても進めていただきたいと思いますと思っております。一応、第1点目のそれはそれくらいで終わりました。

機構のあり方については、やはり、今申し上げましたように、いじめ、自殺、それからいろいろ、何ですか、建設の場合のいろいろな反対運動等もあってありますし、やはり市民が身近に相談できると、先ほど、子育て支援担当部長言われましたように、ああいうふうで前向きにされたら、かなり安心されるということで、そういう総合窓口の設置、それから今のところ財政課の方で事業完了後検査してありますけれども、やはり一つの独立した機構として、だれにも影響されないようなやっぱり検査体制が要るんじゃないかならうかというふうに思います。そういうふうで、検査課の問題。それから、これはコミュニティづくり、地域振興部でやってありますけれども、太宰府館ですね、あれが現在、発見塾やらでたくさんの市民の方が利用されております。これは行政の方、大変しっかりと指導して、そういうふうで、市民の方も喜んでありますけれど、まだまだこれが、収益の上がるような方向づけ、例えば食堂をつくったり、あるいは売店をつくったりと、何かそういうようなことが、転換できないかと、それであそこの窓口のあり方を今後検討すべきじゃないかと。

そういうことで機構のあり方について質問したわけですが、こういうものも新市長ができないとできないという問題であるのか、あるいは行政で私はある程度の筋道は立ててもいいんじゃないかならうかと思えますけれど、その総合窓口だとか検査課、それから観光課のあり方、そういうことについての行政としての見方となりますかね。そういう機構整備ができないか、ちょっと再度お伺いいたします。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 地方公共団体におきましては、その所管する行政分野や事務事業が拡大しております。また、その役割と責任が広がっていることはご存じのとおりと思います。このようなことから、組織運営面におけます自主性、自立性の一層の拡大を図りな

がら、今後もマネジメント機能の強化を図りますとともに、まちづくりの課題解決に向けまして、最適な組織機構とするように検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

基本的には、組織機構は市民にわかりやすく、市民サービスが的確に迅速に行われ、かつ簡素で効率的でなければならないと考えております。この基本に沿って検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 前向きにひとつこれを検討していただいて、よりよい市民サービスができるように機構整備の方もお願いしたいと思います。小泉首相の機構改革なくして景気回復なしというような言葉もありますように、やはり行政が率先してそういう改革に向けて頑張っていたきたいと思います。

次に、健康づくりの問題でございますが、やはり先ほど福祉の部長さんが言われますように、これは一つの私はいいい手本じゃなかろうかと思えます、子育て支援センターというのは。結局、外に向かって職員の方が行かれると、これによって市民の方は安心して相談に行けると、そういうようなシステムで、これは私はいいい例題と思いましたので、大変しっかりと、私はこの都府楼保育所が廃止になるときに、そういうふうで、行動隊をつくってくれというようなことでお願いしましたところ、このサロンの方でやってありますし、これはなかなかいい筆頭の機構整備であったと思います。したがって、健康センター、今一生懸命やってあります。本当、先ほども医療費、また平成20年に改正されたりして、習慣予防的なものもしなくちゃならないという、事業はどんどん福祉の問題に入ってくるわけですけど、この方にやはり増員をされて、市民が健康になれば、それだけ私は財政に寄与してくると確信しておりますので、ぜひとも先ほどの子育て支援センターのような機構整備ができればと、これも一応要望しておきます。結局、活動部隊の設置ですね。

それから、交通渋滞につきまして、先ほど部長から説明ありましたが、特に今度「若冲と江戸絵画」特別展が1月1日から、正月三が日の忙しいときから始まるわけですが、この正月三が日の交通対策について、昨年はかなり公共機関利用ということで、少し緩和されたようなところもありますけれど、今年はこういう交通、一方通行だとか、そういうことで改善されたところがあれば、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 正月三が日の交通渋滞対策の件でございますけども、既に関係機関、団体、つまり筑紫野警察署、天満宮、国立博物館等々も入れた関係者の会議を数回行いました。その結果、1つは、交通関係では、一方通行の一部改正がなされております。それが1つでございます。それからもう一つは、去年の国立博物館開館以降の大渋滞等も経験しながら、一つの大きな方策として行いますのは、やはり公共交通機関を利用していただくというのを徹底してPR、周知をしていくということと、まず第1に行いたいというふうになっております。それからいまだ一つは、臨時駐車場の拡大確保を図るということで、数字的には、今年の

三が日から対比しますと、約320台ほど増の確保ができております。そういうことで、いろんな関係機関と数回にわたって対策を練っておりますので、できるだけそういうふうな公共交通機関を利用していただくとかいうふうなことを、徹底して周知をしていきたいというのを考えております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 今320台ほど増という駐車場の問題、全体でやはり3,000台ぐらいの収容になると思われますが。伊勢市の場合ではですね、河川敷を利用してまでやってあるんですね、河川管理者との協議も調って、そういうような駐車場になっておると。それで1カ所で3,300台とめられますので、あそこはバスを年末年始やっているんですね。そこから送迎のみになっているから、町の中は余り、あそこは、ごらんになってわかりますように、道は狭いんですよ、そういうふうでバス一本で、内宮、外宮やらに行かれるようなシステムを組んでおるわけです。

やはり、今言われますように、できるだけ向こうの方で、水城小学校から向こうの方が今度が増えたんだらうと思われませんが、そうなりますと、やはりメリットがないとだめですよ。結局、あそこに駐車して400円取られ、電車で都府楼駅からまた、1人150円ですか、3人家族として450円、往復で900円また別途要るんですね。それで、無理やりに太宰府の駐車場まで持ってこようと。やはり、そういうメリットを考えていただいたパーク・アンド・ライド方式をとられないかということですが、その点どういうふうに。これは今度の課題だとも思いますが、答えられたらお願いします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほど申し上げました、今年正月三が日に比較しますと、約320台の増というふうに申し上げました。トータル的には、いわゆる一般駐車場、臨時が約3,350台、それからパーク・アンド・ライド方式、つまり水城小学校ですとか関屋高架橋の下、看護学校跡地等々の利用が合わせて約1,800台、トータルで5,167台を確保いたしております。

先ほどの質問の中で、いわゆるパーク・アンド・ライド方式のメリットが必要ではないかというご質問なんですけども、確かにこのパーク・アンド・ライドをやってみまして、いろいろアンケートを集計いたしますと、やはり費用がかかるとか、そういうふうな問題、質問もございます。しかしながら、今年三が日の実績を確認いたしました、正月三が日でこのパーク・アンド・ライドだけを利用いただいた方は約2,600台ございました。こういう数字から見ると、今年の元旦あたりの状況からして、かなりの効果があったというのは事実でございますので、やはりこれらをさらに拡大、広げながら、今後の対応にしていきたいというふうに思います。確かにメリットというのは必要なんでしょうけども、例えば先ほど伊勢市の問題をおっしゃいましたが、本市の場合については、西鉄の電車が近くに、都府楼前駅がございますの

で、これを活用するのが非常に効果的だという判断をいたしております。確かにまほろば号もこの沿線を走っておるんですけども、やはり問題は、その幹線道路が大渋滞ということもございますので、また特別バス路線をつくるわけにはまいりませんので、今後こういう方式をさらに充実を図っていききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 一応パーク・アンド・ライド方式もひとつ頑張っていたきたいと思っております。できるだけ、交通緩和に寄与するんじゃないかならうかと思っております。

もう一つ、予算的にも大変だろうと思いますが、水城小学校から五条交差点までの変則3車線、これは以前もちょっと話したと思いますけれども、植樹帯、そういうところを少し削っていただいて、変則3車線、午前中は2車線を使って、帰りは1車線、今度は昼になると、帰りを2車線使って、太宰府の方に入るのは1車線と、そういうような考えはできないかということをお願いしています。その後の、検討というか、予算の問題もありませんが、県との絡み合い、部長あたりは後で来られたからわからないか、ちょっとその点について。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） そういう内容が質問書に書いてございましたので、部内で、昔担当した職員に聞いておりましたが、具体的にテーブルにのせて検討したという実績はございませんでした。ただ、当時政庁前通りを改良するときに、1つは、北側が非常に史跡関係、特別史跡関係もございまして、景観、そういうものを含めて歩道をとるというような考え方が、その当時主流でございまして、改良の結果、今のような歩道も含めた、また歴史をいつでも散策できるような形にしたという経過がございます。

安部議員さんの考え方は、多少交通の緩和になるかもしれませんが、交通渋滞が本当に、政庁前通りも正月三が日渋滞し、天満宮駐車場も渋滞したときに、それ以上逆にずっと通常のように天満宮駐車場からバックがかかってきて渋滞するということで、市の方も似た考え方として、市役所の前の五条橋ですかね、あそこから米屋さんのところの前をずっと河川敷に道路をつくって、逃げれるようにしたらどうかというようなことも、これは絵に描いて、かなり検討したわけでございますけれども、当初言いましたような理由で、なかなか抜本的な交通渋滞の対策にならないということで、今のところそういう考え方を持っているということでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員。

○15番（安部 陽議員） 結局、駐車場が狭いということですね。あそこは700台ぐらい入っていると思いますけれど、そういうような問題、一応今後の検討課題としてお願いしておきます。

いろいろ質問しましても、なかなか選挙前で難しい問題もあろうかと思っておりますので、これで

終わりますが、最後に、やはり市民に溶け込んだ行政をしていただきたい。先ほどの子育て支援センターのように、前向きに市民の中にどんどんどん入っていただきたいということを特にお願いいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 15番安部陽議員の一般質問は終わりました。

次に、17番福廣和美議員の一般質問を許可します。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） ただいま議長より許可がありましたので、一般質問をさせていただきます。

議題は通告どおり、いじめ問題と太宰府館についてお伺いをいたします。

いじめ問題が異常な広がりで展開し、前例のない事態が続いています。教育界だけではなく社会全体が立ちすくみ戸惑っている重苦しい冬となりました。全国でいじめに起因すると見られる10代の自殺が連鎖し、校長までも命を絶つという現実です。一連の問題は、子供たちに不幸、不運を重ねながら次々に浮上してきました。その痛ましさや影響の大きさから連鎖的な教育危機とも言うべき状況の中で、子供たちがみずから命を絶つような悲劇をこれ以上繰り返さないために、私たちは真正面から取り組んで、今やらなければならないことに全力を尽くさなければなりません。

いじめはいかなる理由があろうと絶対に許してはならない。あらゆる手段を尽くして根絶させるべきであると私は思います。そのために、いじめは人道上的犯罪。断じて許さないという強い意志を学校初め社会全体に行き渡らせることこそ、いじめの根絶の大前提ではないでしょうか。

学校側はどんな理由があろうと、人を苦しめるいじめは悪という姿勢を貫き、いじめを発見したらすぐにやめさせる行動を起こすべきです。

また、いじめをなくすかぎを握っているのは周りで見ている人たちです。児童・生徒たちには、自分に関係ない、見て見ぬふりは共犯者という考えを定着させなければなりません。また、いじめに対し、これは僕たちの問題なのだと認識させて、子供同士で「やめろ」と言うことのとうとさをぜひ教えていきたいと思います。

いじめ問題の解決は、子供優先の社会への構造改革によって、人が輝く社会づくりができるかどうかにかかっています。

以上の観点から以下、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

本市におけるいじめの実態をどうとらえておられますか。そのための日常的な子供へのアンケート調査はどのように行われていますか。

2番目、本来、100%子供と向き合うべき教師が、雑務に追われ専念できないという問題も指摘されています。学校、地域、家庭が連携しての教師バックアップ体制が必要と考えますが、認識を伺いたい。

3番目、教師こそ最大の教育環境であり、子供の成長はよき教師との出会いによって決まる

と言っても過言ではありません。教員の資質向上にどのように取り組まれているのかお伺いをいたします。

4番目、中学校に配置されたスクールカウンセラーによる相談活動の相談窓口の設置についてお伺いをいたします。

5番目、一連の学校の不祥事を受け、教育委員会への批判と改革論議が高まっています。本市の教育委員会に照らし教育長の認識をお伺いいたします。

次に、2点目ですが、何かと批判のある太宰府館についてですが、なぜこの12月議会でこの質問をするかと言えば、本来この施設は観光客の皆さんにくつろいでいただくための施設であり、小鳥居小路の活性化の核づくりのためにつくられたやかたであると私は理解をいたしておりますので、1年の中で、最も多くの方が来られる年末年始にどう対処しようとしているのか。開館して早くも3年目を迎えますが、市としては、現在事業としてどのように評価をしておられるかお尋ねをいたします。

再質問については、自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いじめ問題につきます5点にわたっての質問についてお答え申し上げます。

最初に、いじめの実態についてですが、先ほどの話の中にもありましたように、いじめにより児童・生徒がその命を絶つという痛ましい事件が相次いで発生していることにつきまして、極めて遺憾なことであり、重く受けとめているところでございます。

いじめは決して許されることではなく、しかし一方で、どの学校でも起こり得るものと考えております。したがって、その対策に本市といたしましても特に力を注ぐべき重点課題ととらえております。いじめに教師が加担するなどということは言語道断であり、決して許されるものではありません。

文部科学省は、いじめを「自分より弱い者に対して一方的に、身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」としております。本市でも毎月調査を実施しておりますが、今年度は残念ながら11月末までに中学校から2件のいじめの報告があっており、そのうち10月におきました1件につきましては既に解決しております。もう一件につきましては、該当校において関係生徒等への指導、保護者等への説明を行うなどして、二度と起こさないような取り組みをしてるところでございます。

このような中、本市といたしましても一層の危機感を持ち、いじめ問題に引き続き取り組んでいきたいと考えております。

2点目の教師の状況に関する質問についてですが、ご指摘のような学校の状況につきまして、私も認識しておるところでございます。その背景といたしましては、学校週5日制に伴う時間減という量的な問題、また学習内容や方法の複雑化による質的な問題があると思います。そのほかに子供の実態とか、保護者の要望等、多様化等々から来るそういうふうなことが

背景として考えられると思っております。

こういう中でございますが、本市におきましては、特に本年度から文部科学省の学校評価システム構築事業の推進地域としてその指定を受けましたが、この事業では、学校、地域、家庭、そして教育委員会が一堂に会して話し合うなど、連携の一つの方策として生かしていけるのではないかと考えているところでございます。今後、学校教育の質的向上を図れるよう努めてまいりたいと考えております。

3点目の教員の資質の向上についてですが、ご指摘のように子供の成長にとって教師の役割は大変重要です。この自覚のもと、子供の成長にかかわっているという喜びや誇りを持って指導力や使命感に富んだ教師であってまいりたいと考えております。

本市では、県そして筑紫地区主催の研修会に加えまして、市教育委員会主催の研究会を先生方のキャリア、あるいはニーズに応じて体系的に設け、特に休業中を中心に実施しております。また、各学校の組織的な教育活動の充実を図る研究指定校制度や学校訪問、校内研修会における日常的な指導もあわせ教員一人一人の質的向上を図っておるところでございます。

4点目のスクールカウンセラーの相談活動に関する質問についてですが、現在2名のスクールカウンセラーが2中学校を担当する形で、市内4中学校すべてで教育相談を行っております。教育相談の時間は、1校当たり平均週4時間で、年間35週、会場は各学校とも相談室で実施しておりますが、必要に応じて家庭訪問等による教育相談も行っております。小学校の教育相談につきましては、県のスーパーバイザーやスクールカウンセラーが対応しているところでございます。

最後の教育委員会のあり方についてですが、今日、いろんな批判、また改革論議があっておりますけれども、このことにつきまして、現段階におきましてはまだ意見のまとまりというところまで至ってないのではないかと考えています。法的な面、それからいろいろな内容的な面もございますので、こういうことを見据えながら、本市といたしましても諸課題の解決に取り組んでまいりたいと考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 次に、太宰府館についてのご質問にご回答申し上げます。

地域活性化複合施設太宰府館の設置目的でございますが、ご承知のようにまるごと博物館構想の中核施設として、市民と観光客が交流し、また滞留型観光の拠点として平成16年10月に開館いたしましたところでございます。開館以来既に2年を経過いたしましたが、利用客や入館者も年々増加しております。平成18年11月末現在では、延べ約29万人の方が利用されておるわけでございますが、まだまだ十分な効果が発揮できていないと考えております。

特に九州国立博物館が開館いたしましたから、市民はもとより県内外からの観光客も増加傾向にありまして、今後とも九州国立博物館や太宰府天満宮、また観光協会などとも密に連携を取りながら、設置目的に向けてさらなる活性化を図ってまいりたいと思っております。また、

このことにつきまして、太宰府館の積極的な取り組みによりまして、さらに波及効果が十分発揮できるよう期待いたしておるところでございます。

なお、ご質問の年末年始にかけての詳細な対応、あるいは今後の運営等につきましては、担当部長からご回答を申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 太宰府館の年末年始の対応について申し上げます。

まず、12月25日までは通常どおり開館をいたしまして、26日から30日までは臨時休館といたす予定でございます。これは年末の同時期に参道周辺の商店街も正月準備に入られます。また、九州国立博物館も25日から31日までは休館ということも勘案しながら、こういう休館をとりたいというふうに思っております。

なお、31日から元旦、2日の3日間につきましては、午後10時まで開館をいたします。これは関係団体がイベントの開催をするという予約も入っておりますことから、午後10時まで予定をいたしております。特に31日のイベント終了後につきましては、太宰府館建物の広場を利用していただいて、補導連絡協議会などの巡回活動の拠点としてもご利用いただくというふうな予定でございます。また、正月3日から9日までは通常どおり開館いたしまして、31日から9日まで延べ10日間を通常どおり開館いたすというふうに考えております。

また、これまで以上に多くの方にこの太宰府館を利用していただくために、一つのプログラムとして梅ヶ枝餅焼き、木うその絵つけ、それから万葉歌碑めぐりや史跡めぐり等々の、いわゆる体験プログラムというものを新しく企画をいたしております。平成18年度の実績として11月末までですけれども、既に35回実施をいたしました。これに参加していただいた市民、観光客は延べ約1,900人になっております。分析をいたしますと、大半が市外からのグループが多うございまして、特に小・中・高等学校等々の修学旅行、あるいは子ども会等の利用が日々増加しております。また、あわせて周辺の小鳥居小路、宰府商店街ですけれども、2年前にがんばろう会という組織を立ち上げられました。この中でいろんな事業を展開をされておるわけですが、その一つの事例を紹介いたしますが、例えば七夕祭り、あるいはえびす様祭り、そして今回から新たに曲水の宴、あの事業につきましてはこの小鳥居小路まで行列を回してもらうというようなことも実現いたしました。そういうことで、いろんなこの商店街が事業を展開されるときも、この太宰府館を一つの活動の拠点というふうな位置づけもされておまして活用をいただいております。そういうことから今後も市民、あるいは地元、観光客あわせながら、今後もこの設置目的に向けて活性化を図りながら、その活用を徹底していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） ここで11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時01分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 初めに、いじめの問題ですが、項目別に分けてお答えをいただきましたが、質問は再質問全体的になるかとは思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

このいじめの問題は、いろんな角度からもう日々テレビ等でも討論が行われ、教育再生会議においても、どうすべきかという対策がいろいろと練られておりますが、まず私は、この問題は学校教育だけではなく家庭教育、それからまた社会全体がかかわっていかねばいけない問題であるというふうに思ひます。

まず、その点からお答えいただきたいんですが、どう思われるか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 子供の教育を考えたときに、ご指摘のように学校、家庭、社会、この三者の連携が一番重要であると思ひますので、言われるそのとおりだと思ひております。そういう中で、学校というのはやはり教育専門家集団であるだけに、またいろんないじめ等が学校生活というものと一体として起こっているような現状もあるということから考えたときに、学校が果たす役割とか責任は大きいと思ひております。その学校の状況を、先ほども言ひていただきましたような信頼とか、バックアップとかというような形で支えていただけると、よりよい方向に行くんじゃないかと思ひて、大変ありがたい話だと思ひて聞ひておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） そこで、今お伺ひしているのは学校における教育をどうやっていくかということになると思ひますが、いわゆる我々団塊の世代の人間からすれば、いじめによって自殺をする子供たちが出てくること自体なかなか理解しがたい部分というのはありますが、過去から現在に至るまでこのいじめは決してない時期はないというふうに思ひます。今なぜそういった子供たちのいじめの内容が変わってきた、またいじめ方が変わってきた、死を決意するまでのいじめが発生をしてるということであろうというふうに思ひます。

今、学校で大事なものは、いじめは絶対に許さないという学校、教育委員会もそうですけども、全体がそういった空気をつくり出す、いかにそう一人一人の命に植えつけるかどうかであろうというふうに思ひます。そうするには、学校の先生、教師そのものが絶対にいじめは悪であり、許してはいけないという、そういったものが今本市における小・中学校、幼稚園もそうでしょうけども、そういった教育現場にあるのかどうか、これはなければ、全くないということはないでしょうけども、100%そうであるという意識づけをいかに子供たちにも学校の先生たちにも親にもするか、これ以外にないのではないかと思ひますが、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。



○教育長（關 敏治） ご指摘のように、いじめが悪いことである、してはならないことである、そのことについては、命の大切さと同様に各学校で十分な指導が行われているというふうにとらえておるところです。ただ、1つには、これは教育再生会議の義家氏も言っていたんですが、弱い者をいじめるというのが、やっぱり人間のどこか根っここのところにいつもあるのかなというふうなところもあると思います。それだけに教育が非常に大事だということは論をまたないと思っております。

もう一つは、私はいつも思っていることは知っていることとか、考えることとか、思うことと行為といいましょうか、これには大きな溝があって、例えばいじめをしていけないということは知っている、いじめをしないようにしなくてはいけないということは考えている、しかしながら実際いじめを見たとき、それをとめるかどうかというそのところの大きな溝があって、よりよい行為に移っていくためには正しい理解も非常に大事なことですけれども、これをすることが大事だということを言う周りの証人といいましょうか、周りの気持ちとか、やはり大人社会の様子とか、テレビ社会、いろいろなところをやはり十分に勘案しないと、単なる知識とか、頭で考えるだけではなかなかうまくいかないのではないか、その辺が単にいじめ問題だけでなく、いろんな道徳性を考えたときに、知識とか考え方までは十分身についていたとしても、それが行為にまでどう結びつくかというところに難しさがあるという、そんなふうなことを考えているところです。

先ほど、繰り返すようですが、それを乗り越えていくためにはやはり、学校でいえば学級集団とか学校集団の証人とか、社会でいえば地域とか大人の社会の、やはりそういう支えがないとそこを乗り越えられないんじゃないかという意味合いで、先ほども出ましたように、学校、家庭、地域、こういうことの一致した連携のもとに指導に当たるということは非常に大事だと思います。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 今、教育長が言われるとおりにと思いますが、であればこそなおさらのことのように日々、正直言いまして私も今回こういった事例が多く出てまいりましたけれども、以前は確かに体に対する暴力、それから金銭を要求する暴力、これによって自殺が一時期増えました。しかし、今のいじめは要するに内面的ないじめによつての自殺者が出てるように思います。今、教育長が言われたように、我々自身もこれに対する認識不足というか、そういったものも確かにありましたし、今、教育基本法の問題からいろいろ出ておりますが、この教育に対する新たな決意を持って取り組むべき時が来ているのではないかというふうに感じております。だから、我々も大いに反省する点がありますが、その点を強く今の先生方にも持ていただきたいと。だから、すべての先生がやっぱり持つ必要があるだろうというふうに思っています。

ここにある記事があるんですが、先ほども言いましたけども、いじめは暴力ですと、いじめ

ている側が100%悪い。1,000%悪い。いじめの被害者は弱い人間、それは正反対であると。いじめの人間にこそ自分の醜い心に負けた一番弱い人間であると。暴力人間を強いと錯覚するところに日本の狂いがある。心から血を流している人に対して、傷の手当てもしないで頑張れというのは間違いであると。その人を苦しめている原因を一緒に取り除いてあげなければいけない。大人の鈍感さが問題であると。要するに我々がそういうことにやっぱり鈍感になっている。いち早く子供のそういった傷を見出して、それを最後まで取り除く作業をすることこそが一つの教育であると。今、高校の進学の問題等々出ておりますが、やはりそういう基本のところからの教育なしに幾ら大学受験をして大学に通っても、やはりそういう人間しか生まれてこないのではないかという危惧が芽生えてまいります。

具体的に今太宰府でどういう問題が起きて云々ということはあれですけども、先ほど言いましたように、ある中学校ではアンケート調査を無記名じゃなくて記名式でされたというところもあるようであります、やはり毎月、先生にわかるようにいじめるのはなかなかないでしょうから、しかしそういうアンケート調査をする中で、アンケートに書いていけば解決してもらえるという風潮をつくっていかねければ、本当のことをアンケートに書く子供もないのではないかと思いますし、私は無記名とするのが正しいやり方であろうと。記名式というのはなかなか、またそれが先生にわかったから、今先生に対する信頼感もないですからね。先生に要らんことを言うたおかげで、それがいじめの原因になったというのが隣の、近隣の中学校でのことでありますから、本当にいじめられているというふうに書いていいのかどうかというのも、子供たちも迷う部分があるかもわかりませんので、そういった点はもう一度再考していただくようお願いをしたいと思います。

教育委員会というよりは、要するに教育界全体でしょうけども、こういういじめの問題、また登校拒否の問題等を上に上げると立場が悪くなるとか、そういったことではなくて、いわゆるそこなりのガラス張りというか、正直に今どういう問題がこの中学校、小学校にあって、それをこう解決しましたという、その解決したという部分を重く見て、何でも上に上げれるようにやはりすべき改正点は私は学校教育の中にあるのではないかというふうに思います。

先ほど教育長も言われたように、ヤンキー先生の義家さんが5人の仲間をつくれということをテレビで当時報道されておりましたけども、あれはあれでそうだろうというふうに思いますし、そこにもう現に太宰府の小・中学校で実施されているところもあると思いますが、社会との、地域との連携といいますか、そういったものもお一層強めていっていただきたいというふうに思っています。

それと、先日議会全員協議会のときに中学校の今度の給食の問題、給食といいますかランチサービスの問題で、なぜこのランチサービスを先生が一緒にとって、給食をとってもらえないのかなという疑問が我々にはあります。もう少し学校の先生が積極的に、新たな方式を組み入れたわけですから、それに積極的に私は取り組むべきではないかというふうに思っています。こういったところに先生の関心の低さというか、気配り、目配りの配慮が欠いているのではな

いかと、生徒に対するですね。それが結果として、いじめの実態を掌握できないということにもつながってきているのではないかと、そういう危惧があります。

今回、7名ですか、先生でランチサービス今注文されているのが、今後増えることを我々は期待はいたしますけれども、今言われている教育の中で食育という見地からも、今度のランチサービスはこうこうで、まだまだ人数は少ないけれども、どうかかわっていったらいいのかという食育というものを考えたときに、やっぱりみずから同じものを食するということが私は大事だろうというふうに思いますが、その点、最後の点、ちょっと教育長いかがですか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先生方が何を食べてあるかということについて、詳しい情報は私ども持っておりません。できるだけ子供たちと同じような目線に立ってしていくというのは一つの方法ではないかというふうに思います。ただ、食事とかになってきますと、必ずしもそれを義務づけるといいでしょうか、そのようにしてほしいという気持ちは気持ちといたしまして、そのようにするというのはなかなか難しさもあるんじゃないかというふうに思っております。今のようなご意見があったということについては、また校長を通して知らせたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） この教育の問題は奥が深くて、将来日本の国がどう変わっていくかという問題にもかかわってきますから、ここだけで論議は尽くせるはずもないわけでございますけれども、先ほどからありました地域の問題ですね、関心がある家庭は関心があるけれど、学校に関心がないとか、なかなか関心が持てない、そういう時間もないというご家庭もいっぱいあるというふうに認識しております。

学校で、いろんな中学校で集まる機会がありますが、来られるお母さんお父さん方、お父さん方が来られるのはもうほとんどないと、お母さん方でも確かにもういつも同じメンバーしか来られないという、そういった面もあります。学校の先生、生徒の問題、それから地域、それからいわゆるお父さんお母さんのこのところに、いかにくさびを打っていくかが今やらなければならないことだろうというふうに私は思います。今やらなければいけないことと、将来に向かってやっていくことと立て分けて、論議だけしたって意味がないわけですから、もう常にこういった問題を解決する方向でぜひ取り組んでいただきたいと。極端に言えば、それは学校の成績を上げてもらうための学校だというふうに言われる方もいらっしゃるかもしれませんが、こうやった子供たち、先ほども一般質問で宝ということが出ておりましたが、こういう犠牲になる子供が一人でも減るように、また一人もなくなるようにするのが今やらなければならないことであろうというふうに思います。これが今だけ、この話題に上ってるときだけ、テレビの報道ももう少ししたらまた消えるでしょう。そういったときに継続的にこの問題に取り組む姿勢を再度教育長にお伺いして、この項目は終わりたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校はご存じのように学習の場であり生活の場でもありますし、それから

育てる側面といたしましては、知識だけじゃなくて、そういう徳育、体育、そういうものがやっぱりバランスよく育っていくというのが大事なことでございますので、今そういう面でいじめということで大きく心なりがクローズアップされておりますが、そういうところが、さきに申しましたようなよくバランスのとれた子供たちに育つように、いろんな面から努力してまいりたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） いじめの問題はまたお二人ほど一般質問がありますので、そちらの方にお任せしたいというふうに思います。

太宰府館の問題ですが、当初の目的達成率は何%でしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 達成率が何%かというご質問なんですけども、先ほど市長が申しましたように、やはりこの太宰府館の活用につきましては、まだまだ十分とは言えないというのは十分担当としても認識はいたしております。今後とも観光客あるいは市民の皆さんに立ち寄ってもらうような企画、プランを立てながら、旅行会社あるいは観光協会、国立博物館等々も含めながら、いろいろな企画をしながらそこに情報を発信し、そして滞在型の観光、あるいは回遊性を持たせながら市内全域にその波及効果を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） 議長、濟いません、ちょっとお願いがあるんですが、1項目だけ逆に戻っていかんでしょうか。大事なことを忘れておりました。

○議長（村山弘行議員） 教育委員会の。

○17番（福廣和美議員） 教育委員の。いいですか。

○議長（村山弘行議員） はい。

○17番（福廣和美議員） 濟いません、どうも。

一番聞こうと思っていたことが1つありました。そのいじめの中の今問題になっている携帯電話、この現状、太宰府の場合は小・中学校に持ってきていいようになっているのかどうか。というのは、もう私が言わずとも問題点はわかっていると思いますが、メール、インターネット、これによる集団的いじめ、そういったものも、これは東京、大阪、大都市の問題かもわかりませんが、携帯電話というものをどう学校現場として考えておられるか、ちょっとお伺いをしたいんですが。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 年度当初ぐらいに学校に来たときには持ってこないように指導しているというふうに聞いた、そういう記憶の状況で、あと確かな情報を持っておりませんので、必要であれば調査して報告させていただきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） この前、今の教育再生会議等、テレビ等の議論の中で、いわゆるご両親が持たせると、そこまではいいかもわからんが、持って帰った家では必要ないわけですから、家では取り上げるということをしなればいけないと。笑われるかもしれんけども、それぐらいのことをしないとだめなんですよ、やっぱり。その安心・安全のための携帯電話であって、メールのやりとりをするための携帯電話を持たせちゃいかんということですよ。必要ないわけですから。そこまで踏み込む気持ちがあるかないかですよ、皆さん方、皆さん方というか社会が。私はそう思うんですが。実態がわからないということでございますので、今後またその点は追及はしていきたいというふうに思います。これはもう小・中学校だけではなくて高校もそうですけども、高校の授業中にメールの交換をするなんていうのはもってのほかでしょうが。そう思いませんか。ああいうのが堂々と報道される時代というのはおかしいですよ。それならラジオを持っていてもいい、テレビを持っていてもいいということですよ。今、携帯電話でテレビも見れるわけですから。携帯電話のことについてはまた別途やります。

では、太宰府館に戻りますが、達成率が何%かわからんということでございますが、我々は開館以来2年が過ぎ3年目を迎えた今、あれは税金のむだ遣いじゃないかという批判が大いにありますし、しかし我々は今からよくなるんですと言うしかないわけですよ。で、3年目を迎える。この状況がいつまで続くのですかと。今のままでいくのであれば、そういう批判の方が当たってしまいますよということです。と思うんですが、当初……、じゃあ先に、団体客であそこで食事をとってされた数は今まで過去2年間どれぐらい、何件ぐらいありますか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） ちょっと今手元に団体客がどのくらいという数字を持ちませんけども、11月末までの入館者の分析をいたしますと、先ほど市長が申しました約29万人という数字は出ておりますが、うち観光客と思われる入館者につきましては約35%ぐらいの数字が出ております。つまり9万人ぐらいが観光客だという判断をいたしてございまして、それぞれ先ほど言いました体験プログラムの中で修学旅行等々の子供たちが来ておりますし、その中でもある団体については昼食をとるというケースも徐々に増えてきております。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） なかなか数字を教えてもらえないわけで、徐々に増えているというのはどういう感じで増えているかというのは我々が調べないといかんのやろうけど。随分、この太宰府館を建てる前にはそこらあたりの議論をしましたよね。そうやっていくために、どうしたらいいかこうしたらいいか、こういう施設にしたらいいかということを随分議論をしたように思いますし、我々の感覚としては、あの当時議論した内容はほとんどないと、今。当初は太宰府館を地域の方にも市民にも近隣の方にも理解をしてもらうために、そういうものを主体としてやっていくということはやぶさかでないというふうな理解をしてございましたが、その域から一向に脱しようとはせずに、その方向の深みだけにはまり込んでいるのではないかという危惧を今持っております。その点はいかがでございましょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほどもご回答の中でも申し上げましたけども、観光客だけではなくて、やはりあの太宰府館周辺の商店街、地域の方々にも大いに活用していただくということも目的の中にございますので、例の商店街の宰府商店街、小鳥居商店街を含めまして数年前にがんばろう会という組織が立ち上がりました。その中で、年間を通して6項目ぐらいのイベントが企画されておりますが、ほとんどあの太宰府館の前の広場、あるいは館内を含めて一つの拠点として活用をいただいております。そういうことで、観光客のみならず、やはり市民を含めて地域の方にも今後ともその活用を大いに図っていただきたい。こちらの方もその受け皿として、いろいろなプランをしていきたいというふうには考えております。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） というのは、太宰府館の中で営業はできないと。どうやって利益を生むかということになると、その近隣のあそこの商店街の人たちに多くの、あの通りを渡っていただいて利益を上げていただく、そこにしかないわけですから。で、その点がですね、なかなか我々が思っているような形になっていかないと。いつになったら目に見えてくるのかなというですね、そういったものが欲しいんですね、そうしないと税金のむだ遣いと市民の方から批判を受けたときに返す言葉もないという現状になってくるのではないかというふうに思っています。

それで、年末年始のことをお伺いしたんですが、31日から三が日は10時まであそこをあけると。これ、たしか今年に入ってから一般質問か何かでお伺いをしたときに、要望していたんですが、31日の夜ぐらいは、あそこの通り全体を明るくして、イルミネーションにしてもですね、一つの、いや、それは昨年からですね、あの通りは増えてきたんですよ、人通りが。ここ二、三年前と、あの通り、31日の大みそかですね、通る割合というのは全く違います。三、四年前はもう真っ暗でですね、ほとんどあの通りはありませんでしたよ。しかし、今、駐車場関係の問題かもわかりませんが、結構多いんです、あそこは。そういうときには、あの通りをですね、本当に違う通りのようにですね、僕はすべきじゃないかというふうに、31日だけでもですよ、そう思っています。で、10時までとは言わずに、31日は朝まで24時間あけていいのではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいまの年末年始の問題等は部長から答弁させますが、現在の太宰府館のそのものが税金のむだ遣いじゃないかというようなことを、現象面だけでとらえていただいておりますが、この経過につきましては、市民の皆さんにも十分説明し、議会に対しましても説明しながら、あの建設に至った経緯だけは十分ご承知おき願いたいと思っております。

まず第1に、あの中心市街地が、大型店舗が郊外にできまして、中心市街地の灯が消えたようになったのは事実でございます。唯一残ってございました太宰府ストアがとうとう倒産したわけでございます。それに伴います、倒産のために、用地を売買したときに、マンション業者が

買ったわけでございまして、あの参道、そして中心市街地のど真ん中に11階のマンションを建てると、そういう計画が示されたわけでございまして、地元商店街の皆さん、また周辺の皆さん、びっくりしたわけでございます。と同時に、太宰府天満宮を中心とした市街地の景観上にも、あの、中心の中に、煙突みたいな11階のマンションができたときの景観を想像した場合に、どう対応したらいいのか、地元の皆さんが、まず反対運動を起こされましたし、市民の皆さんもいろいろ関心があり、私のところにもいろいろの陳情なり、そしてご意見があったわけでございます。そういういきさつがありまして、あそこを、いわゆる高層のマンションを建てたい業者に、まず中止をお願いしたわけでございます。いわゆる高さの制限等も問題、そしてこれは中止して、建設を断念願ったのでございます。しからば、その跡の用地をどうするかと同時に金銭上の問題があるわけです。それにどう対応するかの問題もありまして、まず太宰府市が、あの土地は将来の景観、あるいは太宰府市街地の活性化、あるいは観光、国博を見据えた観光の拠点として、大変重要な土地じゃないかというようなことをいろいろ検討しながら、まず太宰府市で土地を所有しようということで、土地開発公社に先行取得をお願いし、それと同時に、将来の、国立博物館ができた、またその周辺の景観の問題を含めまして、法律の改正により、地方自治体で都市計画の決定ができる法律の改正があったわけでございますが、直ちに都市計画審議会を開きまして、あの地点を高さ制限、15mという全国でも画期的な都市計画制限を実施したわけでございます。その後の経過は、何をつくるかいろいろ議論がございましたが、現在の太宰府館を設置するということで決定をいただき、議会の議決を得ながら、現在の建物ができたわけでございます。その設置目的ないしは現況は非常に、まだまだ目的を達成していない、ご承知のとおりでございます。しかし、これをどう今後生かしていくかというのは、部長が答弁いたしましたように、あの設置目的に沿った、いろいろな形で実効ある、効果を、積極的にやっていきたい。まると博物館拠点あるいは国立博物館あるいは天満宮と連携を取った、今後のいわゆる情報発信の基地的なもの、そしてまた観光客に対するご案内等の基地、いろいろ方法はあろうかと思います。そういうことで、今後積極的に現在の太宰府館をより効果的、また実効あるものにしていきたいと、かように考えておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほどの質問の中で、商店街、いわゆる大みそかの活性化なんですけども、このがんばろう会という組織ができましたのは、この太宰府館を活用しながら、周辺、市民含めて活性化を図ろうという中で立ち上げられております。このがんばろう会の中身を少しご説明いたしますと、このがんばろう会の一つの目的の中に、大きく3つの柱がございます。その1つは、地元住民、つまり周辺が楽しむ事業の展開、それから地元商店街もにぎわう事業、そして3つ目に、太宰府館をこの事業の拠点として展開する企画事業という部分で、3本の柱でいろいろな事業を展開されております。で、31日のそのにぎわいの部分ですけども、今現在きちんとした計画はされておられませんけども、今後もそういうふうな提言を受けながら、一緒になって活性化を図っていきたいというふうに思います。

○17番（福廣和美議員）　市長が言われるのはね、そのとおりなんです。そう思います。私自分自身が、あそこは税金のむだ遣いと言った覚えはありません。そう市民の人から言われると、言われたときにどう回答していくかがですね、今のスピードはぬるいんじゃないかと思うんです。これ10年、20年後にですよ、活性化されたって、きついですよ、これは。そう活性化は、あそこの小鳥居小路を目的でやると決めたらですね、やっぱり5年以内ぐらいに大きく変えていくというのがなかったら、何のために太宰府館をつくったかわからんですよ。僕はそう思うんですよ。そういうですね、熱い気持ちを持って我々は太宰府館をあそこにつくろうということに同意したわけです。今のままの太宰府館では同意できませんよ。あそこを中心にじゃなくて、あれを利用して、商店街が変わることが大事でしょうが。そうせんと、参道にきた観光客は、左に曲がろうという気持ちは起きんですよ。どうやって起こすんですか。それがない限り、太宰府館の意義はないですよ。あそこにきた外国の観光客、韓国から来られた、中国から来られた、もちろん日本の各地から来られた観光客の方が、あの角を左に曲がってみようというですね、どうやって起こすんですか。それにあそこの商店街の人たちは全力を尽くすべきですよ。それがなかったら、太宰府館は税金のむだ遣いでしょうが。そうじゃないですか。その点、もう一遍回答してください、心を決めて。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫）　小鳥居小路、宰府商店街の活性化も含めたこの設置目的がござい  
ます。先ほど申しましたように、年間を通していろいろな事業が展開されております。再度申し  
上げたいと思いますけれども、七夕祭り、菊まつり、恵比寿まいり、それから曲水の宴の参進行  
列の誘致、あるいはおひな祭り、それから商店街のマップをつくったりと、いろんな事業をそ  
れぞれ月ごとに年間計画で事業を展開されております。で、なかなか一気にそういう活性化、  
観光客、買い物客を引き込むというようなことにはなりませんけれども、やはり徐々にそういう  
事業を展開しながら、お客さん呼び込み、そして市内全域に回遊性を持たせたようなまちづ  
くりを協力をしていただいているということは事実でございますので、また市としても積極的  
に支援をしていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員。

○17番（福廣和美議員） この問題は、4月に選挙がありますので、4月以降ここにおるかどうかわかりませんので、市民の方から、もう一度、福廣、おまえ市会議員でいいよという信任投票がありましたら、再度この問題を取り扱いたいと思います。

以上で終わります。

○議長（村山弘行議員） 17番福廣和美議員の一般質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時52分

$$\sim \sim \sim \sim \sim \sim \sim \sim \quad \bigcirc \quad \sim \sim \sim \sim \sim \sim \sim \sim$$



再開 午後1時00分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番中林宗樹議員の一般質問を許可します。

〔5番 中林宗樹議員 登壇〕

○5番（中林宗樹議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、4項目について質問いたします。

1項目め、市民政庁まつりに対する市の役割と取り組みについてお尋ねいたします。

市民祭りも、最初は学業院中学校の校庭で始まり、政庁跡へと場所を移し、次第に大きくなってまいりました。本年も第24回目が10月14日に開催され、予算の関係で昼間のみの開催でございましたが、実行委員会の皆様のご努力で大変盛り上がり、また天気にも恵まれて、心配されました来場者も約3万4,000人あったと聞いております。当市の人口が約6万6,000人ですから、その5割強の方が来られておられることになります。市民のコミュニケーションの場としては、これ以上の場はないのではないのでしょうか。また、この祭りをを行うに当たっては、全市民の皆さんに浄財を募り、事業をされている方には別に協賛金をお願いして運営が行われております。一方、市の方はいいますと、財政状況が厳しいということもありまして、市民政庁まつりに対する補助金は、昨年は500万円、今年は415万円で、将来的には0になるかもしれませんと、担当の方から実行委員会の方へ話があったと聞きましたが、そこでお尋ねいたします。

祭りの主体は実行委員会ですが、市としてこの市民政庁まつりをどのように考えておられるのか。例えば、先ほども言いましたが、市民のコミュニケーションの場としては、これ以上の場はないのではないかと思います。そこで、大事に育てていかなければならないと考えておられるのか、もっと別の方向で考えておられるのか、またその取り組みについても、今のような形でやっていかれるのか、もっと積極的にかかわりを持っていこうと考えておられるのか、お尋ねいたします。

2問目、学校教育に対する予算についてお尋ねいたします。

日本の将来を担う子供たちは国の宝であります。子供たちが健全に健やかに育つようにと学校教育がなされていると思います。もちろん先生方の教育、指導が重きをなすものですが、そのためには学校教育施設の整備も重要であります。今、本市の学校を見ますと、校舎も老朽化してきています。お金がないということで、その修理もままなりません。また、教材についても、要る物も我慢して、やりくりしなから何とかしのいでいるというのが現状でございます。このような状態では十分な教育はできません。9月の議会でも取り上げましたが、再度今回も質問させていただきます。

学校現場を見ていますと、昔は先生が教科書とチョークを持って授業が行われておりましたが、現在はいろんな教材やテレビ、パソコンなどを使った授業が行われています。予算がないということで、学校はぎりぎりの中でやっておられます。何を言っても、お金がないの一言で

済まされています。本市は、「緑豊かな文教都市、文化のまち」と標榜はしていますが、学校現場では、運動会のマスゲームに使うリボン代やプールの消毒の薬代にも事を欠くような状態では、いい教育ができるとは思えません。先生方は、いじめや学級崩壊など大変気苦労も多い中に、そのような苦労まで押しつけては、児童・生徒への気配りも半減していきます。

本市の活性化のためにも、ぜひ教育予算を確保していただきたいと思います。何でも一律カットでは、一見公平に見えます。しかし、事業によっては、先送りしたり量を減らせばやれるところもあるでしょう。しかし、それ以上のカットをすれば質の低下を招き、事業自体がやれなくなるところも出てくるでしょう。この学校教育予算はもう底まできています。教育の質の低下へと向かうのです。教育の質の向上、維持は、本市の活性化に一番必要なことなのです。前回も言いましたが、若い人たちが住みたくなるまちにするには学校をよくすることです。今の若いお母さん方は、我が子を少しでもいい学校へ行かせたい。太宰府の学校はいい学校だと言われますと、自然と若い世代が増えていきます。学校が元気になるとまちも元気になります。元気なまち太宰府にするため、日本の将来のため、ぜひとも学校教育予算を優先していただきたいと思いますが、いかがお考えかお尋ねいたします。

3 問目、国土舘大学福祉専門学校の跡地利用と用途地域の見直しについてお尋ねいたします。

国土舘大学福祉専門学校が来年度からの新入生の募集を中止するとのことで、現在の在校生が卒業してしまいますと、学校は閉鎖されるということです。学校の閉鎖については学校の都合もあるでしょうから、どうしようもないと思います。そうなりますと、あの広大な学校跡地をどのようにされるのか、どのような利用ができるのか、検討すべきではないかと思います。まだ学校自体が売却されるのかどうか決めておられないようですが、学生がいなくなれば、職員の方々は東京へ引き揚げられるということです。また、体育館や校舎も老朽化しているので、いずれ売却されるものだと思います。敷地面積は約22万㎡、7万坪ほどあります。このようにまとまった土地は、市内ではなかなかありません。ここの利用方法をどのように考えておられるのか、民間企業の誘致なども考えておられるのかお伺いします。

また、ここは都市計画法で言う市街化調整区域となります。調整区域ですと、学校とか医療施設等利用範囲が限られてきます。もっと広く民間企業の誘致を考えると、線引きの見直しが必要になると思います。線引きの見直しとなりますと、この地域全体、三笠、北谷地区のまちづくりをどうするのか。以前から言われています北谷地区の無指定地域の市街化区域への編入など、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

最後、4 問目でございます。高雄公園の設計・計画と地元への説明会についてお尋ねいたします。

高雄公園もいよいよ来年度着工のようですが、どのような公園にされるのか市民には何も知らされず、黙ってできたものを使えばよいとでも言われかのようにございます。利用するのは市民、特に地元の皆さんです。地元の皆さんに、このような計画にしています、利用される皆

さんどうでしょうかぐらいの話はあってよいと思います。地元説明会は以前から言っておりますが、来年度の予算も組んでおられことでしょうか、いまだに何の話もございません。設計・計画はどうなっているのか、地元説明会はいつされるのか、お伺いいたします。

あとは、再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 市民政庁まつりについてのご質問でございますが、ご承知のように、市内20団体の関係団体で実行委員会を組織されまして、市民相互の交流の場を設けることによりまして、郷土意識を深めながら、明るく住みよいまちづくりの推進を図ることを目的に、市民によるまちづくりの一環としての市民政庁まつりが開催されておるのでございます。このことは、市民が主体のまちづくりの具現化であると認識いたしております。今後とも実行委員会において、市民が楽しめる祭りとなるように、その内容づくりや財源確保などに工夫を凝らしていただき引き続き開催されますよう、市といたしましても、厳しい財政状況下ではございますが、できる限りの財政的支援と人的支援を今後とも行っていくべきだと、かように考えております。

なお、実行委員会におかれましては、既に第25回市民政庁まつりは来年の10月13日に大宰府政庁跡で開催することが決定されておると聞き及んでおります。来年も多くの市民の皆様が参加され、楽しいひとときを過ごしていただける祭りになることを期待いたしておるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

○5 番（中林宗樹議員） 市民まつりのそのもの自体については、今市長がお答えいただきましたとおりで、市民主体で実行委員会主体で行われておりますので、その中でですね、市の行政としてですね、どのようにお考えであるのか。先ほどもちょっと言いましたけれども、将来的に予算が0になるかもしれないから、それもちっと予想しておいてくれというようなことで、市の方はですね、この市民まつりに対して、後ろ向きの姿勢、消極的な取り組みをされるつもりか、それとも積極的にね。やはりこれはもう、先ほど言いましたとおり、市民とのコミュニケーションの場ということで、積極的にかかわっていただいでですね、そしてその中でやっていただくということ、積極的にやっていただきたいと思います。それと、事務局として行政がかかわってあると思いますけれども、やはりこういう実行委員会、二十数団体の連合体でございますので、その中で、やはり事務局の役割というのは非常に大きいと思うんですね。その中で予算もちっと厳しい、昨年度が1,500万円ぐらいの予算で、今年が1,200万円ぐらいの予算ということで聞いておりますけれども、そういう予算組みの中においても、また会場の設営等についてもですね、事務局としてやはりそれなりの資料をそろえて、それなりに、それなりの方向をですね、持っていかれるべきじゃないかと思っておりますけれども、ここら辺について、事務局としてですね、市の方は今どのような仕事をなされているのか、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 事務局のかかわりにつきましては、庶務を担当させていただいています。地域振興課の方において担当しております。

なお、祭りに関しましては、これは24回の回数を重ねておりますけれども、従来から職員もボランティアで参加するというのが、この間ずっと取り組まれておりまして、前日の会場設営あるいは当日の祭り運営には、市の職員ボランティアが約50名ほど毎年参加しておりますし、そういう人的支援を行うということで、キャンパスネットワーク会議の学生連絡会も組織されまして、ここ数年は50名から100名ぐらいの学生さんがですね、参加していただく、あるいはジュニアリーダーが毎年10名ほど参加していただく、そういうふうな職員のボランティアのかかわりもやっているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

○5 番（中林宗樹議員） 事務局としてそういう人的な支援というのは、よく聞いておくことでございますけれども、やはりこの予算編成についてのもですね、やはり施設費が大体900万円ぐらいかかるということで、今年は夜をやめましたので、大体500万円ぐらいで抑えてあるということですが、やはりここら辺の施設関係についてのもですね、やはり取り組みとかですね、やはりそういう予算組みの中での事務局としてのですね、やはり役割というのは非常に大きくなってくると思うんですね。やはり900万円もかかるのかなあというようなことでですね、そこら辺、施設としてですね、あそこへ、現在行われているところで見ますと、電気関係の設備費が非常にかかると、それとステージ、大きなメインステージをつくる、これにも相当な費用をかけているということでございますので、ここら辺の費用の節約についてですね、事務局としてどのような考えを持っておられるのかお尋ねいたします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 先ほど議員の方からご質問の要旨の中で、担当者が補助金を将来0にするよというような発言があったということのご指摘がっておりますけれども、これは今の市の財政状況の中で、補助金だけに頼った祭りでは、今後なかなか継続的な開催は困難性があるということで、実行委員会の中でも、市民が楽しめる、そして24回という伝統あるこの祭りをですね、今後も続けていくということで、どうしたらいいかということ、ここ数年来実行委員会の中で議論をしていただいております。その中で、経費をどうするかというのも実行委員会の中で鋭意検証されながらですね、業者等の選考もされていると聞き及んでおりますので、行政がああしなさいこうしなさいという行政主導型ではなくて、先ほど市長が申しましたように、市内20団体、区長協議会あるいは商工会もちろん、市議会もこの構成員になって、実行委員のメンバーの方も、入っていただいておりますので、そういう中で自主的な、市民手づくりの祭りになっていくように、日夜ご努力していただいていると思っておりますので、市の方が内容に関与しながらですね、進めていくべきものではないという認識を持っております。

○議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 事務局としての仕事をですね、やっていただきたいということで、この実行委員会は二十数団体の連合体でございますので、事務局的な仕事は、やはり市の行政の方でやっておられるんですね、やはりその中でそういう資料づくり、そういう、どういうふうにしたら、どのところら辺がどのくらい予算が削れるのかとか、そういう資料づくりをですね、やはり事務局としてやっていただきたいと思いますけども、ここら辺はお願いできますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 担当の方においては、そのように取り組んでいるつもりでありますけれども、今議員の方からそういうご指摘もいただきましたので、今後も最大限の努力を重ねていきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） その点については、ひとつよろしく願いいたします。

それと、施設を仮設で全部やりますので、その都度お金が、やっぱり余計かかってきますので、あそこは特別史跡ということはよくわかっております。以前から駐車場の問題なんかについても、いろいろご答弁いただいて、なかなか特別史跡への車の乗り入れ、それから建設物の建設等については非常に難しいということはわかっておりますけども、やはりあそこの中へ電気の、外灯を若干設備していただいて、そしてそういう祭りのときには、その外灯から電気を引けるような設備をしていただくとか、もう一つ、これも非常に可能性は薄いと思いますが、半恒久的なステージを何かあそこへ、政庁跡ということで、あれにマッチするようなデザインの、そういうステージを、恒久的なステージができないのか、そこら辺についてちょっとお答えいただきたいと思いますが。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） この間祭りを開催される中で、実行委員会の中でもそういうご意見があったように伺っております。ただ、ご指摘のように、国の特別史跡ということで、現状変更というのはかなり困難な問題があると思います。ただ、そういう恒久的な施設ができれば、今後の経費についても節約されるということについては十分理解しておりますので、教育委員会等とも今後協議しながらですね、何らかのそういう恒久施設が設置できる調査、そういうものも行っていきたいと思えますし、文化財活用保存計画の中でも、いろんな史跡地等の活用について将来構想を描いてありますので、その中とも連携していただきながらですね、実現していただく方向も検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 史跡地の問題につきまして、たびたび私質問しておりますので、大体答えもある程度出尽くしていると思いますけども、常々言っていますように、やはりあそこはですね、先人が残してくれた遺跡ではございます。だけど、生活しているのは現在の私たちでござ

ざいます。そこら辺を強く文化庁あたりに意見の申し入れをいただいでですね、やはりそういう施設がつくられるような方向でぜひ努力していただきたいと思います。これについて、市長の方からですね、そういう努力についてのお約束をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 市民政庁まつりのあり方でございますが、先ほど申しましたように、市民の皆さんが参加をして盛り上げていただく、年に1回の市民の祭りでございます。やり方、方法等は先ほど申しましたように、実行委員会の皆さんで企画立案、そして会の運営等もやっておるわけでございまして、補助金につきましては、厳しい財政事情でありますけども、できるだけ今後も続けていくと、そういうことでございますし、また祭りそのもののあり方も、博多どんたくを見ますように、市民の皆さんが自分たちで盛り上げて、あれだけの大きな祭りになっておるわけでございます。やり方、方法等につきましては、また市民の参加のあり方等につきましても、実行委員会の中で十分検討していただき、さらに盛り上げていただきたいと思っております。

それから、特別史跡の今後の活用の問題でございますが、本市には、ご承知のように、全市一帯に特別史跡、大変な歴史遺産があるわけでございますが、これらにつきましても、用地買収等を行っておりますが、これをただ買収し、草っ原だけでは、私は本当の意味での史跡保存の、そしてまた活用の意味にはなっていないと思いますが、おっしゃるように、あの特別史跡に舞台等をつくるということは、非常に困難だと思っております。ただ、周辺等を見合わせながら有効活用を図っていく、このことにつきましては国とも十分協議しながら、今後の活用の計画を図っていきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） 史跡の有効活用についてはですね、これから太宰府市における重要な課題でございますので、ひとつ今後とも努力をお願いしたいと思います。

これで1問目は終わらせていただきます。

じゃ、2問目、お願いします。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校教育予算について、市長からの回答となっておりますが、私の方からお答えさせていただきます。

義務教育に関する予算につきましては、子供たちの豊かな個性や社会性を養うための、また確かな学力、豊かな心、たくましく生きるための健康や体力を育てるという重要な役割を担っていると思っております。各学校におきましては、厳しい財政状況の中、限られた予算を効果的かつ効率的に創意工夫しながら執行していただいているところでございます。

考え方等につきましては、教育部長に回答させます。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 学校教育予算につきまして、議員が申されますことは、十分に認識をいたしておりますが、年々厳しさを増します本市の財政状況の中で、施策別枠配分などの調整によりまして、学校予算も非常に厳しい状況にあります。

このような中で、児童・生徒が安全で安心して学校生活が送れるよう、まずは教育環境の設備充実等を向上させるため、小・中学校校舎の耐震診断や校舎の改修、施設整備に重点を置いた予算要求を行っておるところでございます。

教育委員会といたしましては、学校教育の充実を図るため、限られた予算を有効に活用し、学校教育予算の編成を行ってまいりたいと考えているところでございます。どうぞご理解を賜りますようよろしくお願いします。

○議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

○5 番（中林宗樹議員） 施策別枠配分方式という予算組みをされているということですね、やはり学校教育予算の中で、いろいろやりくりはされていると思いますけども、市の全体の予算の中で見ましたときにですね、やはり学校教育予算については非常に窮屈になっていると。そういう中でですね、やはりほかの点を見ますと、ヘリコプターによる観光遊覧の施策費にです115万円ほど出るとか、それからこれ急いでしなければならないのかどうかという私は疑問を持っているんですけど、万葉歌碑の設置について200万円、300万円と出るといのはですね、こういうところに出すよりも、やはり学校へですね、今小学校、中学校合わせて11校ございすけども、その中へですね、各学校へ20万円ずつ消耗費としてお回しいただければ、その分だけ学校の授業関係についても非常に楽になると、もうどうかしたら3月には消耗費が底をつくような状態になっているところもあるというふうに聞いておりますけども、ここら辺の、学校配分の枠の、全体の枠の配分の仕方が少し偏ったところもあるんじゃないかと思いたすけども、これはもう全体的な見直しということで、これは教育委員会だけじゃなくて、全体の市の予算の中で、今年度予算にしますと約180億円でございすけども、その180億円の中で、やはりその優先順位をどこへどう持ってきているのかというようなことも、若干疑問がございす。そういうところでですね、やはりそういう中での学校教育に対する、今先ほども言いましたように、一律カットでどんどんどんどんカットしていくという状況じゃなくて、やはりもう大枠のところでは優先順位をつけていただくと、その優先順位の上の方へ学校教育予算を上げていただきたいと思いますけど、これについてご回答いただきたいと思いますが。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 平成18年度の経営方針というのをつくっておりますが、これはお渡ししていると思います。経営会議を行いまして、この中で、コストを増加させ成果の向上を図るとか、総コストを維持しながら成果を図るとか、そういうことを、44の施策が総合計画の中にございますので、それぞれその位置づけをして、コストを上げて成果を図るものについては枠配分を少し多く上げるとか、そういう形ですべてを精査しながら枠配分を行っておりますので、太宰府市全体として、やはり非常に経常収支比率も高くなっており厳しい状況

ですので、教育予算だけ別途多く枠を配分するというようなことは、現状ではできないというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

○5 番（中林宗樹議員） 先ほども言いましたようにですね、別途特別予算、たくさんいただきたいという気持ちはたくさんありますけども、さっきも言いましたように、その施策によってですね、こういうバランスが、本当にそれで、ヘリコプターの観光遊覧に115万円の予算を組んでありますけども、これはたった50人の観光客のためにされるというようなことです。そこら辺ですね、ちょっともう少し全体的なバランスの中で、これはやはり優先的にされるべき事業であるかどうか、やはりそこら辺も勘案しながらですね、その予算の組み方も考えていただき、全体的な予算の組み方になりますけども、そこら辺についての考え方をもう一度お尋ねします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 今2つほどご指摘を受けたのがあります。ヘリコプターの話と万葉歌碑の話です。これは、歴史と文化の環境税という税を取っておりまして、観光客に魅力があるまちづくりにしようと、そのためには回遊性がある、あるいは1人でも余計に来ていただけるようなまちづくりをしていこうという視点からこの事業は考えておりまして、万葉歌碑も、至るところに昔の名のある、大伴旅人とか、そういう歌が残っておりますので、そこそこに歌碑を設置して、市内をぐるっと回っていただこうと、そういうふうなことで歌碑をつくっております。で、ヘリコプターについても、空中散歩をすれば商業的に成り立つのではないかということで、一、二年前に実験をいたしまして、かなりの好評でした。そういうことで、今度商業施設につながらないかどうかということもやってみようというふうに考えておりましたけども、予算には計上しておりますが、その後いろんな検討をした結果、これはつながらないだろうということで、予算を未執行というふうにいたしております。

いずれにしても、この財源については、歴史と文化の環境税という目的を持った事業でございまして、一般的な経費、学校予算とか我々の人件費とかそういう一般財源、一般の税で使うようなものでありませんので、特別な事業という形で施行いたしたところでございます。そういうことでご理解をお願いしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

○5 番（中林宗樹議員） 歴史と文化の環境税についてはですね、また議論すべきことがたくさんありますけども、目的税的な財源になっているということでございますけども、歴史と文化の環境税が大体6,000万円ほど入ってくるということで、それに対する事業計画が、それをオーバーしたところで事業計画が出されているようでございますけども、やはりそこら辺もですね、もう少し、歴史と文化の環境税は歴史と文化の環境税としての範囲内でやっていただくというようなことでお願いできませんでしょうか。

それと、やはり周辺の整備ということにつきましてもですね、やはり史跡地へ行きました折



に、やはり表示機なんかがですね、本当に、表示機というか、観光案内の、どこそどこそこと書いたような表示がありますけども、あそこら辺が朽ち果てて傾いているようなところがたくさんあるのに、そこら辺を先にすべきじゃないかと思いたすけども、歌碑だけ新しくつくってもですね、そういう入り口へ当たる標識等が朽ち果てているようでは、やはり観光地として恥ずかしいということで、これはいろんな会議で指摘されていると思いたすけども、そこら辺の整備、再編計画ということでなされておりますけども、その再編計画の中にもですね、これを、まずやるべきはそこら辺からやるべきじゃないかと思いたすが、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） ちょっと待ってください。学校教育の予算の問題を基本にご質問していただくようお願いいたします。

（５番中林宗樹議員「はい」と呼ぶ）

５番中林宗樹議員。

○５番（中林宗樹議員） 済みません、ちょっと範囲が広がって。予算関係でございましたので、ちょっと予算のところでお話しておりますけども。そういうことで、学校予算につきましてはどうですか、ぜひもう少し大きく考えていただいて、増やしていただきたいと思いたす。

それじゃ、これで２問目、終わります。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 国士舘大学福祉専門学校についてのご質問がございましたが、ご承知のように、平成７年４月から市内の御笠五丁目地内に、介護福祉科の、福祉士の養成を目的に、２年制の専門学校として開設されております。現在は学校側等々諸般の事情によりまして、平成１８年度の学生募集のみを停止されたと報告を受けております。

したがって、本市といたしましては、その跡地の利用等々の問題につきましては、ご質問の趣旨もございまして、学校本校の事情等も十分お聞きした上での問題かと思いたす。事の推移を見守ってまいりたいと考えております。

○議長（村山弘行議員） ５番中林宗樹議員。

○５番（中林宗樹議員） ７万坪からある敷地に、やはり何らかの形で新しい事業を起こされるような環境になりつつあると思いたすので、市としてこの跡地、まだ学校あるんですけども、それについてやはりどうされるのかというようなことで、まず調査をしていただきたい。それから、その跡地に対して、やはり市として今後どういうふうなまちづくりを計画されているのか、また周辺は非常に開発もされて、赤土丸見えの山になったりしておりますけども、そこら辺の開発に関する問題とかにつきまして、今の市街化調整区域ではちょっと手が出ないところもありますので、そこら辺についての今後、あそこに民間企業を誘致する場合にやはり今の市街化調整区域のままではいけないと思いたすので、そこを市街化区域にした場合のまちづくりについてとか、やはり少しずつ検討されていくべきじゃないかなと、さあなったからそれからどうしようというときには、もうちょっと間に合わないのではないかなと思いたすので、事前に検討されるべきじゃないかということでご質問させていただいておりますけど、そこら

辺についてお答えをお願いします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 国士館福祉専門学校につきましては、先ほど市長がご答弁申し上げましたとおり、平成18年度の学生募集を停止したということだけを決定されたということで報告を受けております。したがって、今後の運用等も含めた将来計画につきましては、現時点ではまだ白紙であり、申し上げることはないという逆におしかりを受けております。したがって、こうした時期にご質問の趣旨につきましては、いわゆる具体的なお答弁というのは差し控えをさせていただきたいということを思っておりますので、どうかご理解をいただきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

○5 番（中林宗樹議員） やはりこの7万坪からの敷地を何とか本市の活性化への事業に結びつけていただければということで、この問題を取り上げさせていただいております。そういうことで、今のところ大学の方もまだはっきりした態度が出ていないということでございますので、いろいろ難しいところもあるかと思いますが、周辺の開発の状況、それから北谷地区のまちづくりということから考えまして、やはりここをどういうふうにするのか、それから線引きの問題についてもやっぱりどのようにされるのか、それを検討されるぐらいは検討されてもいいんじゃないかと思いますが、やはりここが将来空き地になってしまいますので、やはり今度空き地になったときに、そうした学校はどうされるのか、どうしてもraitたいのかというように、市の方で検討もなされるべきじゃないかなと。空き地になるのはもう確実でございますので、それに対する市が、やはりどのような計画を持ってどのようにしていくかということだけは、基本的に押さえておくべきじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 先ほど申しましたとおり、国士館大学の用地というものには私どもはまだ現在お答えできませんで、いわゆるあの周辺、北谷地区、内山地区を含めた現時点での都市計画区域外の問題ですけれども、今後どうするかという方針につきましては、平成18年度、今年度からスタートいたしました総合計画の後期基本計画の中に、現在の都市計画区域外については、都市計画区域編入を含めて今後地域住民の意見を聞きながら検討をしていくというふうな方向性を示しておりますので、段階を踏みながらその方向に向かって努力はしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 5 番中林宗樹議員。

○5 番（中林宗樹議員） ぜひとも北谷地区の開発等について、それからあそこの国士館大学の敷地周辺の開発について、何らかの規制がかかるようにやはり法整備をしていただきたいと思います。

これで3問目を終わります。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 高雄公園のことについてご回答申し上げます。

高雄公園は、歴史スポーツ公園や梅林アスレチックスポーツ公園と同じ住区基幹公園の地区公園で、市内3カ所目の公園となります。

緑の基本計画では、高雄公園の整備目的につきましては、南、東小学校区民の皆様が利用できるレクリエーション活動を行う拠点として、また災害時の避難場所としての機能を備えた公園整備となっております。

今回整備いたします面積は約2haでございますが、できるだけ自然を残し、整備する主要な施設は多目的広場、それから散策路、駐車場とトイレと考えております。特に、この公園を主に利用されます近隣住民の方々が、健康づくりとレクリエーション活動を行う拠点として、どのような公園であればより身近に自分たちの公園として利用していただけるのかのご意見をお聞きする説明会を、年が明けましたら1月から開催する予定と考えております。

今後の予定は、市民の皆様の意見、要望をお聞きしながら、平成19年度になりましたら実施設計を行いまして、平成19年度の整備工事は造成工事を行い、本格的な整備工事は平成20年度を予定いたしておるところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員。

○5番（中林宗樹議員） やっと地元説明会が1月に行われるということでございます。これはもうずっと以前からお願いしていたんですけども、もっと早くしていただければよかったんじゃないかなと思います。

その中で、十分地元の意見等もお聞きいただいて、市民が親しみやすい公園をつくっていただきたいと思います。これで私の一般質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 5番中林宗樹議員の一般質問は終わりました。

次に、19番武藤哲志議員の一般質問を許可します。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 通告いたしております3項目について、市長に回答を求めます。

1点目は、高齢者に配慮の隣組長制度について質問いたします。

太宰府市の高齢化は年々増加し、65歳以上の高齢化人口は、平成2年には6,440人、8.4%でした。平成18年度は1万2,661人、18.8%、平成20年度には65歳以上の高齢者は約1万5,000人近くになります。特に80歳以上の高齢者は約2,800人、人口の5%近くになる予定です。現在、高齢者だけの家庭や単身高齢者が行政区、自治会活動として、隣組長として輪番制で回っておりまして、地域によっては高齢者同士での引き継ぎがあり、どうしても断ることができず引き受けておりますが、毎月の広報は回覧板で回していますが、区費の徴収等何度も訪問したり大変苦勞されております。

また、先日のクリーンデー活動など高齢者が参加できなくて、特に隣組長さんが参加できなかった、その場合なかなか隣組、地域コミュニケーションがうまくいかない状況が発生をいた

しております。行政区によっては高齢者に配慮した隣組長運営がなされていると思いますが、地域によっては、特に白川、観世団地、それから石坂、湯ノ谷地域ですか、大変高齢化が進んでおりまして、その地域の方から電話をいただきました。本当に高齢者にとって隣組長というのは大変大きな悩みですし、太宰府市としては今高齢者から提起されている内容、この問題にどういうふうに対応するのか、太宰府市は行政区事務費補助金として予算が計上されて、区を通じて隣組長に配付されておりますが、その費用を別な形に使っていただいて、高齢者の隣組長運営をできるだけ排除するような行政運営を行っていただきたい。特に区長会もありますし、44区の行政区の中でも様々な形で解決策がとられておるようですが、今後高齢化に対する運営について行政と区長会、こういうところで検討もしていただくように望みますが、まずここについての回答を求めます。

2点目の質問は、倒産やリストラで失業、病気等で前年の所得と比較して収入が減額になり、生活困窮等の場合、保育料を申請により減額できないかを質問いたします。

景気がよくなったといいますが、現状は給与及びボーナスは成果主義等やカット、また長時間のサービス残業が続いております。その上不況で、倒産は福岡地区だけで9月末現在192社の倒産となっており、倒産金額は500億8,200万円、福岡県全体では380社、815億8,800万円と報告されております。本日の西日本新聞には、新たにまたこの数字が増額になっておりますが、本当に大変な状況です。一部の部分については大変な利益を上げておりますが、中小企業はこういう状況で大変苦しんでおります。この倒産結果により、リストラで社会保険の資格喪失者が、県が発表した内容を見ますと、失業保険の給付申請者は福岡県で平成18年度の9月末総数で25万2,481人になっております。そのうち失業者で就職できた方は5万3,894名です。それ以外の方で失業保険の受給申請者総数ですが、19万8,587名となっており、大変雇用失業情勢、不況の状況が報告されております。こういう状況の中で、太宰府市内の保育所に児童を入所させている。その場合、昨年はどうにか会社勤めもし給与も安定していたが失業をしたと。家庭の事情で、こういうリストラで大幅に給与がダウンしたが、当然前年所得によって保育料が決まりますので、3歳未満児、4歳児の保育料が月額11万60円、この負担は大変困難である。ただし、子供を入所させていただいている以上は滞納はしたくはない。また、それかといって保育料の安い無認可の保育所に一時的にと考えてもいるが、子供のそういう環境を変えるということは子供にも大変負担になると、大変切実な内容が寄せられました。失業していれば家庭で保育ができるじゃないかという指導も受けたと、こういう内容もありました。ところが、やはり就職探しをしなければならない、こういう不安もある。本当にこういう不況の中で、失業や病気等の場合、今の太宰府市の中では救済処置というものが火災や風水害しかないわけですが、ぜひこういう状況の中で減免制度をぜひ検討する必要があるんじゃないか。

こういう状況の中で、法律に基づく保育行政を児童福祉法で調べてみました。第24条、第39条で保育所の入所権限は市長の権限で入所になっております。児童福祉法の第56条第2項の条文では、「本人及びその扶養義務者からその負担能力に応じ費用の全部または一部を徴収す

ることができる」と明記されております。これは、保育所利用者に負担能力がないときは国や自治体がかかわって負担を軽くするために減免処置ができるとして、少子化対策として自治体で減免基準も条例としてつくることのできる。自治体もそういう状況で全国で減免基準条例をつくっております。ぜひこの太宰府市にもそういう様々な状況の中で児童福祉法第56条第3項で減免条例ができないか、保育料として徴収しておりますが、そういう実情を考えていただきたいし、ぜひ減免条例、要綱等実施をしていただきたいと求めますが、これに対する回答を求めます。

3点目の質問項目は、地方税法が大変改悪されました。その結果、この太宰府市民に大変な増税が押しつけられてきました。その増税分をぜひ還元をすべきだと要求をいたします。

小泉構造改革が行った国の税制改革によって大変な増額です。その内容は、定率減税が半減、来年は全額廃止ですが、その内容は、定率減税の半減廃止による市民影響は太宰府市民の納税者2万6,884人に及びました。その総額は、市税としての金額は1億4,576万1,000円です。大変な住民負担が構造改革によって、税制の改悪により市民に負担が押しつけられました。また、公的年金を受けている方の公的年金等控除が減額されました。これが5,356人に影響を与え、年金暮らしのわずかな方でも何と4,820万円が新たに増税になりました。また、老年者控除が廃止された方が2,590人です。これも4,921万円の増額、また非課税措置、全く課税がかからなかった人たちが975人、新たに課税対象になりました。これが332万3,000円の増額です。こういう地方税法の改悪がされて、今後この金額、約2億5,000万円近く増額が毎年市民に負担になっていく。その結果、国は地方自治体が豊かになったとして、地方交付税の削減を行ってくる。国は大変この増税によって国債発行を大幅に減らす。こういう形で報道されていますが、そのとおりこの結果が市民に大変な増税となりました。この負担増は、全く収入が変わらないのに負担が市民に押しつけられたという事実であります。こういう地方税法の改悪、その上市民税が増えただけではなく、国民健康保険税にもはね返ってきました。本当に国民健康保険税が高くなる。それだけではなく、わずかな年金に課税をされた上に介護保険にも負担がかかってくる。こういう状況です。

こういう状況の中で、3月議会、私ども日本共産党太宰府市議員団としては唯一反対討論をさせていただきました。小泉内閣から続く今の内閣、三位一体改革を国民に押しつけてきております。障害者自立支援法によって障害者が施設から退所をする。そこで働く人たちが成り立たなくてやめていく。本当にもう今の制度はむちゃくちゃです。特にその上、70歳以上のお年寄りがもし入院した場合、ホテルコストとして食費代780円が1,380円に変わりました。しかも光熱水費、皆さんも病院に行かれるとわかると思うんですが、テレビの券は購入をしとるわけですが、4人部屋、6人部屋でも何と電気代、水道代、これを月当たり320円法律で負担をさせるようになりました。その結果、2万4,000円だった食費、光熱費が5万円を超える結果になりました。また、医療費を含めた支出総額は、現在最高額6万4,000円から9万4,000円になりました。所得の変動がありますが、医療費を、負担が2割、3割とお年寄りの健康保険証にも、

あなたは2割負担です、3割負担ですと、こういう健康保険証が発行されるようになりました。本当に国の悪政によって市民の日常生活は大変な状況です。

一方、これだけ市民から税金をいただくわけですが、太宰府市の行政の中で、県下の自治体が太宰府市に学びたいというものがあるかということで、私も考えてみました。何か太宰府市がよその自治体に自慢できるものがあるのかどうか。あつたら報告いただきたいと思うんです。

様々な形で私も長い議会活動をしておりますが、行革、行革、こういう形で民間委託、以前からごみ、し尿も委託です。あるゆる施設を指定管理者や委託をしておりまして、行政改革、一番悪い面は全国にも誇れるんじゃないかというふうに思います。しかも、上下水道料金は再三言いますが、本当に高い水道、下水道料金。何回も質問しておりますが、福岡の2カ月分が1カ月分に該当する状況です。しかも、議会で論議になりましたが、お金がないという形で公共施設の減免の廃止を行いました。こういう状況ですが、お金がないといっていつも言っておりますが、予算、補正予算の審議や年間の予算を見ますと、太宰府市の予算は190億円です。こういう190億円というのは、市民の税金や国の補助金、また負担金を含めていただいているわけで、お金がないといって赤字、今にも倒産をすると、こういう状況ではありません。市民としては、やはりどんな厳しい中でも税金を納めているわけですから、やはりその税金をどのように行政としてむだを省き、どう市民に返すかが行政の仕事だというふうに思うわけであります。これだけ市民に負担をさせる、一層重税を押しつけてくるわけですが、今後この不況時、どのように市民税増税分を暮らしや市内の中小業者の活性化事業や福祉、教育の充実にどう使うかを、平成19年度予算編成に当たって市の具体的な回答を求めます。再質問は自席で行います。

○議長（村山弘行議員） ここで14時15分まで休憩いたします。

休憩 午後1時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま武藤議員からご質問ございましたが、まず第1点目の隣組長制度につきましてご回答申し上げます。

高齢であるがゆえに隣組長の職務を全うすることができない場合も考えられますが、しかし隣組長はその職務の多くが地域の自治会活動でございますので、基本的には地域コミュニティ活動の中で制度については取り決めをされるべき問題ではないかと考えております。

現況等につきましては、詳細担当部長からご回答を申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 本市では行政区の設置に関する規程に基づきまして、市における能率的

な行政の確保を図るため行政区を設けております。その行政区には、区長が必要に応じまして隣組長を置いているところがございます、隣組長の選任については、その業務そのものが自治会活動に伴うものが多いために地域の取り決めにお任せしているのが実情でございます。

近年の高齢化社会の到来に伴いまして、高齢者に配慮するため補助金を別な形で活用をということでございますけども、市といたしましても、現在隣組長手当と混同されやすかった隣組事務費補助金の名称を平成18年度から、今年度から改めまして、行政区事務費補助金として支出をいたしておるところでございます。この補助金のあり方について何かご提案があればそれをお聞きしまして、それとあわせて今後どのような方策があるのか、あるいはとれるのか検討をしてみたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） ちょっと前段が長過ぎましてから、大変申しわけない。

平成17年3月の太宰府市地域福祉計画というのがありまして、ちょっと見ておりましたら、計画と目標がありまして、大変高齢化の問題で1点、2点、3点、4点、民生委員の役割というのまで含めて具体的に高齢化をどうしていくか、そういう自治会活動の内容についてもあなた方が提起されたものがあります。そういう状況の中で、やはり委託をするという方法は考えられないかということです。

まず、自治会によって、もう大変高齢化している方がたくさんある地域について、区長さんが広報の配布、回覧板の配付を、そういう事務費を出している部分を委託すると、身分証明書を持たせて、しかも隣組費については44区の中では大変金額にも差があると思うんですが、やはり委託をして集めていただくと。本当に切実な問題だと思いますよ。階段を上って、85歳ぐらいの方がチャイムを押していてもなかなか出てきてもらえない。2回も3回も行かなきゃいけないと。なかなか歩くのも困難な中で階段を上る、こういう状況だとか、本当に輪番制で回ってくる内容がありますが、まず委託、区費の徴収委託だとか、回覧板の委託、こういうものがもう行政区でやられているところもありますし、それからやはり区長会にこういう高齢化の特に激しい地域、この問題についてはどうすべきかと。民生委員の活動内容、自治会長、区長としての活動内容、それからやはり地域福祉の見直しと地域全体の理解を組織するというグループ活動の育成とか、こういう内容もあなた方が提起した内容がここに報告されてきているんですね。だから、まずやはり高齢化の行政区に当たっては、それだけの今の補助金を別な活用で使ってもらおうという方法は、まず区長会の方に提案をしていただくことはできないかどうか。

今、部長から補助金のとか何か提案がありましたらということですが、5,000円近くの事務補助なんかはもう要らないと。そして、やっぱりコミュニケーション、何回も集金に行ったり、回覧板が回ってこないと言うんですよ、また。20世帯ぐらい回してももう途中でとまっていると。もうとまっているところを尋ねて回るというのはもう大変。もう本当に切実な問題だというのがありまして、やはり担当しているところの皆さんもわかると思うんですが、いずれ

皆さんも高齢化して隣組長するときに、そういう状況にもなると思いますし、私も隣組長をしてみても本当にその内容がよくわかりました。私自身も隣組のこの前のクリーンデーですが、もう次は出てこれませんと。もう罰金1,000円でもいいから出させてくださいと。もう来ても何もできませんと言うから、いやもう立っているだけで構いませんよと。本当そう言わざるを得ない状況なんです。一緒にもうじいっとおってください、私でも管理してくださいと。本当そうお年寄りの人に言わないと、85歳ですから。こんな状況をやっぱり行政側としてお金を出している以上は、ある一定のやっぱり指導をいただくということは内部検討していただけないか、区長会にも提起してくれないかということです。その辺どうですか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） ご提案がありましたので、お答えをします。

広報の配布につきましては、現在区長、隣組長から皆さんに配布をいただいております。他の市の方法では、新聞の折り込み、各紙がありますが、1紙ぐらいとってありましようから、太宰府市であります新聞紙に折り込みとして広報を一緒に流してもらおう。あるいは今専門の配布業者がいますので、そちらで配布をしていただくというようなことがあります。太宰府市もそういう方法はできないかというようなことを検討したこともございます。で、今隣組のこの補助金が1,100万円ほどです。それを毎月、2回が1回になりましたから、多少料金が安くなったと思いますが、四、五千万円ぐらいかかるというようなことの見積もりを取っております。

もう一つは、地域コミュニティの一番先端ということでございます。すべて市が税金で何もかもするということになると、地域でのコミュニケーションのあり方についてはどうなるんだろうかなというふうなこともあります。

私が今住んでいる住居区も太宰府で3番目に高い、33%が65歳以上の方です。議員がさっき言われたこの中に入っております。私がいつも言うように、若手と、60歳前が若手と言われるぐらいの住居区でございますけども、やはりそれでも隣近所のコミュニケーション、どうしてますかとか、あいさつとか、あるいはいろんなお世話をするというようなことはやはり必要ではないかなというふうに考えます。あとはその隣組の中で、例えば集金が大変ならば集金はみんなで持ち込むようにしましょうとか、あるいは私の区ではひとり暮らしの方がいらっしゃるんですけども、80歳ぐらいになりますので、そちらはもう区費だけ納めてもらって、あとは隣組ははずそうというような取り決めをいたしております。そういうことで、やはりその地域地域のコミュニティに応じた取り決めをしていただいて、隣組長が負担にならないように、あるいはどうしてもできない場合はそこをみんなでカバーすると、そういうのがコミュニティの一つじゃないかというふうに思います。そういうことから、区の方で実情に応じてお任せをしたいというふうなことで、さっきから言っているわけです。

私の区長さんとちょっとお話す機会があったんですけども、やはり高齢者だけでなく子育てで非常に忙しい中で、子供さんを二人抱えて隣組長をせざるを得なかったと、そういうと

きにお年寄りから、あんたもその順番の一人やろうがということで言われて泣き泣きしたというようなお話を聞いたことがあります。その方が今になってから、隣組は年とったからできないよと言われるのもちょっと腑に落ちないというような、そういう部分もあるんだよというような声も聞いたことはありますけども、そこはやはり助け合いだろうというふうに思います。

そういうことで、今後も地域の中でそういうお互いの状態を認め合いながら、コミュニケーションを図ってほしいなというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） これに時間をとるつもりはありませんが、私も隣組長をしておりまして、一つのクリーンデーですが、学生やアパートは一人も出てこない。マンションもありますが、マンションの隣組長もおって、その地域の清掃作業をしたりしても、そのマンションからは一人も出てこない。もう本当、様々です。だから、行政区によってはもうお年寄りは隣組長さんを外そうとかありますが、やはり議会と同じように区長会も年間開かれているようですが、それなりに高齢化の問題と高齢者の隣組長の問題をどうするのか、引き受けてくれるかどうか、そういうものも含めて一度提案をしてほしいなと。区長さんとしては本当に通古賀みたいに3,000世帯もあるところと、100か200ぐらいでスムーズにいつているところもあり、いろいろな行政区がありますけど、やっぱり提起をしながら解決していかないと、本当に切実な問題が今来ていますので、ぜひ内容を検討していただきたいなというふうに思います。

だから、その事務補助として出しているお金は絶対に隣組長さんに渡さなければならないのかどうかを、まずここを考え直していただきたいと。行政区で委託した人に使ってもいいのかどうか。だから、今隣組の補助金の使い道をまず見直すことが基本じゃないですか。それによって活用がいろんな方法としてできると思うんです。隣組事務補助として出していれば、隣組に出さなきゃいけない。だから隣組長さんから印鑑をもらって、そして市に報告させるとでしょう。だから、この使い道を変えるように内部規程を変えないことには別な角度として利用できないという問題がありますから、この辺はもう少し検討できるかどうか、簡単に報告いただけませんか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） それも含めて考えてまいります。

（19番武藤哲志議員「1点目終わります」と呼ぶ）

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 2点目の保育料の問題でございしますが、リストラ、病気等によりまして失業した場合、前年度の所得税、市民税で決まります保育料を、申請によって減額できないかというご質問でございしますが、詳細等保育料の内容等につきましても担当の部長から回答をさせていただきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 保育所保育料につきましては、国の基準に基づき

まして、保護者の前年の所得の課税状況に応じて決定いたしております。

お尋ねのような場合、一たん退所していただくことがないよう徴収猶予という形で負担できる範囲での分納計画を提出していただいて、それに基づく納付をお願いいたしております。また、分納計画を行っても、まだ納付をすることが困難であると認められる方につきましては、太宰府市税条例の減免取扱規程により当該年度の推定所得の再認定で市民税が減免された場合は、保育料の減免申請により保育料納付階層の再認定をすることになると思います。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 児童福祉法の部分について、今第56条の第2項で決まっている部分ですが、今部長は国の基準で保育料が決まって、階層第1から第7までありまして、市民税が課税される16万円以上48万円未満の人で、お二人のお子さんを入所させるとそういう状況になると。本当切実ですよ。子供を認可保育所から個人の保育所に入れたら子供さんが病気になってしまったという部分もあるようです。ところが、国の基準で保育料が決められて、それを払えないから分納という形で、議会でも決算特別委員会でどのくらいの滞納があるかという論議もしているんですが、分納という状況、それから3つ目にその徴収猶予と分納計画を出して、それからまた条例上で再認定された場合は保育料が安く、減免できるということですが、こういう事例は太宰府で私聞いたことがないんですけど、何件かありますか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） この四、五年の事例ではございません。そのずっと前というのほとんどないかと思います。今現在、災害あるいは特別のやむを得ない事由によりということで、保育料のところも減免規程を設けておりますけれども、全く別の事例で1件ございますが、こういう所得ということではない分で1件、過去にあったということは聞いておりますが、今議員さんがお尋ねのような分につきましては担当部署の方までには上がってきていないということでございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 税務課長おりませんか。

担当課に聞きますが、今保育料について、保育の入所や保育料の徴収関係については健康福祉部の部分になりますが、今出された部分について、分納計画や納税計画、これは総務部長がおりますが、こういう今の部長からのね、どうしても分納計画が出ましたよと、こういう状況で分納計画が出たけど払えない、再認定という形で申請を受け付けて市長の決裁をもらった場合、こういう事例が今後そういう制度、あくまでも申請主義ですから、こういうものがやはり市民に一度も知らされていない。だから、そういう先ほども言ったような内容が出てきて、こういう制度がありますよと、もう失業しましたと、今アルバイトで月にもう10万円そこそこ、夫婦合わせて十二、三万円ですと、去年から見たら、去年は700万円の所得額、今年は200万円になりました。ただし、子供を預けないと仕事には行けない、こういう実態が報告されて、早

う言えばこの条例上、再認定という問題を、こういう制度があるということですが、担当課ではそういう制度的なものを理解し、受け付ける考え方があるかどうか、その辺をお聞きしたいと思うんですが。

○議長（村山弘行議員） 税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 内容によってはですね、税務課については賦課業務でございまして、あと税務課に関するですね、減免規定の中では減免をしている状況というのはございます。

収納に関してはですね、納税課の方でその辺の分割等の状況を説明しながら、また聞きながらですね、状況に応じてそういう対応は納税課の方でしていますので、税務課につきましては回答をそういう形でお願いしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 納税課長を呼んでください。

○議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前2時35分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前2時43分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

税務課長。

○税務課長（古野洋敏） 先ほどの武藤議員の質問に、正しく理解していませんでしたことを一言おわび申し上げます。

市民税に関する分で、減免規定の中でですね、基本的に市民税は前年度の所得で税額が決まりますけど、減免規定の中で収入に関するですね、前年所得分でも極端に減少した場合については、市民税の減免といいますかね、そういう手続きができます。そういう形になった場合には、先ほど武藤議員が言われました保育料の減免とかという形にも適用になっていきますので、そういう状況が発生した場合につきましてはですね、この条例の減免規定に基づきまして市民税の減免の措置をとっていきたいというふうに考えておるところです。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今のは地方税法上の部分でね、だから私が言っているのは、失業した、こういう形で病気をしている、高額療養もかかっているというのは、もう事実として書類が出てくる。失業保険をもらっている失業保険の、早う言や給付証明金額とかがあるんですが、こういう状況で昨年は夫婦で700万円の所得があったと、ところがこういう状況で今は失業して収入がないから、ぜひ減免してくれとかという制度的なものはやはり窓口で指導してくれると、そうすると保育料も安くなりますよというのは、やはり窓口が具体的に、ああ市役所に来て税務課に相談に行ったら具体的なことも教えてくれたと、こういう制度があるんだなというのはね、やっぱりここの論議をしていかないとわからないんですよ。だから、私も税務署

にも行きました。いろんなところにも聞きました。税務署は予定納税が50万円以上については前もって予定納税来るんだけど、今年はもうどうしてもない、売り上げが少なくて飲酒運転でもう減って払えんと。もうわかりました、それはもう猶予しましょうとか。

ただし、これは税務署は単年度の問題ですけど、地方税の問題では、直接少子化の子供さんの問題とか保育所の問題にかかわる問題がありますからね。だから、それは税法上の関係で、税金が安くなればこの子育ての関係、保育所の担当部の方としては、税金が安くなれば保育料は見直さなきゃいかんという問題がある。

もう一つは、そういう状況の中で行政側もある一定、さっきも言うように児童福祉法の中で生活困窮だとか、災害とかそういう部分ありますよ。ただし、保育料が激変緩和したときには特別措置として、子供たちを犠牲にしないような条例、減免、市長の権限というふうになっていますが、特別の事情となっているけど、著しく所得が減った場合については、保育料の見直しができるような部分は検討できないかというのは考えておったところなんですよ、それはもう市長の権限ですから。だから、市長は担当部の方に回答させるということですが、二通りあるんですよ、税金が特別に、これが全くいまだかつて例がない。だから、その例がないことをやはりあなたたちがつくっていただくことと、そういうある一定の激減というか所得が著しく減った場合については対応できるというような方法を、内部的なこの市長の権限になるんだけど、それができないか、全国では幾つもそういうものをつくっているところがありますよということで質問したところですが、この件については検討する価値があると思うんですが、しますとかじゃなくて、検討いただけるというような回答は市長あたりからいただきたいと思うんですが、どうでしょうか、だれでも構いませんが。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま保育所の減免申請の問題でございますが、ただいま申しましたように、前年度所得による申請、それから各階層が決まっておるわけでございますので、ただいま申されましたように、その世帯の負担能力が著しい変動が生じたという事態のときに、ただいま申した税法上の措置と同時に、一般的な基準としてはやむを得ない理由等によって基準の変更ができるということが規定としてございますので、税の基準によるのか、それ以外の申請に基づく判断材料としての市長の裁定でできるのか、その点につきまして他市町村でもそういうことを示したところもあるようでございますので、十分調査検討いたしたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） よろしく検討いただいて、やはり市民が安心して子育てができるような状況をお願いをいたしております。

あと15分になりましたが、3点目の部分について回答を求めます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 地方税法等の改悪によります市民税の増税等に対するご質問でございます

が、ご承知のように日本経済は長期停滞トンネルから抜け出しまして、企業部門あるいは家計部門等も改善が続いておるようでございます。

平成19年におきましては、自律的・持続的な経済成長が実現するとの見込みがあるようでございますが、このような中にありまして、国におきましては「歳出・歳入一体改革」による財政健全化の努力を中・長期的に強化していくということが基本とされまして、地方財政においても今後も国の取り組みと歩調を合わせて地方歳出の見直し、地方交付税制度の改革など進められることになっておりますが、このことにつきましては地方六団体が去る11月27日でございますが、来年度の予算編成に向けまして国に強く要請活動を行ったところでございます。地方分権改革推進法の今国会での成立あるいは地方交付税の総額の確保、国から地方への権限移譲・二重行政の解消、そして税源移譲によります地方の自立、大きな項目に対しまして六団体が直接所管庁に要請活動、中央議員に要請活動を行っておるところでございます。

したがいまして、その事情は見守っていきたいと思いますが、本市における税制改正による税収増の効果あるいは地方交付税減額の影響を受けまして、来年度の予想として大きな歳入の増加には至らないというような状況でございます。その間の事情、推移を見守りたいと思えますけれども、詳しい内部事情につきまして、部長から回答をいたさせます。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 平成19年度予算編成につきましては、再三にわたりまして経営会議の中で現在議論をいたしておりますが、やはり地方分権の推進や三位一体改革によります地方交付税の削減など、今後財源不足の拡大も予測されます。

事務事業の見直しや統廃合、行財政改革等により、さらなる歳入増への取り組みと歳出削減によりまして、収支均衡を前提とした健全な行財政運営を図りながら、施策の選択と集中を図る必要があると考えております。

主要な施策の取り組みにつきましては、統一地方選挙を控えた時期でありますので、平成19年度当初予算を骨格予算として編成することといたしております。このため、政策的経費につきましては、新体制のもと検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） これだけ地方税法の、国は改正と言いますが、私は改悪と思うんですけどね。これだけ税金が高くなった、そしていろんな控除がなくなって、今後ずっとこういう状況になって、市民は税金を納めるというやはり義務がありますから、その状況の中で、行政がどのように努力をして市民からいただいた税金をどのように返すのかが私は仕事だと思うんですよ。

だから、そういう状況の中で、今担当部長がこの事務事業の見直しと言いましたが、太宰府市の場合、私も見ておってもいろんな形で民間委託をしたり、様々な形でやっていますが、まず太宰府市として、これだけ市民から税金をもらう中で、もう少し内部事業としては見直しが必要じゃないかなと思うんですよね。

1つは、自分の家はきれいに片づけますよ、掃除もしますよ。だから、この清掃業務あたりもね、ある一定、最低1人か2人をお願いして、この通路だとか、人が入ってくる1階のエントランスあたりとかはやるものの、あとは自分の机の周りのごみを片づけるとか、そういう見直しをするとか、それから太宰府市では債務負担行為、もう3年間もはっきり言って一つの業者に委託をするんじゃないかと、単年度、単年度で入札をしていくということによって経費の削減も大幅にできるんじゃないかなと、入札制度の見直しですね、こういう状況。それと同時に、これだけの増税が市民に負担になるわけですから、やはり介護保険料、お年寄りの年金、課税対象者が、課税にならない人が課税になったりするわけですが、国保税や介護料金の引き下げをするとか、やはり太宰府市は以前日本で何番目かに入る図書館運営をしていました。ところが、筑紫野市に負け、今全国でも図書館活動としてはすばらしい活動をしていると思うんですが、図書館で図書を購入して、唯一これはお金のかからない社会教育活動ですよ。先ほどもお金がないからと言っておりましたが、太宰府市は金がないんじゃないかと、やはりお金はもらっているわけですから、図書の充実、貸し出し、図書館予算を増やすとか、それから福岡市の市長さんが変わりましたが、市長さんが留守家庭子ども会の費用だとか、小学校入るまで医療費を無料にするという公約に掲げて新しい市長さんになれましたが、そういうやはりいただいた税金をどのように市民に割り振りするか、これが来年予算のやっぱり重点になると思うんですよね。

だから、まず内部のやっぱり清掃業務だとか、いろんな委託を見直す、債務負担行為を単年度契約に変えて入札にしていって、それからやはり今ある制度をどれだけ市民に返すかという内容。先ほど何か自慢できるものはないかと言ったら、自慢できるのは天満宮周辺の渋滞とか子供が少し増えているという部分もありましたが、子供の増えることは喜ばしいんですが、全国に誇れる渋滞は余り好ましくないなと思っておりますが、やはり市民からいただくその税金をどう充実に返すかの内部検討をちょっといただいてですね、来年度は骨格予算かもしれませんが、骨格予算の後の市民に誇れる財政経営を示していただくという形ですね、ここにおられる方というのは将来予算編成していく、予算要求していく方々ですが、その辺も受けとめていただくことはどうでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 来年度の予算のお話でございますけども、やはりお金が今2億5,000万円ほど増えるというような根拠のもとにお話しいただいて、それを重点的に使ってほしいということのようです。

実はですね、今日の新聞に交付税の増減を焦点にするというようなお話が載ってまして、国が非常に財政危機、地方よりも財政危機だから、3兆円ほどの地方への負担をやめようというのがこの行政改革の始まりでございまして、そのためには減税もやめると、恒久減税もやめると、そして世代間の負担も若い者が少なくなってきましたので、お年寄りからも一部負担をいただくというのが今の財政のフレームでございます。

平成19年度もそのために地方税が約6億円ほど今年から見て増えてまいります。しかし、その分は国の借金に返そうということで、地方交付税がその分から差し引かれます。減税を国がしていましたので、当然減税をしなければ市に入ってくるお金がございましたので、その分は今まで減税補てん分という形で地方交付税に算入されておりましたけども、来年度はそれが落とされます。それでも足りない分については臨財債と言いまして臨時特例債、ご存じだと思いますけども、そういうことで調整をしまして、結局増えた分については地方は幾らも増えないという形でございます。

そういうことですので、いろんな政策をしていくためには、先ほど言われましたように内部経費を落とすということです。自分の家であれば自分で掃除するよというようにおっしゃっていました。太宰府市も一昨年から事務所内の清掃は自分たちで、私もやっています、廊下と会議室だけをお願いするという形にいたしておまして、やはり内部経費を落として市民が喜ばれるような経費にそれを充当するというのを基本に平成19年度も予算化したいということで今各部に配分をして、その努力をなささいという形で今一生懸命予算づくりをしているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 今回の総務文教委員会で審議をしておまして、あなたもおられました。やはりこの債務負担行為だとか入札によってやはりこの予算が大幅に減額になっている。だから、特に債務負担行為についてですね、3年も業者にやる方がいいのか、単年度でやる方がいいのか、それからどうやはり債務負担行為なんかを見直すとか、それから今の部分についてどこの内部経費をどうするのか。あなた方が一生懸命仕事をしているのは認めますよ。今の定数の問題でも23名もね、欠員のままに頑張っておられることもよくわかっておりますしね、大変内部努力もしていると思うんですが、やはり基本は市民税が増えた、国がはっきり言ってこれだけ住民に負担させた、だから交付税を削りますよと。入ってくるものはあなた方から言わせれば前年と変わらずに、逆に減らされているということだろうけど、市民は納めていると、税金が増えた、税金が高いというのはもう感情的に見て許せるものじゃないんですよ。税金が安くなったというのはみんな喜びますけどね、何のわずかな170万円の年金しかもらっていないのに、何で税金がかかるのかと、今までかからなかったじゃないかと、これはもう切実な問題ですよ。だから、あなた方からいただいた税金をこのように変えていますからというやはり説明ができるように、今度の増税の問題でも税務課あたりにたくさんの電話がかかってきて、日本全国そうですけどね、何で税金がかかったのかと。一々ね、私が悪いんじゃない、ありません、国に言うて下さいと、国の制度が変わったんですからと弁明せざるを得ないでしょう、議会が決めたわけじゃないんですからね。

だから、そういう状況ですが、来年の予算編成も近々決まると思うんですが、ぜひこの市民の負担増に対してどう充実した内容で行政運営を行うかをぜひ要求しておきたいと思います。

時間が来ましたので、これで私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 19番武藤哲志議員の一般質問は終わりました。

次に、8番渡邊美穂議員の一般質問を許可します。

〔8番 渡邊美穂議員 登壇〕

○8番（渡邊美穂議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問いたします。

本年3月制定された法律によって、これまで都道府県で採用していた教職員を今後は各自治体でも採用することができるようになりました。つまり、学校現場で多くの教職員を持つ自治体と最低限の教職員しかいない自治体が出てくることになります。

現在、福岡県内において正式に教職員を採用している自治体はまだありませんが、非常勤として採用している自治体が出てきています。近隣で言えば、お隣の筑紫野市では7名、志免町においては22名もの非常勤講師を採用しています。筑紫野市では少人数学級を実施していますし、志免町では障害児1人に講師1人を個別加配にしたり、今問題になっているいじめを解決するためにも、子供たちの人間関係が十分に構築されるように原学級や教科ごとなどの少人数指導を実施したり、学校現場の裁量で職員の配置を決め、成果を上げているとのこと。

また、大野城市も来年度から非常勤の採用を検討しており、自治体間で子供たちの教育環境に格差が出てきつつあります。

いじめの解決については、学校だけの問題ではなく、指摘されているように家庭や地域の子供たちへの目配り、気配りを含む教育力の低下もその一因と言えると思います。しかし、家庭や子供を取り巻く地域の教育力の強化を待つ間にも子供たちは日々成長しており、早急に自治体としての対応が迫られることになると思います。

太宰府を見ても、市単独での非常勤講師の採用はもちろんありませんが、同時に重要で急がなければならないのは、子供たちの命を守るための校舎の耐震工事です。これはいまだに診断すら終了していないところもあります。そして、法律で規定された築20年を超す校舎の大規模改修については、毎年年度計画が上がっているにもかかわらず、平成14年を最後に全く行われていません。どんな理由があっても子供たちの命を守ることが何よりも優先されるべきではないでしょうか。

また、現在市内小・中学校の図書館のほとんどが実質昼休み30分程度しかあいていません。これは市の方針によって図書司書の方が事務職を兼任されているため、事務業務に忙殺され、図書館を開くことができないからです。全く本末転倒であり、ゲームなどの影響で子供たちの活字離れが指摘され、学校側は地域の協力を得て読み聞かせをしたり、読書の時間を設けたりして努力をされている中、子供たちが自主的に本に接する時間がわずか30分程度しかないというのは教育に求められる流れに逆行しているのではないのでしょうか。事務職兼任の司書の方は、昼食の時間を削って図書館をあけるなど努力をされていますが、今後学校給食などの事務が増えるため不安を訴えておられましたし、ある教頭先生は子供の図書館利用数が激減したと嘆いておられました。



以前、司書の方が常駐したころは、教科の先生と連携し、教師の立ち会いではなく、子供たちが自分たちの意思で自由に図書館を活用したり、図書館を利用する子供一人一人の状況を観察しながらその子に合った本を勧めたり、図書館利用の多い子供を卒業時に表彰するなど図書館が楽しいものだと思感させ、子供自身が主体的に本に親しむために様々な工夫をされていたそうです。しかし、今は図書の管理なども含め、司書としての本来の役割がほとんどできない状況だということです。

今申し上げた事例だけではなく、新しく赴任してこられた学校関係者の多くは、太宰府市の教育環境の不備に驚かれるそうです。これらのほとんどは義務教育に関する予算が少ないことが原因です。私は、決算特別委員会でも申し上げましたが、太宰府市の教育予算が全体に占める割合は他市と同程度です。しかし、この中には義務教育には関係ない史跡地購入事業費の6億円から7億円が入っています。言い換えれば、義務教育の予算がほかの市よりも数億円も少ないということになります。これは太宰府市の義務教育に対する姿勢が問われても仕方がない数字ではないでしょうか。ほかの自治体と同程度の教育環境を確保するためには、まずは予算が必要ですので、この点について市長はどのように考えておられるのか伺いたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 市長への質問ですが、教育に関する内容ですので、私から答えさせていただきます。

教育環境の確保、充実につきましては、私も大切な事項であるにとらえておりますので、同様の趣旨の予算要望を国や県に対し強く行っているところでございますし、今後とも進めていくよう考えております。

本市におきましても厳しい財政事情ですが、市の指導主事の配置とか特別支援教育にかかわる介助員の配置、教育内容の充実を図る市研究協力指定校制度など、様々な面から教育の充実に向けて市独自で取り組んでおるところでございます。

また、ご質問の中で触れられました文化財にかかわる予算の件ですが、本市の豊かな文化財も子供たちへの教育を考えたとき、その効果は大であるにとらえており、大切な教育予算であると考えております。

教育環境の確保、整備充実のため、教育予算の増額につきましては、今後とも市長部局と十分協議し、その充実に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 今の教育長のお言葉は、私も確かにそう思います。

私が先ほど申し上げた中で、文化財の予算が大切だということは、それはもう言うをまたないことだと思っておりますが、それ以上に義務教育に対する予算の割合をもう少し増やしていただけないかというような趣旨で私はお話をいたしました。

さて、以前事務補助の方が週4日勤務で8時半から5時、図書司書の方も同じく週4日で10時から5時まで勤務されておられまして、結果、予算額は約2,300万円でした。現在は兼任ということで週5日勤務に変わりました、そのころより約650万円が削減されております。

私、小・中学校にいろいろ出向きましてお話をお伺いをいたしました。そういたしますと、例えば小学校では司書の方は午前中から昼休みまで、中学校では昼休みから放課後までのこれらが特にニーズが高いというようなお話をお伺いをいたしました。

そこで、例えばですね、今まで、昔は6時間半あった図書司書の方の勤務時間を、例えば4時間とする。そして、例えば今までのように週4日勤務に戻して、さらに夏休みとか冬休みをもう少し延長していただいて、そういうことで努力をすればですね、多分三、四百万円の予算の削減ができるのではないかというふうに私は試算をいたしました。

法律の中でも法律改正のときには激変緩和措置というのがあります。したがって、今までですね、図書司書の方が常駐、朝から晩まであいていた図書館がその司書の関係のことで昼休み30分しかあけられないような状況になるというのは、子供たちにとってしわ寄せが非常に大きなものではないかというふうに私は思っております。

予算配分についてですのでちょっと総務部長にお伺いいたしますけれども、例えば先ほど私が申しあげましたような勤務体制に変更した場合ですね、今年度の予算よりは200万円から250万円ほど増えるような結果になるかもしれませんが、検討する余地はありますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） ご指名でございますので、私からお答えしますが、現在はですね、施策別の予算配分というふうにいたしております、この項では義務教育の充実という中で小学校も中学校も含めて予算を配分いたしております。あとの工夫については、現課の教育部の方で、その予算の内容についてどんなふうに使っていくかということはその内部で検討されることだというふうに考えておまして、どこにどういうふうに重点配分するかは現課の考えでされるということでございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） その施策別枠配分のその義務教育への充実に対する予算額がもう少し増えないかというふうな内容も込めて言ったつもりなんですが、どうしてもその予算面での厳しさを言われるならば、暫定的な措置として来年度から始まります団塊世代の大量退職者の中の、特に先生方に対しましてボランティアで放課後図書館で子供たちの見守りを行ってくださる方を募ってみてはいかがでしょうか。

これはある中学校の校長先生からお伺いしたご意見なんですけれども、交通費程度の支払いで図書館の中の本は自由に読んでいただけるという条件にいたします。司書免許を持ってあればそれにこしたことはないけれども、中学校では放課後図書館で過ごしたいと思っている生徒の居場所をつくるためにも図書館を開放して、本を管理しながら子供を見守る人間が必要だと

いうふうにその校長先生はおっしゃっておられました。仮に、これが中学校で実現できればですね、小学校は先ほど私が申し上げたような勤務体制で専任司書制度を活用したとしても、予算額は多分本年度と同額程度に抑えることができるのではないかと思いますけれども、教育部長、これは検討する余地はありますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 議員が申されましたように、平成15年度までは学校事務補助と学校図書事務、合わせまして週に56時間になっておりました。平成16年度から併任としまして38時間とちょっとです。差し引き17.25時間減ったことになっております。

それで、その分をどういうふうに埋めていくかということになりますけれども、学校事務補助の事務分掌につきましては、図書事務に関することとして3点ほど指示をしております。1点目が児童図書の貸し出しと返却、2点目が児童・生徒、教師用図書の購入、図書台帳、図書除籍簿、寄贈台帳処理などをしてもらっております。3点目が教科書の無償給与事務（教師用の指導書を含む）というこの3点でございます。

それで、この内容をどのように時間配分するかにつきましては、校長先生にその適切な配分をお願いするということにしておりますので、学校事務とあわせてですね、減りました17時間分を適切に配分していただくことになろうかと思っております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 今ちょっとアイデア、校長先生から伺ったそのアイデアで勤務体制をもう一度見直すことはできますでしょうかということでお伺いをしたんですけれども、この検討はまだ難しい段階でしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど図書司書の話が出ておりましたが、確かに事務との併用で削減されてきまして、大変ご迷惑をかけているんじゃないかと思いますが、それらとあわせてですね、学校でもいろんな面で人が要ることを、別の方への形であわせて行いながらですね、学校の教育活動が、図書館は少し下がったかもしれませんが、ほかのところでは少し上げるとか、そういうふうなことで全体的にはという側面と、もう一つは先ほど文化財の話も出ましたけれども、太宰府市の学校には、特に非常勤講師とかボランティアとか、またNPOで活動していただいたところから派遣していただくとか、そういうふうないろんな形でご援助といいましょうか、ご協力いただいて大変ありがたいと思っておりますが、そういう形で教育の充実を図っていただいているというところでございます。

教職の退職者の放課後のことですが、ちょっと予算的な面はまた部長とも話さなければならぬと思いますが、ご存じのように現在60歳でやめてもすぐ年金がもらえませんが、ほとんどの方が再雇用というような形で職についておられるというのが現状で、そのまますぐ職から離れられるというのは、ご家庭の事情とか本人のいろんな希望とかそういうのが非常に強くて学校から離れられるというのがここ数年の様子ようでございます。ですから、一

つのアイデアだと思いますが、現実的には対応といえるでしょうか、応募される方は非常に難しいんじゃないかなというふうにとらえております。一つのアイデアとして、また部長とも話したいと思います。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。今大量退職者のことを例に申し上げましたけれども、これは65歳を過ぎられた方でも私は構わないと思っているんですが、もしそういったことが実現できればですね、できるだけその図書館、子供たちにとって学校の中での居場所を増やしてほしいという様々な学校の側の要望もありましたので、ぜひご検討いただきたいと思います。

次に、教育部長、今後ですね、長期休暇中に学童保育所が学校の体育館を使用する場合に来年度から有料になるという方向で検討されているというのは、これは事実でしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 何かそのような風聞をちょっと聞いておりますが、検討しておりません。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 私が確認をいたしましたところ、それに関する予算に対して予算がつかないということで、今後どのようにしていったらいいかということで、現課の方でもかなり担当の方は悩んでいらっしゃるというふうな話を聞きましたけれども、もしですね、夏休みに学童保育所に来ていて、その体育館を有料にしなければならないというようなことがもし実現した場合はですね、それは保護者が別料金を支払って体育館を借りなければならなくなるということになるんでしょうか。これは教育委員会の方に行っていなければ、施策別枠配分の予算配分の中で財政課の方でこれの予算がつかなかったという話だったんですが、どうでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 学童保育所が夏休み等で体育館を利用するということで使用料が要ることになりますと、現在配分を受けております教育施策の中でその分は見えていくことになるかと思えます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） ということは、長期休暇中の学童保育所で今までどおり体育館を使用することができるというふうに考えてよろしいわけですか。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） ええ、そのとおりでございます。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） わかりました。じゃあ、これはちょっと担当課の方と私との連絡が行き違いだったかもしれませんが、担当課の方では、これが体育館が使えなくなると、財政課の方で予算がつかなかったの、来年度からは有料になるというふうなお話だったのですが、それは、じゃあ誤解ということで、来年度以降も今までどおり長期休暇中、学童保育所は体育館を

今までどおり無料で自由に使えるというふうに再度確認をしておきたいと思います。よろしいですね。

そしたらですね、先日の総務文教常任委員会で確認をしたんですけれども、学校行事で市の施設を使う場合にも定額を支払わなければならなくなったということで、これまで中央公民館で行われていた合唱大会、これもほとんどの学校が体育館で実施するようにしたそうですけれども、これは本年度から使えていないんですが、総務部長、この合唱大会が新規事業ということで予算がつかなかったというふうにお伺いしましたけれども、本年度ですけれども、間違いないでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 細かい平成19年度予算のご質問でございますけれども……。

（「平成18年度じゃ」と呼ぶ者あり）

平成18年度はそのようなことはないと思います。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） 本年度、既にこの合唱大会を取りやめまして、学校では既に体育館の方で合唱大会を実施しているということで予算がついていなかったんですけれども、それが新規事業ということで予算がつかなかったという話を私は確認しておりますが。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 平成18年度予算も施策別の枠配分を行いまして、それぞれの事務事業の担当者が予算を配分を受けた中からそれぞれに予算編成をしたわけでございますけれども、中央公民館で恐らく全部やっていた合唱大会と思いますが、その枠の中に入るように予算編成をしております、その必要性から枠から予算化することになっておりますので、その担当課が予算編成の中で、その分については枠の中に入らなかったというようなことから調整されたものというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 平成18年度の合唱大会の中央公民館使用料につきましては、平成18年度の学校予算を各学校に学校管理費として数百万円ずつ配分をしておりますが、その後は学校の優先順位の決め方で合唱大会さらに続けて中央公民館でやろうという学校があれば、それは使用料でお支払いをいただくし、いや、もう体育館でしようということになれば、ほかの方に回すと、こういう学校の判断というふうに理解しております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） つまり一昨年まではですね、指定管理者制度がありませんでしたから、無料で使用できていたわけですね。それがその指定管理者制度という政治的な制度変更によって一方的にその費用が発生しただけであって、学校側は合唱大会をずっと継続して行ってきたわけです。したがって、私はこれは新規事業との判断には疑問を感じております。

合唱大会をですね、中央公民館で行うことについて学校側は意味もなく行っていたわけでは

なく、多くの校長先生がその重要性を訴えておられました。先ほどおっしゃったように、枠配分の中でやはり予算の優先順位をつけていくと、これが外れてしまったという学校側の苦渋の決断だと思いますけれども、この合唱大会にですね、1校当たり30万円の予算が必要だとして330万円の予算です。今回の補正予算に計上されていましたが、中央公民館の管理運営を、これまでの随意契約をやめて入札にされましたことによって、約500万円以上の低い契約額で落札をされておりましたね。これが今回の補正予算に上がっていましたが、これは入札制度を改めたことによってできたお金なんです。

すなわちですね、同じ中央公民館の費用に関して政治的な制度変更によって、一方では330万円が必要になったために事業の廃止、もう一方では500万円の予算が捻出できています。総務部長、この予算ですね、補正予算に上がってありましたこういった予算を学校行事に対して中央公民館の使用料として同じカテゴリーに入ってくるわけですけど、回すことはできませんでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 教育予算だけをとらえてご質問いただいておりますけれども、そのほかに福祉予算、本当に生きていくために必要な予算というものもございます。医療の問題とかですね、そういうことを全部、四十数項目ございまして、その中で優先順位はどうかということころをやはり見ております。

今回、教育予算は今そこだけおっしゃっておりますけれども、児童数が増えておりまして、教室を4つか5つつくらなければいけない、それも何千万円かかかるといようなこともあります。じゃ、それはどこからどう持ってくるのかというと、学校から全部しわ寄せして持っていくわけではございません。やはり全部皆さんのところから少しずつ減額してそこに集めると、そういうふうなことをいたしております、右肩上がりであれば本当にそういうふうな渡邊議員さんの切実な訴えをお聞きできるんですけども、年々人口は微増でございますけれども、収入は減っています。家庭で言いますと、お給料が減るとなると、やはりどこかを減らさなければいけないというふうなことになります。しかし、何か特別にお金がかかる場合もございます。そういうことで、配分を慎重に今回も平成19年度予算で言えば、二十数回というよう形で会議をして優先順位をつけて配分をすると、そういうことでございまして、またその中からまた各部、各学校、各施設がどれだけ優先順位をつけるかということで、こちらから強制でなくて自分たちでやっぱり考えて、このお金を有効に使っていこうという仕組みにしておりますので、そういう形をお願いをしたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） ある学校ではですね、ほかの市の施設利用をほかの市に対して打診されたそうです。その市では、他市の学校であっても、学校行事であれば減免してホールを貸すということに同意されたそうです。このお話を伺った学校関係者の方は、太宰府市とほかの市の考え方の違いに大変落胆をされておられました。

市長は福岡市で教育長をされていまして、この学校側の教育的配慮による中央公民館での合唱大会の意味というのは十分おわかりをいただけると思います。子供によっては、一生に一度の経験になるんだということを校長先生はおっしゃっておられました。学校では制限されがちな子供たちの活動場所をできるだけ広げて多くの経験を積ませたいというふうに考えておられます。子供たちにとっても、クラス一丸となって練習してきた歌を学校の外の大きな舞台上で保護者や多くの人の見守る中、ライトを浴びて歌うというのは大変に貴重な経験だというふうにもおっしゃっておられました。

こういった私が言っているのは金額の問題ではなくてですね、教育に対する市がどういうふうな姿勢で臨んでいくかという一つ一つのことなんですけれども、その点について市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 教育予算につきましては、いろいろご指摘がございましたが、本市としても最大限、教育は大きな重点施策として取り組んでおるところでございます。

ただいまご指摘のような学校行事等の費用でございますが、学校の運営につきましては、校長先生のもとでいろいろ創意工夫を図りながら、いかに限られた予算の中で執行していくか、大変努力をさせていただいておりますが、ただいまご指摘のように本市の教育の中で、そういう各学校のニーズ、また子供たちの願い、そういう切実なものであれば、これは学校、教育委員会の主催等で行うこともできるわけでございまして、そういう点は子供たちのニーズにこたえる予算の使い方、あるいは減免については、教育委員会と当局で十分検討していただきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） ここで15時45分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時30分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 3 時45分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

8 番渡邊美穂議員。

○8 番（渡邊美穂議員） 教育部長にお伺いいたしますけれども、平成19年度の予算の中ですね、先ほどおっしゃった重点施策の中に小・中学校の教室増加に対する改修整備費用というのが1つ入っておりますけれども、それ以外に耐震診断とか耐震工事を含めた大規模改修については、どのような計画で行っていかれるおつもりでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 耐震診断につきましては、小・中学校の体育館が災害が発生した場合の避難場所となっておりますことから緊急を要しましたので、平成17年度に耐震診断を行った結果、補強工事が必要と診断が出ました。そのため、平成18年度においてすべての体育館の補強工事が完了いたしております。

今後は、児童・生徒の安全確保のため校舎の耐震診断を行い、その結果補強工事の必要性が診断された場合は、年次計画によりまして補強工事を実施していくことといたしております。

○議長（村山弘行議員） 8 番渡邊美穂議員。

○8 番（渡邊美穂議員） 国からの耐震関連の補助金総額が毎年約1,100億円程度なんですけれども、実際は30兆円程度が必要と言われておりまして、今のペースですと30年以上かかることになります。つまり、国の補助金を待って耐震化を行うというのは現実的ではありません。平成7年に地震防災対策特別措置法で、自治体へ公共施設の耐震化に対する努力義務が課されてから既に10年が経過しております。その間に、福岡でも規模の大きな地震が2回起こりまして、いつどこで地震が起きてもおかしくないということを裏づけております。

先ほどおっしゃいました耐震診断、耐震化のことですけれども、前原市においてはですね、耐震診断が100%、耐震化率が82%です。他市においても、財政計画を立てて施設事業計画のっとして進めています。一方、太宰府市では耐震診断が、今おっしゃったように体育館を含めますけれども約56%、耐震化に至っては約7%で、過去4年間実施されていません。このように学校校舎の安全に関しても、自治体間格差が出てきています。

過去4年間実施しなかったために、仮に来年度からこの大規模改修を始めたとしても、平成19年度には約2億5,000万円、平成20年度が8億3,000万円、平成21年度が10億円、平成22年度が7億3,000万円、平成23年度が6億6,000万円、平成24年度が6億1,000万円、平成25年度が8億2,000万円ということで合計ですね、この7年間の間に総額50億円を超す予算が必要になってくるというふうに試算をされています。これをさらに実施しなかった場合、校舎の老朽化は待ってくれませんから、年ごとにその負担額が増えていくということになります。

市の方針で過去4年間実施されなかったと思いますけれども、総務部長にお伺いいたしますが、今のこの財政状況で今後この予算を確保できるというふうにお考えでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 4年間、非常に財政が厳しいという状況がございました。しかし、太宰府南小学校については大規模改修が終わっております。非常に今から見れば少し設備投資が多かったかなという気がしますので、その分をもう少し簡略した形でやる必要があるかと思っています。

そうしますと、先ほどから財政の問題が出ておりますけれども、現在公債費が30億円ございまして、それに対して起債、借り入れる金額を15億円から20億円という形で今押さえております。そして、人件費が大量退職のために職員の抑制、あるいは高額な職員がやめるために減額になるという形になりますと、平成23年程度ぐらいから収支均衡になるのではないかなというふうに考えておりまして、それまでに財政収支が改善すれば、緊急にやらなければいけない事業が幾つかございまして、その中にもやはり大規模改修というのは必要でございます。そこまで待てるかどうかというのは問題がありますが、新しい市長になったときには、その辺の政策判断もしていただいて、少しずつでもやっていかなければいけない事業かなと、そういうふうな

認識は持っております。

○議長（村山弘行議員） 8 番渡邊美穂議員。

○8 番（渡邊美穂議員） 現在出ております大規模改修の計画ですけれども、これを仮に今おっしゃったように少し延長して実施をするとしてもですね、学校の施設事業に関しまして先ほど武藤議員がご指摘されましたように、増税された分を教育とか福祉にも還元しているんだよということをやはり市民の目からもきちんとわかるような形で、きちんとした財源確保ですね、今後に向けての財源確保と、それから現場との綿密な話し合いによる実施計画は、これはもう絶対に必要になってくると思います。

以前から申し上げていますが、緊急性の低い公共事業について、これを関係者のご理解をいただくように努力して凍結をして、その予算を子供たちのため、そして地域の避難場所である、その学校の安全を確保するための予算に充てることができないでしょうか。

私は、市のトップみずから関係者の方々に対しまして、この状況をご説明いただければ、必ずご理解をいただけることができると信じていますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま平成19年度予算を編成中ですが、第四次総合計画によります実施計画等々につきまして長期計画にも盛っておるわけでございます。市民のニーズ、あるいは当面する緊急の重点施策等々、執行については十分配慮していかなくてはならないと思っておりますが、今おっしゃるように教育予算について最重点的に取り組んでおりながら、緊急順位ということは新しい骨格予算でございますが、長期的な見通し、また人命に関するようなそういう耐震構造等の見直し等につきましては緊急性が高いと思っております。そういうものを含めまして新しい長期計画、それからまた財政需要等の長期見通しもございまして、先ほど部長が答弁しましたように、平成20年度以降の現在投資いたしております事業の完了とか人件費の削減等々による余裕財源を教育予算に回すとか、そういうのは新しい形でひとつ基本方針をつくっていただきたいと、そのように思っております。

○議長（村山弘行議員） 8 番渡邊美穂議員。

○8 番（渡邊美穂議員） 自治体への裁量権は拡大されながらも、先ほどからおっしゃっておられますように国からの交付金が減額されている現状では、お金のある自治体とない自治体、そして首長の方針によって義務教育に対する格差が出てくることは火を見るより明らかなです。教育に対する結果は、すぐには出てきません。また、子供たちが与えられた環境を当たり前ものとして市に対してクレームをつけることもありません。だからこそ、子供たちにかかわって特に現場の先生から十分な意見を聞きながら、予算については決定をしていかなければならないと思います。

現在、既にこのような教育環境格差が生まれつつありますから、ぜひこの格差を埋めていただくよう、また今回検討していただく内容については、内部検討の結果について必ずお知らせをいただくよう、さらに先ほど申し上げました合唱大会等の件につきましては、例えば市の主

催にさせていただく、そして学校に対する負担をなくすなどの様々な考慮をしていただくように強く要望いたしまして質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 8番渡邊美穂議員の一般質問は終わりました。

次に、9番大田勝義議員の一般質問を許可します。

〔9番 大田勝義議員 登壇〕

○9番（大田勝義議員） 議長の許可をいただきましたので、通告いたしております2点について質問させていただきます。

まず1点目は、かけがえのない子供の命を守るための取り組みについてであります。

去る10月11日、筑前町において中学2年生の男子生徒が、いじめが原因でみずからの命を絶つという痛ましい事件が発生いたしました。その後、このいじめ自殺に端を発した児童・生徒の自殺が全国各地で連鎖的に発生しており、深刻な社会問題になっていることは皆様ご存じのとおりであります。文部科学省では、こうした事態を重く見て、各学校に対し、いじめへの取り組みに関する総点検を指示するとともに、伊吹大臣名で、いじめられる側、いじめる側、双方の子供に向けた異例のメッセージを発するなど、懸命の対応がなされております。また、政府の教育再生会議においても議論が交わされ、再発防止のための緊急提言が出されましたが、まさに今、国を挙げて、いじめ自殺防止の取り組みが行われているところであります。

福岡県では、いじめが原因の児童・生徒の自殺が平成8年にも、当時の城島町で発生しております。このときも大きな社会問題になりましたが、事件以来、特に本県では二度と城島町のような不幸な事件が起きないように、いじめを根絶するための様々な取り組みがなされてきたと聞いております。しかし、残念ながららくしくも10年後の本年、またしても本県で同様の事件が発生しましたことは、当時の教訓が生かされず、時間の経過とともに危機感が薄れ、いじめ問題への対応が形骸化してきたのではないかと思います。

今回の事件後、直方市では小・中学生全員にメッセージカードを同封した教育長あての封筒が配られたそうであります。福岡市でも、いじめ担当課長が新設されるなど、県内では再発防止に向けた新たな取り組みが展開されております。いじめ自殺は、いつどこで起きても不思議ではないと言われており、常に危機感を持って取り組まなければならないと思いますが、本市のいじめの現状とその対応についてお伺いいたします。

次に、児童虐待についてお伺いします。

近年、児童虐待のニュースは連日のようにメディアに取り上げられまして、いじめと並ぶ深刻な問題となっております。特に最近では、虐待の末に子供を死に至らしめるという悲惨な事例が頻発しており、極めて憂慮すべき事態になっております。また、日常的な虐待はないものの、子育てに悩んだ末に発作的に我が子を殺害するという不幸な事件も多発しており、子供の命を守るためには虐待の早期発見、早期対応と子育て支援の両面での対策が必要と言われております。

このため、厚生労働省においても、児童虐待防止対策は社会全体で早急に取り組むべき重要

課題と位置づけ、法改正などにより虐待発見者の通告義務や市町村の責務の明確化が図られるなど、様々な対策が講じられております。市町村では、児童相談所とともに児童虐待の通告窓口にもなっておりますが、本市では児童虐待防止にどのように取り組んであるのか、その実態と対策についてお伺いいたします。

2点目は、市債のうち縁故債の借り入れ先と利率はどのようにして決定されているのか。また、ミニ公募債の発行について検討されたことがあるのか、伺います。

本市の平成17年度の経常収支比率は98.6%となっておりますが、内容を見てみますと人件費が26.1%と一番高く、続いて公債費が20.8%となっております。性質別経費の類似団体との比較を見てみましても、市民1人当たりの公債費は類似団体の1.5倍を超えており、本市の財政硬直化の最大の要因は、増大した市債残高にあることは明らかであります。公債費比率も18.4%まで上昇しておりますが、私は市民のための施策を積極的に展開した結果としての経常収支比率なり公債費比率の上昇でありますので、ある程度はやむを得ないところではないかと思っているところでございます。

そこで、私の質問は、公債費を少しでも抑制するための資金調達の方法についてであります。市債の発行は、事業によって資金区分が決まっているそうでございまして、大別しますと政府資金などの貸し出し金利が決まっている資金と利率が交渉で自由に決められる縁故資金に分けられます。この縁故資金は、以前は指定金融機関から借り入れる自治体が多かったようですが、最近では少しでも低い利率で借り入れるために、生命保険会社や証券会社なども参加させて、入札方式で借り入れ先を決定している自治体が多くなったと聞いております。長期の貸し出し金利は、日銀の量的緩和解除後、上昇局面に入っているようですが、本市ではどのような方法で縁故債の借り入れを決定されているのか、伺います。

また、資金調達の方法として、最近は証書借り入れだけではなく、小規模な自治体も債券の発行が可能になったため、ミニ公募債を発行している市町村が年々増えているようであります。このミニ公募債は、市が債券を発行して市民に購入してもらい、事業資金を調達するというものですが、購入の対象を市民に限定することで、市民の行政への参加意識を高揚し、資金調達コストの低減にもつながるということで、総務省も推奨しているようでございます。このミニ公募債について、本市では検討されたことがあるのか、お尋ねいたします。

あとは自席にて再質問させていただきます。回答は項目別にお願いをいたします。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 本市の小・中学校におけるいじめの現状とその対応についてお答えいたします。

本市におけるいじめの現状についてですが、さきの答弁でも触れましたように、自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものとの文部科学省の定義を踏まえて、毎月いじめに関する実態調査を実施しております。

その調査結果によりますと、本年度11月末現在2件の報告があっております。しかし、これ

以外にも、からかいや嫌がらせなど、いじめの芽になる状況は残念ながら各学校に存在するものと考えております。

そこで、本市においては早期発見のために、いじめに関する情報をキャッチするためのアンケート調査や教育相談活動の充実に努め、各学校では校長の指導のもと、速やかな組織的対応ができる体制づくりに努めております。それを推し進めるため、10月の定例校長会や11月の臨時校長会、同じく11月の定例校長会においても、いじめ問題の対応に関する指導を行いました。また、11月の教頭会においても、いじめ問題への各学校の組織的対応のあり方について指導したところです。

また、いじめへの対応として出されました文部科学大臣からのお願いや県教育長からのメッセージを各学校はもちろん、市子連、スポーツ少年団など社会教育団体にも発信し、協力体制を強化しているところです。

その他、市の相談窓口であるヤングテレホンのパンフレットを各中学校全生徒へ配布を行うなど、その対応に努めております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 次に、児童虐待の実態と対策についてお答えいたします。

本市の実態といたしましては、平成17年度には24件、平成18年度は11月末現在17件で、その対応は施設等への措置ケース、家庭訪問などを行うケース、経過観察中のケースなどでございます。

要保護児童対応として、庁舎内ネットワークの保育所、保健センター、教育委員会などの日々の業務の中から、あるいは各相談窓口や医療機関や市民から子育て支援課に虐待を受けたと思われる児童の通報がなされた場合、保健センターの保健師を初め関係者と密接な連携をとりながら、保育所、小・中学校での情報収集や家庭訪問を行うなど、虐待の防止に努めるための対応を行っております。その内容につきまして、県中央児童相談所に報告を行い、状況に応じて県中央児童相談所と共同して対応いたしております。

なお、その内容が緊急、重大なケースである場合は、即県中央児童相談所に通報し、その解決のために調査、訪問等を行っております。

そのほか、要保護児童対応のためのケース会議、実務者会議として、家庭児童相談員、保健師、保育士、民生委員、児童委員、主任児童委員、小児科医等によるＳＯＳ会議を毎月開催し、この中でも児童虐待に関する情報交換に努めております。

児童虐待の問題にかかわる中で見えてくるのは、核家族化の進展や地域の子育て機能の低下によって人間関係が希薄になり、地域や社会から孤立している家庭、中でも母親が相談すべき相手もなく、孤立しがちなことも要因の一つと言えます。

平成18年4月に、子育て支援センターを開設し、窓口、電話での相談のほか、出前保育や集

いの広場を開催することで、家庭で保育を行っている保護者の不安や孤立感を取り除く事業を展開いたしております。

さらに、平成19年度から要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関との調整、連携を強化し、児童虐待防止及び早期発見に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 9 番大田勝義議員。

○9 番（大田勝義議員） まず、いじめについてお伺いいたしますが、平成17年度の決算審査資料を見ますと、不登校児童とそれと生徒数ですね、小学生が20人で中学生が40人ということで計60人いるわけですが、この不登校生徒、そして児童とのいじめとの関係というのはあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 不登校のですね、不登校になったその原因というのを幾つかの要素に分けておりまして、その中には生徒同士のトラブルとか、それから教師とのトラブル、それから親子関係、また本人のいろんな状況、病気を含めてですね、そんなふうな項目で分けております。生徒間のトラブルによって、それが引き金となっていいでしょうか、そして不登校になったという事例、ここにデータを持っておりませんが、何件かあると思っております。

ただ、先ほどいじめというのを一応文部科学省が、こういうのをいじめと言おうという定義に沿って話をしております関係でですね、実態としていいでしょうか、報告としては、いじめがあって、それから不登校になるというようなふうの数値として上がっていないのが現状です。

○議長（村山弘行議員） 9 番大田勝義議員。

○9 番（大田勝義議員） いじめとですね、先ほど言われました不登校の問題ですけども、非常に何というんでしょうか、際どいところであるような気がするわけですね。だから、いじめられて、そしてそれが継続的に続くようなことがあれば、それがいじめというふうな形になることと、相手方がまたそのようにいじめととらえるような形になった場合に、これが文科省で言ういじめだというふうな形になるかと思いますが、私、小学校、それから中学校ですね、3年たつとですね、中学生はすべて卒業してしまいますよね。小学生は3年たてば半分が入れかわってしまいますね。そういうふうなことでですね、いつときも手を抜くといいでしょうか、このいじめ問題について触れない時期があると、ひょっとしたらその間にいじめが起きているんじゃないかなという気もすることもあるわけですね。

それで、学校の先生方も一生懸命教育していらっしゃると思いますが、この教育している中で水面下でひょっとしたらいじめがあっているかもわからないし、だから先生方も直接携わっていらっしゃるから、子供たちの不安、それから悩み、そういったふうなサインをですね、ぜひとも見落とすことがないようにお願いしたいと思っておりますけども、その辺のお考えはいかがでございましょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほどいじめの件数が本年度11月末で2件と話をしましたが、校長にはですね、まず1つには、よそであっているようなことはやっぱり自分の学校でも起こり得るといふ、そういう危機感を持って対応してほしいと。それから、御指摘のようにゼロといってもですね、本当にゼロなのか、見えなかった、言わなかったからゼロなのか、その辺をやっぱり見きわめてほしいと。それから、いじめは先ほど言いましたように、かなり一方的とか継続的とか深刻というような言葉が入っているけど、ふだんの生活の中でいろんなことがトラブルが起こってきますけど、それにはいじめの要因がないのかどうか、そういう点も見てほしいと、そういうことを言いながらですね、子供たちのことに対応してほしいというふうに伝えてはおります。

だけでも、先ほど言われましたように、いじめもなかなか巧妙になって本当に見えにくいとかですね、それから先ほど信頼の話も出ておりましたが、先生に言うたばかりにというような不信感を持たれておつては、幾らお話をしても伝わっていかないんじゃないかと、その辺のことについてやはり先生方には子供の訴えを真摯にじっくり聞いてほしいというようなことで、特にこの10月末から11月にかけてこういう一連の中で何度か、先ほど言いましたように校長会、教頭会をいたしましたけど、そういうふうな話をしているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

○9番（大田勝義議員） 福岡県ですね、教育委員会の資料を見ますと、筑前町の教育委員会で出されている現時点での課題や反省点といたしまして資料があるんですが、ちょっと読ませていただきますけども、「管理職を含め教職員の間での情報の共有化や報告、連絡、相談の徹底がされていなかった。教員が日常的に生徒たちの不安や悩みのサインに気づく手だてが不十分だった。教員の言葉遣いや態度など教員としての資質に課題があった点がある。教員の不適切な言動が生徒に精神的な苦痛を与え、周りの生徒に当該生徒に対する誤った見方を植えつけた可能性がある」、このようなことで反省点が述べられているわけでございます。

そういうことで、このいじめ問題を起こさないような取り組みですね、こういうふうな反省点が十分大きな参考になろうかと思っておりますので、ぜひともこれを参考にさせていただいて、いじめが起きないような学校づくりにしていただきたいと思っております。

それからですね、まだあるんですよ。

最後になりますけれどもね、世界ではですね、自然災害や内戦によってたくさんの子供たちが亡くなっているわけですよ。日本でも、いろんな難病にかかってですね、鼻からコードを通して、顔は非常に膨れて、体が膨れて、そして紫になった子供がですね、一生懸命目をぱちくりさせながらですね、ぜひとも生きたいというふうに訴えているところが見えるんですね。だから、生きたくても生きたくても生きられない子供たちもたくさんいるわけですよ。だから、自殺をする前にですね、いじめ自殺をする前に、少しでもですね、そのような生きたくても生きれない子供たちがいるんだということを自殺する前にちょっと考えてほしいのと、そ

のような教育をですね、ひとつお願いをしたいなと思っております。

これで、この件については終わらせていただきます。

それから、次ですね。それでは、児童虐待の件で、この問題につきましてはですね、やはり先ほどから話も出ていますけども、地域のネットワークですね、やはり社会との結びつきがやっぱり一番大事であろうかと思っております。そのためにも、地域コミュニティづくりですね、その充実をもっともっと考えていかなければならないのかなという気がしています。

よくですね、ワイドショーなんかでテレビを見ているとですね、虐待があつて、そしてそれで子供が亡くなったというふうなことで、よくワイドショーで取り上げて、現場に行つて報道していますね。その中で、よくインタビューをしています。そうすると、そのインタビューの中で、夜中に泣き声が聞こえていたんだけど、最近聞こえなくなったと思ったら、ああそうですか、亡くなったんですかというふうなことをよく聞きますしね、それから児童相談所にですね、通報をして、そして児童相談所の方が現場に行かれまして、ところが親が会わせてくれないとか、そういうことがあるわけですね。そのまま立ち入ることができなくて、そのまま帰ったら、その後亡くなっていたとか、そういったふうなこともテレビなんかで出てくるわけですね。そういうのを見ると非常に腹立たしくてしょうがないんです。この場合は、太宰府市としては、そういった場合はどのような対応をなさるか、ちょっとお尋ねしたいんですが。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 重大ケース、緊急ケースのときには、児童相談所ということで市の方もそういう通報、通知をいたしておりますけれども、まず市の方に連絡等ありまして、やっぱり急ぎます場合は、この調査立入権というのが市の方にはございません。残念なことです、今の法律の中では立入調査権は児童相談所ということになっておりますので、こういう場合やはり第一報としては私たちは児童相談所に通報をします。しかし、こういったところに市の職員として対応ということで緊急に駆けつけて、この児童相談所の方が来られるまでの間、やはり何らかの対応をしないといけません、即中に入れない場合も間々ございます。今まで昨年と今年と措置しましたケースの中でも、家庭に訪問に行っても拒否をされたということはありますけれども、職員がそれなりの工夫をいたしまして、緊急性というのとまた少し別ですけども、やはり庁舎内のネットワーク、職員のネットワーク等、あるいは地域の方々のネットワークの中で、その保護者等と少しでも顔見知り、あるいは仕事の何らかの形で接触できる職員、そういった別の職員に働きかけをしまして、一緒にその家を訪問し、何らかの形で、ほかの内容でですね、接触をまずして、そしてこの子供さんのことについて横からお話をしたり聞いたりというケースは実際にございます。ですから、拒否をされて、そのとき即じゃなくても、1日、2日かかっても、そこでいろんな角度の対応策を練りながら接触をしていくということが大切だというふうに思いますので、この分につきましては、やはり学校の方からも、この虐待らしきことが起きているのではないかなというような連絡がありました

ときには、そういうときはまた再度学校の先生方と一緒に担当職員が家庭を訪問しまして、そして対応しているというような状況も多々ございます。

それから、保育士の方からの連絡がありますときにも、また保育士と一緒に、やはりこちらの方が虐待の担当の職員だからといっても、ただ役所の職員ということだけでなかなか会っていただけないという現状がございますので、その辺のところは他の部署の職員、地域の方々のやはりネットワークというつながり方、民生児童委員さん、そういう方にもご相談しながらの対応ということをとっております。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

○9番（大田勝義議員） 私ですね、いつでしたっけ、もう随分になりますけれども、学校の前で旗振りをやっているんですけども、子供たちが通るわけですね、いつも、顔見てますからね。そのときに、1人の子供がですね、顔の目のあたりをしっかりと黒くはらしてたんですね。だから、私「どうしたの」と聞いたら、転んだって言うわけですね。だから、今子供さんはやっぱり頭がいいから、すぐ、うそというわけじゃないけども、かばったりするもんですからね、ちょっと気になりましてですね、校長に後で電話したんです。そしたら、校長言われたんですね、間違いなく転びましたということで言われましてね。だから、そういうふうなことで、私も、虐待、そういうふう子供が何かけがなりそういうものが見えればやっぱりちょっと気になるものですから、そういったふうなことで、関係者、生徒の場合は学校の校長に電話して確認しましたからほっとしましたけどもね。それは余談でございますが。

それから、もう一つですけども、安部陽議員の一般質問の中で、子育て支援センターの中で出前トーク、それから子育てサロン、ここに若いお母さんたちがお見えになっていろいろ相談されたりすると、そのような話、先ほども出ましたけども、出たんですが。それで、ここにお見えになる方というのは極めて安全な方だろうと思いますよね。ところが、やはりここにお見えにならない方ですね、例えば転勤でよその地に来て、そしてそこで、つき合いべたといいましょうか、家に引きこもりになったりとか、そういう方も多分おられようかと思うんですね。だから、このような方々に対する対応というのは何か考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部子育て支援担当部長。

○健康福祉部子育て支援担当部長（村尾昭子） 私の方は子育て支援ということで、特に保育士ということで職員がおりますけれども、この部署だけではとてもできることではございませんので、保健センターの保健師、そういうところと連携、連動いたしまして、一番そういうところの発見に近いというのは、乳幼児の健診における場での何らかの変化が認められる子供さん。しかし、おっしゃいますように、そういう健診に出てこないご家庭もあると。そうしますと、保健師の方で、何度呼びかけても、何歳、何歳、半年健診とかいろいろございます。そういうものに出てこられない方をチェック、一応は基本的にいたしておりますので、そういった中で、保健師が家庭訪問いたしますときに、保健師だけで行きます場合、あるいは保健師とち

らの保育士が合同で家庭訪問をして、声かけをしながら、何らかのそういったサインが出ている家庭であるのかないのか、その辺の確認をさせていただいております。即全部の世帯に回れているかどうかというのは、少し確信はありませんけれども、大体何度もそういった会場に出てきていないというような方々をリストアップしながら、訪問に努めているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 9 番大田勝義議員。

○9 番（大田勝義議員） きめ細かな対応をですね、今後お願いをいたしまして、この件については終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 次に、縁故債の件ですが、初めに、借入先と利率はどのように決定されているのかというご質問です。

銀行からの借り入れの際は、まず金融機関に貸付利率の照会を行います。貸付利率の一番低いところを借入先として決定して借り入れを行っております。参考までに、今年5月に平成17年度分の銀行の借入債、旧縁故債というふうに言っておりますが、の借り入れを行いましたときの状況ですと、金融機関に10年償還の貸付照会を行いました。一番高いところが4.25%、一番低かったところは1.6%です。で、この1.6%でお借りをしております。5月ごろの10年物の国債利率が当時2%でしたので、それと比較しますとかなり安く借り入れができたというふうに判断をいたしております。

次に、ミニ公募債の発行について検討されたのかということですが、ミニ公募債とは、先ほどのようなご指摘のように、地方自治体が住民向けに発行する地方債でありまして、基本的には購入者が地域住民に限定されておりまして、用途の特定などの特徴がございます。以前は発行が都道府県というふうに限られておりましたけれども、平成13年度に住民参加型ミニ市場公募債が制度化されまして、幾つかの自治体で発行されるようになりました。

ミニ公募債は、一般的には金利を国債に合わせているため、市民から見て、今の時代には安全で有利な資産運用という側面がございます。しかし、市にとっては、償還期間が大体おおむね3年から5年というふうになっておりまして、比較的短期でございます。そして、発行手続、償還事務の経費等々が要りまして、銀行の引受債、先ほどの縁故債ですが、これよりもコストがかかるということもあるようでございます。そういうことから、研究はいたしておりますけれども、現在まで発行には至っておりません。

○議長（村山弘行議員） 9 番大田勝義議員。

○9 番（大田勝義議員） 複数の金融機関から金利見積もりを提出させた上で最低金利の金融機関から借り入れてあるということでございますので、今後も競争原理を導入しながら、資金調達コストを低減させるための努力を続けていただきたいと要望をいたしておきます。

ここで視点を変えて、市債の借りかえについてお尋ねをいたします。

市債の発行については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法が議会の議決

事項となっておりますが、本年度当初予算の第3表を見てみますと、償還の方法として、「政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借換することができる」と規定されております。したがって、市債の償還期限を延長せずに低利に借りかえることは改めて議会の議決を得ることなく行うことができるわけですが、借入金の借りかえは民間では当たり前のこととして行われていることであります。一般の家庭においても、高利の時代に借り入れた住宅金融公庫の住宅ローンを低利の銀行ローンに借りかえる人も多いようでございます。

そこで、提案ですが、政府資金については市債の借りかえはできないようですが、縁故債については可能でございますので、借りかえを検討されたいかと思うわけでございます。縁故債は償還期間が短いため、金利が現在のように低水準になった後に借り入れたものが大半であると思いますが、借りかえになりますと、残存期間が短く、将来の金利変動のリスクも低くなるため、大幅に金利が低減される可能性もあります。広く生命保険会社なども見積もりに参加させ、縁故債の借りかえを検討されるお考えはないのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 銀行引受債のうち金利の高いものについては、過去に繰上償還、先ほど言われました繰上償還を行っておりまして、現在残っている借入金利のうち一番高いものは2.75%という形で、かなり低利で借入れを行っているところでございます。

ご指摘のとおり、借入債についても、その条件の範囲内であればできるというふうになっております。現在、先ほど言いましたように、10年物の金利が1.6%で、かなり安く借入れできました。今後は、市場の動向を見ながら、繰上償還も含めて、これからも随時そういうふうな検討をしてみたいというふうに考えます。

その場合に、ご提言の生命保険会社にも照会したらということですが、広く銀行を、いろんな種類のところの照会をしたらどうかということですが、現在も生命保険会社にはもう照会をいたしております。しかし、多くのいろいろな金融機関をさらに照会に当たりまして、低利の金利で借入れできるように進めてみたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員。

○9番（大田勝義議員） 幅広く検討していただいて、低利で借りかえができるようご尽力をお願いをしたいと思います。

それから、ミニ公募債については、例えば「まほろば債」というようなネーミングで募集すれば、話題性もあり、市民の市政への参加意識も高まると思いますが、まだまだ全国的にも発行している自治体は少ないようでございますので、今後の課題として研究していただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 9番大田勝義議員の一般質問は終わりました。

お諮りします。

会議規則第8条第2項の規定によって、会議時間は午後5時までとなっておりますが、本日の日程終了まで延長したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認め、本日の日程終了まで延長いたします。

次に、7番不老光幸議員の一般質問を許可します。

[7番 不老光幸議員 登壇]

○7番(不老光幸議員) ただいま議長より質問の許可をいただきましたので、通告の2項目について質問させていただきます。

1項目めは、地域コミュニティづくりについてであります。

市長は、毎年の施政方針の中で3つの戦略プロジェクト推進を掲げておられます。その中の1つに地域コミュニティづくり推進プロジェクトがあります。市民一人ひとりが地域において参加、連携、交流、協働して暮らしの中で真の豊かさを感じることが大切であり、地域コミュニティづくりとは、自分たちのまちは自分たちでつくるという考えのもと、市民がまちづくりの主角となって地域内で交流を深め、地域と行政の役割分担を明らかにしながら、ともに連携、協働してまちづくりを進めるための新しい仕組みを構築するとおっしゃっておられます。

また、指針には、「現在社会において、地域を取り巻く環境や市民生活のニーズあるいは価値観がますます複雑、多様化してきている今日、人と人とのつながりや隣人としての相互の交流や連帯意識は年々希薄になってきている。このような中、急速に進展する少子・高齢化社会などに対応するためにも、隣の人を知る、町内会の人を知る、校区の人を知るというふうな触れ合いの場や機会をつくり、市民が相互に連帯感を持ち、各地域の特性に応じた積極的な地域活動を展開し、有意義な社会生活が営まれるようなコミュニティの形成を図り、市民参画のまちづくりを進めることが重要である」と書いてあります。

このことからしても、地域コミュニティの活発な活動は、いろいろな交流活動を通じて、地域の環境や防災、防犯はもとより、地域の福祉、安全、教育、生きがい、まちの活性化などいろいろな活動の基本的な活動で、大いに期待される施策だと思っております。

しかしながら、平成15年5月に地域コミュニティ推進指針をつくられ、取り組みを実施されて3年を過ぎておりますが、いまだに従来の行政区の活動やそれぞれのボランティア活動が実施されてきたこととどのように変わってきているのかわかりません。

そこで、次の3点についてお尋ねいたします。

まず、当初の施策目標に対する現在の成果についてどう評価をされておられるのか、お伺いいたします。

次に、今までに取り組みを実施された具体的な施策内容についてお伺いします。

3点目は、今後の取り組みについてお伺いします。

2項目めは、市道の整備、補修についてであります。

市道につきましては、以前は市内至るところまで舗装が実施され、よく整備をされた時期もありましたが、現在の現状は、道路の傷みがひどく、全面的な舗装の更新を実施しなければと思われる箇所が見受けられます。市民の日常の生活において、特に安全な環境の維持のためにも、市道の計画的な舗装の更新のための予算措置は必要であると思います。

今、平成19年度の予算編成をなされている時期でありますので、次の2点についてお尋ねいたします。

まず、第1点目は、市道の全面舗装、改良のための平成19年度の予算措置はどうなるのか、お伺いいたします。

2点目は、市道の部分舗装、補修のための平成19年度の予算は平成18年度予算よりも増額を考慮されるのか、お伺いいたします。

再質問につきましては自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま不老議員のご質問でございますが、まず第1項目めの地域コミュニティづくりについてご回答申し上げます。

地方分権時代に沿った自治体運営を行うためには、行政と地域の役割や責任を明らかにしながら地域と行政による協働のまちづくりを行うことを政策提案してまいりました。具体的な方策といたしましては、おおむね小学校を基礎的な単位ととらえまして、自分たちの手で地域づくりをしようとの意識のもとに、地域の実情に応じまして、地域住民の皆さんがみずから考え、行動し、責任を持ってまちづくりが展開できるよう、地域コミュニティ協議会などの組織化を図りまして、将来の地方分権の受け皿となるよう、地域コミュニティづくりを展開しておるところでございます。このことは第四次総合計画後期基本計画に位置づけまして、私の施策方針でも示してきたところでございます。着実に前進しておるものと認識いたしております。

具体的な質問内容につきましては担当部長から回答をさせます。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 今市長より回答がございましたように、地域コミュニティ協議会の組織化に当たっては、行政主導で進めるのではなく、地域との協議や学習会を重ねながら進めていくべきものであるととらえております。

そこで、まずは自治会長である区長との協議を行いました。小学校区を単位とする組織化には既存の自治会活動や地域活動などとの整合を図る必要があるということから、早急な組織化を図るのではなく、地域課題に応じたテーマごとの活動を通して、地域住民の連帯感を醸成しながら組織化を図ることが必要であると思っております。

このようなことから、本年度は、まず校区単位での準備会が設立されました太宰府南、太宰府西、水城西の3小学校区と協議学習を行う中で防犯部会が組織され、現在地域としての具体的な取り組みについて協議が重ねられており、一步一步進んでいるものと考えております。

今後、このような具体的な活動実践を他の校区にも紹介しながら、地域コミュニティづくり

を展開してまいりたいと考えております。

○議長（村山弘行議員） 7 番不老光幸議員。

○7 番（不老光幸議員） 今のご回答ですけれども、この地域コミュニティにつきましては、今までにも何度も質問をされているわけですが、そのときの回答からですね、全く同じ回答であるというふうに私は受けとめました。以前はですね、地域コミュニティについての質問はよく何人か出されたんですけども、今はもう地域コミュニティについて、議員の中では話題にもならないわけですね。これは、今おっしゃった、この太宰府市地域コミュニティ推進指針というのがあるんですけども、市長は施政方針の中で地域コミュニティについてというふうにおっしゃっているんですけども、会社に例えれば、社長がそういうふうにおっしゃった場合に社長室がこういう指針をつくるんですね。そして、プロジェクトチームをつくったり、あるいは各部に落としていくわけですけども、この指針に基づいて各部担当者は具体的にどういうふう

に計画、立案をされたのか、それをまずお話ししたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） この地域コミュニティづくりにつきましては、協働のまちづくりを進める手法として取り組むということで、平成13年の第四次総合計画前期に掲げられておりました。その具体的な取り組みについて、今ご指摘の所管課というのが正式に位置づけられなかったこともありましたが、その後地域振興課が設けられまして、その中でこれを具体的に所管するというので、先ほどご指摘のように、指針等もその組織の中で作成されたということを伺っております。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 7 番不老光幸議員。

○7 番（不老光幸議員） この地域コミュニティ推進指針の中に書いてある内容を要約しますと、問題点としましては、連帯意識が希薄になってきている。コミュニティというのはですね、これは生き物が発生したときから自然にあるわけですね。だから、動物だろうが、人間だろうが、植物、魚でもそうですけども、集団が何人かできればコミュニティが出てきているわけですね。従来からずっと必然的にコミュニティというのはあるわけです。その中で、あえてここで地域コミュニティを市長がとらえて上げておられるのはどういうことかといいますと、連帯意識が希薄になってきている、従来からあるコミュニティの中で。それからもう一つは、急速に進展する少子・高齢化社会、これが問題点としてこれにはちゃんと載っております。

で、昔からの、その連帯感が希薄になってきているという点ですけども、従来は、例えば家庭の中でずっと、その中で地域があると思います。そうすると、裏からでも、表からでも、がらっとあけて、「おるか」といって入っていった時代があったんですね。それから、あるいは、今落ち葉の時期なんですけども、落ち葉を掃き集めて落ち葉を燃やしていたわけですね。歌にもなっているんですけども。ところが、時代が変わって、今落ち葉を燃やすといけないというふうになってきておりまして、そういうふうに変化が来てきている中で地域コミュニティ

が希薄になってきているという、全体的にとらえられていると思うんですよね。それからもう一つは、急速に進展する少子・高齢化社会。

で、そこで、隣の人を知る、町内の人を知る、校区の人を知る、そして触れ合いの場をつくる、機会をつくる、相互に連帯感を持ち、積極的な地域活動を展開する、有意義な社会生活が営まれるコミュニティの形成を図ると。その結果、財政的にも今まで行政が担ってきた部分を地域で補ってほしいと、その部分を。それはですね、親睦的な活動として文化振興、交流活動であり、スポーツ・レクリエーション活動をやってほしい。そして一方では、自治的活動として、まちづくり活動の地域美化運動、地域環境改善活動、防災、防犯、交通安全活動、地域福祉、介護などの活動をやってほしいというふうに書いてあるわけですね。そのためにはですね、そのための問題点とか課題とか、そういったものの現状把握というか分析をですね、行っておられるのかどうか、それをお聞きします。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 平成15年5月に策定いたしました指針の中には、今ご指摘のように掲載されております。この間、自治会長であります区長の方にもその中身をもって説明いたしました。議員からご指摘もありますように、その指針の中身というのが非常に抽象的である。それから今の自治会の活動と、この市が目指しているこのコミュニティづくりとはどう違うのかというふうないろいろなご指摘があつて、この間の議会でもご質問があり、ご答弁させていただきました。

それで、先ほど市長の答弁の中にもありましたように、この地域コミュニティづくりというのは、小学校区を基本単位とする今後の地域分権の受け皿的な組織づくりをするということ、本年度の4月から開始します第四次総合計画の後期基本計画の中で、一定体系をもう少し明確にしながら記載いたしました。それで、今現在進んでおりますのは、先ほどご報告しました3小学校区については、そういう校区単位での何らかの取り組みをやっていけるんじゃないかということで準備会を設立されましたけども、その他の校区では、今やっている地域活動との整合を図らないとなかなか小学校区単位の組織化は難しいということで、先ほどのご答弁をしたところでございます。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 今小学校校区の云々というふうにおっしゃいましたけども、その小学校校区の協議会自体も2カ所あるいは3カ所で、実際にはもっとあるんですけども、それが本当に必要かどうかというのは、もう一回振り返ってみる必要があると思うんですよね。

今行政区があるんですけども、その中に、役員会もあるでしょうけど、そういうところにソフトボールの方とか、あるいはバレーボールの方とか、あるいは健康推進員とか民生児童委員とかですね、そういう人たちがみんな集まって、そこで区の問題点とかいろんなものは協議するわけですね。ですから、なぜそういうふうな、何というか、できないものをいつまでも追っ

ているのかなというのがちょっと不思議でたまらないんですけども。

私が今お聞きしたいのは、財政的にも非常に厳しくなっているから、例えばですよ、例えばここにありますように、まちづくりの中で花いっぱい運動というのがありますよね、花いっぱい運動。本来は、これは行政の方で業者に頼んで、この地域に花を植えてきれいにしようというふうなことをやりたいんですけども、予算的にそこまでいかないから、地域で花いっぱい運動を担ってもらえんですかと、あるいは今落ち葉の時期だから、落ち葉を、この市役所の周りは、業者の方が委託されている人が毎日掃いてますよね。ところが、各地方においてはやっぱり落ち葉があるわけですね。それを全部業者の方でやってもらうと相当の費用がかかるが、その費用はとてももてないから、自主的に地域でやっていただきたいという意向があるんじゃないですか。

私がさっき言いましたように、昔はそれぞれ自分の近く、周りのところは掃いてから、そして燃やしていた。ところが、今ですね、掃く人は少ないですよ。どういうことかということ、掃いて集めたら、自分のごみ袋に入れて出さないと怒られちゃうわけですね。だから、そこら辺のいろんなものの問題点、やりたいことを、実態をですね、少なくとも1年ぐらいの間はですね、担当としては実態をよく把握したんですかということを知っているわけですよ。そういうことよ、それぞれ。

各行政区の44区の中で、いろいろなさまがあると思うんですよ、その地域の組織で、コミュニティのですね。だから、そこら辺のところの実態もよく調べたり、あるいはこの区にはソフトボールのチームあるんだけど、ない、バレーボールのチームあるけどない、それぞれ様々と思うんですよ。それを一緒にしてからやんなさいというて、それはなかなか行政区としてはですね、協議会はないわけですよ。その実態をよく把握した上でそういうことを持っていけないと、なかなか進まないんじゃないかなというふうに思っているわけです。だから、そういう把握をあなたはしたんですかと私聞きたいんです。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） それぞれの実態を把握をしながら進めていくべきというご指摘、当然そのとおりで、区長の方からもそのようなご指摘がございました。

それで、平成17年度については、そういう、どのような各自治会で取り組みが行われているのかということ、区長との聞き取りとか、いろいろな関係課との協議の中で把握しながら、先ほど申しましたこの第四次総合計画の後期基本計画を、体系を変更したということでございます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 具体的にと聞いているんですけども、それは、どの区はどのような状態であるという、その把握されているものは文書で出せますか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 文書で出すというのは、そのそれぞれの状況ですか。

○議長（村山弘行議員） 7 番不老光幸議員。

○7 番（不老光幸議員） こういうテーマが出た場合にですね、まず 1 年間ぐらいかけて現状の把握をしっかりとやってですね、分析して、計画、立案をやらないとですね、ただ上部でこう、区長さんを集めて協議会をつくるとかそういうことをやったって、とてもやないけどではしません。まず、1 年間、現状をいろいろと調査をして、分析をして、そして計画をするということとは必要なんです。それはですね、何を、だれが、いつまでに、どのようにして、どこまでやるかという具体的な計画をやらないと、これはいつまでたっても……。私こうして第四次後期総合計画を持ってきていますけども、最初からあります、もう 5 年過ぎてますよ。これ、5 年たってできやしないですよ、これ。

だから、そういうことをですね、問題点とか課題の中で現状を調べて、それぞれですね、ここにはどういうふうにしたらいいかということを、具体的な計画をやって、それが全く見えてこないから、何をやっているかわからんというふうに思うんですよ。いかがですか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長。

○地域振興部地域コミュニティ推進担当部長（三笠哲生） 行政主導でそういうふうに組織をつくってくれということで当初まず言った経緯があることは報告しました。

ただ今ご指摘のように、それぞれの地域の現状と整合性を図らないとそういう組織は難しいということでご指摘があったということ为先ほども報告いたしました。

それで、それぞれの地域の課題をそれぞれの自治会長、あるいは先ほど報告しましたそういう防犯を担当する方とか、お集まりいただきながらですね、自分たちの地域課題に合ったところで取り組むべきところが何なのかということで、その防犯活動の組織化とかということができてきたわけでございます。

それで、今民間企業の例を例えられましたけども、確かにこういう組織づくりが、今まで行政主導で提案してきながら、途中でうまくいかなかったりとかしてきた経緯があります。そういうものを反省しながら、この地域コミュニティづくりについては、本市のまちづくりの理念を掲げて、そしてその具体的な取り組みについては、時間はかかると思いますけども、そういう地域の方々とひざを交えながら協議していく中で進めていくべきものだと思っております。

○議長（村山弘行議員） 7 番不老光幸議員。

○7 番（不老光幸議員） コストはかかっているんですね、はっきり言いまして。例えばですね、役割の分担の具体的なメニューというのがあるんですけども、公園の管理、公園がありますよね、これの管理を造園業者の方をお願いしてやってもらうので、その費用はどれぐらいかかる。その部分の中で、地域でこれだけやっていただければこれだけ費用は浮きますよとか、あるいは道路の清掃もそうです。美観の花を、さきに言いましたように、花をするにして

もそれなりに費用はかかる。それは行政でやるとこれだけかかるんですよと、それが全部はなかなか財政的に難しいから、ぜひ地域でやっていただけませんやろかとかというふうなことのお願いを実情を話しながらやるわけですね。そして、それをいろいろ検討、分析をして、そして1年間にこれだけ地域の人がやっていただければ浮きますよと。

例えばですね、今非常に高齢化社会にもなっていてましてですね、1人で住んでいらっしゃるお年寄りの人がいらっしゃるんですけども、これもやっぱり心配で、児童福祉委員とかいろんな方が地域にはいらっしゃるけども、これはもう現状では、その人たちの人数ではどうしても間に合わない、そういう実態になったとすればですね、これはもう人数を増やすことができないから、だから地域で何とか見守ってもらえんやろかと、そういうふうなこと。昔、私はがらっとあけて行くんですけども、今は玄関でピンポンと言わせないとなかなか入れないような状況に変わってきているわけですね。

だから、やっぱりここに、本当に大丈夫なのか、おんしゃるやろかと、近くの人が、例えばですね、ブザーを押したら向こうからブザーを押せば、出てこなくても、ああ、元気なんだなと。あるいは、玄関のところに拍子木を置いて、ぱんぱんと外からたたいて、中からぱんぱんと音がして、ああ、これは大丈夫だと、そういう、それがないときには、そういったことまでも含めて地域でやってもらえんやろかというふうなことも、市長はそこら辺まで考えてこういうのを提案してあった。で、実施部隊が市長と同じようなことを返事していたんじゃないかなというふうないうふうに私は思うわけです。

で、これはもう3年間たって、ちっとも、前とどう変わっているんですかと聞いているわけですね。コストがかかっているんですよ。だから、少なくとも地域コミュニティ推進担当部長のコスト分以上のことがこれで成果が上がってこないとですね、どうにもならないわけですね。

だから、企業のことをおっしゃいましたが、自分もある企業のそういう新規事業部の担当になったんですけども、そのきにはですね、やっぱり1年間、いろいろな、ずっと、ただで給料もらいながら分析をしたわけですね。それから、撤退条件というのを自分でつくったんですよ。それはどういうことかという、5年間でこの事業が黒字にならなかったらだめと、それから累積赤字が5億円になったらだめと、そういう撤退条件を自分たちに課してやったわけですね。だから、やっぱりそれぐらいやっていかないと、コストがかかっているということを私は申し上げまして、この質問については終わります。

○議長（村山弘行議員）　ここで17時15分まで休憩いたします。

休憩　午後4時59分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開　午後5時15分

○議長（村山弘行議員）　休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（佐藤善郎） 不老議員の質問の第2項目めでございますが、道路の整備でございます。

第四次太宰府市総合計画の後期基本計画にお示ししておりますとおり、幹線道路と生活道路とに分けて、国、県と協議をいたし、将来の土地利用と連携させながら、まちの形をつくるという意識のもとで道路のネットワークを構成し、整備いたしておるところでございます。

具体的な整備計画等につきましては担当部長から回答をさせます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） お尋ねの生活道路の整備につきましての現在の状況を申し上げますと、今のところ、国道、県道と接続しておる市道としての幹線道路の整備をいたしておる状況であります。現在のところ、地区道路整備事業、これについては、ほぼ完了予定で、高雄中央通線、関屋向佐野線など、市道としての幹線を整備いたしております。また、県道観世音寺二日市線は、県事業でございますので、負担金、そういうもので整備いたしておるところでございます。

お尋ねの市道の改良的な予算はまちづくり技術開発課で、補修等は建設課で対応しておるところでございます。現実のところ、現予算では対応し切れず、苦情も多く、市民の皆さんにご不自由をおかけしておるところでございます。道路の整備事業につきましては、多額の財源が必要でございますので、何とか国のまちづくり補助事業、こういうものにのらないのか、鋭意努力を重ねておるところでございます。ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 非常にこの道路問題というのは、市民の生活上、また安全な生活で非常に重要な状況でございまして、これはやはり、一つは、緊急を要する場合の補修もありましようけども、市内全体的にあるもので、やっぱり計画的に全面舗装を実施する、将来長期にわたって実施するための予算というかそういったものを、やっぱり今年度はこのくらい、この分、来年度は、そういうふうなことをやっていかなければいけないというふうに思っております。

今まで、さっきおっしゃいましたように、地区道路の整備とか、あるいは佐野地区の土地区画整理事業とか、そういったものがありまして、私ども、やっぱり市民の皆さんからいろんなことを、提言も受けるんですけども、この地区道路と、それから佐野土地区画整理事業が終われば、少し一般の道路の方に目を向けて予算組みができるのかなというふうな期待もしておりましたんですけども、その点につきまして、平成19年度にそちらの方に予算配分とかそういったものをお考えなのか、これは担当部長ではなかなか難しいと思いますので、市長か助役さんでお願いしたいんですけども。

○議長（村山弘行議員） 助役。

○助役（井上保廣） 市域全体の道路整備についてでございますが、ご指摘のように、最優先課題として平成18年度までに仕上げるというふうに市長の方から明言されておりました佐野土地区

画整理事業あるいは地区道路整備事業等も完了いたしました。やはり市民の皆さん方につきましては、日常生活の中で、車でありますとか、あるいはその他等で通られる道路の整備、あるいは側溝の整備等々もそういった要望があるであろうというふうに思っております。極力平成19年度の予算の中におきましても、現行、今鋭意その方向で予算編成中でございますけれども、視点としては、今ご指摘の点については、私ども優先的な方向で可能な限り要望にこたえていくべく努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） ぜひとも、この問題はやっぱり長期的にわたっての見通しをして、ぜひとも前向きに、助役様からご回答いただきまして、よろしくお願いいたします。

もう一点はですね、補修予算ですけども、これが平成18年度の予算はどれくらいあったのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 建設課で持っておるという補修予算については、当初予算に1,200万円で300万円については特定が決まっておりましたので、あと補正で300万円ほどして1,500万円で補修等を対応しておるところでございます。

件数は、平成17年度に比べて50件ぐらい、やっぱり道路の悪いところがあるということで増えておりますので、その中で何とかやりくりして、市民の皆様にも少し我慢をしていただくというところも出てくるかもしれませんけれども、できるだけそういう中でやっておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） 各区からですね、やっぱりそこに住んで生活していらっしゃる方がよく道路の状況を一番ご存じでございまして、各区でこのところを次年度は補修していただきたいとか、いろんな要望が出てくるんですけども、どうしてもやっぱり財政的に苦しいとか予算がないとかということで、なかなかやってもらえないという状況が実態のようでございます。最近では、もう市に言うていっても予算がないで断られるから、言っていってもしょうがないけれども、地域の住民の人からこんなやと言われるから、非常に困っているんですよという話をよくお聞きするわけです。

今おっしゃいましたように、太宰府市全体でですね、今おっしゃったような金額では、とても実態としては担当部としては対応できないんじゃないかなというふうに感じておるわけです。一方では、さっきも太宰府館という話が出ましたんですけども、太宰府館の1年間の維持管理費がそれよりも多いんじゃないかなというふうに私は感じるわけです。ですから、やっぱり市内全体の道路の問題ですから、非常に苦しい財政ではあるとは思いますが、やはり平成19年度におきましては、その点何とかご配慮できないものか、これもまた市長さんか助役さんにお聞きしたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 助役。

○助役（井上保廣） 今の件につきましても、私ども現予算の中、厳しい状況下でありますけれども、最大限努力してまいりたいと、その考え方に変わりはありません。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員。

○7番（不老光幸議員） ぜひとも、皆さん全部が全部はお聞きすることはできないでしょうけども、ぜひとも今おっしゃいましたように、前向きにご検討いただきまして、本当に心強いお言葉をいただいたような感じがいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 7番不老光幸議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は明日12月15日午前10時から再開します。

本日はこれをもって散会します。

散会 午後5時24分

~~~~~ ○ ~~~~~

# 1 議 事 日 程（4日目）

〔平成18年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成18年12月15日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

## 日程第1 一般質問

### 一般質問者及び質問項目一覧表

| 順位 | 質 問 者 氏 名<br>( 議 席 番 号 ) | 質 問 項 目                                                                                                                                                                                                                      |
|----|--------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 小 柳 道 枝<br>(12)          | 1. 公共施設及び道路のバリアフリー整備について<br>(1) 平成12年設置後の取り組みと現在の状況について<br>(2) 公共施設の身障者用駐車場の整備状況について<br>(3) 迷惑駐車、駐輪の対応について                                                                                                                   |
| 2  | 橋 本 健<br>(4)             | 1. 学校のいじめ問題について<br>ゆとり学習や道徳また、教科を通して“命の大切さ”や“人を思いやるころ”を教育目標に掲げられている小学校において、いじめが原因で自殺するという痛ましい事件が起きてしまったことは誠に残念でならない。福岡県三輪中学校に端を発し、今も連鎖的に自殺者が相次ぎ社会問題となっている。どこにでも起こりうるこの事件、本市の教育委員会では11の小中学校のいじめの実態をどの程度把握し、どのような指導を実施されたのか伺う。 |
| 3  | 安 部 啓 治<br>(10)          | 1. 安全、安心のまちづくりについて<br>(1) 住宅用火災警報器設置義務について<br>(2) AEDについて<br>(3) 歩行者の安全確保について<br>(4) 高齢者が安心して住めるまちづくりについて                                                                                                                    |
| 4  | 片 井 智鶴枝<br>(1)           | 1. 市財政の現状と市民生活への影響について<br>(1) 平成19年度予算編成の進捗状況と新たな市民への負担について<br>(2) 今後の財政再建計画の具体的な取り組みについて<br>(3) 財政状況の公表について                                                                                                                 |
| 5  | 山 路 一 恵<br>(11)          | 1. 生活保護について<br>(1) 自立支援策として窓口就労支援専門員の配置を求める。<br>(2) 申請時の対応について市の考えを伺う。<br>2. 燃えないごみ及びリサイクルごみの未回収対策について<br>現在放置されている未回収ごみの状況について、市はどのような対策を考えているのか。                                                                           |

|   |                 |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|---|-----------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 6 | 佐 伯 修<br>(14)   | <p>1. 吉松地域の道路拡幅整備について</p> <p>(1) J R 中道踏切から用水路交差点（篠振・土手内線）までの拡幅について</p> <p>(2) 水城駅前通りの拡幅について</p> <p>2. 近隣市との交渉について</p> <p>(1) J R 水城駅前の歩道の整備について</p> <p>(2) 水城跡の西門の道路整備について</p> <p>(3) 杉塚公民館前の道路拡幅について</p>                                                           |
| 7 | 門 田 直 樹<br>(6)  | <p>1. いじめ問題について</p> <p>議会が市内の小中学校を対象に行ってきたいじめの調査では、毎回全11校で「一件もない」と回答している。</p> <p>常識的にみて考えられないが、市はどのような対応をしてきたのか。現在いじめが原因の不登校などはあるのか。</p> <p>学校現場の対応を含め、この問題全般について何う。</p>                                                                                             |
| 8 | 清 水 章 一<br>(13) | <p>1. 市長選について</p> <p>4 選出馬について</p> <p>2. まちづくりについて</p> <p>都市計画区域外の見直しと今後の方向性について</p> <p>筑紫野・古賀線が拡幅され、市街化形成がどのように変化をするのか</p> <p>3. 高雄、梅ヶ丘地域のまちづくりについて</p> <p>(1) 高雄中央通り線の全面拡幅予定は</p> <p>(2) まほろば号の運行について</p> <p>(3) 梅ヶ丘地域への公園（広場）の設置について</p> <p>(4) 高尾川氾濫の防止策について</p> |

## 2 出席議員は次のとおりである（20名）

|      |            |      |            |
|------|------------|------|------------|
| 1 番  | 片 井 智鶴枝 議員 | 2 番  | 力 丸 義 行 議員 |
| 3 番  | 後 藤 邦 晴 議員 | 4 番  | 橋 本 健 議員   |
| 5 番  | 中 林 宗 樹 議員 | 6 番  | 門 田 直 樹 議員 |
| 7 番  | 不 老 光 幸 議員 | 8 番  | 渡 邊 美 穂 議員 |
| 9 番  | 大 田 勝 義 議員 | 10 番 | 安 部 啓 治 議員 |
| 11 番 | 山 路 一 恵 議員 | 12 番 | 小 柳 道 枝 議員 |
| 13 番 | 清 水 章 一 議員 | 14 番 | 佐 伯 修 議員   |
| 15 番 | 安 部 陽 議員   | 16 番 | 田 川 武 茂 議員 |
| 17 番 | 福 廣 和 美 議員 | 18 番 | 岡 部 茂 夫 議員 |
| 19 番 | 武 藤 哲 志 議員 | 20 番 | 村 山 弘 行 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

な し

4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（29名）

|                    |       |                         |      |
|--------------------|-------|-------------------------|------|
| 市長                 | 佐藤善郎  | 助役                      | 井上保廣 |
| 収入役                | 松島幹彦  | 教育長                     | 關敏治  |
| 総務部長               | 平島鉄信  | 総務部政策統括<br>担当部長         | 石橋正直 |
| 地域振興部長             | 松田幸夫  | 地域振興部地域コミュ<br>ニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長             | 関岡勉   | 健康福祉部長                  | 永田克人 |
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村尾昭子  | 建設部長                    | 富田讓  |
| 上下水道部長             | 古川泰博  | 教育部長                    | 松永栄人 |
| 監査委員事務局長           | 木村洋   | 総務課長                    | 松島健二 |
| 政策推進課長             | 宮原仁   | 財政課長                    | 井上義昭 |
| 総務課消防・防災<br>担当課長   | 武藤三郎  | 地域振興課長                  | 大藪勝一 |
| まちづくり企画課長          | 神原稔   | 市民課長                    | 藤幸二郎 |
| 環境課長               | 蜷川二三雄 | 福祉課長                    | 新納照文 |
| 建設課長               | 西山源次  | まちづくり技術<br>開発課長         | 大江田洋 |
| 上下水道課長             | 宮原勝美  | 施設課長                    | 轟満   |
| 学校教育課長             | 花田正信  |                         |      |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（6名）

|        |      |      |      |
|--------|------|------|------|
| 議会事務局長 | 白石純一 | 議事課長 | 田中利雄 |
| 書記     | 伊藤剛  | 書記   | 花田敏浩 |
| 書記     | 満崎哲也 | 書記   | 浅田裕子 |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元に配付しておるとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1 一般質問

○議長（村山弘行議員） 日程第1、「一般質問」を行います。

12番小柳道枝議員の一般質問を許可します。

〔12番 小柳道枝議員 登壇〕

○12番（小柳道枝議員） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、本市における公共施設及び道路のバリアフリー整備についてお伺いいたします。

本市においては、平成12年度にバリアフリー担当が置かれ、高齢者や子供たち、また障害を持った市民の立場を理解され、住みやすい環境づくりに力を入れられて、市の各種団体や職場、学校など、様々な団体に疑似体験の場を与えられ、広く市民に周知するため、公共施設や駐車場の整備、また歩道などのバリアフリーの取り組みをなされてきました経過がありました。

しかしながら、近年高齢化社会が進む中で、買い物や通院などの移動に電動カートがよく使用され、その中でも、交通量が大変多い五条駅周辺、五条駅商店街などでよく見かけるようになりました。また、市内の多くの場所で、歩道、車道の区別もなく、通勤、通学で混雑する中を小・中学生が、学校に通う子供たちがお互いに譲り合いながら通学しているのが現状です。

これからの年末年始にかけ、特にいきいき情報センターの利用も多くなり、前の広場は駐輪場となり、公衆電話の入り口をふさいだり、点字ブロックの上には自転車、バイクが無造作に止められ、車いす利用者や目の不自由な方にとっては大変なご苦労があると思われます。

公共施設などの優先駐車場には一般車が止め、本当に障害を持った方々が乗降できず、困惑している姿も時折見られます。障害者専用のステッカーも自由に販売されていると障害を持った方からお聞きいたしておりますが、そのような事実があるのでしょうか。

安全で安心して暮らせるまちの真のバリアフリーを進めていく上でも、市の対応とその取り組みについてはどのようにお考えなのでしょうか。

以上のことから次の3点についてお伺いいたします。

1点目は、平成12年度にバリアフリー担当を置かれ、その後の取り組みと現在までの状況に



についてです。

2点目は、公共施設における障害者優先駐車場の整備状況とその利用状況についてです。

3点目は、いきいき情報センター及びその周辺の迷惑駐車、駐輪の現状とその対応についてお伺いいたします。

再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 1点目の平成12年設置後の取り組みと現在までの状況についてお答えします。

市の障害者プランでは、障害者にとって住みよい社会はすべての人にとって住みよい社会であるという観点に立ち、計画は、バリアフリーを初めとする福祉サービスについて、全庁的な施策として取り組んできたところでございます。特にバリアフリーの施策につきましては、単に障害者や高齢者を対象とするものではなく、健常者を含めて全市民を対象に取り組んでいくことが必要なことから、平成12年度にその推進組織として内部にバリアフリー部会を設置し、施策を進めてきたところでございます。

その取り組み内容を申し上げますと、障害者の実情を把握するための車いすやアイマスクを使つての体験学習、これには職員を初め議員さんにも体験していただき、多くのご意見もちょうだいしております。さらには、障害を持つ人を講師に招いての学習、啓発、広報活動及び公共施設の点検及び改善に関する調査を行ってまいりました。公共施設は、本庁舎を初め図書館、いきいき情報センターなど、道路を含めた22施設について、階段、スロープの手すり、廊下、出入り口の段差、トイレ、エレベーター、点字ブロック、身障者用駐車場などについて点検を行い、10施設について改修工事を行い、バリアフリー化を進めてまいっております。

2点目の公共施設の車いす駐車場の整備状況につきましては、公共施設における車いす駐車場スペースの確保は、当時21施設を点検した結果、5施設について車いす駐車場が確保されていませんでした。そのうちの1カ所につきましては、平成14年度に整備をいたしまして駐車場の台数確保をいたしております。

なお、それぞれの施設につきます駐車台数の確保につきましては、1台ないし2台の確保を行っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 3点目についてご回答いたします。

いきいき情報センターの駐輪場につきましては、五条駅側に18台、保健センター側に約40台を設置しておりますけれども、現状といたしましては、ご指摘のとおり、指定した駐輪場以外の周辺に自転車あるいはミニバイク等が止められておりまして、特に五条駅側の出入り口広場付近に集中いたしております。

しかしながら、市の方で指定をいたしました駐輪場にも限界があることから、この五条駅側

の出入り口広場への駐輪を全面的に禁止することは現状として大変厳しいというふうに思われますので、出入り口通路を確保した上で、駐輪マナーを示しながら、特に視覚障害者や歩行困難を伴う方への安全に配慮しております。

具体的には、現在警備員が1日に7回から8回程度巡回をいたしておりまして、特に点字誘導ブロックの上や公衆電話付近に駐輪している方に注意を行い、あるいは移動を促したり、さらにはみずから所定の場所に移動させたりというふうに、利用者の通行に配慮、対応をしているところでございます。

また、車いす優先駐車スペースにおきましては、保健センター側駐車場に現在4台分を確保いたしておりまして、その場所には一般車両が駐車しないように、常に警備員が誘導しながら確保をいたしております。

なお、所定のこの駐輪スペースでは不都合であったり、さらに配慮が必要な場合もございますけれども、場合によっては保健センター側に横づけをするように警備員が誘導している場合もございます。

いずれにいたしましても、こうした現状にかんがみまして、今後とも、買い物あるいは健診、学習活動などに幅広い目的でお見えになる利用者のために、バリアフリー整備の趣旨に沿った管理、指導に徹底して努めていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） ただいまバリアフリーについてご答弁いただきましたけれども、3つの項目にまたがっておりますが、今一括で答弁いただきましたので、再質問につきましては前後するかと思いますが、ご了承ください。よろしいでしょうか、議長。

まず、平成12年にこの制度というか、担当が設置されまして、私、平成12年と平成15年にこの五条駅周辺、それから君畑周辺の道路整備、そして通りやすい、安心して通行できる道路整備のことにつきましてお尋ねをいたしておりました。その当時の、平成12年度の分につきましては、主に公共施設、例えば中央公民館とか施設の件でお尋ねいたしておりました。その中で、調整を図りながら取り組んでまいりますというご答弁をいただいておりますので、進捗状況を今お尋ねいたしました、前向きに取り組んでいらっしゃるようなところも多々見受けられまして、今後とも取り組んでいただければなお結構なことじゃないかなと思います。

それと同時に、平成15年度には、五条駅から君畑、綿々の電柱とかそういうのがありましてね、ちょっとバリアフリーというか、車いす、障害のある方には通りにくいところがありますので、関係所管と検討して取り組んでいきたいというご答弁をいただいているんですが、その後の取り組みはどのようになれましたか、ちょっと参考までに教えていただけませんか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 平成15年のときに、特に君畑交差点での分での、歩道にある電柱が真ん中にあるというふうなことで、それを早急に対策を講じるというふうなところでご回答申し上げ

げておったと思います。

それで、その後の経過を申し上げたいと思います。

結果として、まだ移設できておりません。申しわけなく思っておりますが。平成15年、年明けまして平成16年に市の方から、筑紫野古賀線になりますものですから、県の方にこういう実態があるということで、支障移転を申し出ております。文書をもって申し出ておりまして、県の方が、それはわかりましたから市の方から申し出て下さいということで、市の方から九電の方にまず、そういう実態があるということで、移したいという申し出をいたしております。そして、その後九電の方から今度国土交通省の方に、そういう電柱が歩道の真ん中にあるということで、移設の協議をいたしております。国土交通省の方から許可をいただいて、実際九電さんの方がそれを動かす工事、そういうものをされておるようでございます。

しかしながら、構造上、第一経済大の公園ふうになつて、当時フォルクスというお店がございましたけども、そこから地下ケーブルで、国道の下を通って、ケンタッキーというお店がありまして、その横に来て、そこから今それが立ち上がっているということで、実際にそのケーブルを動かす工事をしたそうでございます。しかしながら、何か支障があつてできないということで、それでどうするかということで、ケンタッキーのお店の方に、ちょうどその電柱の横に低木がずっと植わっておりますので、その地権者境のところに、逆に歩道をそちらの方に広げるというようなことも含めて検討をしたということで、実際まだしていませんけども、平成16年から平成17年にかけてそういう経過をたどったということで、その旨の連絡を報告していなかったので申しわけなかったんですけども、そういう経過を今たどっておるということで、努力はしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） このように、太宰府、今ご説明がありまして、国土交通省ですか、それから九電、関係所管と、打ち合わせはなさっているようですが、移動が難しいということもあるとは思いますが、太宰府にはそういう箇所が、一、二カ所じゃないんですよ。本当にこの太宰府のまちのバリアフリー、そしてまた観光地として、安心して安全に皆さんが生活できるような、その取り組みをお願いしたいと思っております。

その中で、また道路、五条かいわいなんですけど、弱者にとって、目の不自由な方にとって白線が物すごく薄いんです。そういう面とか、できるところから、本当に人に優しいまちづくり、中には障害を持った方だけではなく、一時的にスポーツとか交通事故とかで松葉づえのお世話になったり、車いすのお世話になったり、いろいろと障害を持つ、一時的に持つ場合もあると思います。そういう方たちが本当に歩きやすく、人が出やすい、そしてまた環境整備というのに力を入れてもらいたいと思うんですが、そのもう一つの白線の点検とか、歩道と車道の区別をつけるだけの車線ですかね、そういうものは市の方が担当するのですか、それともどちらかにお願いしてなさるのですか、ちょっと教えてください。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 白線につきましては、道路管理者、市道であれば市の建設部の方で、県であれば那珂土木というようなところであるということが基本でございます。

白線を引く場合に、道路法令上、また警察と協議して、大体6.5mぐらいあれば中心線を引くと。そして、それ以外であれば、外側線ですね、歩道を歩ける方の、そこを歩いてくださいよというような区別の外側線を引くということが、大体6.5m未満であれば両方に引いて、歩行者、そういうものを守るということで、今、警察協議のもとにやっておるということでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） 今6.5mと、それに満たない場合は、外側線を引かれるということですよね。というのが、今五条交差点から単に五条駅まで行くその間に、どれだけの人たちが往来し、バスが通り、ダンプが通り、車が通り、自転車通り、その中に先ほど申し上げました高齢者の方が、カートというんですか、移動に使って、そういうのが行き交っているんですよ。その明白さがないわけなんですよ。そういうところは市の方で取り組んでいただけるんですか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 今のところ、そこは市道でございますので、すべて市の責任のもとにやるということでございます。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） そういうことであれば、また職員の方も五条駅を利用されたり、通っていらっしゃる方が多いと思うんですよ。その辺を、目配り、気配り、思いやりを持って、もうちょっと早急に、通りやすいような状況をつくっていただけますでしょうか。ご答弁いただけますか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 努力いたします。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） 本当に住みやすい、安全で安心して生活できるような場をつくっていただきたいと思います。

それと同時に、もう一つお尋ねしたいのは、公共施設の中でいろいろと手は尽くされているんですが、地区公民館、それからまた学校の、特に中学校の体育館なんですが、2階建てが多ございましてね、バリアフリーにはちょっと適していないような気もするのは私だけなんですか。もし災害とか、緊急事態が発生した場合に、中学校とか小学校とか、公共施設は避難場所にもなっていると思うんですよ。そういうときに、障害を持った方、ちょっと不自由な方が来た場合に、避難場所として2階のつくりのそういうところがありますので、その辺はどの

ようにお考えなのか、お聞かせください。体育館です。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） ご指摘のように、体育館は緊急時の避難場所になっております。確かに球技を行うフロアは2階という側面もございますけれども、市内にあります体育館は多分1階があると思います。1階に行くためにも階段があったり、そういう不自由さがあるというのはご指摘のところでございますけれども、そう高くないところで、緊急の場合はちょっとどなたか手伝ってもらわなくちゃならない。今後にかけてそれが、バリアフリーがうまくいけばそういうふうな努力をしていく必要もあるかなと思います。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） 確かに、その公共施設、中学校とか小学校、今中学校あたりで、今、障害を持った方、それが健常者であった方が急に障害を持つようになりまして、それで家におるよりも外に出て、車いす及びその交流の場で、車いすダンスとかそういうものに参加されていらっしゃる方もたくさんおられます。そして、それも、ほかの病気になった場合に、例えば片手が不自由でも、そういうことに、車いすのダンスとかそういうことで、人と接するということがリハビリの一つにもなりますので、その辺も踏まえて、全体的にと言いますと少しお金のかかることもございますが、どうにか住みやすい、そういう場を提供してもらいたいと思います。

それと同時にちょっとバリアフリーの予算についてお尋ねしたいんですが、最初平成14年、平成15年、平成16年とバリアフリーの営繕工事が取り組まれておりますが、今後このバリアフリーの営繕工事に対する予算立てはどのようにお考えなのかお聞かせ願えますでしょうか。

よろしければ市長さんか助役さんで結構でございますが。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） バリアフリーの推進につきましても事務事業の一つとして上がっておりますので、事務事業の評価の中で予算の配分等について検討していきたいと考えております。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） ぜひとも予算化を取り扱ってもらいたいと願っております。

いきいき情報センターの件に移らせてもらいます。

ただいま説明を受けました。確かにいきいき情報センターにつきましては、本当に市民が生涯学習の場として広く、そしてまたショッピングの窓口として、またその中には生涯学習、社会教育も入っております、市民が本当に行き交う一番メーンの場所じゃないかなと思うんです。その場所で、やっぱりよそから見ても本当格好悪いんですよ、はっきり申しまして。先ほども私も1問目で申し上げましたけれども、外観も悪うございます。どうかならないんですかね、ただこれだけです。いかがなものでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 特に広場の方、五条駅側の入り口の広場につきましては、私も実際現場を数回見ております。警備員の方にも事情聴取をしましたけども、やはり注意をしても注意をしても近くに置きたがるという人が増えてきたということはもう事実でございまして、今後さらに、いわゆる駐輪者、そういう利用者のマナーアップについて徹底して努めていきたいというふうに思います。

特に現場の方には今現在指示していますのが、注意の看板、チラシ等をきちっとわかりやすく張って、そして誘導するなり、歩行者用の道路あるいは点字誘導ブロックの上に置かないというふうな一つのルールをきちっと徹底していきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） 私もよくいきいき情報センターは利用させてもらっておりまして、目につくことは、やっぱり警備員さんが、二、三人いらっしゃると思うんですが、よく駐車場から外回り、そして気を使って見回っていらっしゃるところ、そしてまた電気の、何かスモールランプのついている車についてはちゃんと案内場の方に言って、いわゆるそういう目配り、気配りのできるような警備員さんを配置しておられる中で、そのいきいき情報センターの車いすの駐車場が、なぜか道路側にあるんですよね。確かに場合によっては警備員さんが誘導して、その建物の近くまでお車を誘導させると思うんですけれども、バリアフリーの車いすのマークのついた駐車場が一番端っこの方にあるわけなんですよね。あれはどうしてなんだろうかね。普通に考えたら、建物の横につけていく、つくってあげるのが普通じゃないかなと単純に思うんですが、どういうことで左側の道路側になったんでしょうか。それをまたこっちの建物の側に書きかえると言えばおかしいんですけど、つくりかえるようなお考えはございますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 現場を再度見ながら、そういう方法もきちんと検討しながら対策を練っていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） どうぞ前向きに取り組んでいただければと思っております。

それと同時に、今点字ブロックが、これから冬場になりますと特に風が強くなりますので、時たま飛んで車道に移動していたりとかというところもあります。本当に点字ブロックが頼りなんですよね、目の悪い方は。だから、特にその辺を、トイレまでの誘導ができるように。外にトイレがありますよね、あそこの間が切れております。なぜ切れたのか、そこはわかりませんけども、その正面からあるのはあるんですけども、途中からそのトイレに行くところの点字ブロックが今現在ございません。

それと、必ずお願いしたいのが、電話ボックスの前に止めさせないでもらいたいんですよ。職員もいらっしゃるでしょう、社会教育課、財団の職員もここを通ると思います。買い物に行く人も、私たちが気になるときには、さわっていいかな、どうかと思いつつ、ここだけど

けようかと、ちょっと入り口をどけてやるような配慮を市民もいたしております。ですので、通られる市の職員の方、特にその辺も配慮してもらいたと思います。いかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 点字ブロックの不良の部分、私も現地を見まして、確かに確認をいたしております。これにつきましては、早急に整備をする必要があろうというふうに思っています。

それから、電話ボックス横周辺の自転車につきましても、先ほど申しましたように、警備員を含めて、スーパーの職員さんもいらっしゃいますので、気がついた者がそういうふうに誘導、整理をするという心がけを徹底していきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） どうぞ、本当に住みやすいまちをつくっていくために、そしてまたスーパーで買い物がしやすいような、そういう状況をつくっていただきたいと思います。

最後になりますが、市長は、常々「市民が真ん中」を強調されております。高齢者、障害者を含めた社会的弱者の社会参画を推進され、本市の三大プロジェクトの中にも福祉のまちづくりを織り込まれております。福祉の政策に視点を置かれておられることは、本当に私らも市民として感謝いたしております。

その中で、社会の傾向は、年を追って高齢化率が進み、44の行政区の中でも、2割以上の行政区では高齢化率が18%から20%に至るという状況であります。公共施設はもちろんのこと、一般の生活道路でも、高齢者や車いす利用の方々にとっては危険性の最も高いところばかりのように思われます。太宰府市が真の安心・安全のまちとしてほかの自治体にも誇れるように、また模範となるようなすばらしいまちづくりに向け、あらゆる角度から検討されていかれますようお願いしたいと思いますが、ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 太宰府市政の運営の中には、ただいまご指摘のとおり、第四次総合計画を大きな柱にいたしまして、3つのプロジェクトでやっているわけでございます。特に福祉のまちづくりは、少子・高齢化、そして弱者のためへの政治、いろいろな形で具現化しているわけでございますが、特にただいまご指摘のバリアフリーにつきましては、ただいま担当部長が申しましたように、それぞれの部署につきましては、ハード面でいろいろ施策を打っておるわけでございますが、安全・安心、そして安心して暮らせる障害者のためへの施策でございますが、ハード面につきましてはさらに努力してまいりたいと思いますが、安心した暮らしのためには、ハード、ソフト面、特に市民の皆様にもそういう優しい心遣いをぜひお願いしていきたいです。具体的には、ユニバーサルデザイン、そういうものに立った措置を講じていきたいと、かように考えております。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員。

○12番（小柳道枝議員） 前向きに、本当に住みやすい太宰府のまちづくりにご尽力いただきま

すよう重ねてお願い申し上げまして、私の一般質問を終了いたします。

○議長（村山弘行議員） 12番小柳道枝議員の一般質問は終わりました。

次に、4番橋本健議員の一般質問を許可します。

〔4番 橋本健議員 登壇〕

○4番（橋本 健議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告書記載の1項目について質問させていただきます。

学校のいじめ問題についての質問です。

総合学習、すなわちゆとり学習や道徳、また教科を通して命の大切さや人を思いやる心を教育目標に掲げられている全国の小学校、中学校は数多いことと思います。生徒間の陰湿ないじめはなかなか発見しづらく、すべて学校だけに責任転嫁するのはいかなるものでしょうか。子供と接する時間が圧倒的に長いのは親であり、基本的に子供がいじめや非行に走るのは、夫婦のひずみや家庭での教育力低下が原因といっても過言ではありません。

しかしながら、福岡県筑前町三輪中学校の事件では、すべての生徒に公平に接すべき教師が、母親からの相談内容を自分のクラスの子に暴露したり、イチゴに例えた品種で序列をつけるなど、教師として不適格と批判されても仕方ありません。このように、今回は先生がいじめを誘発してしまったことが指摘されており、それ以来、いじめを受け、継続的ないじめを苦に中2の男子生徒が自殺するという痛ましい事件が起きてしまったことは誠に残念であります。

10月11日のこの事件をきっかけに、岐阜では23日、中2の女子生徒がバスケットボールの練習を休んだことで非難され、自殺。部活で汗をかき、肌が触れると気持ち悪いと言われ、失敗すると「うざい」とか、わざと強く投げたボールをとれないと嘲笑されたり、また無視されたり、先生が見ていないところで嫌がらせが続いていたそうです。その後、ごみ箱から遺書と見られるメモには、同学年の生徒4人の名前が記されていたとのこと。

また、北海道滝川市では、昨年9月にいじめを苦に自殺した小6の女児の遺書コピーを教育委員会が受け取ったものの、その後紛失し、そのまま放置という大失態。11月には、奈良県橿原市で、携帯電話による中傷メールでノイローゼ状態に追い込んだ事件。さらに、北九州市八幡東区では、5年の女子児童が8人から約1年間にわたり現金を脅し取られ、十数万円の被害が発覚、記者会見をした校長先生が、「不適切な対応だった。深く反省しております」の言葉を最後に自殺されてしまいました。埼玉県本庄市では、中3の男子生徒が借りていないお金の返済を迫られ、自宅で自殺。大阪富田林では、中1の女子生徒が塾に行くときにいじめられるといって命を絶った。その後の調べでは、15人がいじめていたとのことである。新潟県神林村では、中2の男子生徒が同級生からズボンを取られることを苦に、自宅前の作業小屋で首をつって死亡。山形県高畠町の県立高校に通う16歳の女子生徒が携帯電話に複数の人から性格に関する悪口を言われたと書き込んで、学校内で飛び降り自殺をした。

このように、ここ2カ月足らずの間に、連鎖的にとうとい命をみずから絶つというこの社会現象には、何ともやり切れない、せつない思いにかられるのは私ばかりではないと思います。



なぜ短絡的に死を選ぶのかよくわかりませんが、だれにも相談できずに1人で悩んだあげく、苦しさから逃れるために死を選択するのでしょうか。

平成10年から、国内の自殺者は8年連続で3万人を突破する中で、子供たちの自殺急増は国家的にも大きな損失であります。文部科学省には5通の自殺予告の手紙が寄せられ、相次ぐいじめ自殺の連鎖を絶つため、政府の教育再生会議を開催、いじめ問題緊急提言が公表されました。その中身は、いじめをした児童・生徒には社会奉仕や別教室での教育をする、またいじめを放置、助長した教員は懲戒処分を適用し、いじめ取り組みを学校評価や教員評価に反映させるなど、いじめが起こってからの対応策が中心のようです。そうではなく、いかにいじめを減らすか、いじめや自殺の予防策を考えていくことが優先されるべきではないでしょうか。

さて、いじめについては、「もともといじめられやすい子なんだよ」とか「いじめられる子も悪いんだ」といった言葉を耳にしますが、私はいじめの方が100%悪いと断言いたします。グループで徒党を組み、1人の子を長期間いじめていくわけですから、その卑劣さには憤りを感じずにはいられません。本市においても、今現在いじめで悩み、追い詰められている児童・生徒が存在するかもしれません。いじめによる自殺はどこにでも起こり得る事件なのです。

質問いたします。

三輪中学校の事件後、本市の教育委員会では、11の小・中学校のいじめの実態をどの程度把握し、またどのような指導を実施されたのか、お尋ねいたします。

以上、1項目につきましてご答弁をお願いいたします。

再質問は自席にてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 学校のいじめ問題に関する質問についてお答えいたします。

いじめは、「自分より弱い者に対して一方的に、継続的に身体的、心理的な攻撃を加えて、相手が深刻な苦痛を感じているもの」と文部科学省が定義し、この定義をもとに、本市のいじめの状況の把握を、毎月市内小・中学校を対象に、生徒指導上の諸問題に関する実態調査として行っております。

本市では、11月末までにいじめに関する報告が中学校から2件上がってきております。うち1件は既に解決し、残りの1件につきましても、関係生徒への指導並びに保護者への説明を該当校より行い、二度と繰り返さぬよう取り組んでいるところです。

いじめ問題への対応は、このような対処的な指導はもちろんですが、予防、早期発見のための取り組みが特に大切ですので、早期発見のための情報収集、スクールカウンセラーの活用による綿密な教育相談、家庭訪問の実施、道徳や学級活動によるいじめ問題、命に関する指導の充実、全生徒、児童・生徒を対象にしたアンケート等の実施など、重点的に取り組むように各小・中学校を指導し、子供一人ひとりの思いを大事にした適切な対処ができるようにしているところでございます。

また、からかいや嫌がらせなど、放置しておくといじめにつながりかねない事例につきまし

でも、早期発見と組織的対応に努めることは大切となりますので、市の校長会、教頭会でもその旨を指導しており、また生徒指導連絡協議会におきましても、事例をもとにした研修会を設け、情報交換と各学校の指導力の向上を図っているところです。

なお、質問の中でいろんな事例が挙げられましたが、私の方もその内容とか、また何が原因で自殺までいったのか、そういうことについてもいろいろ調査をしながら、今後の指導の参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） 今現在、やっぱり相次ぐいじめ問題で自殺するという事件が連日新聞、テレビで報道され、大きな社会問題になっております。昨日も福廣、大田両議員が質問されましたが、本市では具体的に、今ご答弁いただきました、対処法についていただきましたけれども、再度幾つかちょっと質問をさせていただきます。

ただいまの答弁の中で、いじめ件数が2件というご報告をいただきましたけれども、これは11月までの2件なのか、11月だけなのか、それとも4月から11月までの累計の2件なのかお尋ねいたします。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 今年度に入りまして、11月までの報告の件数でございます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） わかりました。2件というのは非常に私少ないなという印象を持っておりますけれども、これは実態調査をした結果の2件ということでございますが、調査は生徒対象のアンケート、こういったことで実施をされたかどうか、そしてもしされているのであればその内容についてお教えいただきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） この報告を受けておりまして、ご指摘のように2件というのが少ないのではないかというご質問でございますが、さきに述べましたように、これは文部科学省がこういうのをいじめとしてとらえよというその基準に沿ったものでございまして、例えば非常に継続的にとか、それから非常に深刻なというふうな言葉がさっきも出ましたが、そういうふうな内容の件数でございます。

で、いじめをどう定義するかというのは、いろいろな考え方があり、人によってもいろいろあるんじゃないかと思います。隠したり、悪口を言ったり、また無視したりという単発的なこともやはりいじめととらえればいじめととらえられるんじゃないかと思いますが、統計上は、先ほど言ったような条件で2件と上がってきておりますが、さきに答弁にもありましたように、からかいとか、それからいたずらとか、そういうふうな事柄はこれ以外にあっているというふうにとらえております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○４番（橋本 健議員） アンケートは、子供を対象に、子供が直接書き込む、あるいは保護者と一緒になって書き込むアンケート調査の実施はされていないんですね、まだ。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いじめ発見のためにですね、アンケート等は子供対象にも行っております。

それから、特に文部科学大臣あてにお手紙が来まして、あの前後にかけまして、各学校の方から、担任の方から保護者へ、子供の状況それについて電話をするなどして、特にいろいろあればまた再度電話してほしいというような全保護者に対する電話連絡等もさせていただいております。

また、学校によりましては、保護者対象にアンケートをしたということもございます。

○議長（村山弘行議員） ４番橋本健議員。

○４番（橋本 健議員） わかりました。生徒対象にアンケート調査されたということであればいいと思いますけれども、各自治体でいろんな動きがあっておりまして、例えば、群馬県教育委員会では４月から１０月までの７カ月間の小・中学校でいじめの件数を調査されておりますけれども、昨年４８件あったのが２,７２０件という、上がっているわけですね。これ５１４校です、県下ですから５１４校という大幅に急増、５倍ですね、急増しております。さっき教育長もおっしゃったように、そのとり方ですけれども、その文部省の定義にこだわらずインターネットや携帯電話でのサイト上のいじめも感じたものは数に入れているということだそうです。

そこで、ちょっと質問させていただきたいんですが、三輪中学校の事件後、保護者から本市の教育委員会や学校へ相談するケースはありませんでしたでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 教育委員会への問い合わせといいましょうか、それから苦情とか、それから相談とかというものを含めまして３件っております。

○議長（村山弘行議員） ４番橋本健議員。

○４番（橋本 健議員） その３件は対応できる情報だったんでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） １件につきましては、学校で把握したものについて、その対応等につきまして教員委員会への苦情といいましょうか、もっとしっかり教育委員会も十分知ってやってほしいということです。

それから、あと２件につきましては匿名での話でございました。そのうちの１件は過去の話でございましたので、校長の方にこういうふうな匿名でも電話があつてきているという事実を知らせまして、その事実関係はどうなっているのかということと、それから過去のことにしましては、こういうふうなことがあつているという匿名の電話だったから今後も十分注意してくれるようにと、そういうことで話をしております。

○議長（村山弘行議員） ４番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） わかりました。校長会というのを毎月実施されてますよね、定例校長会というのがあります。三輪中学校の事件後、緊急会議もされたと思うんですが、どういった内容の会議だったのか、差し支えなければお聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 三輪中の報道がありましたのが10月12、3日だったと思います。ちょうどその直後に福岡教育事務所管内の教育長会がございまして、そのとき県の方からこの三輪中のいじめ事件を踏まえて、それ以外にも電話相談等もあっているんじゃないかと思いますが、十分な指導をしてくれという話があっております。

そういうことをもとにしまして、県とか管内での話、所長とかの話をもとにまず1件連絡報告ということでやると同時に校内といいましょうか、子ども市内については一応私の方から昨日のことと重なるかもしれませんが、よそであっているということはどういう可能性をもとにして、先ほどゼロだったからという話もありましたけれども、ゼロは本当にゼロなのか、書けないとか言えないからゼロなのか、それから子供たちのいろんなトラブルにはいじめが背景にあるのかどうか、そういうふうなことを考えながら対応してほしいとか、学校の体制、俗に言います報・連・相と言われますが、そういう連絡体制、相談体制を十分してほしいと。そういうふうなことを含めると同時に、やはり解決には子供の活動から解決するというふうなことが非常に重要になってくるんじゃないかと思っておりますから、長期的には学校での指導、生徒会とか児童会の活動と、それから保護者への連絡、そういうことに重点を置いてやってほしいというのが10月の校長会の内容でございました。

あと、11月18日に臨時的に校長会をしたのは、先ほどもちょっと話をしました文部科学大臣へのお手紙のことでございまして、また県内の中学生が何件かやはり自殺をするというような、そういうことを受けまして、緊急に校長を集めまして、一つには子供の状態についてご家庭と連絡をとっていただくと。それからもう一つは、県の教育長を初めとして子供たちに訴えるメッセージがございまして、そういうことを月曜日には指導してほしいと、そういうふうなことにして校長会、教頭会等で話をしているところです。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） わかりました。先ほど出ましたその11月21日に、福岡県教育委員会主催の68市町村臨時教育長会議が福岡事務所で開催されております。それで、本市の今度は校長会じゃなくて教育委員会としてはそれを受けてどのように取り組まれるのか、その対処方針とか指導計画、こういった論議はされましたでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 先ほど話がありましたように、臨時の県内の教育長会が開催されました。ちょうどその明くる日あたりに教頭会を準備しておりましたので、まず最初に教頭の方に十分その話をしたところでございます。

あと、教育委員会と十分な連携をとるということで指導主事、それから学校教育課長がおりますので、いろんな事情があったらすぐ連絡をしてほしいと。それから、それぞれの連絡体制を私どもでとるということが緊急の対応でございます。

あとは指導の内容につきましては、指導主事の方を通して特に命を大事にするとか、思いやりの心ということをどう育てたらいいかということについて話をまとめてほしいという話をしております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 4 番橋本健議員。

○4 番（橋本 健議員） いや、教育委員会の中で論議されたのかどうかということをお尋ねしたんですが。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 教育委員会の中では、先ほどのような話を各課長、特に社会教育課長を呼びまして、単に学校だけじゃなくて社会教育諸団体にもメッセージを含めながら子供たちのこういう状況について理解をしてほしいというようなことを話しております。

○議長（村山弘行議員） 4 番橋本健議員。

○4 番（橋本 健議員） ところで話は変わりますが、栄養のバランス不足でキレる対策でしょうか、先日武市早苗食育担当大臣が早急に、学校のカリキュラムの中に食育を取り入れるとの談話が掲載されておりました。

議会では特別委員会までつくり、せっかく導入された中学校ランチサービス、12月1日から始まりましたけれども、236食中7食が先生の注文数、これを聞きまして食に対する関心の低さにがっかりしたところであります。昨日の福廣議員の指摘と同感でありまして、子供を指導教育していく先生方が7食とは寂しい限りであります。生徒とともに味わい、意見を出し合ってよりよい給食に変えていく熱意が欲しいと思っております。グループをつくってですね、交代で給食をとるという方法もございますので。

それから、質問をさせていただきますけども、子供の変化を察知するという点で、やはりいじめ早期発見のためにも子供と同じものを食べ、共有する時間をつくっていただくよう努力していただきたいと思いますが、どのようにお考えになりますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 昨日もお答えしたと思いますが、そういうご意見があるということについてはお知らせしたいと思いますが、大体お弁当を食べているのはそのクラスによって1割程度ですから、学級数に直しますと三、四人というふうになると思うんですね。それ以外の子供たちはパンを食べたりおうちから弁当を持ってくるという状況でございます。

それから、食育に関心がないというようなふうには私は考えておりませんし、食育はもっと幅広く考えてもらわなくちゃならない事項だと思っております。

それから、そういうことでございますので、特に食べ物でございますから、やはりいろいろ

な先生方の状況もあると思っておりますので、お伝えはしますが、そんなにこれを食べなさいと、教育委員会がお金を出せば食べなさいと言えるかもしれませんが、そんなふうには考えておりません。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ちょっと言い方が悪かったかも知れませんが、強制するわけじゃないんですね。子供とやっぱり共有する時間を持って一緒に食べていただくようにしていただきたいと。ぜひこれは教育委員会のテーブルに乗せていただいてお話をしていただければと思っております。

演壇で述べましたその9つの事件を取り上げましたけれども、7件が自殺なんです。悲しいことに将来に夢を託した子供たちが、みずから手で命を絶っております。なぜここまで追い込まれたのか、親や学校など周りが気づかない。気づいても対応のまずさから最悪の結果を招いたわけです。

ここですね、もう一つお願いがありますが、できることから素早く手当てをしていただく必要があると思うんです。

まず、子供たちの言葉の再教育を、これをぜひしていただきたい。つまり「うざい」「きもい」「消えろ」「死ね」、こういった暴言ですね、こういった言葉は相手の心を傷つけ、存在を否定する言葉であります。また、携帯やネット上での誹謗中傷、こういったこともしないようにぜひ注意を促していただきたい。保護者への通達も含め、各学校へ徹底指導していただきたいと思っておりますけれども、教育長のご見解をお願いいたします。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 今ご指摘されたような事柄については、今までも多々指導してきていると思います。特に言葉につきましては、以前から特に相手の人権を大事にするとか、思いやりを持つというような意味合いからも、言葉についてはやっぱり十分配慮すべきだということいろいろ指導しているところでございます。

その点、携帯その他については、特に私自身がこういう年だからかもしれませんが、薄かったかなということを感じております。現場が今どうしているかということについてまだ把握しておりません。ただ、こういう状況であり、ご指摘のようにやはりもっとこういう言葉の使い方とか、相手を非難誹謗するようなことがやっぱりなくなるようにいろんな面で指導をしたいと思っておりますし、保護者の方にもやっぱりお願いをしたいと思っております。

これに伴いましてですね、やはり広くマスコミ等も表現の自由があるんだろうと思っておりますけれども、その辺のやっぱりご協力も要るんじゃないかと。この言葉の使い方等については、学校として今申しましたようにこうやってほしい、こうやってほしいということをずっと指導してきておりますが、こういうのが現状であるというところ等を考えたときに、やっぱり学校教育はマスコミの力になかなか太刀打ちできないでおるのではないかと、そういう感じも持ったりもいたしますので、広くご協力いただきたいなと思っているところでございます。

○議長（村山弘行議員） 4 番橋本健議員。

○4 番（橋本 健議員） わかりました。それで再度、再教育という意味でその言葉の使い方、こういうものももう一度見直していただきたいというのがお願いでございます。

いじめ原因で不登校になるケースがあります。大田議員の質問にもありました。平成17年度本市の不登校児は小学校20名、中学校が40名の計60名と報告をいただきました。総務文教常任委員会でも7月に青少年相談センターを視察させていただきました。その中のつばさ学級では不登校児の復学に向け、創意工夫のもと孤軍奮闘、懸命に努力をされております。そこでの一番の悩みは、専門職のカウンセラーがいないのが非常に困っていると、苦慮しているということでございます。時給の高い専門職ではありますが、年間契約で150万円から200万円あれば事足りるということでした。ぜひ専門家のアドバイスで、引きこもりの入級相談とか、保護者への心理的なケア、こういった効果が期待できますので、ぜひ、カウンセラーの採用といいますかね、これをお願いしたいと思います。

今後、さらに不登校児は増えるでしょうし、その歯どめと復学のための適応指導の充実を図っていただきたいということもあります。ぜひこの心理カウンセラーですね、予算措置をお願いしたいと思いますが、教育長、ご答弁をお願いいたします。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いろんな場所に専門官がおられて、そしてそこで対応できるというのが一番望ましい姿であろうと思います。だから、相談センターですかね、に専門官がすぐ置けるかというところでもないと思います。学校を初めとしていろんなところに専門官がおられることの紹介等を含めながら、よりよい方向に向けていきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 4 番橋本健議員。

○4 番（橋本 健議員） ぜひお願いいたします。

150万円で不登校児60名の復学、これ完璧にできるかどうかわかりませんが、かなりの確率で復学ができる。それから、引きこもりの子供たちがまた新たに再出発できるきっかけになると思いますので、ぜひ予算措置をお願いしたいと思っております。

福岡市内では220校の校舎に子供ホットライン24の電話番号を掲示して、教員や保護者では救い切れない場合の子供たちの駆け込み寺の周知を図っておられます。本市にもヤングテレホン太宰府がございますが、ここでちょっと資料をごらんいただきたいと思います。

平成14年度から平成18年度の相談実態でございまして、これは相談内容としましては、いじめ、引きこもりの方の相談が約75%ぐらいですね。それから性的な悩みの相談が25%。平成17年度が540件ありまして、平成18年度現在は7カ月間でもう398件になっております。

やはり三輪中学校の事件をきっかけにして、相談件数がぐっと増えております。月平均にしますと平成17年は45件でございましたけども、平成18年度は56.8件になっております。下の方の平成18年度の月別の状況を見ていただきますと、398件の中で9月と10月を比較していただければおわかりになると思います。54件に対して10月はもう77件、事件が起きたのが10月

11日で、新聞報道されましたのが多分13日か14日だったと思います。その後にくっと増えているわけですね、相談件数。相談傾向としてはだれかに自分の思いを聞いてもらうことにより精神的にも安定するということがありますし、それから②の、不登校、いじめ、友達関係、教師に関することについては学校に直接言いづらい。我が子にはね返り、通学しにくくなるのではないかと思うので、学校には相談しにくかったという保護者の声もあるということでございます。

下の方は各自治体の動きと及び対策でございまして、いろんな各自治体の教育委員会を初め市長みずから現場に乗り込んで子供たちにいじめをしないように、命の大切さを訴えるというところもございまして。特に2番目の福岡市教育委員会は、昨年いじめ件数が10月だけです、10月だけで19件、これが91件と。やはりここも5倍急増しております。福岡県ではどういうふうな対策をとられたかといいますと、いじめ問題に迅速に対応するためにいじめ担当課長を新設し、いじめ防止計画の素案を作成予定であると。それから、北九州市教育委員会は市内211校の児童・生徒、保護者、職員に向けて命は絶ってはいけないの緊急アピールを送付されております。

お隣の佐賀県の武雄市長は市内の全小学校に出向き、命の大切さを直接訴えることを決定されております。それから、伊万里市ではいじめなし都市宣言をされておりまして、6万市民の合い言葉にしたいと。いじめ撲滅のため市全体でいじめ一掃を目指し、いじめ発見マニュアルの家庭配付や事業所に宣伝ステッカーを張る予定であると。それから、隣の春日市教育委員会、市内の小・中学校やPTA連絡協議会三者連携でいじめをなくす活動推進事業により実効性を高めていくということが発表されております。ぜひ太宰府市もですね、早急に対策を練っていただければと思っております。

質問いたしますけれども、こういった全国で各自治体の活発な動きと対策がある中で、青少年の悩み相談は不可欠でありまして、今資料で説明しましたように悩み相談の増加や自殺を考えた相談内容など、ヤングテレホン太宰府が頼りであります。現在、2人のスタッフで月12日ずつ24日間交代で勤務されておりますが、次年度は1人にされるというふうに聞きましたけれども、これは本当でしょうか。

○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 議員も財政状況についてはお詳しいと思いますが、経常収支比率がかなり高いということで、これを何とかしなければならぬということから、人件費も削減を余儀なくされております。そういう市の方針から、非常に残念ではありますが、ヤングテレホンは2人から1人に減らすという方針で進んでおります。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） 今こういった事件が起きているんですよ。これはもうやっぱり決定であればですね、今の状況に逆行しますしね、私はもうぜひやめていただきたい、こういうふうに思っておりますが、やっぱりお一人にされるということはもう変わりませんか。



○議長（村山弘行議員） 教育部長。

○教育部長（松永栄人） 詳しい資料をですね、お作りいただいております。大変ありがたいと思っております。部長までヤングテレホンの相談の内容が報告で上がってまいります。この相談件数を非難するわけではございませんが、だれかに自分の思いを聞いてもらうことにより精神的に安定するというようなことから、同一の方が毎日、ほとんど毎日何かを聞いてもらいたいということで相談をされる方がここ数年続いております。そういう方が数人おられます。そういうことの件数を引いた方がいいのかどうかわかりませんが、それからいうと非常にだれかに自分の思いを聞いてもらうことにより精神的に安定される方は確かにおられますが、そういうこともあるということでございます。

○議長（村山弘行議員） 4 番橋本健議員。

○4 番（橋本 健議員） この相談時間はお一人やっぱり30分、50分あるいは90分といろいろいらっしゃるわけです。確かに部長がおっしゃるように複数、お一人の方が何回かかけるケースもあると思います。でも、訴えている方はもう真剣なんですよ。自殺の仕方を教えてくれという相談まであるんですよ。食事する時間もどうかしたらないような、面接者もあるんですよ、相談の面接者も。相談がありながら電話がかかってくるね。1人ではどうしても大変なんです。

一連のいじめによる自殺で、今全国どこの自治体も自殺対策に投資をしております。こういう電話相談によって自殺を思いとどまらせたり、精神的苦痛を和らげたり、それから救急車の手配、こういったこともなされているわけですから、命を救うかけがえのない仕事なんです。ですから、お一人じゃなくって、1人制にするんじゃなくて今までの現状のままで、ぜひお願いをしたいと思いますが、市長どんなふうにお考えになりますか。

○議長（村山弘行議員） 助役。

○助役（井上保廣） 今、平成19年度の予算のことを教育委員会の方で申し上げましたけれども、いろんな事務事業の見直しを現在行っておるところです。そういった延長上に今教育部長が回答しましたような部分も今協議の段階であるというふうにとらえていただきたいと思います。

例えば家庭児童相談事業も青少年相談センターの中で行っております。同種集中、異質分散というような形の中で同じ子供を取り扱ういろんな相談事項等について二元化でいいのかというふうなこともあります。それを一元化し、そして可能であるかどうかというふうな検証を今現在行っておるところでありまして、その辺のところ、予算につきましても確定ではない、今現在予算編成中であると、そのプロセス、過程の中にあるというようなことをご理解いただきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 4 番橋本健議員。

○4 番（橋本 健議員） 毎日やっぱり長時間の相談を受けられているわけですから、先ほど申しましたように時には面接相談もしながらの電話対応と、こういった精神的にも非常に疲れるお仕事なんです。私の個人的な見解でありますけれども、もうこれは常時2人必要じゃないかな

というふうに思っております。ただ、そこまでは要求いたしません。現在のままの体制でぜひですね、お願いしたいと、検討していただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

福岡市内では3種類の相談電話があつて、そのうち2種類は24時間体制なんですよ。ここまではもう本市にも要求をしません。ただ、いじめをしない、させない、これはなかなか発見しがたくて隠れてやるのがいじめる側の常套手段であります。いじめに遭い、だれにも打ち明けずに1人で悩んでいる子をいち早く救済するためにも、唯一の相談窓口でありますヤングテレホン太宰府の充実を図っていただきたいと思っております。

裏の資料をごらんいただきたいと思います。

最後になりますけれども、これも先ほど教育長の方からもご答弁がありましたが、文部科学大臣からのお願いということで11月17日に送付されております。未来のある君たちへ。弱い立場の友達や同級生をいじめるのは恥ずかしいこと。仲間と一緒に友達をいじめるのはひきょうなこと。君たちもいじめられる立場になることもあるんだよ。後になってなぜあんな恥ずかしいことをしたのだろう。ばかだったなあと思うより、今やっているいじめをすぐにやめよう。あとは省略させていただきますが、これは文部科学大臣伊吹文明さんからのお願いであります。最後に市長にお尋ねをしたいと思います。

こういった伊吹文部科学大臣からのお願い文書によって、日本全国であらゆる取り組みがなされております。太宰府は財政的な問題もありましようが、自殺者を出さないためにも太宰府としてもっとやるべき方法や対策はないか、市長のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 子供たちのいじめの問題、もう多々新聞、ニュース等でもご報告があつておりますし、このことにつきましては日本じゅうの皆さんが一大関心を持っておるんじゃないかと思ひます。本市におきましてもいろいろの事例、ただいま文部科学大臣のお願いもございましたように、市民の皆さん一人一人が子供たちを見守ると、そういう姿勢が大切だろうと私は思っております。家庭、地域、学校、そしてまたいじめは学校だけの責任で負わせるのもこれはどうかと思ひます。したがいまして、市民の皆さんがヤングテレホン太宰府の充実等はもちろんでございますが、一人一人が子供たちに関心を持っていただきまして、地域、また一人一人が子供を見守る姿勢、そういうことをぜひお願いしたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員。

○4番（橋本 健議員） ありがとうございます。

いじめはもう今に始まったことではなくて、昔からありました。何がどう変わってきたのか、一言では片づけられませんが、物が豊かになった反動でしょうか。いじめによる自殺の即効策、こういったものはありませんけれども、みずから命を絶つ子供たちをやはり命がけで大人が守ってやらなければなりません。

私は、子供たちのストレス解消と心の育成には室内のゲーム遊びよりも外遊び、これが不可欠ではないかと思っております。アンビシャス広場ではけんかもありますが、子供たちは随分と元気になりました。子供の遊び場づくりの普及拡大、これも本市にぜひ要望として上げたいと思っております。

最後になります。財政的事情を優先するのではなくて、文教都市並びに学問の神様太宰府の名に恥じない思い切った対応策を教育委員会主導で一日も早く実現していただきますよう切にお願いをいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 4番橋本健議員の一般質問は終わりました。

ここで11時30分まで休憩いたします。

休憩 午前11時15分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午前11時30分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番安部啓治議員の一般質問を許可します。

〔10番 安部啓治議員 登壇〕

○10番（安部啓治議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、これより安全・安心のまちづくりについて質問させていただきます。

昨年、12月議会において可決されました安全・安心のまちづくり推進条例であります。まず太宰府コミュニティ防災無線の設置は決定されていますが、この1年防災工事のほかでどのような施策がなされたのか伺います。

今年、既に10月までの累計で13件の建物火災が発生しておりますが、平成16年に消防法が改正され、新築住宅については今年の6月1日から、既存住宅については平成21年5月31日までに住宅用火災警報器の設置が義務づけられましたが、住宅火災による死者は火災全体の約6割で、その多くは就寝時の逃げ遅れによるものだそうです。火災警報器設置による効果は3分の1ほどに減少するだろうと言われています。このように家族を守るために有効な機器ですが、これまでに広報「だざいふ」でも記事の取り扱いがありましたが、まだまだ知らない市民がたくさんおられるようです。今後の啓発をどのように考えておられるのか伺います。

次に、市内の公共設備に取りつけられたAED、つまり心筋梗塞や不整脈などによる突然の心停止時に電気ショックによる蘇生を図る機器についてですが、各施設で4人以上がこの操作を含む応急手当普及員の講習を受けられていると聞いていますが、今後各公民館、共同利用施設等へのAED設置拡大は考えておられるのか、またその取り扱いについては有資格者でないとできないのかどうか、AEDの市民への周知についてはどのように考えられているのか伺います。

次に、歩行者の安全確保についてですが、街路樹や生け垣の枝の伸長により、雨の日には傘を差しては通れないので、車道におりなければならないような危険な箇所が見受けられま

す。ひどいところでは、バラの枝が歩道上の目線あたりに飛び出しているところさえありました。空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例のような対応はできないでしょうか。

最後に、独居高齢者の見守りについてですが、以前私の身近でも孤独死された方がおりました。たまたま発見が早くて民生委員さんが対応されましたが、ふだん対外的交渉の少ない方で長期間発見されない場合を考えるとぞっといたします。

今、市内に推定何名ぐらいの対象者がいるのでしょうか。そして、その方たちで何らかの接触、例えば給食サービスなり、ホームヘルパーさんの訪問を受けていない方は何名ぐらいおられるのか、概数で結構です、教えてください。

今後、高齢者はますます増加するわけですが、民生委員さんやひまわり会のような組織のあるところは会員の皆さん頑張っておられますが、毎日各世帯の見守りとなると大変なことです。

そこで、個人のプライバシーもあることですから希望者だけでもついで隊が分担して元気サインを確認に回るなど、地域コミュニティの一環としてそうしたボランティア組織の育成や連携及び希望者への橋渡しができないか、行政としてどのように考えられていますでしょうか。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） まず、住宅用火災警報器設置義務の市民啓発についてでございますけども、現在までに全世帯に配布いたしております広報「だざいふ」や筑紫野太宰府消防組合本部が発行いたしております消防広報「警鐘」への掲載を初め地域の長寿クラブや事業所の集まりに出向きまして啓発を行ってきたところでございます。今後も消防署と連携しながら広く市民の皆様へ周知を図っていききたいというふうに考えております。

次に、AEDについてでございますけども、正式には自動体外式除細動器のことでございます。心臓の突然の停止の際に電気ショックを与えて心臓の動きを戻すことを試みる医療機器のことでございます。日本ではこれまでAEDを使用できるのは医師や救命救急士に限られておりましたが、平成16年7月から一般市民にも使えるようになっております。そのため、特に資格はなく、操作は簡単で、音声ガイドがついておりまして、それに従ってだれでも操作できるということでございます。本市では、平成18年度に財団法人の福岡県市町村振興協会による自動体外式除細動器の配付を受けまして、市立の小・中学校初め24カ所の公共施設に配置をいたしました。

お尋ねの地区公民館につきましてはかなり購入費用がかかるものですから、それとか維持費の課題もありますので、市民への周知方法とあわせて今後検討していきたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 歩行者の安全確保についてご回答申し上げます。

市内の歩道の街路樹につきましては、歩行者の通行に影響が出ないように低い高さにある枝

は業者に委託して年1回剪定を行っておるところでございます。

また、家庭の生け垣の樹木の枝が歩道に張り出ているところがあるところのご指摘でございますが、歩行者の通行に特に支障となるところは枝を切っていただくようお願いいたしておるところでございます。この生け垣につきましては、市街地の緑化の推進の重要な要素であることから、一方ではそういう推進もいたしておりますし、市民の適切な管理を期待し、市といたしましても道路等の巡回を注意深く行いまして、適切な維持管理を続けてまいりたいと、そのように考えております。

このようなことから、条例の制定ということでございますが、しばらくの間現状のままで経過を見ていきたいと思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 最後に、独居高齢者の見守りについてご回答申し上げます。

お尋ねの独居高齢者人口についての実態調査については行ってきた事例はございませんけど、概算といたしまして1,000人程度と推測いたしております。現在、その中で給食サービスや訪問看護のサービスを利用していない高齢者については約600人ほどおられるのではないかと、これも推測でございます。高齢者の方々の生活状況を把握することにつきましては必要というふうに考えております。行政区や民生委員さん、さらにはボランティアの方々などの協力を得ながら見守っていくことが大切なことから、今後も地域コミュニティづくりの推進をなお一層進めることが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

○10番（安部啓治議員） まず、住宅用火災警報器についてでございますが、新築の場合、今年の6月からの義務でございますが、市としては上下水道の手続等で窓口に見えられたときに確認なり啓発してはどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

既存住宅の場合、一定の猶予期間があるわけですが、最終期日までの取り付け確認は消防署の方で戸別訪問なりやっていかれるのでしょうか。市としてはどうされるつもりでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 新築の場合はもう義務づけされておりますので、建築確認の中にそういうふうな装置がついてるかどうかという確認は県の方でされると考えております。

既存の場合はもう少し時間がございますので、啓発をしながら周知期間がそのためにあると思いますので、最終的な設置の状況によってはいろいろな方策を考えなければいけないと思いますけども、現在のところ広報を十分に行うと、そういう考えでございます。

○議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

○10番（安部啓治議員） 一時、消火器の悪質販売が問題になったことがございましたが、今回の火災警報器についても随分悪質な業者が横行しているようでございます。国民生活センター

などに多くの問い合わせがあっているようです。本市でも消費生活相談日を設けておられますが、義務である以上は、市民をそのような業者から守るためにも、今後とも周知を徹底していただきたいものです。

それから、私も詳しく知らなかったので再度確認しますが、ある記事によると、4畳半以上の居室が5つ以上ある階、それから台所は、火気を使用するためつけなければいけないと書いておるんですが、消防広報紙では、1階の居室、台所は勧めるが義務ではないと書いております。どちらが正しいのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 1階の居室、台所は義務ではありません。先ほど言われましたように、寝室で寝て、そのまま焼け死ぬと、死亡するという場合が多ございますので、そちらは義務でございますけれども、台所等については設置をお勧めするという形で広報していくと、そういうふうになっております。

○議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

○10番（安部啓治議員） それでは、その部屋数に限らず、居室はつける必要はないということですか。間違いございませんか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） そのとおりでございまして、義務は寝室だけというふうになっていて、あとはお勧めすると、特に5階以上の場合でも階段等についてはお勧めするというふうな形になっております。

○議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

○10番（安部啓治議員） 今年の広報「だざいふ」2月号でございしますが、消費者コーナーというのがございまして、その中に「平成21年6月1日から義務づけられます」というふうな記事の内容でございしますが、これは私確認しましたら誤報のようでございますので、今後とも啓発を継続していく中で、市民がやっぱり紛らわしい情報が結構ございますので、正しい情報を継続的に続けてやっていってほしいと思いますが、いかがでしょう。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） これは、新設の場合はもう建築許可のときにチェックしますので、それのでかなりの普及というか、もうほとんど普及されると思いますが、既存の場合は自分で設置するというのでございしますので、息の長い啓発が必要だと思いますので、消防署の方と連携をしながら、強くやっていきたいと思っております。間違いがあるようなところも、勘違いされないように、きちんとした形で今後広報を進めてまいりたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

○10番（安部啓治議員） よろしく願いしておきます。

次に、AEDについての再質問でございしますが、福岡県市町村振興組合の寄贈ということでございしますが、今後とも継続して補充していただけるかどうか、今のところ不明でしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） そこまで確認をいたしておりませんけども、一応公共施設の利用者が多いところ、小学校、中学校あるいは24施設ほどありますけれども、その設置ということで寄附があつていようございますので、今後も寄附を期待しますけども、今のところ、来年以降も寄附をいただくと、そういう確約はしていただいております。

○議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

○10番（安部啓治議員） 問題が発生したときは、よほどなれていないと人はなかなか対応できないものでございます。今後の継続的な訓練計画と本体の作動や電気残量の定期的なチェック等の管理はどのようにされるおつもりでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 音声ガイドがついてまして、それに従えばできるというものの、これはなかなか使うような器具ではございませんので、何かあったときは、動揺しながらということですので、そういったものの、難しいだろうと思っています。ですから、大体各施設に配置したときに、近隣の方に4名はできる方ということで、たしか4時間ほどぐらいこの使用の訓練がありますけども、それに全員参加をしていただいております。もしそういう方がいない場合は、もう音声ガイドで進めるという形です。

それから、これ電池で動くものですから、たしか1年か1年半ぐらいに1回ごとにその電池をかえる、これが少し大きな金額になるわけですけども、今回の寄附は、その維持管理まで含めて寄附をしましょうということでございますので、今設置している分については、維持管理等々についても十分にやっていると、そういうふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

○10番（安部啓治議員） これは、先ほどの回答で、だれでも使えると、一般市民でも音声ガイドに従えば使えるんですよということでございますが、その各施設には4名おられるようですが、一般市民が使う場合、すぐにはどうしていいかわからないんで、今後講習会なり何なりは計画されておるのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 私ども、女性消防団というのがおりまして、こちらに十分に再度高度な教育をしていただいております。で、そちらも含めて、消防署も一緒でございますけども、できるだけこういうのを使うことが、経験者がいるような形で講習会を開いておりまして、それもやはり続けていきたいというふうに考えています。ですから、私が講習を受けておれば、どこの駅でも今設置してありますので、どこでもできるような、そういう人を育てていくような教室とか、そういう講習会を開催していきたいと、そういうふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

○10番（安部啓治議員） 今後ともよろしく願います。

次に、歩行者の安全確保についての再質問でございますが、先ほど部長から、街路樹につい

ては現状のままでしばらくいきたいという回答でございましたが、今朝私ある箇所を歩いていましたら、歩道にコケが生えているんですね。街路樹が、ちょうど人が傘を差さなければ通れるぐらいのトンネル状の状態で丸くなっているんですけど、ふだん通行量の余りないところではございますけども、とても傘を差しては通れないだろうと、そういう状況の場所もあるわけですよ。通学路にも近いところでございまして、余りひどければ、担当の方には言えば刈ってもらえるのかなと思っておりますけども、そういうぐあいで、完全ではないということをお伝えしておきます。

個人の生け垣については、剪定時にかなり個人差があり、年々木が育つだけに、路上まではみ出しているケースがそこそこ見受けられるのは皆さんご承知と思います。通称草刈り条例ですが、制定後、その効果は大なるものがあるようです。近年、特に空き家が増えてきて、売り家については管理されておりますが、中には持ち主のわからない家もあり、樹木が伸び放題という問題も出ています。生け垣についても何とかこのような措置がとれないかと思うわけですが、執行部としてはいかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 現状を申しますと、市の方にいろんな苦情、そういうものが月に数十件上がってきて、できるだけ対応をしておるところでございます。その中に、やっぱりおっしゃるようなことがありますので、今言われたように、出向いて、度を越しておる部分につきましては、そういう、自分のところでの自己管理をお願いしたいということをやっております、必ず申されるのは、「何で自分とこだけな」というようなことで言われて、「だれから聞いたとな」とか、いろんなトラブルになるようなこともありますので、できるだけ丁寧に、歩行者の安全確保のためですということで理解いただいて切っておるのが実情でございます。

空き家とかそういう部分についても、確かに自己管理がなされないから、そういうところもあるかとも思いますし、できますれば、そういう地域とかで、巡回とかで、そういうことを地域活動の中でしていただいたら一番いいかなというふうに思いますし、行政では、先ほど言いましたようなところで、とりあえずはしばらく対応していきたいというようなところの考え方でございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

○10番（安部啓治議員） 生け垣は、本来目隠しや外部からの侵入に備えての目的でしょうが、空き巣犯罪防止の観点からは庭の内部が見えた方がよいというデータもあり、大幅に剪定される家も増えてきました。路上にはみ出した家には、そのようなメリットや歩行者の危険を今部長がおっしゃったように訴え、協力をお願いするようなチラシを配布するような考えはいかがでしょうか。

個人的には、市を通じて言っても、だれだれさんが言ってきたんでしょうとか、なかなか言

にくい部分がございますので、例えば区を通じて、ついで隊などの協力を得てそのチラシを
投函するとか、そういう考えはいかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 謙） 私ごとでございますけども、私は大野城市の方に住んでおりまして、団
地ですけども、できてからやっぱり30年、40年たちます。で、カイツカあたりが、本当にカイ
ヅカだっていうぐらいひどく出て、車が通るときに当たったりするもんですから、先般回覧で
ですね、そういう支障がないように自己管理をお願いしますというような回覧板が回ってきま
した。

今おっしゃるように、そういう形でやっぱり啓発していくということ、それからおっしゃる
ように、ついで隊とか、地域でのグループの中でもそういう活動、そういうことをしていただ
くと行政としても本当にありがたいなというふうに、行政は行政で今言いましたようなところ
を徹底していく努力はいたしますので、そういうところで、そうしていただくと非常にいいか
なというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員。

○10番（安部啓治議員） 市民からの通報でですね、一々市の職員が行くと、やっぱり大変だと
思うんですね。やっぱり市民の力をかりながら、各家庭のマナーも訴えながらやっていって
ほしいと思います。

次に、高齢者の問題については、武藤議員の質問にありましたが、私にも相談がありまし
て、例えばクリーンデーや歳末の防犯パトロール等の行事に欠席するといじめられるんですよ
ということで、今回の議会は子供のいじめ問題、相当出ておりますけども、やっぱり高齢者
にもそういう部分もあるんだということを知ってください。これだけ高齢化が進むと、今後もい
ろいろなことが起こるだろうと思います。不老議員の質問にもありましたけど、地域でのコ
ミュニティづくりの中で互助の輪を、高齢者や子供たちの見守りや声かけの輪をいかに広げてい
くかが重要だと思います。今後、そういう輪を広げるためにも、区と連携してですね、市の方
が橋渡しをしていただくようお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうご
ざいました。

○議長（村山弘行議員） 10番安部啓治議員の一般質問は終わりました。

ここで午後1時まで休憩いたします。

休憩 午前11時58分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番片井智鶴枝議員の一般質問を許可します。

〔1番 片井智鶴枝議員 登壇〕

○1番（片井智鶴枝議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告していました財政の現状と市民生活への影響についてお尋ねいたします。

市町村の財政状況がいかに市民生活に深刻な影響をもたらすか、その顕著な事例として、連日マスコミで大きく報道されている北海道夕張市の財政破綻があります。その夕張市が発表した20年間の財政計画によると、市民はその間、全国最大の負担で最低のサービスしか受けられなくなり、そのような状況では生活が成り立たないと、長年なれ親しんだふるさとを見捨て、他の地へと転居していく住民も出てきています。

財政破綻による夕張市民への影響の具体的な内容を見ますと、保育料は1人年間約12万円の負担増、下水道料金は約1.7倍の値上げ、計11ある小・中学校は各1校ずつに統合、さらに福祉や教育、観光への補助金は軒並み打ち切られるなど、大変厳しいものです。

このような夕張市の現状を招いた原因は、市が粉飾まがいの会計操作で毎年度の決算を黒字にしてきたという特異な要素もありますが、ではそのようなことがないから、夕張市の現状であって人ごとだと無視していけるものなののでしょうか。残念ながら、そうだとは言えないのが全国の多くの市町村の現状であり、太宰府市も例外なく、厳しい財政の現状があります。

さて、国の三位一体改革は、国が地方の面倒は見ない、国依存体質から脱却せよ、要するに自分たちで汗をかき、知恵を出してやっていきなさいということでもあります。このように地方自治を取り巻く状況が大きく変化していく中、市民に最も近い市町村は、みずから積極的に政策を打ち出し、財政面での自立を図らなければならず、それができない市町村は合併を余儀なくされるなど、市町村が生き残りをかける時代、また地域間競争の時代という、これまでの予測もしない事態が次々に地方自治の現場で起こっています。

このような時代に対応するため、多くの自治体では、行政のあり方を大きく見直し、行政評価システムの導入、コスト計算書、バランスシートの導入など、様々な手法を用いて行財政改革に取り組んでいます。このことは、自治体においても経営感覚が要求される時代になったということのあらわれです。この経営的視点では、長期的な展望、目的、財政運営、危機管理、情報開示が大変重要となってきますが、このことを念頭に改革を進めない限り、市の財政の正常化は困難だと考えます。

以上のことを踏まえまして、以下の質問にご回答ください。

まず1点目は、平成19年度予算編成の進捗状況と新たな市民への負担について。

平成19年度歳入見込み総額と予算編成の中で不足が予想される額についてご回答ください。

2点目は、今後の財政再建計画の具体的な取り組みについて。

歳出削減のために現在どのような検討がなされているのか、またそのうち市民への影響が大きく及ぶものは何なのか。中期財政計画どおりに進んでいるのかどうか。進んでいないとすればどこに問題があるのか。

次、3点目は財政状況の公表についてお尋ねいたします。

11月の市政だよりでは、財政について大きく紙面を割き、かなり詳しい内容が公表されてい

ました。この点については大きな評価をしております。しかしながら、もともと自治体の財政は大変わかりにくい点があり、そこをどのように市民にわかりやすく公表していくのか、工夫が必要となります。

その点はこれからの課題として、その市政だよりには、市の負債額は、平成17年度決算額で247億3,053万円となっています。この額は普通会計だけの額でありますので、市全体の負債の現状を把握するには不十分であるといえます。そこで、上下水道などの特別会計、土地開発公社、財団など、市に関係する団体の負債について、それぞれの負債額とその合計額をご回答ください。

次に、市の財政状況がどの程度に悪いかということは、98.6%という経常収支比率が明快にその深刻度をあらわしていますが、その数値だけで市民が市の状況を理解することは困難です。専門用語など、いわゆるお役所言葉や数値の公表だけではなく、今必要なことは、市民にわかりやすい言葉で財政の窮状を伝えること、そしてその財政の正常化に向け、市が具体的にどのようなことに取り組んでいるのかまず市民に示すことは大変重要なことだととらえています。そこで、財政の危機をまず簡潔な言葉で市民に示し、今後の具体的な取り組みを公表していくことができないのかどうか、市のお考えをお聞かせください。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） ただいま片井議員からのご質問でございます。

まず、市財政の状況と市民生活の影響についてでございますが、平成19年度当初予算は、4月に統一地方選挙を控えておりますので、骨格予算となります。政策的な予算につきましては、新体制のもと、改めて検討し、6月補正において審議していただくことになると思います。

現時点での一般会計の年間を通じた予算規模といたしましては、昨年とほぼ同程度になると見込んでおりますが、一方で新たな需要が見込まれ、昨年に引き続き厳しい状況でございます。したがって、予算編成に当たりましては、事務事業の見直しや統廃合、行財政改革等によりまして、身の丈に合った予算編成を行っていくというのが基本の考えであります。

平成19年度の予算の編成の進捗状況と詳細につきましては部長から回答いたします。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） まず最初のご質問の平成19年度当初予算の編成状況についてでございますけれども、先ほど市長が申し上げましたように、現時点での年間を通じた予算は平成18年度と同額ぐらいの予想をいたしております。しかしながら、一方では、扶助費の自然増あるいは高雄中央通線整備や通古賀地区の都市再生整備等の継続事業がございます。そのほか、新市街地の整備に伴う児童・生徒増による小・中学校の教室の改修工事、統一地方選挙の追加需要等が見込まれておりまして、このままですと収支で不足が生じるというふうに考えております。そういうことから、現在枠配分を行いまして、内部経費を最大限削減しようと、そういうことを

第一に考えまして、最終的には収支を合わせたい、そういうふうを考えているところでございます。

今後の財政再建の具体的な取り組みについてでございますけれども、現段階では、第四次の行政改革の大綱の実施計画の中で、数値目標を掲げているものについては、それに向けて努力をいたしております、健全化に向け取り組んでいるところでございます。

当市で特に支出額が大きいのは、やはり人件費と公債費の支出でございます。幸いなことに、人件費につきましては、平成20年度から団塊世代の職員の大量退職が始まります。これに合わせて採用を平均化します。極力抑えることによりまして、平成17年度を基準といたしまして、平成22年度には約6.9%、26人の減を見込んでおりまして、また一方の市債の発行についても、公債費償還よりも抑えました金額、公債費償還が33億円ぐらいでございますけれども、約20億円以下に抑えまして、そうすることによって今後の公債費の減少が見込まれるということにいたしております、徐々に収支が改善するというふうに見込んでおります。

次に、財政状況の公表でございますけれども、ご質問の負債額につきましては、平成17年度の公債費が、議員さんおっしゃるように、一般会計で245億2,716万円、そのほかに住宅新築特別会計4,541万円、公共用地の先行取得特別会計が1億5,795万円で、合計の247億3,053万円でございます。これは広報で公表した分でございます、先ほど議員さんがおっしゃったとおりです。このほかには、介護保険の特別会計が1億4,503万円、それから上下水道、これは公営企業の会計でございますけれども、これが176億1,440万7,000円でございます。そのほか、土地開発公社、財団がいくつかありますけれども、財団については、現在のところ負債はございません。

なお、一般会計の公債費の中には、償還時に95%の補助がつかます史跡地の購入費が45億円ほど含まれておりまして、そのほかにもほぼ地方交付税に算入される優良起債、これを使用いたしております、全額税で支払うというものばかりではないというふうに考えています。

財政状況の公表につきましては、新年度予算の編成を5月に、決算に関する状況を11月に、それぞれ広報及びホームページで流しております、今回も11月に広報で流したところでございます。

ご指摘のように、財政用語といいますか、官庁用語といいますか、非常に難しい言葉が出てまいりますので、今後はご指摘のように、市民の皆さんに理解できるように、文字のみでなく、表やグラフなどを多用するなど、積極的に財政状況の公表を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

○1 番（片井智鶴枝議員） ありがとうございます。平成19年度の骨格予算はできていると思うんですけど、全体的な予算の編成は、改選がありますので、まだというお答えでした。

それで、市が中期財政収支見通しの中で、平成19年度の一般財源不足額というのは、8億1,900万円という数字が出ております。恐らくこれは、平成19年度の予算が補正を組んできたとしても、この額というのはやはりこのぐらい足りないのではないかと思います。

この財源不足はなぜこうなったのかというのは、今総務部長のご回答にありましたけども、三位一体の改革による、要するに国からの仕送りですね、地方交付税が急激で大幅に削減されていること。ちなみに太宰府市では、平成13年度約49億円あった交付税が、平成17年度は約35億円と、この5年間で14億円削減されています。それともう一方、高齢化による社会保障費の増加が原因ということでありまして、これは太宰府だけの原因ではないと思います。

ただ、とはいえ、太宰府の現状は、財政再建というのが最優先課題だと思うんですね。ところが、市はこのことは十分認識していると思うんですけども、市の姿勢を見ると危機感が伝わってこない、財政を正常化しようという、何か市長以下全職員が一丸となって取り組んでいこうとするなかなか姿勢が見えないんですね。その一方で、この時期になりますと、皆さん予算編成で大変ご苦労があるんじゃないかなと思うのは、職員の皆さんが大変疲れてきているような顔が見えるんですね。それはやはりどういうことかと言いますと、職員の皆さんは市民の側に一番近いし、また市民のニーズもよく知っております。それで、やる気のある職員ほど、やっぱりこたえようとしてもこたえられない、そのような苦悩があるのではないかと思います。

このような財政再建に向けてほかの市町村はどうなのかということを見てみたんですけども、今現在太宰府市、これは平成16年度までの数値しか出ていないんですが、そのとき26あった市ですね、県内に、そのうちに経常収支比率、これが財政の硬直化をあらわす数字なんですけども、26ある県内の中で、合併前の山田市、中間市、直方市、その次に太宰府市、その後大牟田市、これが悪い順ですね、太宰府市は福岡の都市圏の中でワースト1位という大変深刻な状況が載っております。これは市の経営会議の報告にも載っております。

それで、ほかの市町村はですね、その状況を、ちゃんとどうなのかということホームページに載せて、取り組みまできちんと公開しているんですよ。ところが、私太宰府市の方のホームページを見たんですけども、この財政の厳しい現状と取り組みをどうしているかということを見たことがないんですけども、これまでに、そういった取り組みをホームページあるいは市報などで公開したことがありますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 昨年度でしたか、もう生の声で訴えようということで、市長と語ろう懇談会を各小学校で行いました。そのとき私が、約40分ぐらい市の財政状況について、事細かに、わかりやすく私はしゃべったつもりでございますけども、皆さんに正直にお話ししよう。夕張は何か隠したような形の負債を持っておりましたけども、太宰府はもうオープンに、本当に議会のご質問にも苦しいんだというふうなことで回答しておりますが、そういう気持ちでお話をしたつもりです。

そして、11月にも決算の財政公表というのを特集で4ページにわたって広報で出しております。できるだけこれもわかりやすくというようなことでございますが、紙面の都合でそうならなかったかもわかりませんが、やはり太宰府の財政はありのままを今出しているつもりで

ございます。そういうことで努力をしているというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

○1 番（片井智鶴枝議員） 今のお答えでは、口頭とかでは伝えてますし、内容は伝えているけども、その取り組みは公表したことがないというふうに受けとめました。それでよろしいでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） ですから、今財政が非常に苦しいということを私はずっと言ってきておりますし、その広報の特集でも、決算状況等に数字であらわれてきておりますので、太宰府市の財政状況が今厳しいんですよということはあらわしているというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

○1 番（片井智鶴枝議員） ここにですね、平成17年3月に総務省が出した通達があります。その中に、「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針の策定について」という文言があります。その中に、可能な限り目標の数値化や具体的かつ住民にわかりやすい手法を用いることとし、特に定数関係の適正化計画については、退職者数及び採用者数の見込みを明示し、明確な数値目標を掲げること、それと集中改革プランを公表することとなっているんですよ。この集中改革プランについて、私もちょっと見てみたんですけども、これに対しての公表というのはどのようなになさっていますか。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 恐らく市がつくっております行政経営改革方針に基づいた実施計画のことをおっしゃっているんじゃないかなと、これが国が言います集中改革プランの対応という形になっております。

それで、この分につきましては、平成17年度から公表しなさいという総務省の指導、福岡県の指導がございますので、太宰府市におきましては、平成17年度の末、3月にホームページで公表いたしております。この実施計画に基づいてすべてを公表いたしております。

○議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

○1 番（片井智鶴枝議員） じゃあ、公表はなさって、今現在公表はなさっていないんですよ、ホームページの方では。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） これは各年度で報告する、公表するようになっておりますので、また平成18年度の末には平成18年度の末で公表することになると思います。

○議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

○1 番（片井智鶴枝議員） 先ほど私がですね、福岡県下で財政が悪いところを、山田市、中間市、直方市、太宰府市、大牟田市というような、この5つの市を挙げたんですが、その合併で嘉麻市になった山田市以外は、集中改革プランというのが、かなり分厚い量で今でも公表されているんですよ。その中で、中間市の場合は、101項目で財政効果がどうあったとか、財政

の目標と、それがどうだったのかということが、具体的な内容まで公開されているんですよ、数値目標を入れてですね。ですから、こういった、きちんと数値を入れて年度を示す、そういったことがない限りは、しました、しましたと言ってもなかなかわからないのではないかと思います。

これは、実際にホームページを見られたらわかると思うんですけども、大牟田市の集中改革プランは2006年から2010年度、それと中間市は平成17年度取り組み効果ですね、全部で、項目に分けて金額まで、1億8,9000万円、26項目で効果がありましたよということが、これはホームページに載っております。やはりこういうことをやって初めて、市が財政再建に取り組んだということが市民にわかるのではないかと思います。こういったことをまず、ぜひやっていてほしいと思います。

で、昨日の総務部長のご答弁の中に、太宰府市の財政の正常化は平成23年度というご答弁があったんですけども、これはどういったことを根拠に、そのような平成23年度という目標があるのでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 先ほど議員さんの方から中期の財政収支見通しのお話をされました。平成19年度は、聞き違いかどうかわかりませんが、8億円というふうにおっしゃっていらっしゃいましたが、約5億円ぐらいの収支、このままでいきますと5億円ぐらいの収支赤字になるだろうということでございます。平成19年度では、そのためにいろんな工夫をしまして、枠配分でこれを0にしようと。しかも、夕張市、ほかの市あたりは貯金を取り崩して埋め合わせをすることとでございますけども、私どもはそれも、財政調整基金は取り崩さないところでこの不足分を穴埋めしていこうと、そういうことで平成19年度予算の取り組みを行っております。

それで、これをずっといきますと、先ほど言いましたように、まず人件費が太宰府市の場合は経常収支比率の比率の中でも一番高うございます。その次が公債費ということで、その次が物件費ということとございます。そういうことで、人件費については、今下膨れと言ったらいいんでしょうか、高齢者が多ございますので、1人当たりの給与の単価が高いという現状もあります。そういう団塊の世代が徐々に退職していく、それが新規採用に入れかわるんだけど、かなりの給料の減額になる。やめる場合は30人、40人でやめる場合がありますけども、それをそれまで補充しないで、約半分近く程度にするとか、そういう工夫をしますと、約平成23年ぐらいにはこの見通し、何もしないよりも見通しが、収支が改善をしていくと。

もう一つは、公債費が32億円ほどありますので、要するに借金ですね、借金をできるだけ減らしていこうと。32億円返している分よりも低い金額で借入れしていけば、だんだんと返すお金が減っていくと。そういうところから、平成23年度ぐらいには収支がかなり改善されるのではないかと、そういうふうな見通しでございます。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

○1番（片井智鶴枝議員） じゃあ、今のご答弁でしたら、中期財政の収支見通しよりも少ない不

足額ということで理解してよろしいんですね。

で、平成17年度の当初予算の際に、これは市の方から出されたことで、市役所の庁内で努力するもの、あと市民に負担を求めるということで、庁舎内で3億4,800万円、それと市民の側で1,700万円というふうな具体的な数値が出されました。その中には、やはり職員の皆様と庁舎内でかなりこの財政再建に向けてご苦労なさっているということは、これは十分にわかっております、この内容を見ましても。時間外手当削減、臨時嘱託職員の削減、それと職員の退職不補充だとかいろいろありますけども、これは先ほどのほかの市町村の例を見るまでもなく、一番大事なんですね、トップであります四役の報酬カットというのは残念ながらこの中にはないわけなんですよ。それがなくて、職員の皆さんに負担をかけている。

それとまた、市民に負担を求めるものというのも、昨日の質問の中にもあったんですけども、子供の体育文化施設の中での使用料の改定ということで、子供に本当に影響を与えるもの、この金額はわずか50万円なんですよ。これはやはり、市民にまず負担を求める前に、トップみずからそういうことを私はするべきではなかったかと思います。その分が太宰府市の中で私は足りなかったのではないかと思います。

それと、これは昨日の日刊スポーツに載っていたんですけども、今奄美市が、このままでは市の財政が立ち行かなくなるということを、SOS宣言をやっています。それと、熱海市ですね、ここもやっていて、その中に、熱海市の市長みずから、財政が厳しいので皆さんよろしく願いますというふうな文章を出しているんです。この中で、「財政再建に当たっては、まずは市役所みずからが身を削ることが必要だと考えます。人件費については、大幅な削減はやむを得ません」と書いております。で、「市民の皆様に負担をしていく部分もあるかと思えますけども、この状況は永遠に続くわけではありませので、皆様に元気な熱海を必ず取り戻します」ということで、熱海市長の名前で財政危機宣言が出ております。

太宰府市は、財政破綻まで深刻にはないと思うんですけども、やはり厳しい現状はあります。それを市民に言わずに、やっぱり財政が厳しいから、厳しいからといって軒並みカットしていくのは、もうまさに市民不在で、市が説明責任を果たしていないと私は考えております。

市長にお尋ねしたいんですけども、今後、ホームページとかの市の広報の中で現状がどうか、そしてこれからどういう取り組みをするのかということをきちんとした年度目標とか数値をあらわすことはできないでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 財政状況を市民にわかりやすく伝える、これはもう当然でございます。ホームページ等いろいろ、あるいは市政だよりで詳しい事情等については市民の皆さんに理解をいただく、このことは努力してまいりたいと思っております。

なお、財政再建の問題でございますけれども、担当部長から申しましたように長期的展望と、また来年度予算につきましては統一地方選挙等もございますので、骨格予算でございますが、特に地方分権に伴います地方改革推進が行われておりまして、これを受けての地方公共団



体のあり方、財政事情等、これはまだまだ不透明で地方六団体といたしましても国の施策に対します地方への財源移譲等を含めた強い要請を行っておるところでございます、こういうことも考えながら今後の長期計画を立てなくちゃならない。特に地方分権の改革推進員、これは今国会で成立いたしておりますが、地方交付税の総額の確保、あるいは税源移譲等々につきましても、また改めて国に今要望いたしておるところでございます。

それから、市民の皆さん方にも苦しい財政事情と地方分権になればなるほど自分たちの町は自分たちでつくる、そういう意識を持ってもらおうと同時に我々といたしましても行政改革あるいは削減できるものにつきましては市民のご協力をいただきながらできるだけ簡素な行政をやっていこうと、そういう努力をいたしております。

そしてまた、市民のニーズも少子・高齢化等に伴う新しいニーズにこたえていく福祉施策もまた一方で要望が強いわけでございます。そういうものを含めた形で市民の皆さん方と協働のまちづくりという形でわかりやすい、また市民の皆様にご協力願う予算編成なり今後の行財政運営に当たってまいりたいと、かように考えております。

○議長（村山弘行議員） 1 番片井智鶴枝議員。

○1 番（片井智鶴枝議員） これですね、先ほど私奄美市のことをホームページに載っていますと、いうことを言ったんですけども、その文言が、既にレッドゾーンに入っている。そして、このままほうっておくと2009年7月22日の皆既日食は本当に真っ暗になってしまいますという、本当に危機的な状況を伝えています。やはりこれから財政再建するときには、私は市役所だけでの取り組みというのはやっぱり本当に難しいし、また市の職員もその担当者の方が市民にやはり説明をしなくちゃいけないと、そのご苦労は大変だと思うんですね。やっぱり市民の皆さんはやはりできるだけ自分たちの要望を果たしてほしいと思う一方で、市の職員の皆様は財政が厳しいことを知っていますので、職員の考えではどうしてもできないわけですから、市役所の中で今太宰府がどんなに、太宰府市は厳しい状況なのか、そして何年後に向けてどうなのかときちんとした正しい共通認識ができるようにならない限りは太宰府市の財政状況は、私は好転はなかなか難しいのではないかと思います。

それで、太宰府市の行政改革も第4次にわたってやっておりますけども、やはりこのように具体的な数値目標がないというのは、これはもう根本的にこの部分を改善しないことにはできないと思うんですね。例えば公共工事の入札の改革を進めたらですね、昨年度の例えば平成17年度の普通建設事業債が35億8,600万円あります。これの落札率を10%下げるだけでも差額5,000万円、このような大きな金額が浮くわけです。ですから、こういった公共工事の入札制度改革とか補助金改革とか、そういったこともやらないといけないと思うんですけども、今この公共工事入札制度改革とか補助金改革についてはどこまで議論がなされていますか。

○議長（村山弘行議員） 総務部政策統括担当部長。

○総務部政策統括担当部長（石橋正直） 集中改革プランの実施計画については平成21年度までの計画で、数字を入れた改革プランも含んでおります。ただ、この集中改革プランに関連しまし

て行政評価システムを既に導入しております。平成19年度については総合計画に基づいて40件の施策がありまして、その40件の施策に600件を超える事務事業がぶら下がっております。その600件を超える事務事業については一件一件我々が点検して、評価をして目標値等については数字を掲げていておりますので、それと連帯した改革を進めているというふうに我々は考えております。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） その集中改革プランの中に入札制度の改善というのがあります。このことだろと思いますが、まず一つは電子入札を導入することについて対費用効果の検証をしようということで平成17年度に検討というふうになっています。

電子入札をするには、非常に問題になっているのが多額な費用がかかるということで、1億円、2億円のお金がかかるということでございます。しかも、全国から入札をされますので、その人が本人であるかという認証が必要だということで、そういう莫大なお金がかかるということです。やっておりますのは、国とか大きな市、県にとどまっております、太宰府市では今非常に工事が少なくなっております、そこまでのメリットがあるかどうかということで、まずはそういうふうな費用が工面できないというところで検討の段階に終わっております。

それからもう一つは、一般競争入札について検討するというところでございますが、これもそれぞれ今議員さんからは地場業者の育成というふうなこともございまして、一般競争入札ということはだれでも入札してもいいというようなことでございます。いろんな制限をつけてもよろしいんでしょうけども、問題は広く参加することによって入札率を下げろというのがこの目的でございまして、その辺の競争性、調整をどうするかというところで現在まで検討の段階で終わっているというのが状況でございます。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

○1番（片井智鶴枝議員） 入札制度改革というのは電子入札じゃなくてもいろんな様々な方法があると思うんですね。ですから、やっぱりこの大きな金額のところを本当は少しでも安くていいもの、契約することによってやっぱり要するに税金の少しでも余裕ができますので、その分は取り組んでほしいと思います。

以前のご回答にも電子入札制度を取り入れるにはそれだけの費用がかかると言われましたけども、それじゃあ、かかるんならどういう方法があるのかということを真剣に取り組んでほしいと思います。

それと、やはり太宰府市の公共施設の見直しに関しても、やはりすべての公共施設のコスト、それとか利用者数、それとか利用者が本当に望んでいるのかどうか、そういったことを例えば大牟田市の中では、公共施設見直し方針、すべての施設に対して皆さんの施設を運営していくためのコストとか基本方針とか市民がどうなのかとすべて洗い出して精査しているんですけども、そういった公共施設の一つ一つに対して見直しというか、きちんと調査したことはありますでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 今施策別の枠配分といいまして、施策ごとにそれを、予算を今配分しております。1カ所で全部を見直すということも大切でございますけども、まずは所管課、所管課で今までの予算のヒアリングですと総務部長の私が言うからこうするというようなのが今までの予算のつくり方でした。現在では、予算のこの配分を受けたその中で何をどうしたら一番経費が効率的に使われて市民に喜ばれるのか、そういうことを自分自身で考えて予算の作成をしろというのが今の制度でございまして、それぞれに応じて工事のやり方にも金額が例えば昨年よりも1割削減されてもできるように、いい仕事ができるようにという工夫をそれぞれ工夫しなければやっていけないような制度にしておりますので、それぞれの努力で今それぞれの課で工夫をしていただいているものというふうに考えております。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員。

○1番（片井智鶴枝議員） 今までご回答いただいた中で、やっぱり一番問題というのは実情をきちんと把握していないというような気がします。一つ一つがすべてのこれから事務事業のある中で一つ点検して、あるいは公共施設、そういうことをやっていかない限りはやはりもう口頭で言ってもなかなか改革は難しいのではないかと思います。きちんとしたデータを示して、そして市の職員で共通の認識を持ってどうするかということを決めて、そしてやっぱり市民の側に説明していくということが必要ではないかと思います。やはり、結局歳出を削減するということは、即もう市民への負担になるんですよね。ですから、その市民に対してきちんと説明責任を果たしていかなければならない。そして、協働のまちづくりということをしないうことは、これから市は成り立っていかないと思います。

さっき話しました夕張市の財政破綻では、チェック役の議会もその役割を果たしていなかったということで厳しい批判の声が上げられています。財政再建、財政が厳しくなった一因にはやっぱり議会側のチェックというのもこれは当然問われると思いますし、行政もそうですし、そしてまた市民の側もやはり少しでもまず自分よりももう少し困っている人があったらその人という譲り合いみたいなことも市民には当然必要になってくると思います。

しかしながら、やはり市役所の方がリーダーシップとなってやらない限りは、やっぱり6万7,000人の市民の安心と信頼は得られないと思うんですよ。ですから、今後はやはりまず具体的な財政目標と年次計画を示すこと、そしてその前提としてすべての今事業あるいは公共施設、すべての今市の現状がどうなのかということをきちんと洗い出して、市役所の職員がまず現状を認識することから始まると思います。

そのことをお願いしまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 1番片井智鶴枝議員の一般質問は終わりました。

次に、11番山路一恵議員の一般質問を許可します。

〔11番 山路一恵議員 登壇〕

○ 1 1 番（山路一恵議員） ただいま議長より許可をいただきましたので、通告に従いまして2点質問をいたします。

まず1点目に、生活保護についてです。

今日、失業、リストラ、倒産、社会保障などの制度改悪によって国民生活の悪化と低所得者が大きく増え、国民の所得格差が広がっています。こうした貧困化の進行で、生活保護や就学援助などの低所得者向けの制度を受ける人が急増しており、働いているにもかかわらず最低生活基準以下の収入しか得られない稼働貧困、いわゆるワーキングプアが社会問題化しています。

生活保護制度は、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活をすべての国民に保障する制度で、国民生活の最後のとりでとも言えるものですが、この間国は適正化と言いながら締めつけを推し進め、国民の最低生活の保障水準を切り下げてきました。物価が下がったことを口実に2003年、2004年に生活保護基準が切り下げられ、2005年には老齢加算に続いて母子加算、生活扶助費、多人数世帯の保護費が減額されました。2004年4月から生活保護の70歳以上に支給されていた老齢加算が減額され、本年度全面的に廃止されました。

そして、できるだけ公的な扶助に依存しないようにすることを制度運用の基本に据え、生活保護の申請、受給のハードルを高くする水際作戦や被保護者に保護辞退を強要する不正受給解消を地方自治体にやらせ、適正化による予算削減ができない場合は自治体への国庫負担の大幅削減を行おうとするなど、生活保護行政をますます締めつけているのです。

しかし、被保護者世帯の側からすると生活保護が受けられるか否かはまさに生死の分かれ目で、受給できれば少なくとも衣食住が確保されますし、公的機関のサポートが受けられることで自立への足がかりが得られます。

今年相次いで起こった生活保護の申請拒否による北九州市での餓死事件、秋田市役所での抗議自殺などは公的援護から阻害されてしまったがために起こった悲壮な事件でしたが、これらは市、福祉事務所の対応いかんで防ぐことができたはずです。幾ら国が制度を改悪しようとも、やはり地方自治体は最後のとりでとしての役目は果たすべきであるし、市が生活保護行政を縮小していくことは許されないことです。本市においても相談の段階で申請をしても難しいとの判断を下され、帰される相談者が少なくないようですが、生活保護申請にかかわる要件について市の考えをお尋ねします。

これまでも保護相談の中で問題視されていたことの一つに就労指導がありますが、厳しい雇用情勢のもとで働きたいと思って努力をしても働く場が見つからないのが実情です。稼働能力の不活用を理由に申請を受け付けず帰してしまうということがあってはならないし、生活保護は働いているかどうかにかかわらず生活に困ったときに要件に合っていれば受けられるものですから、まず受給できるようにしてから自立への援助をすべきだと考えますが、いかがでしょうか。

また、就労可能な受給者に対しては早期の自立を促すことも積極的に支援する必要があるこ

とから、就労支援専門員の配置についてのお考えもあわせてお答えください。

次に、親あるいは兄弟、姉妹、子供に援助を求めなさいといった身内による扶養義務を上げて申請を受け付けない。持ち家、預貯金、保険、車などの資産があればそれを処分しなければ受けられない。このように申請を受け付けない、こうしたやりとりが今や当たり前となっているようですが、本来は申請の意思を確認し、申請するとの意思が示されれば受け付けなければならないはずです。この点についても所見を伺います。

最後に、2006年3月に厚生労働省から出された生活保護行政を適正に運営するための手引について、当局はこの手引をどのようにとらえているのかお尋ねをします。

この手引を先取りしているとも言うべき北九州市では、生活保護申請の意思が明確に示されたにもかかわらずこれを拒否し、餓死や衰弱死が相次いで起きています。手引は今まで以上に選別性を強め、保護基準を切り下げ、生活保護の適用を抑制する内容であることから、この方向で生活保護行政を進めることは断じて認められません。参議院行財政改革税制等に関する特別委員会の中で、これはあくまで権限的なものではなく、義務的なものを伴うものではないと自治大臣が答弁をしていますので、地方自治法で言う事務処理基準に当たり、要するに準拠すべき一般的基準であり、自治体を拘束するものではないということを申し上げておきます。その上でのご回答をよろしくお願いいたします。

続きまして、2点目の燃えないごみとリサイクルごみの未回収対策についてお尋ねします。

本年7月に環境厚生常任委員会で春日・大野城リサイクルプラザを視察いたしました。その際、本市におけるペットボトル、白色トレイの分別状況が非常に粗雑であることがわかりました。そこで、当局は再度広報等で分別の仕方を啓発し、分別できていない資源ごみについては回収をしないという措置を徹底されました。そうしたところ、一部の集積場には回収できなかった袋が放置されたままの状態になっています。不燃物ごみも同様に置かれたままのところが見受けられます。この対策について、当局はどのようにお考えなのかをお尋ねします。

以上、再質問につきましては自席よりいたします。

○議長（村山弘行議員） ここで14時10分まで休憩いたします。

休憩 午後1時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後2時10分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

市長。

○市長（佐藤善郎） 山路議員のご質問でございますが、まず生活保護行政につきましてお答えをいたします。

生活保護につきましては、今後とも憲法第25条の趣旨によりまして、生活保護法の目的及び権利、義務に沿いまして面接、相談時の現状を十分把握しながら申請、開始など、的確迅速に指導しております。

なお、詳細については担当部長より回答を申し上げます。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） まず、1点目の生活保護申請に関する要件についての市の考えについてですが、生活保護には法による原理原則がございまして、生活保護に該当するか否かを面接相談時に聞き取りを行うなど総合的に判断を行っております。

また、事情が変化した場合、いつでも相談に応じよう相談者に伝えております。

2点目の自立への援助についてでございますが、あらゆる手段、方法を得ても最低限度の生活に満たない場合においては、短期的な保護の適用を行っています。この場合におきましては、法に基づき就労活動等指導を行うことになっております。

3点目の就労支援専門員の配置の件でございますが、現在福岡中央職業安定所及び福岡南職業安定所と連携を図り、毎月協議の中で必要に応じてケースワーカーや職員が同行、訪問等を行い、就労支援に努めておるところでございます。

4点目の申請の意思を確認し、申請の意思があれば受け付けるという件でございますが、申請者本人、扶養義務者及び同居の親族には申請権がございまして、申請がなされれば受け付けをいたしております。しかし、申請されたことによりまして各種調査を行い、保護の可否を判定いたしますが、その調査により生活保護法のもとで個人情報及び一部のプライバシーも流出されますので、このことを配慮いたしまして事前に保護相談を行い、本人に説明をいたしまして各種調査を行っているのが現状でございます。

最後の生活保護行政を適正に運営するための手引についてのご質問でございますが、生活保護行政を進める中であくまでも生活保護に沿った参考の手引ということで事務を行っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 面接相談で判断をするというお答えでしたけれども、これは事前審査に当たるのではないかというふうに思うんですね。以前、久留米市の方で保護のしおりというもののの中に相談員がお困りの事情をお聞きして必要があれば生活保護申請書などの必要書類を提出していただきますと、このように書いてあったところ、これが事前審査を公然と掲げており異常だということで共産党の県議が県議会で取り上げました。そうしましたところ、県の監査保護課長はどのように答えたかといいますと、事前審査を待たずに施行されるということが基本でありますので、事前審査に当たるようなことを行うことは適正ではない、このようにお答えになっているんですよ。ですから、私今の市のやり方というのはですね、適正ではないというふうに思っています。

それで、相談の段階でですね、家賃3万円のところに引っ越さないと受けられませんよとか、保険を解約しないと受けられませんよと、こういったことを相談の中で言われると、もうこれは受けられないんだと、そういうふうに思い込んでしまうと思うんですよ。そういうふ

うにやっぱり思い込んでしまったことで申請をしたいと思って来られてても、やっぱり受けられないんだなと思ってあきらめて帰られてしまう、そういう方が私は人数的には多いんじゃないかというふうに思います。

太宰府市の申請件数を見ますとやはり県下の中で割と少ない方なんです。ですから、やはり相談の中で振り落とされているんじゃないか、その数が多いんじゃないか、そういうふうに思っています。

ですから、先ほど申請がなされれば受け付けをしますと、そういうふうに答弁されましたけれども、本人に申請の意思があるのかどうか、これをきちんと把握することがまず必要ではないかというふうに思います。ですから、相談の最後に必ずあなたは申請する意思がありますかと、そういうふうなお尋ねを必ず入れていただきたいと思うんですけれども、この点についていかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 保護の窓口には生活保護のしおりという冊子等も置いております。

あくまで私が今申ししたのは、申請することによってすべて個人のプライバシー等にも入ってくる問題もございますので、そこは慎重にということの対応だというふうにとらえております。あくまで申請が出ればそういったふうに調査等に入っていかなければなりませんので、その前の段階である程度の聞き取り調査をしながら保護の基準だとか、そういったところを駆使してやはり該当するところの確認ができれば申請にということになりますので、そういったところも含めて窓口でそういった対応をしているというふうに考えております。今後は一応申請の意思については確認をしていきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） だから、相談の段階でいろいろお聞きをするということが適正ではないということなんです。ですから、まずその申請の意思を確認して、申請すると言われた方は申請を受け付けると。その上で調査するのは一向に構わないと思うんです。ですから、今必ず聞くことをされたいというふうにお答えいただきましたので、これはもう必ず行っていたくようにお願いをしたいと思っております。

生活保護を受けようと福祉事務所に行ったけれども、いろいろ口実をつけて受け付けてもらえなかった、このような相談は実際やっぱりあるんですね。けれども、これはやはり生活保護法の第7条申請保護に基づく申請権の侵害に当たりますので、これは違法なことなんです。と、そういう認識をきちんと持って対応に当たっていただきたいというふうに思います。

以前、武藤議員が申請書を窓口置いてくれというような質問をいたしました。この窓口置くことをされないというんだったらね、やはり必ず確認をとるということを、これはもう本当に徹底してください。お願いしておきます。

そうなるそうですね、申請を受け付けるのはいいんですけども、そうなるやはり事務的な仕事の量というのは当然増えてきますよね。今、先日もケースワーカーさんが1人当たりどれぐ

らい担当を持っておられるのか、大体80件ぐらい持っていますということをお聞きしましてね、これ本当にこの相談業務というのはもう大変な仕事だと思うんですよ。

今の人員の中で、その就労支援をといっても、やはり1人にとれる時間というのはそんなにとれないと思いますし、やっぱり就労支援を専門に別に分けた方がやはり効率的にはいいんじゃないかと、そういうことを考えまして私は今回専門員の配置というものを提案させていただいたんですけれども、就労につなげられるほどの時間をとって指導ができるのかどうか。今、1人当たり80件ですかね、担当を持っていらっしゃるということですけど、この80件というのはやはり限界じゃないかなと思うんですよ。法に基づいて適正に運営をしていくとなれば当然仕事の量も増えてくる。1人当たり80件というのがですね、これから仮にですよ、適正に対応するなら当然増えてくるという考えのもとに今の人員で対応できるんでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 現在、ケースワーカーが3名事務を担当しております。そのほかに医療関係の担当も含めまして、係長含めて6名のスタッフで対応しているわけでございます。

このケースワーカー1人の80人というのは国の基準でございまして、現在太宰府市が大体241世帯、11月末で244世帯の保護家庭がおられますので、大体基準いっぱいだというふうにはとらえております。今後、保護世帯等が増えていけば当然ケースワーカーの増も考えられますけど、現在のところは今のスタッフで十分だというふうに考えております。

なお、就労専門員の関係でございしますが、近隣市においては専門的に一人の専門員を置いたというふうなことも聞き及んでおりますけど、あくまでこれは市全体の雇用対策に対する専門員ということで、位置づけは保護の窓口じゃございません。そういったところも含めまして、当市についてもそういった状況が必要となってくれば当然検討はしなければならないというふうには考えておりますけど、今のところはこのスタッフで対応したいということで考えております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） やはり相談に来られる方は、すぎる思いで窓口に来られていると思うんですね。ですから、やはりとても対応に手が回らなくて、受け付けられないというような、職員がそういうふうに思うことがあってはならないし、やはりこれから今後きめ細やかな対応がされるように、そういった人員配置の方もお願いをしておきたいというふうに思います。

それで、就労支援ですね、それについても私今回先進地を調べる中で相模原市の方法が、とてもいいなど、有効だなというふうに感じました。その内容についてはお調べいただくとしまして、これは単独ではやはり財政的に厳しいことが考えられますので、こうした事業が今後筑紫地区の中で、筑紫地区の4市1町の中で協働してやっていけばベストじゃないかなというふうに思いますので、これは一度今後の研究ということでお願いをしておきたいと思います。

それで、稼働年齢層の対応についてなんですが、さきに行われました生活保護担当ケースワーカー全国集会、こういうものがありました。その中で、厚生労働省の社会保護局の保護課長

が次のように発言をされております。稼働年齢層の人に対し稼働能力の活用を求め、保護をしない例があると聞きます。確かに稼働年齢の活用を促すことは大切ですが、努力しても就職できない人には当然保護を受ける権利があります。この不況と構造改革の時代に保護の増加は当然で、このこと自体は問題とは言えません。このように努力しても就職できない人には保護を受ける権利がありますよと、このようにはっきり言われているんですね。国による締めつけが今本当にはびこる中で、とても誠実な発言だというふうに感銘いたしました。ただ、この努力をしても就職ができないというところのボーダーラインですね、これは何か基準というものがあるんだろうか。このとらえ方というのはやはり自治体によって違うと思うんですが、本市ではこの努力をしても就職できない、この努力をしてもというところ、どのように解釈をされますか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 先ほど、私が1答目で申しましたあらゆる手段を得ても最低限度の生活ができないという場合については短期的な法の適用ということを行っております。今言います努力しても就労に結びつかないというのは、私もここに来て初めて台帳等を見させてもらいまして、かなり年齢が若いのに生活保護というようなことを目にしますけど、そこには何かあるかなということを見ますと、やはり身体の病的な関係、そういったものがあるんじゃないかというふうにとらえております。要するに、医者や診断等によって就労がやはり困難な状態というようなこと、そういったものがあるのではないかというふうにとらえております。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 努力してもというところは、その人がどれだけ努力をしたかということとは、やはり年齢的なものや身体的な健康状態、それから社会情勢など様々な要因というのがやはりありますので、これはもうケース・バイ・ケースということで、その人に応じた対応というのをやっぱりやっていていただきたいというふうに思っているんですね。

それで、改めて確認をしておきたいんですけども、稼働年齢であっても努力した経緯が見られ、かつ申請の意思があると判断した場合は保護を受けられますか。

○議長（村山弘行議員） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（永田克人） 本人の努力によって一定の収入が得られなければ当然保護の対象にはなろうかと思えますけど、一応条件的に期間等の定めがある場合もございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） ありがとうございます。

今、ワーキングプアという問題が盛んにテレビなどで特集を組まれて報道されていますけれども、こうした結果を招いたのはやはり政治の責任が大きいというふうに思います。

格差はあってもいいんだというふうに小泉前首相が豪語し、また進めてきた構造改革によって、もう本当に多大な犠牲を国民に強いていると。その矛盾が今大変噴出してきているんですね。

小泉さんから安倍さんにかわって今後その保護行政がどうなっていくのかというところを見たときに、安倍政権の施策の指針となっている骨太方針の2006、これを見ますと今よりもその保護行政、保護制度というのは縮小されていく、こういう方向がもう既に示されているんですね。いかに国が予算を減らしていくかということが基本で議論をされているんです。ですから、自治体としては、今後本当に憲法や生活保護法にのっとって、この保護行政を進めていくとすれば、大変なこれは法定受託事務ですからもう必ずやらなければいけないことであって、当然その分の財政負担というのは大きくなってきますよね。ですがけれども、やはりこれはもう市民生活の最後のとりでということで、もう必ず削減をするということはやっぱり避けていたきたい。やっぱり自治体として幾ら国が改悪をしてこようとも、主体的な考えのもとで保護行政を行っていただきたいということを申し上げまして、この質問は終わらせていただきます。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 燃えないごみ及びリサイクルごみの未回収対策についてご回答申し上げます。

平成18年9月議会におきまして、不適物が混入したペットボトル、白色トレイのごみ袋に対する対応につきましてのご意見をいただき、10月に回覧板によるペットボトル、白色トレイの正しい出し方の周知や職員による見回り調査を行い、正しく分別されていない指定袋については警告シールを貼付した上で未回収とすることによって排出者に対しての指導啓発を行いました。

その後、市民からの問い合わせも多くあり、正しい出し方を確認した後に出し直しをされたものも多くあります。しかしながら、自分の出したごみ袋が回収されているのかどうかを確認されていない市民も多く、ご指摘のとおり現在も警告シールが貼付されたままのごみ袋が未回収のまま残されております。

このため、12月に自分が出したごみ袋が回収されているかどうかの確認を行い、警告シールを貼付されたごみ袋については正しい出し方を確認し、出し直しをするように再度回覧板によって周知を図っております。

また、共同住宅のごみ置き場で付近の住民から連絡が入った箇所につきましては、管理会社に対しまして現状の報告と清掃の依頼をするなどの対応を行っております。

今後もペットボトル、白色トレイだけではなく、ほかのごみにつきましても正しく出されていないごみ袋につきましては、収集業者の協力によって回収時に警告シールの貼付をした上で未回収とすることを継続して行いたいと考えておりますので、さらなるご協力をお願いいたします。

なお、共同住宅などのごみ置き場を除きまして、現在も路上のごみ集積場に警告シールを貼付されたまま放置されているペットボトル、白色トレイの袋につきましては、散乱などによる環境への影響を考慮いたしまして、年末の回収時には回収する方向で検討をしております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 対策としては何をされたのかというと、10月に回覧板を回して見回りをされた。それから、回覧板で再度お願いを、だから回覧板を2回回して職員で見回りをされた、そういう対応をしたということですね。

回覧板で再度出し直しが回ってきたのは私も見ました。ただ、それがあってもやはり片づけられていないわけですね。回覧板というのは結構見ておられない方が多いというふうに、これは私の認識ですけども、やはり祝日等で、可燃ごみの回収日が変わったのにもかかわらず出されている袋が多いところを見るとですね、あ、見られていないんだなということを本当に思います。

昨日、武藤議員の質問の中でも回覧なんか途中でとまってしまうというようなこともあるというふうに言われていました。ですから、その回覧板というのは、対策としては弱いんじゃないかなというふうに思います。

しかしながら、全戸にこれを周知する方法としてはほかに何かあるかといったらほかには浮かびませんが、それでこの片づけられ方については、やはり区の隣組によって違いますよね。きちんと当番がいて片づけられているところもあればもうそのままのところもあるし、一軒一軒その当番の方がこれはおたくのごみ袋ですかといって回るのも、これはもう大変なことだと思うわけですね。

その中でも、私も、今回質問するに当たり、何人かの方にお尋ねをしたら、うちの隣組では名前を書くようにしているんですよ。ですから、きちんと分別されて出されてあります。やはり、名前を書くということは責任を持って出すということですから、この名前を書いて出すということが、今のところその対策としては有効なんじゃないかなというふうに思うんですが、これについてはいかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この指定袋を導入する段階、平成4年7月からこの家庭ごみ有料袋制度を本市は導入しておりますが、その段階で随分とそのあたりも議論がされたように伺っております。

今は、何かと個人情報保護といいますか、そういうふうな部分、自分が使ってどういうものを出しているかという部分についてはなかなか知られたくない、知ってほしくないというような部分が平成4年度よりもっと大きくなってきているんじゃないかなというふうに思っています。

正しく出してもらうためには、まさにその方法は有効であるかもしれませんが、一方ではそうした問題を抱えておるということでございます。一応、ご提言いただいておりますので、再度内部の中で検討はさせたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 確かに、当初名前を書いて出していたところ、そういう個人情報の問題が出てきて取りやめたということがあったと聞きましたけれども、一般可燃ごみについては、やはりそのプライバシーの問題というのは出てくると思いますが、ペットボトルと白色トレイの黄色い袋に関しては、そんなに名前を書くことに差し支えというのではないんじゃないかというふうに私は思いますので、ですからこれは押しつけであってはやっぱりいけないと思うんですね。ある隣組ではこういうことで分別が大変進んでいますと、ですからこういう方法でやってみてはどうでしょうかと、そういうふうな提案型の啓発というののもやっていく必要があると思うんですよ。

それで、そういうのも一つの方法だし、私がやはりこれから進めていっていただきたいのは、区にかかわらないんですけれど、やはり市民の方にそういう分別、出し方というのは、やはり市民は市民で責任を持ってごみを出すということをやっぱり徹底していかなければならないと思うんですね。

ですから、それを進める意味でも、今、区から申請があった場合に、ごみ減量や分別及び美化推進に関する事業に対して補助金を出している制度がありますよね。この補助金の申請を出されている区というのは、平成17年度決算の報告では26区となっています。申請のときに、事業計画書というのを出すようになっていきますけれども、環境課の方から見て、この事業、その計画書の内容が、これは大変有効で補助金が使われていると思うようなもの、実績も上がっていると、ほかの区のモデルになるような事業がされているというような区はこの26区の中にありますか。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今ご指摘になっております26区につきましては、この補助金の交付要綱の区分に沿ったところで、申請をされた区に対しまして、私どもの方で精査をしまして、結果として26区に対してごみ減量分別及び美化推進補助金交付要綱に沿って支出をしたと、交付をしたという形になっております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） それはわかっているんですよ。その内容についてお尋ねをしたんです。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 内容につきましても、先ほどから申し上げておりますように、交付要綱に沿った分につきましては、その申請に沿いまして交付を、26区に交付をしたということでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） その内容について、正直なところ把握ができていないんじゃないかというふうに思います。補助金を出しているからには、どういう事業をされているのかというのは当然把握する責任があると思うんですけれども、それがもし報告できるのであれば、質問後で構いませんので、また報告をいただきたいと思います。やはりその区がどういう事業をしているのかということをやっぱりちゃんと調べて、それでやはりモデル地区となるような、そういういい活動ができているところは、ほかの区にも広げていくと。そういうことが必要じゃないですか。

ただ、補助金出しているだけじゃ、やっぱりもったいないですよ。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） この補助要綱の中身そのものも、これが平成8年からこうした部分でずっと取り組んでおります部分でございますので、今ご指摘のように、私どもの方で、環境課の方で十分に精査をしておりますが、その中でも特に今ご指摘されておりますように、これはほかの43区に啓発をして十分あれするんじゃないかというふうな部分等々は、機会を見つけてそういう啓発はさせていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） それとあわせて、今後、分別資源化を推進していくための手段として、ひとつこれは提案をさせていただきたいと思うんですが、自治体によっては拠点回収と集団回収を併用して行っているところがあります。集団回収というのは、自治体や子ども会が、小学校、中学校が集めている瓶や缶、段ボールなどを集めて回収してもらっていると、そういうやり方なんですけれども、重量によって太宰府市でも今奨励金というのを出していますよね。で、この中にペットボトルを入れ込むと、そういうこともやはり一つの方法、啓発運動としては有効じゃないかというふうに思うんですが、やはり団体にとってもそれをやることで収入源にもなるし、ペットボトルの分別収集の啓発にもなるということで、これは一石二鳥だと思うんですが、そうした方法、今までは拠点回収しかしていなかったけれども、これから集団回収も併用してやっていくというような、そういう方法そのものを再検討していくということも考えていいと思うんですよ。それについてはどのようなお考えでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 市民生活部長。

○市民生活部長（関岡 勉） 今ご指摘されておりますペットボトルに限らず、鉄とかアルミまたは古紙に至るまで、現在の国外需要の伸びに合わせまして有償での取引がなされております。様々な形態での資源物が有価物として取り扱われておりますが、今後も安定的、また適切に処理を継続していくためには、廃棄物行政の一環といたしまして、再資源化を目的として、ペットボトルの回収を継続していくことも重要であるというふうに考えております。

なお、市で回収いたしましたペットボトルにつきましては、ご案内のとおり、春日大野城リサイクルプラザにおきまして現在は有償での取引がなされておりますので、今後の委託料に反

映できるものではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） これからの方法については、いろんな検討をしていただきたいんですが、やはり今の拠点回収ではどうしても資源ではなくごみという印象があるように、そういうとらえ方をされている方が多いんじゃないかなというふうに思うんですね。リサイクルできるものはごみではないんですよと、資源なんですよ、そういう意識をまず持つてもらうことが必要ではないかというふうに思うんです。

やはり、それは子供のうちから教育の中で意識づけをしていくということも必要だと思います。ですから、そういう意味からも、集団回収の一つにペットボトルを加えていくというのも一つの案ではないかと思いますので、今後の検討にしてください。

これからのリサイクル、資源化、それにとどまらず、やはり可燃ごみの減少、ごみの全般に関することについては、もっと市民に依拠して進めていかなければならないんじゃないか。そうしなければ、やっぱり行き詰まってしまいますよ、そういうふうに思うわけですね。

市民も市民で、やはり自分が、自分たちが出したごみはもっと責任を持って分別していかなければいけない。ですから、やはり市の方はもっと積極的に区長会に呼びかけるとか、環境団体が幾つか太宰府市内にもありますが、そういう団体に協力を求めるとか、また事業系のごみについては、商工会の方をお願いをするとか、そういった取り組みをもっと積極的にやっぱり進めていただきたいと思うんです。

ですから、容器包装リサイクル法の中では、自治体の仕事としては収集、運搬、保管というのが自治体が責任持ってやらなければならないことではありますが、分別と回収については、やはり市民の仕事なんです。市民の仕事だからもうちょっと意識を持ってやってくださいよと、そういう意識改革をやはりもっと進めていただきたい。そのように思いますので、そのことを今回幾つか方法なんかも提案をさせていただきましたが、やはりちょっと進み、目標値とかありますよね、リサイクル、平成22年には何%にするとか、そういう目標値に向けて真剣に努力されているという姿が見えないんですよ。

ですから、その点はもうちょっと積極的をお願いをして、今回の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（村山弘行議員） 11番山路一恵議員の一般質問は終わりました。

次に、14番佐伯修議員の一般質問を許可します。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、通告いたしておりました2点について質問いたします。

さて、太宰府市の西地域、福岡市に近く、そして歴史的に有名な国指定の水城跡を抱えている吉松地域では、民間による住宅の建設が盛んに行われ、工事が進められております。その状

況は、まず歴史スポーツ公園横に60世帯の販売マンション、これは来年完成予定でございます。そして、吉松245の1番地には66世帯の販売マンションが建設されております。これも平成20年3月には完成します。また、その横の東に、28世帯の賃貸住宅が建設され、この二、三年のうちにいきなり154世帯が増え、1世帯3人としても462人の人々が生活し、車も増えることとなります。

このような中、市長が言われる安全・安心のまちづくりのためのハード面の中で、特に車道や通学路の整備が遅れていると思われます。私は、何度となく議会で取り上げて質問いたしておりますが、吉松地域の道路拡幅整備について、どのように進んでいるのか、伺います。

また、以前にも、下川原橋から県道31号線までの主要幹線が必要ではないかと問うてきましたが、市長はこのことについて検討を進めるとの前向きな答弁でしたが、その後、どのようになっているのか。

そして、私は、JR中道踏切から用水路交差点までは住宅地も少なく、移転補償も少ない今、早い時期に行うべきだと思うが、市長のお考えをお聞かせください。

また、水城駅前通りの点滅信号がある交差点から高速道路トンネル側へ約40m程度ですが、道路が特に狭くなっており、離合できずに片側通行を余儀なくされて、事故やトラブルが発生いたしております。ここも検討することになっているが、その後、どのように進めておられるのか、お答えください。

2点目の近隣の市との交渉についてであります。太宰府市は、北西側に大野城市、南東側に筑紫野市に挟まれており、生活圏もお互いに利用され、交流していかなければならないと思います。もちろん、行政としても話し合いはなされていると思いますが、次の3点について伺います。

1つ目は、水城駅前の歩道、約20mぐらいの整備についてであります。以前にも質問いたしておりましたが、どのような経過になっているのか、伺います。

2つ目は、水城跡の西門の道路整備が必要と思われるが、大野城市との話し合いがあっているのか。また、計画はどのようなになっているのか、伺いたい。

3つ目は、杉塚公民館前の道路拡幅についてであります。以前も、何度となく質問されていると思いますが、その経過をお知らせください。

以上、件名ごとにご回答お願いします。再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 佐伯議員のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の吉松地域の道路事情でございますが、その事情等につきましては十分把握いたしておるつもりでございます。篠振・土手内線につきましても、県道112号線、通称福岡・日田線でございますが、と県道31号線、福岡・筑紫野線とのアクセスができるように検討を進めておるところでございます。

なお、その他の詳細につきましては、担当部長から説明をさせます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご質問にご回答申し上げます。

篠振・土手内線及び水城駅・口無線、愛称水城駅前通りでございますが、その整備につきまして、あわせてお答えいたします。

吉松地域の道路整備につきましては、佐野土地区画整理事業に伴いまして、フケ・水城駅線の拡幅をしてまいりました。また、「まほろば号」の運行に伴いまして、神ノ前・挟間線の拡幅をいたしました。水城駅・口無線の土居踏切より大野城市境までの線路側の歩道整備と拡幅を行ってきたところでございます。

平成17年度、平成18年度で、河川災害に伴い、以前より計画しておりました下川原橋を改良し、吉松区と国分區を結びます正尻・川久保線が一部開通したところでございます。

これからは、水城駅・口無線、これの整備とともに、篠振・土手内線を含む道路整備計画を立ててまいりたいと思っております。

また、土居踏切付近の拡幅につきましては、国の補助を取れないかというようなところで検討しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

○14番（佐伯 修議員） ただいまご回答いただきましたけど、吉松地域はいろいろ手を加えて道路拡幅をしていただいておりますことに非常に感謝いたしております。先ほど市長も言われましたように、福岡・日田線の県道112号線ですかね、それと31号線を結ぶ道路を考えているということですが、私は、市から委嘱して交通指導員という形で、朝7時半から8時半まで1時間程度ですが、吉松の交差点に立って指導いたしておりますけど、今度、下川原橋ができたことにより、非常にあそこの道が、車の流れというのが、そういうのが少し変わってきているような気がいたします。

というのも、大体5号線が、31号線ですけど、これが込み出すと、すぐ吉松の脇道に入ってきて、それから今お願いしております篠振・土手内線、これを通してその下川原橋に抜けていく道が増えてきたように思われます。そこは、子供たちの通学路にもなっているわけなんですね。それで、非常に危険だということです。

そういう車の流れというんですか、そういう流れを調査するというか、どういう状況になっているのか、行政の方で調べるというか、調査したことはありますか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 下川原橋ができて、そのできる前後で交通量調査をいたしております。やっぱり、おっしゃるとおりに、新しくできたところの通過交通が増えておことは事実でございます。私も、先ほど私ごとで大野城市に住んでおると言いましたけども、時々この道を通して帰ります。水城・口無線をですね。そうしましたら、高速道路の下を通して、ちょうど点滅信号がございまして。以前はほとんど横切る車はなかったんですけども、結構そこを通る

車、離合が頻繁に出てきたと感じておるところでございます。そういうところで、実態は少しずつではつかんでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

○14番（佐伯 修議員） もう一つ私が懸念しているのは、先ほども冒頭で、壇上で言いましたけど、その近辺にマンションが建ってくるわけですね。で、154世帯と言えば約500人近くの方々が急に吉松地域で増えるわけです。そういう方々が通勤されたり通学されたり、地域を往来するわけですので、早急にこの道路を拡幅なり整備していただかないと、事件事故が起こってからでは遅いと思います。今の状況は、踏切から水路までは家が2軒、3軒ぐらいしか建っていない状況なんですよ。それで、ぜひとも早目に、早々にこの地域を拡幅していただいて整備すれば、それは予算とかいろんな補助金とかいろいろあるでしょうけど、今ある賃貸住宅の方は道にかかるということでセットバックされて、そこは約6mでのお願いをしているという話を聞いていますが、ここは少し狭いんじゃないかなと思うんですが、ぜひ9mほどにさせていただいて、歩道を整備するような形で指導できないかと思うんですが、その辺のところは行政としてどのようにお考えですか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 確かに、60世帯、70世帯近いマンションと、それから30戸近いアパート、そういうものが建って、世帯数が100で車が1世帯1台で、できまして往来や出入りが激しい、それから関係者あたりの出入りが予想されます。できますれば、それは早目に道路整備というのはするべきでしょうけれども、市域全体、そういうもので計画を今練っておるところでございます。ひとつそこら辺もご理解いただきたいというふうに思いますし、また実情等もあわせて、先ほど市長の方が、福岡・日田線と31号線を結ぶというようなこともありますので、そういうところも含めて検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

○14番（佐伯 修議員） それからまたもう一つ別の方向から質問いたしますけど、今60、70世帯と28世帯と言いますけど、吉松はもう一棟建つんですね。ですから、154世帯、この方々が太宰府市に住まわれるわけですよ。そして、税金というか、市民税を払われるわけですので、154名の方々がもし太宰府に住まわれたら、2,000万円前後のマンションを買われる方が住まわれるとして、収入はどれぐらい増えますか、その辺のところ、概算でいいですけど、わかりますか。

○議長（村山弘行議員） 総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 太宰府の平均でいきますと、所得の高い人、所得が余りない人、いろいろありますが、平均ですと市民税が約14万円ぐらいかなと。マンションですから、固定資産が6万円ぐらいかなというふうに計算しますと、1世帯20万円に154を掛けると約3,000万円程度

の税収が見込めると考えています。

○議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

○14番（佐伯 修議員） それ以外にも何か地方交付税も入るということですので、非常に太宰府市としてはプラスになるわけですので、ぜひ考えていただきたいと思います。

それで、何度も言っていますが、あの吉松地域はもうほとんど区画整理が望めません。ということで、ぜひ幹線道路の整備を先にしていただかないとますます混雑するというんですか、非常に苦情が出てくる地域になるんじゃないかと懸念されますし、またちょっと何か置いていかれているか、吉松をちょっと出れば区画整理、西の方は青葉台、向こうへ行くともう佐野区画整理ができ上がっているし、吉松地域も下川原橋の方は区画整理ができてきれいに整備されている。あとは調整区域が少し残っていますが、そこがきれいに整備、区画整理されると、それこそ吉松地域だけは何か取り残されたというか、整備できないで、何か旧来のままの土手道、あぜ道をちょっと広げたぐらいを舗装したぐらいで、何しろごちゃごちゃしています。特に、救急とか消防なんかが起きると、ほとんど大型になってますよね、救急車なり消防自動車。ということで、はっきり言って、隅の奥の方には入っていかれません。という意味でも、ぜひ太宰府の吉松、特に吉松地域はちょっと関心を持っていただきまして、ぜひ道をつくって拡幅していただきたいと思います。

ということで、その拡幅の問題ですけど、点滅のところが狭いんですが、その辺の移動というか、二、三軒の民家の方をお願いというか、お世話になるわけですけど、その辺のお話というか、拡幅は進んでいますか。状況は今どのように考えられておられますか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） まだ具体的には進めておりませんが、先ほど言いました下川原橋から来た、幹線的なのが1つできまして、そこに前のトンネルから右折していくような車の流れにどうしてもなってきておりますので、そういうところから見ますと、今おっしゃるような流れといいですか、そういうものが余儀なくされてくるかなというふうに思っております。まだ、具体的に青写真といいですか、そういうものはつくっておりませんけれども、そういう考え方であるということでご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

○14番（佐伯 修議員） それと、今、水城駅・口無線の方でしょうけど、もともと高速道路ができるときのトンネルは下川原橋のすぐ最初のトンネルですよ。あのトンネルはあの幅で道路が続けて水城駅・口無線の方にできるという構想のもとに、あのトンネルがつくられているわけですよ。ということは、あそこに住まわれている住民の方々もある程度はご存じじゃないかと思われますので、そちらの方の拡幅というか、道路はどうなっていますかね。あそこは特に狭いから、2台は絶対通れないんですよ。で、民間の庭に車が入って、で、離合しているという状態で、そこに住まわれる方々がいつも文句言われるんですよ。こげな道ばつくってか

らということで、住まわれる方も承知で建てられているんですけど。

ですから、その辺のところがもうちょっと真剣に市としてもそういう状況をわかって、今こうやって連絡しているわけですから、ぜひその辺の苦情というか、道をもう少し早目に解決していただきたいと思いますが、そちらの方の道路の拡幅はどのようになっていますか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 先ほど回答したのは、そういう意味で回答をしたわけでございます。下川原橋から来たときの最初のトンネルが当初国分のアンダーから来たときに遠くから見ますとぴしゃっとそこを向いてできておるということで申しまして、新しい道路は、今、口無線の方につきましたけども、あそこに少し滞留場所としての最初のトンネルのところをつくって、将来そちらの方にも流れるというようなことで、先ほどご説明したつもりでございますので、そのところは考え方としてあるということを申し上げたわけでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

○14番（佐伯 修議員） はい、わかりました。早々につくっていただきたいと思います。

大体行政というのは、いろんな事件や事故などが起こってからしか動かないというか、真剣にならないというか、そういう懸念をいたしております。私は、議員である限り、この太宰府地域の道路が整備というか、完成する、吉松地域のいろんなことについて引き続き質問いたしますので、覚悟していただきたいと思います。何しろ、議員になっている限り、吉松地域はちょっとはっきり言って見捨てられませんので、その辺のところよろしくお願い申し上げます、1項目めを終わります。

続いて、2項目めをお願いします。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 2項目めでございますが、隣接市との関連する道路整備についてでございます。

このことにつきましては、当該市とも十分協議いたしまして、お互いの市民の利便性を配慮した道路整備を進めてまいりたいと思っております。

なお、具体的なことにつきましては担当部長から答弁をさせます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） ご回答申し上げます。

J R 水城駅前通りの歩道整備につきましては、以前、土居踏切より水城跡までを本市で整備いたしまして、残り J R 水城駅までを大野城市で整備することで協議し、施工したところでございます。現在、J R 所有の駐輪場フェンスにより歩道が切れた状態でございます。

今後、大野城市、J R 九州に駅前アプローチまでフェンスを移動し、連続した歩行者用空間の確保を要望してまいるところでございます。

それから、水城跡の西門の道路整備につきましては、これは国の特別史跡に指定されており

まず関係上、本市の方で水城跡に関する環境整備方針により、道路等のイメージ図をつくっておるところでございます。こういうことをもとにし、文化財の整備に合わせ、整備計画を大野城市とともに進めてまいりたいと思っておるところでございます。

それから、3問目の筑紫野市の杉塚公民館の前の道路、このことにつきましては、水城駅・口無線のずっと筑紫野市への延長部になります。JR太宰府駅構想、それから佐野東区画整理の中で、筑紫野市と十分協議し、整備計画を立ててまいりたいと、そのように思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

○14番（佐伯 修議員） 3点とも、いろいろ協議されているということですので安心いたしました。気になるのが、やっぱりJR水城駅前の歩道が途切れているところです。おかげさまで堤防までは歩道をつくっていただきましたけど、その突き当たりが、あそこはたしか民間の駐車場じゃないかなと思います。それと、その先が駐輪場になっていますけど、わずか十四、五mぐらいじゃないかなと思いますけど、その辺の交渉というか、大野城市の方にお話をされているということですけど、いつぐらいにでき上がるというか、要望は出してもすぐにはなかなかできないと思いますが、大体、完成期間というのは、どれぐらいかかる予想をされていますか。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 相手がございます。確かに、先に歩道が来て駐輪場が出て、やっぱり歩く人が車道の方に飛び出るといような道路の形になっておりますので、できるだけ早い時期に再度そういう協議を進めていきたいということでご理解賜りたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員。

○14番（佐伯 修議員） ぜひ、よろしくお願い申し上げます。

2点目の西門ですけど、この点についてはイメージ図をつくっているということで、ご回答いただきましたけど、ここの西門は要するに太宰府政庁時代に鴻臚館から、まず太宰府市に入るにはそこをメイン通りというか、中心というか、そういう有名な大事な道路でございます。話によりますと、まずそこを通って湯町で休憩させて、そこから政庁に入ってきたということも聞いております。非常にこの西門というのは太宰府市にとっても重要な拠点ではないかと思っておりますので、市長がいつも言われていますまると博物館構想の西の方の拠点になるんじゃないかなと思います。今は道路も曲がりくねっていますけど、これをもう少し観光客が来られるような形でのイメージをつくっていただいて、やっぱり寄りつきやすいようにぜひ考えていただきたいと思います。ぜひ前向きに整備していただきたいと思います。

次に、3点目ですけど、それこそ今答弁のように相手がいることですが、ここは非常に道路が狭くて車が本当に離合するのにとまって離合する、通過できないんですよ。そういう狭い首根っこですので、その横をまた子供たちが通学路として小学生や小さい子が利用しているわ

けですけど、ＪＲ太宰府駅にも関連してあの地域を考えているということですが、相手がいるということで非常に難しいと思いますが、粘り強く拡張するような形で交渉していただきたいと思います。

これで私の一般質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 14番佐伯修議員の一般質問は終わりました。

ここで15時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3 時17分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後 3 時30分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を行います。先ほどの安部議員の質問に対する答弁の一部修正の申し出がありましたので、これを許可します。

総務部長。

○総務部長（平島鉄信） 安部議員さんの火災報知器の設置場所の義務化でございますが、質問がありましたように、四畳半以上の部屋が2階で5部屋ある場合については、必要義務があると。私はないというふうに言いましたけども、ございます。

それともう一つは、2階に寝室があったときに、廊下を通過して逃げますので、その場合は廊下の天井に火災報知器の必要性があるということで訂正をさせていただきます。済みませんでした。

○議長（村山弘行議員） 以上で修正の答弁を終わります。

次に、6番門田直樹議員の一般質問を許可します。

〔6番 門田直樹議員 登壇〕

○6番（門田直樹議員） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従い質問をいたします。

本市議会の総務文教常任委員会は、毎年管内視察を行っていますが、1年置きに市内の全小学校、中学校を回っております。往訪に先立って、一定の項目を文書で質問し、各学校からは文書で回答をいただくとともに、当日、詳細につき説明を受けます。私が議員となってから、平成15年と平成17年の2回調査があったわけですが、その中のいじめの件数という項目では、両年とも全11校で一件もないと回答してきています。常識的に見て考えられませんが、市はどのような対応をしてきたのでしょうか。

各校では、何をもっていじめとするか判断が難しい、いじめる側の児童・生徒の人権にも配慮する必要があるなどと説明していましたが、市として、いじめと認定する何らかの基準や対応マニュアルをお持ちでしょうか。段階に応じて、当事者への指導、保護者への連絡や対応の依頼、外部機関への協力要請など、具体的にお答えください。

また、昨日の大田議員の質問に対するお答えでは、いじめが原因の不登校は現在2名あるとお答えでしたが、内容についてできる範囲でご説明ください。

いじめは、生き物としての生存競争や成長過程のしのぎ合いが行き過ぎた場合もあります  
が、その多くは自己のストレスをより弱い者を攻撃することによって発散させるいわゆる弱い  
者いじめです。

刑法では、急迫不正の侵害に対し、正当防衛や緊急避難が認められていますが、学校現場で  
は力を伴う抵抗をほぼ無条件に禁止しています。また、私たちの社会において、一方的に暴力  
や中傷などを受けたときには報復を行う権利があると思いますが、それをしないのは法治国家  
として法に基づき国が代行してくれると信じているからです。

いじめの内容にもよりますが、多数対個人や外部不良団体との関係をちらつかせるもの、陰  
湿で長期にわたるものなどは、学校だけの対応ではなく、直ちに市や警察等と連絡し、厳正に  
対処していくべきだと思いますが、市のお考えはいかがでしょうか。

以上、再質問は自席にて行います。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いじめ問題に関する質問にお答えいたします。

いじめ問題に関しましては、この問題の重大性を強く認識し、その対応に積極的に取り組む  
ように、各学校にも指導しているところでございます。

いじめは、文部科学省の通知にもありますように、どの子供にもどの学校にも起こり得る、  
そういうことを十分認識し、日ごろから子供の発する危険信号を見逃さないようにして、いじ  
めの早期発見に努めるようしております。

その一環といたしまして、毎月終わりに生徒指導上の諸問題に関する実態調査を行っており  
ます。いじめの定義は難しい面がありますが、文部科学省は、「自分より弱い者に対して一方  
的に、継続的に、身体的、心理的な攻撃を加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの」と定義  
しており、各学校はこれを踏まえていじめととらえるか否かを判断しておりまして、報告をし  
ております。

もちろん、子供同士の人間関係のトラブルは、どの学校においても存在しておりますが、こ  
のいじめの定義に照らし、その結果を報告しておりまして、議員ご指摘のとおりとなっております  
わけでございます。

不登校児童・生徒につきましても、同様に、実態調査を行っております。今年11月末まで  
に、小学校で9名、中学校45名が上がっております。なお、不登校につきましても、そのきつ  
かけとか現状とか、指導の状況等も報告をいただいておりますが、友人関係が不登校のきっか  
けの一因となった者が小学校で2名、中学校で12名います。いずれの事例におきましても、そ  
の原因が文部科学省が定義しておりますところのいじめとはとらえておりません。友人とのト  
ラブル等友人関係をめぐる問題が、不登校に結びつく例として把握しております。

市といたしましては、学校訪問や調査の実施により、実態の的確な把握をするとともに、必  
要に応じスクールカウンセラーを派遣したり生徒指導担当者の研修会を積極的に開催するなど  
しております。

また、各学校におきましては、いじめの問題、不登校の問題を担任教師一人で抱え込む、そういうことがないように、職員会議や学年の会議、生徒指導部会、いじめ対策委員会等で情報交換を行うなどし、気になる子供につきましては、個別のカード等を作成し、情報の共有化を図りながら対応しているところです。

なお、先ほどいじめによる不登校の2件という話がありましたが、いじめが2件でございまして、いじめを受けながら登校している事例もございますので、不登校は先ほど言ったとおりでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

○6番（門田直樹議員） 警察なんかに連絡をしたようなこと、あるいはせざるを得なかったようなことというのは、ここ数年の間にありましたか。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） いじめというのが非常に幅広いものがございまして、何と申しますか、そういう暴力とか恐喝みたいなものから無視するとかというような内容のものまであると思います。ただ、いじめが原因で、そのいじめが発覚した場合、ほとんどの事例の場合、それが認められればといいますか、いじめをした方が認めれば保護者の方もそれを理解されて、大体謝罪に行かれたり、また今後のことについては一緒にやっていこうというような気持ちで対応していただく場合が多いようでございますので、警察に訴えるというようなことまで至っていないことがあると思います。

ただ、恐喝まがいのことになってきますと、保護者としてはいわゆる被害届を出してやりたいという意向がある場合もございます。

○議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員。

○6番（門田直樹議員） いわゆるいじめというものと少年犯罪ですね、やはりその範疇にいじめも入る部分もあるのかなと。中には、ではなくて、いわゆる友達同士のあつれきが行き過ぎたような場合もあるとは思いますが。若干その辺は分けて考えなくてはいけないと思いますが、まず最初に、総務文教常任委員会で行きましたときの調査のことを取り上げましたのは、やっぱり意外に感じたからですね。最初議員になりまして全11校、平成15年に回りまして、生徒数全部で六千何人ですかね、とにかくゼロ件というのはないだろう、それは何かの間違いかと思いましたが、2年後もやはりゼロ件ということで、一体これはどんな基準ですかと言うと、やはり何をもっていじめとするのかが難しいということでしたが、それから約1年ぐらいたって、2件、ようやく、ようやくというのはおかしいですけど、出てきたというのは、要は国からある意味定義というものを示されたということで、そうなのかなということはあるんですけども、今日、前々からこのいじめの質問というのはしようと思っておったんですが、既に福廣議員、大田議員初めもう4人目でして、もうほとんどお聞きすることはないのかなというぐらいたくさんご回答をいただいております。

そこで、人それぞれ考え違うように、私も私で弱冠50歳ですが、小・中学校のころを振り返って、いじめって何だったかなということをちょっと考えてみました。まず、いじめが何かというより、何となくいじめをしたことがないとか、あるいはいじめられたことがないと、どちらにもかかわったことがない人はほとんどいないんじゃないかなろうかと思ったりするわけですね。いわゆる兄弟げんかのたぐいから、学校の中での何か弱者、強者というか、そのときそのときに、私にも小さいころから何度かあって、何かコンチキショーと言って、またやり返したり、いろいろあったんですが、ただそのとき、今日は主に学校ということで考えますと、やはり先生がいた。私なんか、小さいころすごい悪そうといいますが、悪そうでした、で、先生からよくがつんともう本当にありがたいあれをいただきまして、頭から足の先までしびれるような愛をいただいております。で、ちなみにその先生は後に教育長になりましたが。もう既にお亡くなりになりましたけども。

本当に、そういう方が小学校のときも、また中学校のときもおられました。もちろん、殴りっ放しではないんですけど、何というかな、黙っておってもお互い気持ちがわかるというか、ただここはもう従うしかないという非常に存在感のある先生がおられ、またそういう指導をいただいたおかげで、今何とかやっておるんじゃないかと。もし何にもなかったら、違うバッジをはめて違う世界で生きておった可能性もあるということで、非常に懐かしく感謝しています。

そのような中で、いじめに関してどうすればいいかということを考えると、やはり病気と一緒に対症療法と根治療法ということになると思います。対症療法がとりあえずは喫緊の課題だということで、大臣からもこういうふうなことがありましたが、非常に難しい面があると思います。ただ、ここで考えなければいけないのが、じゃなぜそんなのが起きるのかと。昔から、今言いましたが、ありました。それがなぜこんなになってきたのかということ、非常に何か昔は競い合いの中のいじめ、いわゆる何か例えばけんかは弱いくせに口ばかり上手いやつとか、例えばですよ、そういうやつがなったり、何かいろいろ、何でもいいんですよ、子供って残酷だと思います。例えば家が貧乏でもいい、履いている靴が汚い、何でもいいんですよ、そういうことでやっていくうちに逆に友達になることもある。そうやって成長していくんですけども、それがこのごろは何か行き過ぎて、ちょうど人間で言うたら何か免疫異常みたいな、自分で自分の体を攻撃しているような気がするわけですね。

これはなぜかということ、いわゆる仲間意識、もう少し言いましたら同胞意識がないのじゃないかと。同じ人間、同じ仲間、同じ日本人なんですね。同じような顔して日本語しゃべって、若干足が早いとか頭がいい悪いとか、少しの違いはあっても同じ仲間なんですね。何であそこまで徹底的にやらないかんのかと。昔で言ったら、もう泣いたらもう終わりと、あるいは集団でやるのはいかんぞと。藤原正彦さん、先生と呼ばないかんところですけども、のいわゆる「国家の品格」という本をお読みの方も多いと思いますけれども、その中でいじめはひきょうだと、ひきょうなことだとの題字のところに、文章にもありますけども、それとか、大勢で



一人を、少ない人数をやるのはひきょうだと。女はたたくな、負けた人間はもうそこでやめとけとか、当たり前なことなんですね。それを、今、聞いて非常に新鮮と思うのは、何かそういうものがなくなってきたと。ということは何かというと、ここからちょっと私の持論ですが、やはり何か戦後この方この日本が大事なものをなくしてきたんじゃないか。たくさんあると思いますが、その中で常にもっと上もっと上が必ずいたわけですよ。私よりも優秀な人間幾らでもいます。どこまでいっても、じゃ一番上はだれなのかなと。総理大臣か、自民党の首相なのか、じゃない、もっと上がおられた、現在もおられるわけですよ。しかし、そういったところが非常にないがしろになっているんじゃないかなと思う。

今私が言っているのは、単に皇室、皇族のこの制度だけのことを言っておるんじゃないです。この歴史ですね。我々が持っているすばらしい歴史、大昔の話から、律令制、そして明治維新、そしてこの現在に至るまでのすばらしい先達、先賢がおられた、そういう英雄がいた、そういう歴史ですね。その中の、今我々がたまたまこういう時代に生きています。そんなふうな、何か歴史とか文化とか伝統とかいったものを共有していないから、何かお互いが全然別物みたいな戦い方をしているんじゃないかなと思うわけです。

そこで、私は、今、現国会でもこの教育基本法に対しましてまさにその審議があつていところで、どうなるか見て、見守っておるところですけれども、私としましては、やはり何かしら国と、そして我々の歴史と伝統を愛するような心情、心というものがまずは大事じゃないかなと思うのですが、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 教育長。

○教育長（關 敏治） 現在のいじめとか生徒指導の諸問題、その原因について今るるお話をしていただきましたし、またいろんな方々が分析をされ、その対応を考えていただいているんじゃないかなと思っております。

1つ、いつも考えておかなくちゃならないなと私自身思っているのは、大人とか私たちはやっぱりもっとよりよい生活をしようとか、こうしたら子供たちにいいんじゃないだろうとかという、よかれという言葉で片づけていいのかどうか分かりませんが、よかれと思ってやってきた結果が、やっぱりこういうふうないろいろな問題行動を起こしている。反面、非常にすばらしい子供さんも育てているということも事実だと思っております。

だから、その辺、いわゆる少子化とか豊かさとか、現在の子供を取り巻くその状況にどんなふうに入っていくかというのは、原因を追及してもなかなか難しい問題があるんじゃないかなというふうに思っております。

それから、愛国心等々の日本の歴史の問題についてですけれども、いろいろな書物、それから新聞等を読んだらいろいろな議論があると思いますが、やっぱりもっと素直に、やはり日本の歴史を楽しく学ぶとか、または国の状況について素直に喜んでいるというようなことが、子供たちの素直な気持ちじゃないかなと私自身は思っております。

○議長（村山弘行議員） 6 番門田直樹議員。

○6番（門田直樹議員）　ありがとうございます。

学校の先生が現場でどれくらい大変なのかということを非常に見聞します。直接お話も聞きますし、またニュース、またインターネットなんかではいろいろなことが書き込みされていて、本当に大変だなと思います。何とか、この学校の先生、現場で実際に指導に当たっている先生たちにもっと権限を与えられないかなという気持ちが大変あります。いわゆる責任を問うというんですが、責任というのは権力というかな、権限があるから責任を問われるわけですね。しかし、現場で、先ほど私頭をごつんの話をしました、そんなことをすると問題になるということでなかなかできない。今、子供が逆に先生に、おい、たたいてみろみたいなことを言うそうですね。もしそんなことを本当に言うんだったら、それはやっぱり法律が、社会の体制が追いついていないんですよ。だったら、現場であっち向いてぼんとやるぐらいの気概を持って、そして校長も教委も市も、みんなそれをかばうぐらいの気概があるべきじゃないかと。そしたら、そんな子はしませんと私は思うんですが、ちょっとそれは脱線しますけども、要は大変な職業であると。

本当は、もっと高いか安い、私詳しくは知りませんが、本当はもう組合活動なんかなくても重々やれるぐらい給料も高くしていいと思うんですよ。そのかわり、命がけでやってほしい。先ほど藤原正彦さんのその話をしましたが、お父さんが新田次郎さんですね。「聖職の碑」等々お書きになった、教育長はもちろんお読みと思いますけども、あの赤羽校長がやったことがどうなのかと、結果だけ見たら、子供が何人も死んだわけですね。しかし、素晴らしいと思います。後日談ありまして、赤羽校長亡き後、あの学校は大変荒れたそうですね。今までのその反動で。大変な荒れ方だった。しかし、その後また立派な校長先生が来られまして、また立て直して、そしてまた徐々にそういう伝統を復活していったという例もあります。細かいことをここで私が言いましても、じゃあお前はもうどうしたらいいのかと聞かれても、特効薬はないと言うしかありません。これだけ戦後60年間かけてなってきたものは、直すんだったらやっぱり最低60年間はかかるんじゃないかと、そう思います。だけど、本当に今からの、今から生まれてくる子供たちには絶対にいい、そういうふうな環境、いいというのは楽じゃないんですね。厳しい、厳しいけれどもやりがいのある、誇りを持って生きていけるような社会を準備してあげたいと思います。

最後になります。市長、ぜひそういう子供たちに頑張れと、いじめに負けるなというエールをお願いします。

○議長（村山弘行議員）　市長。

○市長（佐藤善郎）　大変、今厳しい世の中でございます。その中で、いじめの問題等、社会現象として今非常に話題を呼んでいるわけですが、次代の日本を担うのは青少年でございます。この青少年が健全に、将来を担う子供たちが成長するように、我々大人が正しい姿勢を示しながら育成していくべきだと、このように思っております。

○議長（村山弘行議員）　6番門田直樹議員。

○6番（門田直樹議員） ありがとうございます。質問を終わります。

○議長（村山弘行議員） 6番門田直樹議員の一般質問は終わりました。

次に、13番清水章一議員の一般質問を許可します。

〔13番 清水章一議員 登壇〕

○13番（清水章一議員） 最後になりまして、5時までには終わりそうでございます。

ただいま議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、明年4月に行われます本市における市長選挙についてお尋ねをいたします。

市長は、本会議冒頭であいさつをされましたように、3期12年の節目を迎えられました。この12年間、「市民が真ん中」を政治姿勢の基本に据えられ、様々な施策を展開してこられました。本市の長期計画である総合計画の策定に当たっては、太宰府市まちづくり百人委員会の設置や太宰府デザイン会議などを開催し、広く市民各層の意見を聞き、計画に取り入れられました。このような施策は、本市のみでなく、その影響は大きく、各自治体にも広がっていったことを誇りに思っている一人でございます。

また、平成11年、平成15年には、大きな災害に遭遇をいたしました。特に、平成15年7月の災害は、本市に多大な被害をもたらし、とうとい犠牲者も出たことは記憶に残っているところでございます。懸案であった御笠川の改修事業も県事業として着実に進み、市民が安心して暮らせるまちづくりへ一歩前に進んでいることは、二度と災害を起こさないとの市長の政治姿勢だと評価したいものであります。

また、大佐野の区画整理もほぼ完成し、太宰府西地域のにぎわいは、目をみはるほどの変わりようであります。大きな経済効果をもたらし、本市にとって厳しい財政事情の中で、それなりの財政面で貢献しているものと確信をいたしております。

さらに、高齢者や障害者にとって交通アクセスは欠かせないものであります。西日本でいち早く市民の足としてコミュニティバス「まほろば号」を導入し、東京都新宿区を初め全国自治体から視察に訪れたのも、先駆的で勇気のある施策だからと考えております。

特に、全国で4番目の九州国立博物館が平成17年10月にオープンをしたことであります。予想以上の来館者で、1年間で約220万人を超え、11月末で250万人を超えたといいました。こんなに入館するとは、だれが予測をしたのでしょうか。太宰府市にとって、大きな財産をつくることができた関係者の方々の並々ならぬ努力に感謝をするものであります。

一方、三位一体改革等によって、地方交付税の大幅な削減などによって極めて厳しい財政事情の中、山積する課題をどう打開していくか、地方自治体の真価が問われる時代になってきました。我々議会も当然であります、特に市政をかじ取りする市長の手腕がますます大事になってきます。

そこで市長にお尋ねいたしますが、明年4月に行われる市長選挙について、4選出馬の意思はあるのかどうか、市民の関心の高いところであります。佐藤市長のお考えをお示してください。

次に、まちづくりについてお尋ねをいたします。

建設経済常任委員会でも説明を受けましたが、北谷、内山、松川地域を縦貫する県道筑紫野・古賀線の拡幅工事が行われようとしております。古賀市から久留米までの幹線道路として4車線の予定とお聞きをいたしました。本市総合計画後期基本計画には、都市計画区域外地区を都市計画区域編入を検討するとの計画が盛り込まれています。

こうしたことから、この地域の今後のまちづくりについてどのようなお考えがあるのか、お聞かせください。

また、この拡幅工事にあわせて、北谷地域に下水道を新設する計画もあります。万葉台地域からも水道供給の要望も提出してありますが、こうした機会に住民の要望にこたえるべきと考えますが、いかがでしょうか。

次に、高雄・梅ヶ丘地域のまちづくりについてお尋ねをいたします。

高雄・梅ヶ丘地域のまちづくりについては、今まで何回も質問をさせていただきました。その中で特に、平成14年9月議会で高雄地域の将来構想について幾つかの課題を取り上げて質問させていただきました。執行部の努力によりまして、成果が見えつつあるところもございます。その一つに、高雄中央通りの拡幅工事でございます。平成19年度末工事完了予定とお聞きしていますが、その方向で違いないか、確認の意味でお答えください。

次に、高雄地域へのまほろば号運行予定についてお尋ねをいたします。

議会への説明では、当初は国立博物館開館に間に合わせたいと答弁をされました。住民は大いなる期待をしていたところですが、開館、オープンに間に合いませんでした。その理由は、アクセス道路が未完成ということでした。

そこで、いつ運行するかといえば、高雄地区と高雄台地区を結ぶ家の前・今王線の道路完成後に運行開始となる予定との答弁でした。ですから、道路が完成後に、まほろば号が運行開始するという期待を住民は抱いていたわけであります。ところが、アンケートをしたら、余り思わしくないということで、現在、運行開始のめどは立っていないように感じ受けますが、今後の見通しについてお聞かせください。

次に、梅ヶ丘地域への公園広場の設置についてお尋ねをいたします。

この地域には、お祭りをしたりペタンク等をする公園や広場がなくて困っています。そのため、梅ヶ丘地域からは、具体的に候補地を挙げて市に何度も要望を提出されていることから、極めて切実な問題と受けとめております。高齢社会を迎え、健康生きがいづくりが重要な施策にもなっていますが、こうした要望にどのようにこたえようとしているのか、お聞かせください。

最後に、高尾川はんらん防止策についてお聞きをいたします。

このことについても、平成14年の9月議会でもお聞きをいたしました。市の方も、どのような方法が可能か、努力をされていることは承知をしているつもりですが、筑紫野市との境目の住民はとても不安を抱いております。下流域である筑紫野市との協議が必要との答弁を繰り返

し述べられていますが、協議はどのように進んでいるのか、また今後の見通しについて説明をお願いします。

再質問については自席にて質問させていただきます。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 清水議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、私の4選出馬の意思はあるかというご質問でございます。

3期目の市長の任期も残すところわずかとなりました。今日まで、市民の皆さんはもちろんでございますが、議員各位には大変なご支援、ご協力をいただきまして今日にまいったわけでございますが、厚く感謝、御礼を申し上げたいと思います。

平成7年4月に市長に就任以来、私は、「市民が真ん中、元気な太宰府」ということを政治運営の基本といたしてまいりました。魅力ある太宰府らしいまちづくりを取り組んできたわけでございます。その間、念願の国立博物館も開館いたしますし、第四次総合計画を策定いたしまして、これにのっとり行政を進めてきたわけでございます。おかげさまで順調に市政運営をやらせていただいたと思っておりますが、大きな災害も発生いたしまして、これも市民の皆さんのたくましい底力でこの災害復旧に取り組んで、今着々と進んでおるところでございます。

お尋ねの4選の立候補をするかということでございますけれども、私といたしましては、今期限りで引退したいと、かように思っております。4期目に立候補する意思はございません。残されました任期中は、本市の将来像でございます「歴史とみどり豊かな文化のまち」づくりに向かいまして、一層の努力をしてまいりたいと思います。変わらぬご支援、ご協力をお願いいたします。

続きまして、2点目のまちづくりについてのご回答申し上げます。

本地域につきましては、本市の都市計画マスタープランとの整合性を確保しながら、総合的かつ一体的な秩序ある土地利用の誘導のあり方など、様々な経済活動と宝満山系のすばらしい自然景観等との共生を図る観点から、地元の皆様のご理解とご協力を得ながら、本市都市計画区域外の今後あるべき姿など、その方向性や具体的な方策を検討していきたいと考えております。

次に、3点目の高雄・梅ヶ丘地域のまちづくりについてご回答申し上げます。

まず、1項目めの高雄中央通り線の拡幅でございますが、平成19年度末完了予定でございます。

次に、2項目めのまほろば号の運行についてでございますが、高雄地区への新規路線開設につきましては、現行の西鉄路線バスとの競合調整やまほろば号の全体的な経費の見直しなども含めまして、検討しているところでございますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

次に、3項目めの梅ヶ丘地域への公園の設置についてのご質問でございますが、都市公園は市民の憩いの場になるだけではなく、災害発生時における避難場所としての機能が必要でござ

います。そのことから、公園の新設につきましては、第四次太宰府市総合計画後期基本計画の中で計画し、順次整備を行っておるところでございます。

4 項目めの高尾川はんらん防止策についてご回答申し上げます。

高尾川につきましては、抜本的な改修計画が必要なことから、本市と筑紫野市、福岡県及び那珂土木事務所で、仮称でございますが、高尾川改修促進協議会を立ち上げまして、早期完成を目指したい、そのように要望してまいりたいと考えております。

なお、ご質問の細部につきましては、関係部長から回答をいたします。

○議長（村山弘行議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 万葉台地域からの水道供給につきましてのご質問については、私の方から回答させていただきます。

万葉台地域からの水道供給要望につきましては、本年5月16日に正式に要望書が提出されました。このことを受けまして、上下水道部で検討いたしておるところでございます。

当地区の給水につきましては、水道事業の給水区域変更の認可が必要となり、また経営面では区域拡張に伴います給水人口からしまして、財政の負担とはなりますが、安全な水を安定的に供給を図り、生活環境の改善を行うという水道事業の趣旨からしまして、給水区域に編入すべきではないかと考えております。

事業を実施するとすれば、現在進められております県道筑紫野・古賀線の拡幅工事に合わせまして施工することによって、事業費を抑えることができますことから、拡幅計画に合わせた事業の実施を検討してまいります。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 私の方から3点についてご回答申し上げます。

まず、高雄中央通り線に関するご回答でございます。

高雄中央通り線の拡幅につきましては、以前より高雄地区の主要な生活道路でありましたことから、地元よりの整備要望があつておったところでございます。昭和61年に県立太宰府高校が開校いたしまして、その生徒の通学時間帯の交通混雑、また近隣の小・中学校からも生徒・児童の交通安全対策として整備要望がなされてまいったところでございます。このようなことから、本格的に道路整備計画を立てることになったところでございます。

この通りは、生活道路として必要不可欠な道路でありますことから、平均幅員9.5mでの全面改良計画を立てまして、市単独事業として随時整備を進めてまいったところでございますが、平成17年度より交通安全のための道路整備として国よりの補助を取りつけまして、平成18年、平成19年の2年間で完了を目指し、現在工事を進めております。

現在、平成18年度工事として、道路本体工事を高雄交差点側より太宰府高校前までを3つに区分、分割発注いたしまして、農業用水門等附帯工事を別途発注して現在進めております。

現在まで、まだ数名の地権者と用地交渉をしておる状況でもございます。鋭意努力いたしま

して、平成19年には計画どおり道路が完成する予定でございます。

続きまして、梅ヶ丘地域への公園の設置についてご回答申し上げます。

梅ヶ丘区につきましては、公園が十分でないことは承知いたしておるところですが、そのような中で、東小学校区、南小学校区につきましては、高雄公園、大規模な公園を平成19年度から整備を行う予定でございます。どうぞご理解を賜りたいと存じます。

梅ヶ丘地区に新たな公園の設置ということでございますが、梅ヶ丘地区には梅ヶ丘公園、それから梅ヶ丘第2公園の2カ所と、工区は違いますが隣接したところに江牟田公園がございます。いずれの公園も面積が300㎡以下と、規模が小さいことから、地域の方々が集まってそのお祭りとかレクリエーション活動を行うということは十分でないということはわかっておるところでございます。このために、新たな公園用地を確保するというのも今のところちょっと難しい状況でもございます。

そういうことから、地域の実情もあると思いますけども、さきに述べました高雄公園を一つのレクリエーションの拠点として計画中でございますので、どうぞご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、高尾川はんらの防止策についてご回答申し上げます。

高尾川は、高雄地区に源を発しまして全長約4.03km、県所管が1.48km、筑紫野市が0.95km、太宰府市が1.6kmで、筑紫野市にて県営河川鷺田川に合流いたしておるところでございます。

平成15年の水害では、高尾川がはんらんいたしまして、高雄地区のほか下流域の筑紫野市曙、紫、それから大賀酒造裏付近と、かなりの地域で被害を出しておるところでございます。この高尾川で、特に改修が急務なところは、太宰府市で言いますと市境でははんらんがいたしておりますことから、平成17年に調査をいたしたところでございます。その結果、必要なところは全線に及ぶところでございますが、太宰府市域のみで改修することができませんことから、筑紫野市と協議をいたしたところでございます。その協議の結果、筑紫野市との市境に現在使用されていないコンクリート製の固定の農業用井堰がございます。この井堰を撤去いたしまして、河川の底を掘り下げ、河川断面を大きくすることによって多少のはんらん防止策にはなるということになりまして、下流域への影響も少ないと想定されますので、当該井堰の撤去、川底掘り下げの協議を、今、筑紫野市と行っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 既に市長の不出馬の意向ということで、新聞等でも報道されました。改めて正式に今回議会で表明されたわけでございます。これは3期12年間、市長、私もちょうど平成7年に立候補いたしまして、市長と、言うならば同じ期数になるわけでございます。いろいろと、私も思いながら、新聞に報道されましたので、市長、いろんなことをトップです。でこれは批判を受けるのは当たり前でございますが、意外と皆さんが知らないところでも市長はいろんな面で汗をかいておられるなというところもございました。

特に、私どもが市議会議員あるいは市長が市長に就任されて、太宰府で一番大きな課題は水不足だったと思います。その中で、私どもの参議院議員でありました厚生労働省の出身である横尾和伸、もう亡くなりましたけども、彼が非常に海水の淡水化に向けて頑張っておりまして、なかなかダムの推進派が多くて、自治体から実際に海水の淡水化をやろうという手を挙げるところは非常になくて、この横尾参議院議員も非常に苦慮しておりまして、その中で佐藤市長にぜひお会いしたいということで、お会いをされまして、ぜひ太宰府市の方からもこの海水の淡水化事業について先頭に立って頑張っていたきたいということで、市長にお願いしたところ、市長も、当然、私も頑張りますと、こういうようなエピソードもありまして、今日、この海水の淡水化の事業が行われているところでございます。これは私もともにおりましたので、福廣議員もおりましたので、市長のこういったこともあったと。

それ以外に、例えば非常に大きな、私どもも議員になったときに大変な問題だったのが、待機児童という問題が一番私市民相談に多かったですけども、この問題も新しく保育所をつくられまして解消をさせていただきました。また、いろいろ今、未来基金とか言われておりますが、歴史と文化の環境税につきましても、平成13年7月、この新設について、当初の答申を見ますと、なかなかいいことが書いてあるわけですね。これは、10人の審議会の委員の名簿がここにあるわけですが、地方分権一括法の施行に伴う新税導入に関して、全国に先駆け、時代の趨勢に合った自主財源の確保を目的として計画していることは、国の方針である課税自主権の行使、地方自治体の自己決定、自己責任に即した施策であると、非常に高い評価を、最初の段階であります。ところが、この後、ボタンのかけ違いでいろいろと混乱を招いたわけですが、ある意味においては私は先駆的な取り組みだったと思っております。

また、地区道路の整備だとか、私どもが議員で一番要望の強かったのが中学校のやっぱり給食でございまして、今年の12月に中学校ランチサービスとして実施をしていただきました。

さらに、今度新たなまちづくりとして、通古賀吉松地区の組合施行の区画整理事業に道を開かれたことなど、たくさん、数多く、私はこの12年間汗を流して頑張っていたいたということに対して感謝申し上げたいと思っております。

これ、市長、お答えできなければもうお答えできないということで結構でございます。市長が出馬をしないということでございまして、当然次はだれかということになるわけですが、この新聞報道によれば、後進に道を譲りたいと市長は語ったと載っておりますが、もし市長、ただ単にもう引退だという形なのか、それともやはり次という形で意向の人がおるのかどうか、その辺でもしお答えができればお答えしていただければ、それはもう差し控えたいということであれば結構でございますが、市長、その辺お願いします。

○議長（村山弘行議員） 市長。

○市長（佐藤善郎） 後進に道を譲りたいという新聞報道もございましたけれども、私は新しい21世紀のまちづくり、ぜひ若い力でまちづくりを進めていただきたい、そういうことでございます。皆さんと十分ご意見を拝聴しながら、私も私なりに推薦できる人があったらと思ってお



ります。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ありがとうございます。

次に、まちづくりについてお尋ねをいたします。

筑紫野・古賀線が4車線になるということでございまして、ちょっと建設経済委員会でお聞きしたんですが、ちょっとこれを詳しくというか、全体的な計画、それから市内の部分における計画ということがあると思います。これは古賀から久留米までと聞いていますが、その辺の路線の長さが、ちょっと私も久留米だったかな小郡だったかなと思うんですが、まず全体的な計画についてどこからどこまでなのか、その完成年度はいつごろを予定されているのかということは、全体的なものでわかれば教えていただきたい。

それと、市内について、只越から松川交差点までが平成24年の完成予定で、これは第1期という形でのうのか、それからそれ以後、平成25年から第2工期に松川交差点から原までというようなお話も建設経済委員会で聞いた記憶があるわけです。

宇美から只越の方は、これはどうなっているのかなということで、そのとき宇美も含めた長さだったかなと思いながら、思っているわけですが、市内に関するこの4車線の計画、このことについて全体的な計画の流れと市内における計画の流れをご説明いただければと思います。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 筑紫野・古賀線につきましては、先般県より地元に対しまして、計画説明がございました。先ほど清水議員おっしゃいましたように、北谷の方から松川のところの橋まで、これを平成24年度までに完成する計画、4車線で完成する計画ということをお願いしておりました。

そして、その以降については、まだ具体的な計画は聞いておりません。そこを完成してから、完成間近になっての計画だろうと。ただし、原の交差点ですか、あそこまで4車線化するという計画はあるところでございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 県から聞いているということで、県事業でございます。全体的な形の中で当然4車線という形になってきまして、今、太宰府市内だけの話でしたから、大体、古賀から久留米なのか小郡なのかというのがよくわからなかった、その答弁がなかったんですが、後で答えいただければと思います。

これも県の方が説明をしているのかどうか分かりませんが、要するに私が聞きたいのは、4車線になることによって相当の車の量があるのではないかと考えているわけですね。平成11年の統計資料がホームページにありますので、筑紫野・古賀線で只越と内山をこの観測地点として、車の台数がこのホームページにありました。平成11年の段階で1万4,880台、これは只越ですね。それから、内山が9,744台ということですが、これは将来的、先の話になるわけですけど、車の予測量とかいうことは大体このくらいになりそうだというようなことは、県の方から

は説明があってないですか。そういう全くわからないという状況ですかね、皆目。どうなんですかね。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 車の交通量調査については、確かに今のところ平成11年でしたかね、特に専門的な計算の仕方がございまして、パーソントリップとって、例えば10年、20年、30年後どうなるかという一つの計算方式がありまして、それによりまして県の方が出しております。そういう交通予測のもと、全体的な筑紫野・古賀線、整備主体がどうなるかとか、筑紫野・久留米線ですか、そういうものにつないでいくという、そういうものを立てているところでございます。

以上でございますが。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 私はかなりの車の流れが出るんじゃないかなろうかという思いをしているわけですね。ここを走るこの縦貫は先ほど申しましたように、北谷、松川、内山、そして筑紫野市へと抜けます。これが1つは北谷の方は都市計画区域外、それから都市計画区域内で市街化区域と調整区域、そして区域外と、こういう形でずっと車が走っていくわけですが、先ほど申しましたように、この総合計画書の中に都市計画区域外を編入するという都市計画の見直しとありまして、都市計画区域外における乱開発や市街化調整区域における無秩序な造成等により、緑の侵食や住環境の悪化を招いていることから、都市計画区域外地区の都市計画区域編入や市街化調整区域の適正な土地利用の誘導方法によって検討していく必要がありますと、このように総合計画があるわけですね。

私が聞きたいのは、この4車線という一つの言うなれば新しい道路ができると。これは大変な車の量になりますね。そうすると、今までは余りそういうことを考えていなかったんですけど、もともとない中でもやっぱり北谷、ああいうところはやっぱり区域外に編入しなくちゃいけないということはずっと書いてあったわけですが、今回はこの4車線になるということ、将来的につながっていくわけですが、この拡幅工事に対してこういう問題意識があるわけですけど、市として何らかのアクション、こういうまちづくりについてのアクションを起こす考えがあるのか。ただ、もう県がやるから、もうそれはできたときでできたときだという形でいくのか、その辺で今後あの辺のまちづくりをどう視野に入れようとしているのかということが、私一番聞きたいわけですよ。この辺のところをどのように考えているかですね、お聞きしたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 清水議員さんおっしゃいますように、この県道筑紫野・古賀線の沿線を見ますと、北谷地区あたり、山浦地区からずっと下ってくるわけですが、ここはいわゆる都市計画区域外、それから調整区域があったり、また区域外というふうな、非常に入り組んだ複雑な地域になっております。この地域を、この古賀線が4車線になることによって将来

的にどうするかという問題ですけども、市長が最初に申しましたとおり、この地域につきましては、総合計画の中にも書いてますとおり、この一体的な北谷、内山地区、この区域外というのは面積で約708haございます。非常に広大な土地ですけども、これにつきましては総合的かつ一体的なまちづくりの観点から、この宝満山系の自然、すばらしい自然環境、景観を意識しながら、将来に向かってまちづくりの一つの方針を詰めていきたいというようなことを申しました。

総合計画にも書いてますとおり、やはりこういうまちづくり、区域外をどうするかという問題につきましては、当然のことながら関係いたします地域住民、関係者に十分説明をしながら、そして理解を得ながら進めていく必要がございますので、そういう段階を踏みながら、将来のあるべき姿に進めていきたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 古賀からずっと筑紫野・古賀線あるわけですが、この道路が4車線になりまして、町全体もありますけども、当面はこの道路の両脇の周辺をどうするか。例えば久山町にはトリアスというんですかね、大きな商業施設がありますし鳥栖の有料道路脇の方はアウトレットとかああいうものができたりしておりますし、あるいはもう一つは道の駅とか、そういうことも考えられていくんだろうと思うんです。

私は、そういう意味において、市として何かそういうようなことをワンチャンスとして、確かに地域住民とも、区域外というのは大きな区域になってきますけども、せめてその両脇ぐらいいは、何らかの形で指をじっとくわえて待っておくのではなくて、やはりいいまちづくりのチャンスが来たという形で、いろんなそういう面においての太宰府にふさわしいものは何かあるかわかりませんが、誘致活動なんかも考えながらやっていく考えがないのかあるのかということをお聞きしたいんですね。全体的な問題になってきますと、地元住民という問題もあります。すぐご回答はできないと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 基本的には、先ほど申しましたとおり、都市計画区域外につきましては、現時点では特に小規模あたりは基本的に問題ないということになりますが、この都市計画法絡みの法律というのが毎年のように見直され改正されます。現時点で言えますことは、いわゆる商業系の大規模店舗等々につきましてはかなり規制がかかってまいりますので、そういうことも含めながら、この区域外のまちづくりの将来像、あるいはこの中には調整区域もあります。それから、第1種住居地域もございますので、現時点でこれをどうするかということにつきましては、いましばらく時間をいただきながら将来構想を練りたいというふうに思います。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） わかりました。

もう一つ、4車線になっていくということで、当面は北谷から松川の交差点ということでご

ざいます。当然、現在住んでいらっしゃる住民の方もいらっしゃるしまして、その住民サービスも必要ですが、一番問題は車の量が多くなりますことで安全対策というものが当然あります。また、道路が縦断しますので地域が分断されて不便になることはないか、こういった様々なことがあるわけですが、そういった配慮を考えているのかということと、それからいずれ先々は住民との説明会も必要かと思いますが、その辺のことについて、安全対策等についてお聞かせください。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 安全対策はもちろんのこと、2車線が4車線になるということで、今まで例えば松川区の方が天満宮の方に行くにしろ、宇美の方は左折でいいんですけども、車がないときを見て右折しておったのが、4車線になりますと、今度そう簡単にまわりませんし、そういうこともこの間の説明会の中で住民から出ておりました。

田んぼに行きよったのが、簡単に、4車線になると行けなくなる、横断できなくなるということも含めて、今設計に入るということで住民から了解をいただきまして、それができ上がった段階で、取りつけ道路とか信号とか、そういう部分を今までどおり往来できるように協議していくということで、県からの説明があっておりますので、今後、そういうできた段階での住民の要望を聞き入れていくということになろうかというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） よろしく願いしておきます。

では、上下水道部長にお尋ねします。

先ほど万葉台の方から要望が出ているということで、給水地域に、拡張工事に合わせて編入していきたいという答えをいただきました。

万葉台というだけでなく、北谷の方は上質の井戸があるからということで建設経済委員会でお聞きしましたが、万葉台の周辺におられる松川地域の方々もやっぱり水道の供給を希望されている方もいらっしゃるみたいなんですよ。だから、万葉台という形だけでなく、あの辺の周辺も含めて、やるのであれば、一世帯でも多くの方が加入すれば、多少採算ベースにどこまで来るかわかりませんが、考えてもいいんじゃないかなろうかと思っておりますので、その辺もあわせて部長の方に。

○議長（村山弘行議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 万葉台の水道の給水につきましては、今年になって要望書が出たんですが、以前から話があつておりましたし、万葉台の方につきましてはぜひとも水道を給水してもらいたいという希望もございます。それで、当然、水道管を引っ張っていく範囲というものを決めていかなければなりませんし、万葉台の方だけでなく松川区になるんですかね、そちらの方でも給水をしていただきたいという希望があれば、その辺も確認をしていきたいと思っておりますし、浄水場よりも上になりますので、その辺でどこまで本管を引いていくのかという

ところも当然決めていかなければなりませんので、その辺はいろんな意見を聞きながら進めていきたいと思っております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 高雄の中央通りの拡幅工事に関しては平成19年度までで、完成予定ということで、確認をいたしましたので、ここはもう再質問はないということでいきたいと思えます。

まほろば号の運行について、先ほどの市長の答弁ではまだ検討しているという状況でございます。これは検討しているということはいろんな検討の仕方があるだろうと思うんです。西鉄との協議もしているということでございますが、ずっと期待されているわけですね。まほろば号に関しましては、あちらの方々。それで、運行するという表明もされておりますし、2回ほどそういう形で延期になっているわけですが、この西鉄と協議をしているということで、どのような協議をされているのか、見通しがあるのかないのか、検討という段階ですけども、今現在どのようにお話しなされているか、その辺をちょっとお答えいただけますかね。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） このコミュニティバス「まほろば号」の高雄地区への新規路線開設につきましては、さきにもいろんな形でご質問をいただいております。確かに、この高雄地区への運行につきましては、いろいろな課題をもちまして今検討を重ねております。

ご質問のまず1点目の西鉄との協議、この内容につきましては、先ほど市長も申しましたけども、星ヶ丘線、西鉄の路線バスの星ヶ丘線が同じような形で運行されているものですから、これをいかに調整をしてまほろば号を高雄地区へ通したらいいのかというのが大きな問題でございます。この問題につきましては、20日過ぎに助役と私と担当者と、直接西鉄の本社の方に行って一定の協議をする予定にいたしております。これで、幾らかの方向性が見出せるのではないかというのが1つです。

それから、見通しにつきましては、やはり今現在、決算特別委員会あるいはさきの議会の中でも報告申し上げましたけども、やはり全体的な経費の見直し、これが最重要課題でございます。年間やはり1億円近くの経費を西鉄に委託補助をやっているということを見ますと、やはり経営的な視点に立ちながら、いかにして一人でも多くの人に乗ってもらうか、あるいは経費をどうして削減するかと、いろんな課題を持っておりますので、これらの一定の全体的な視点から整理ができ次第、高雄をどうするのかという問題に入っていきたいと思えます。

それから、いろんな現行のコースあるいは時刻表等の見直しもございすけども、これらを一回見直すのに約500万円の経費がかかります。ということで、何度も、1年置きに改定というわけにはいきませんので、十分案を練り、整理整頓しながら、この高雄地区をあわせて判断をしたいというふうに思いますので、いましばらく時間をいただきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 西鉄のこの乗り合いバスの路線図を私買ったんですがね、地図がある

んですが、西鉄が太宰府高校入り口から西鉄二日市の東口へ、1つこの緑の線で書いてあります。あと、ピンクで西鉄五条駅から西鉄二日市駅東口と、こうあるわけですね。まほろば号は高雄を通過してこちらに行くとなると、確かに競合する面があるかなと思うんですが、その西鉄の協議の中で、今度、家の前・今王線が開通しましたですね。そうすると、この太宰府高校の入り口のところから高雄中央通りも今度拡幅になりますので、これからこう来れば、家の前・今王線を通っていけば、高雄、梅ヶ丘に入れるわけですね、道路が。まほろば号をその際通すという問題もあるでしょうが、西鉄がこういう形の中で、この高雄・梅ヶ丘の方に入ってきて、そしてこの五条駅どまりを市役所の方まで持ってくると、高雄の人たちは西鉄バスに乗りながら市役所の方に行けるというルートもあるのではないかなという思いをしているわけですが、確かに料金という問題もかかわってきますけど、まずは交通アクセスを確保するという問題で、西鉄との協議の中で、西鉄が高雄・梅ヶ丘地域の中に入っていくというような協議は、それもその中に、協議の中に入っているんですかね。

○議長（村山弘行議員） 地域振興部長。

○地域振興部長（松田幸夫） 当然、一つの案としては、現行の星ヶ丘線の延長というのは常に頭の中に置きまして検討を重ねております。

清水議員さんおっしゃいますように、1つはやはり運賃の格差があります。西鉄の現行の場合には160円から最高280円なんです。それから、今現在の星ヶ丘線も利用者が減っているという現状もあるという西鉄の報告を聞いておりますので、果たして、じゃあ高雄台あるいは梅ヶ丘まで延ばしたときにどれだけの利用者があるのかという心配もされております。それも一緒になって検討を進めておりますので、その辺も含みながら検討はさらに詰めていきたいと思えます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） よろしくご検討お願いしたいと思います。

梅ヶ丘の方は高雄公園を利用してほしいというさっきの答弁でしたが、梅ヶ丘の人たちに例えばお祭りとか、ペタンクとか何かあったときに、高雄公園まで行ってくださいよと、そういうご回答だと思えますけれども、それは地元の住民の方はそれでご納得されていたんですかね、されているんですかね。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） 先般、梅ヶ丘区の方から文書で要望が出たところでございまして、助役の方も含めて現地を見て、そしてどうかという判断をいたしまして、面積的には多少広がったんですけれども、ちょっと袋小路になって道路としていろんな防災の面から考えたときとか、人が集まられるとかを考えると、余り公園ということでは条件が満たしていないというようなことを、その後地元の方が助役さんの方に会いに来られまして、その中でそういう事情、お互いに意見を出しまして、そしてほかにそういう候補地があれば検討していくということでご理解いただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 助役も直接お会いになったということで、助役にちょっとお尋ねしたいんですが、今当面はなかなか候補地がないと。だけど、今の部長の回答によれば、新たに候補地、そういうものが適当なものがあれば市としては検討していくというご回答ということで、助役ちょっとその辺。

○議長（村山弘行議員） 助役。

○助役（井上保廣） 梅ヶ丘の現地を調査いたしました。公民館においても狭隘でありますし、広場等々がないというふうな状況等も把握いたしております。いかにして地域住民の皆さん方が平等に、どの区域、どの自治会、区におきましても、やはり公園の中で、災害時でありますとか、あるいはペタンクでありますとか、高齢者の方、あるいは幼児の方も含めて、集うような広場というふうなものは必要であろうというふうに思っております。

可能な限り、幾つかの選択肢はあるというふうに思っておりますけれども、既存の土地、市有地も含めて、それを有効に拡張したり、広げたりすることによって可能などころがあるというふうなことを含めて、継続してこのことについては考えていきたいと思いますというふうなことで、区長さんの方とお話を申し上げた次第であります。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） ありがとうございます。

最後になりますが、高尾川のことについて、井堰をこれは撤去して若干掘り下げることによって多少このはんらんは防げるのではないかというお話でございました。これ、上下水道部長にお尋ねしますが、高尾川だけじゃなくて、高雄の交差点の左側ですね、ジョイフルがあるところ、あそこはやっぱり雨が降るとあそこも冠水をするわけですね。そこで、冠水をするということで、新たに雨水幹線をつくりたいということで計画を立てましたが、しかしこの高尾川が、それを直接流されると高尾川がはんらんするのでなかなか進んでいないわけですね。だから、言うなら高尾川の改修工事を待っているという状況で、ただ単に下流の住民だけではなくて上までかかってくる話でございます。

この今のお話で、大体その雨水幹線も解決できるのかなという感じがするんですが、この辺はどういうように考えていますか。

○議長（村山弘行議員） 上下水道部長。

○上下水道部長（古川泰博） 以前から冠水するところ、ジョイフルの裏側になると思うんですが、そこ、それからもう少し中央通り線側に寄ったところですね。そういうところも浸水するというのでございました。それで、ジョイフルがあります裏から高尾川まで大体250mぐらいでございます。その分につきまして、ボックス型になるかと思いますが、雨水の污水管を通して行っていきたいと。

ただ、高尾川の改修がございますので、どうしてもその改修が終わらないと筑紫野市に入っ

たところですね、高尾川の、そちらの方が浸水するというところでございますので、それにあわせて、高尾川の改修が終わりまして、雨水幹線についても実施していきたいというふうを考えております。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 最後になります。部長、そういう計画があるということでございます、これは早急にやっていただきたい気持ちがあるわけですが、建設部長ですね、改修工事は、ある程度、そういうお話し合いがついたようなご回答のような感じがするんですが、この井堰の撤去と掘り下げというのは大体いつごろ考えていらっしゃるのか、聞かせてください。

○議長（村山弘行議員） 建設部長。

○建設部長（富田 譲） できますれば平成18年度に、どっちの予算でするかということがございます。川底自体は筑紫野市域でございますので、ただ原因が太宰府市の方から申し出ておりますので、協議が必要かなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員。

○13番（清水章一議員） 以上で終わります。

○議長（村山弘行議員） 13番清水章一議員の一般質問は終わりました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の本会議は12月19日午前10時から再開します。

これをもちまして散会をいたします。

散会 午後4時47分

~~~~~ ○ ~~~~~



## 1 議 事 日 程（5日目）

〔平成18年太宰府市議会第4回（12月）定例会〕

平成18年12月19日

午 前 10 時 開 議

於 議 事 室

- |       |         |                                                                |
|-------|---------|----------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第100号 | 市道路線の廃止について（建設経済常任委員会）                                         |
| 日程第2  | 議案第101号 | 市道路線の認定について（建設経済常任委員会）                                         |
| 日程第3  | 議案第108号 | 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について（総務文教常任委員会）          |
| 日程第4  | 議案第109号 | 太宰府市副市長定数条例の制定について（総務文教常任委員会）                                  |
| 日程第5  | 議案第110号 | 太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について（建設経済常任委員会）                    |
| 日程第6  | 議案第111号 | 太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）                |
| 日程第7  | 議案第112号 | 太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会） |
| 日程第8  | 議案第113号 | 太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）                            |
| 日程第9  | 議案第114号 | 太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）                            |
| 日程第10 | 議案第115号 | 太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）                  |
| 日程第11 | 議案第116号 | 証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）                       |
| 日程第12 | 議案第117号 | 太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について（総務文教常任委員会）                           |
| 日程第13 | 議案第118号 | 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について（建設経済常任委員会）               |
| 日程第14 | 議案第119号 | 太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）                   |
| 日程第15 | 議案第120号 | 太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）                 |
| 日程第16 | 議案第121号 | 太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について（環境厚生常任委員会）               |
| 日程第17 | 議案第122号 | 平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について（各常任委員                              |

会)

日程第18 議案第123号 平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)

日程第19 議案第124号 平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について(環境厚生常任委員会)

日程第20 議案第125号 平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について(建設経済常任委員会)

日程第21 議案第126号 平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について(建設経済常任委員会)

日程第22 請願第5号 少人数学級に関する請願(総務文教常任委員会)

日程第23 意見書第6号 「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書(総務文教常任委員会)

追加日程第1 発議第1号 特別委員会(基金創設調査特別委員会)の設置について

追加日程第2 意見書第7号 日豪EPA交渉に関する意見書

日程第24 議員の派遣について

日程第25 閉会中の継続調査申し出について

## 2 出席議員は次のとおりである(20名)

|     |       |    |     |      |    |
|-----|-------|----|-----|------|----|
| 1番  | 片井智鶴枝 | 議員 | 2番  | 力丸義行 | 議員 |
| 3番  | 後藤邦晴  | 議員 | 4番  | 橋本健  | 議員 |
| 5番  | 中林宗樹  | 議員 | 6番  | 門田直樹 | 議員 |
| 7番  | 不老光幸  | 議員 | 8番  | 渡邊美穂 | 議員 |
| 9番  | 大田勝義  | 議員 | 10番 | 安部啓治 | 議員 |
| 11番 | 山路一恵  | 議員 | 12番 | 小柳道枝 | 議員 |
| 13番 | 清水章一  | 議員 | 14番 | 佐伯修  | 議員 |
| 15番 | 安部陽   | 議員 | 16番 | 田川武茂 | 議員 |
| 17番 | 福廣和美  | 議員 | 18番 | 岡部茂夫 | 議員 |
| 19番 | 武藤哲志  | 議員 | 20番 | 村山弘行 | 議員 |

## 3 欠席議員は次のとおりである

なし

## 4 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(23名)

|        |      |                     |      |
|--------|------|---------------------|------|
| 市長     | 佐藤善郎 | 助役                  | 井上保廣 |
| 収入役    | 松島幹彦 | 教育長                 | 關敏治  |
| 総務部長   | 平島鉄信 | 総務部政策統括担当部長         | 石橋正直 |
| 地域振興部長 | 松田幸夫 | 地域振興部地域コミュニティ推進担当部長 | 三笠哲生 |
| 市民生活部長 | 関岡勉  | 健康福祉部長              | 永田克人 |

|                    |         |         |         |
|--------------------|---------|---------|---------|
| 健康福祉部子育て<br>支援担当部長 | 村 尾 昭 子 | 建 設 部 長 | 富 田 讓   |
| 上下水道部長             | 古 川 泰 博 | 教 育 部 長 | 松 永 栄 人 |
| 監査委員事務局長           | 木 村 洋   | 総 務 課 長 | 松 島 健 二 |
| 財 政 課 長            | 井 上 義 昭 | 地域振興課長  | 大 藪 勝 一 |
| 市 民 課 長            | 藤 幸二郎   | 福 祉 課 長 | 新 納 照 文 |
| 建 設 課 長            | 西 山 源 次 | 上下水道課長  | 宮 原 勝 美 |
| 教 務 課 長            | 井 上 和 雄 |         |         |

5 職務のため議事室に出席した事務局職員の職氏名（5名）

|        |         |         |         |
|--------|---------|---------|---------|
| 議会事務局長 | 白 石 純 一 | 議 事 課 長 | 田 中 利 雄 |
| 書 記    | 伊 藤 剛   | 書 記     | 花 田 敏 浩 |
| 書 記    | 満 崎 哲 也 |         |         |

再開 午前10時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（村山弘行議員） 皆さん、おはようございます。

定刻になり、出席議員も定足数に達しておりますので、ただいまから休会中の第4回定例会を再開します。

直ちに本日の会議を開きます。

議事日程はお手元に配付しておとおりです。

議事に入ります。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第1と日程第2を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第1、議案第100号「市道路線の廃止について」及び日程第2、議案第101号「市道路線の認定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第1及び日程第2を一括議題とします。

日程第1及び日程第2は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 皆さん、おはようございます。

12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第100号「市道路線の廃止について」及び議案第101号「市道路線の認定について」につきましては、12月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、現地調査を行った上、審査いたしましたので、その内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第100号「市道路線の廃止について」を報告いたします。

今回提案されました市道路線の廃止は6路線です。ヒナ川1号線を除く5路線は、道路改良等による起点、終点の変更で、本議案で一括廃止し、議案第101号で再認定するものです。

本議案に対する質疑、討論はなく、採決の結果、議案第100号は全員一致で可決すべきものと決定しました。

次に、議案第101号「市道路線の認定について」を報告いたします。

今回認定する路線は、佐野土地地区画整理区域が14路線、道路改良等により議案第100号で廃止した路線の再認定分が5路線、開発等により附属を受けた路線が7路線の合計26路線です。

本議案に対しても、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第101号は全員一致で可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第100号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第101号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第100号「市道路線の廃止について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第100号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第100号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第101号「市道路線の認定について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第101号に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第101号は可決されました。

〈可決 賛成19名、反対0名 午前10時04分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3と日程第4を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第3、議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」及び日程第4、議案第109号「太宰府市副市長定数条例の制定について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3及び日程第4を一括議題とします。

日程第3及び日程第4は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」及び議案第109号「太宰府市副市長定数条例の制定について」は、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告します。

まず、議案第108号については、地方自治法の改正により、市において助役にかえて副市長を置くこと及び収入役を廃止し会計管理者を置くこととされたこと等に伴い、本条例を制定するものとの補足説明がありました。

本議案に対する主な質疑と回答を報告します。

まず、助役、収入役としての任期はどうなるのか、副市長の権限は、これまでと変わらないのかどうかとの質疑に対し、助役は、平成19年4月1日から副市長となり、任期は平成19年12月31日までで、現在の助役の任期を継承すること、また収入役は、経過措置として現在の任期である平成19年5月31日までとなっている。副市長の権限については、名称が変更になるということで変わりはないが、ただ市長に特別の委任を受けた場合については、委任の範囲内で自分で執行できることとなっているとの説明がありました。

審査を終え、討論もなく、採決の結果、議案第108号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第109号は、地方自治法の改正により、市において助役にかえて副市長を置くこととされたことに伴い、副市長の定数条例を制定するものとの説明がありました。

さきの議案第108号とも関連しており、質疑、討論もなく、採決の結果、議案第109号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第108号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第109号の委員長報告に対し、質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第108号「地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例の制定について」及び関係があります議案第114号、議案第115号は、後から報告をいたしますが、関連がありますので、含めて反対討論をいたします。

反対の理由は、収入役を廃止し会計管理者を置くことに伴う条例改正ですが、収入役は歳入歳出全般の会計事務をつかさどり、現金の出納及び管理、小切手の振り出し、物品の納入及び管理、現金及び財産の記録管理、支出負担行為に関する確認、決算の調整を行う重要な役職で、市長の財政支出をチェックできる執行部内唯一の権限のある職責です。任命に当たっては、助役と同じように議会の同意が必要です。

しかし、地方自治法は、助役には設けていない就職禁止規定を設け、収入役は、市長、助役、監査委員との親子、夫婦または兄弟姉妹の関係にある者は、収入役になることができない。関係が生じたときは、その職を失うと法で規定されています。

さらに、収入役権限は保障されております。市長は、任期中の助役の解任権を付与されておりますが、収入役の解任権はありません。このことは、収入役の職責を十分に行わせるように二重三重にも身分が保障された職責であります。収入役を廃止し、市長の裁量で任命も解任も自由にできる副市長や一般管理職員を会計管理者に任命し、収入役の業務を行わせることは、歳入歳出全般のチェック機能を弱体化させ、会計の公正を危惧するものであり、議案第108号の第2条、第4条、第5条、議案第114号の第1条、議案第115号の2条を1号とする条例は、収入役廃止に関連があり、我が党は国会審議でも反対を表明しておりましたので、地方議会でも反対をいたします。

以上です。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第108号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時13分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第109号「太宰府市副市長定数条例の制定について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第109号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時13分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5と日程第6を一括上程

○議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第5、議案第110号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について」及び日程第6、議案第111号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第5及び日程第6を一括議題とします。

日程第5及び日程第6は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

○14番(佐伯 修議員) 12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第110号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について」及び議案第111号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について」につきましては、12月8日、委員全員出席のもと、委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第110号について報告します。



本議案は、農業委員会等に関する法律の一部を改正する法律で、議会が推薦する委員は4人以内と規定され、条例でこれより少ない人数を定めている場合は、その人数を規定しなければならないことから、定数を2人と定める条例を制定することとの補足説明がありました。

本議案に対しては、さしたる質疑もなく、また討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第111号について報告します。

本議案については、委員定数15人を実際の委員数である11人に改めるとの補足説明がありました。

委員からの質疑で、現在の定数15人に対して実数が11人となっているのは、平成16年の改選期に11人しか立候補の届け出がなく、欠員が生じていることと、農地と農業従事者が減少傾向で、農業委員会の中でも11ブロックに編成し直す提案がされたことから、実数に合った定数に改正することを確認しました。

なお、この条例改正により、選挙による委員が11名、議会推薦の委員が2名、農業団体推薦の委員が1名で、農業委員は合計14名となります。

本案に対する質疑を終え、討論はなく、採決の結果、全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第110号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第111号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第110号「太宰府市農業委員会の議会の推薦に係る委員の定数条例の制定について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第110号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時18分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第111号「太宰府市農業委員会の選挙による委員の定数条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第111号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7から日程第12まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第7、議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第12、議案第117号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7から日程第12までを一括議題とします。

日程第7から日程第12までは総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第117号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例」につきまして、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を一括して報告いたします。

議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関す

る条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案は、公職選挙法の改正により、条例の一部を改正するもので、選挙運動用の自動車、ポスターの規定等を定めた部分とのことで、具体的な内容は従前どおりであるとの補足説明がありました。

関連質疑があり、選挙運動用自動車のリースの場合の公費負担限度額について、1日6万4,500円、運転業務に従事する者については1日1万2,500円であること等を確認いたしました。

審査を終え、討論はなく、議案第112号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第113号「太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案は、地方自治法の改正に伴い、条例の一部を改正するもので、監査委員の定数を2人とする規定を削除するものとの補足説明がありました。

さしたる質疑もなく、討論ありませんでした。採決の結果、議案第113号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第114号「太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案は、これも地方自治法の改正により条例の改正を行うもので、「助役」、「収入役」を「副市長」に改め、「吏員」を「職員」に改めるもので、職員定数については変わりがないとの補足説明がありました。

関連質疑として、職員の定数について確認したところ、現在の条例上の職員定数は423名で兼務職員が31人、差し引き実定数は392人である。実際の職員数は369人であるので、23人の定数割れがあるということを確認いたしております。

その他、さしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第114号については全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第115号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案についても、地方自治法の改正により、「助役・収入役」を「副市長」に改め、国家公務員の旅費に関する法律の改正により、宿泊料の甲地方の範囲について、「札幌市」、「北九州市」、「仙台市」を削除し、「さいたま市」、「堺市」を追加する等の改正であるとの補足説明がありました。

関連質疑として、甲地方の基準についての質疑があり、これについては、地域手当の導入により、その1級地から4級地までの政令市というのが根拠となったという説明がありました。

その他、さしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第115号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第116号「証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」報告します。

これは議案第115号と同様に、国家公務員等の旅費に関する法律の改正に伴って、この証人等の実費弁償に関する条例、議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、太宰府市職員の旅費等に関する条例における宿泊料の甲地方の範囲について、「札幌市」、「北九州市」、「仙台市」を削除し、「さいたま市」、「堺市」を追加する等の改正を行うものとの補足説明がありました。

審査の結果、さしたる質疑もなく、討論もなく、採決の結果、議案第116号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第117号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」報告します。

本議案については、公営住宅法施行令の改正により、条例の一部を改正するもので、いわゆる住みかえ可能になるとの補足説明を受けました。

関連質疑として、市営住宅の入居率、滞納状況についての質疑があり、現在、あいているのは全36戸中1部屋で、現在の滞納状況は9世帯、170万円に及んでいるとの報告を受けました。

その他、さしたる質疑、討論もなく、採決の結果、議案第117号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で議案第112号から議案第117号についての報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第112号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第113号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第114号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第115号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第116号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第117号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第112号「太宰府市議会議員及び太宰府市長の選挙における選挙運動の公費負担に関す

る条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第112号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成18名、反対1名 午前10時29分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第113号「太宰府市監査委員条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第113号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時29分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第114号「太宰府市職員定数条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつておりますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 先ほど議案第108号で討論をいたしまして、討論通告を議案第114号、次に報告しました議案第115号についても、先ほどの討論で関連があり、まず反対討論をしておりますので、これは省略いたします。

ただし、この2件については賛成できません。

以上です。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第114号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時30分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第115号「太宰府市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 先ほどと同じように、討論については省略をいたします。

以上です。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第115号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時31分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第116号「証人等の実費弁償に関する条例等の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第116号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第117号「太宰府市営住宅管理条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第117号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時32分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

**日程第13 議案第118号 太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について**

○議長（村山弘行議員） 日程第13、議案第118号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案は建設経済常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第118号「太宰府都市計画事業佐野土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例について」につきましては、12月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、監査いたしましたので、その主な内容と結果をご報告いたします。

本議案は、佐野土地区画整理事業の精算金徴収事務の円滑化を図るための条例案で、主なものとしては、精算金を分割徴収する場合に付すべき利子の利息を財政融資資金法に基づく貸付利率への改正、精算金の分割申し出期間の変更、精算金額に応じた分割回数を改正するものです。

委員からの質疑で、適用される利率は、換地処分の日々の利率で、1%前後が予想されること、権利者の分割納付が緩和されること、分割納付申し出者数によって精算金徴収事務の所管が決まることなどを確認いたしました。

本議案に対する討論はなく、採決の結果、議案第118号は全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 委員長に回答を求めても、審議をしてないと言われればそうですが、この内容の中で、できれば後で調べてでも、また機会がありましたら、精算金と交付金というのがありまして、私も区画整理の審議委員を25年近くしておりまして、最終的な最終業務なんです、仮換地処分があり、仮換地をして、最終的にはお金も払っていただいたりして、最終的な業務で、一般質問もさせていただいて、この業務は現地ですべきではないかということだったんですが、本庁に引き上げてきました。

こういう精算金として、幾ら入ってくるのか、それからやはり今度は逆に交付金として幾ら支払うのか。だから、この差し引きで市税の収入になる。この基本的な問題を委員会では論議をいただいたのかどうか、精算金と交付金は幾らぐらいなのか。これの結果によっては、太宰府市では、この収入を充てて、また区画整理というか、そういう、あれだけの資本投下していたわけですから。

それと同時に、この区画整理が完成することによって、当初から見て固定資産税がどのくらい増えていくのか、これが一番肝心な内容なんですよ。

この議案というのは、太宰府市財政にとって大変重要な議案なんです、その審議はされてないということです、委員長からしてないと言えどそのままですから、改めて担当課からそういう説明は受けたいという意向を持っておりますが、委員長の考え方を伺っておきたいと思います。

○議長（村山弘行議員） 建設経済常任委員長 佐伯修議員。

○14番（佐伯 修議員） そのことについては、今、武藤議員言われるように、審議、質疑いたしておりません。ということで、今後、調査して報告したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（村山弘行議員） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第118号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）



○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、議案第118号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前10時38分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14から日程第16まで一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。

日程第14、議案第119号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から日程第16、議案第121号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」までを一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第14から日程第16までを一括議題とします。

日程第14から日程第16までは環境厚生常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 12月5日の本会議において環境厚生常任委員会に付託されました議案第119号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第121号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」につきましては、12月11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を一括してご報告いたします。

議案第119号から議案第121号までの今回の条例改正は、70歳以上で療養病床の入院に伴う費用について、食事代に加えて居住費等に係る費用が自己負担となり、従来の「標準負担額」から「食事療養標準負担額」と「生活療養標準負担額」に健康保険法が改正されたため、その条文の整理であるということです。

質疑において、70歳以上の高齢者の自己負担額が、食材費及び調理コスト相当で、月に4万2,000円、居住費、光熱費等相当で月に1万円の合計で5万2,000円となり、低所得者対策として、3万円から1万円の範囲で軽減されるということを確認いたしました。

質疑を終え、討論において、本年6月の医療制度の改正によって、病院から締め出される方や必要な治療が受けられない方がいないかどうか、市において実態を把握していただき、今後必要があれば軽減措置を設けるなどの対応をしていただきたいとの要求がなされ、議案第119号から議案第121号については、自己負担が増となる医療制度の改正に伴う条例改正であるため反対するとの討論がありました。

討論を終わり、採決の結果、議案第119号から議案第121号については、大多数で原案のお

り可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

議案第119号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第120号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第121号の委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論、採決を行います。

議案第119号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」
討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 議案第119号「太宰府市乳幼児医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、反対討論をいたします。

この条例改正は、6月の国会で強行採決されました医療制度改革法に基づいて改正されるものですので、反対の立場から討論いたします。

今年10月から、療養病床に入院する70歳以上の患者の食費、居住費が自己負担となりました。この乳幼児医療費には、直接影響はありませんけれども、次の議案第120号の母子家庭等医療費、議案第121号の重度心身障害者医療費と関連の議案ですので、反対といたします。

今年の10月から70歳以上、そして来年の4月からは65歳以上も入院時の食費と居住費の負担が増えることになりました。食費については、先ほど委員長報告で言われましたように、5万2,000円もの自己負担になるとの説明を受けましたけれども、本来入院時の食事は、医療費の一環と見るべきで、居住費についても二重に家賃や光熱費を払うようなものであり、負担増とすべきものではないとの考えを持っています。

医療費負担の引き上げに加え、高齢者にとっては安心して治療に専念できないような大変切実な内容の医療制度改悪ですので、法律改正に伴うものではありませんが、市においては、低所得者対策に当てはまらないはざまの人たちが医療から締め出されることのないよう実態の把握に努めていただきたいということを要求し、討論といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第119号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時45分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第120号「太宰府市母子家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 議案第120号については、先ほどの議案第119号で述べました理由と同じ理由で反対いたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第120号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時46分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第121号「太宰府市重度心身障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例について」討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

○11番（山路一恵議員） 議案第119号で述べました理由と同じであり、反対いたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第121号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(大多数起立)

○議長(村山弘行議員) 大多数起立です。

したがって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前10時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第17 議案第122号 平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について

○議長(村山弘行議員) 日程第17、議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)について」を議題とします。

本案は各所管委員会に分割付託しておりましたので、各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務文教常任委員会の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番(武藤哲志議員) 12月5日の本会議において各委員会に分割付託されました議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算(第3号)」の総務文教常任委員会所管分については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、執行部から項目ごとに説明を受け、審査を行いましたので、その主な審査内容と結果を報告いたします。

まず、歳出の主なものとしましては、いきいき情報センターにおいて今年度嘱託職員を採用したことによる指定管理料の追加分244万8,000円、給食調理業務委託契約の見直しによる224万4,000円の減額、中央公民館の施設管理委託契約を随意契約から入札に変更したことによる527万6,000円の減額、今年の9月の台風による風倒木の処理費用及び土塁の修理費として追加分738万7,000円です。その他にも、来年度からクラス増が見込まれる小・中学校の消耗品、備品購入費の補正、市職員の人事異動による給与額の変動や共済掛け率の増などにより、職員給与費の補正等も行われております。

歳入の主なものとしましては、国庫補助率の確定による所得譲与税の5,420万円、地方財政計画の見直しによる普通交付税3億2,067万6,000円の減、減税額の確定により減税補てん債1,440万円、地方交付税確定による臨時財政対策債1,100万円の減額が補正されております。

債務負担行為の補正で、学校給食調理業務委託の追加や一部事務組合関係の追加、また地方債の補正もありました。

質疑では、歳出に関して、10款1項2目振興財団関係費において、太宰府市文化スポーツ振興財団への補助金の増額補正について、指定管理者である財団職員の人件費ということであるが、どういう仕組みで市から財団への補助をされているのかという質疑があり、あくまで財団事務局の運営の部分への補助金であり、それにかかわる費用はこれまでも補助金という形で支出している。今回財団理事会で報酬規定の改定が承認されたことを受け、補助金の増額補正を行っているという説明がありました。

また、10款5項3目公民館費において、今回、施設管理委託契約の見直しが行われて契約額

が大きく下がったところであるが、舞台等を利用する際、使用料として利用者の負担が増えたりすることはないのかという質疑があり、利用の仕方はこれまでと変わらず、利用者の負担が増えることはないとのことでした。

質疑を終え、討論はなく、採決の結果、第122号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで総務文教常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、建設経済常任委員会の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

〔14番 佐伯修議員 登壇〕

○14番（佐伯 修議員） 12月5日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）について」の当委員会所管分につきましては、12月8日、委員全員出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を報告いたします。

今回補正される歳出の主なものは、6款1項5目農地費のポンプ施設管理基金積立金は、県からの御笠川、原川の改修工事に伴うポンプ施設維持管理補償金を歳入で受け入れ、この基金に積み立てるものです。

7款1項4目の太宰府館管理運営費は、入札減や執行残による減額、8款2項3目の通古賀地区都市再生整備事業では、工事設計監理委託料739万円が不用となったため、御笠川河川敷堤防を遊歩道として整備するために同額を道路改良工事に振り替えられたものです。

道路等整備関係費については、県道観世音寺・二日市線と県道筑紫野・太宰府線の事業費の確定によるものです。

また、そのほかの事業のほとんどは、緊急性のあるものの修繕費や事業費の不足分、平成18年度の事業確定によるものとなっております。

また、歳入の主なものとしては、歳出のところで報告しましたポンプ施設維持管理補償金を20款の雑入で受け入れたとのことでした。

審査を終わり、討論はなく、採決の結果、議案第122号の当委員会所管分については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

次に、環境厚生常任委員会の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 12月5日の本会議において各常任委員会に分割審査付託されました議案第122号「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」の当委員会所管分につきましては、12月11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その内容と結果を報告いたします。

今回の補正における主な内容は、歳出において、年度末決算見込みによる生活保護費の増9,655万5,000円、高雄区等への地元協力金に伴う美化センター関係費の増1,138万9,000円、ごみの塵芥収集運搬委託料増に伴う塵芥収集関係費の増4,755万4,000円が主に増額され、そのほか、職員給与費等の補正に伴う特別会計への繰出金の増、入札減、執行残による減、障害者自立支援費への予算の組み替え等に伴い、補正がなされております。

なお、歳入については、ほとんどが歳出に伴う補正となっております。

審査における主な内容として、4款衛生費、2項塵芥処理費の塵芥収集運搬委託料が今回5,167万3,000円増額されておりますが、これは家庭ごみの1世帯当たりの収集運搬単価を年度途中で金額を見直す課題があったことから、当初予算で約10.5カ月分を計上していたとのことでした。

この家庭ごみの1世帯当たりの収集運搬単価は、筑紫地区4市1町の統一単価の1,110円であり、担当課長会議において検討した結果、今年度においても妥当な金額であるという結論に至ったとのことでした。この金額については、ごみの塵芥収集方法等の違いから、4市1町以外の市町村との比較が困難であること、またごみ収集車1台当たりの収集世帯数等様々な収集コストを詳細に試算した結果、1,110円よりも高い金額であり、低く抑えているという説明を受けました。

質疑を終わり、討論はなく、採決の結果、委員全員一致で議案第122号の当委員会所管分につきましては原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで環境厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

19番武藤哲志議員。

○19番（武藤哲志議員） 議案第122号議案「平成18年度太宰府市一般会計補正予算（第3号）」の第2表の債務負担行為補正、小学校給食調理業務委託、平成19年度5校目の小学校を含めた民間委託金5,962万6,000円が総務文教常任委員会に審査付託されました。

学校教育課より説明では、調理職員4名の退職に伴い、来年度より5校目、太宰府西小学校を含めた金額で、入札ではなく随意契約で実施をしたいと説明を受けました。質疑、討論はなく、原案のとおり可決されましたが、小学校の調理業務の民間委託につきましては、以前より実施しないでほしいとの請願や反対の立場で一貫してこれまで私ども論議をしてきました。補正予算の内容については、減額や補正の必要は認めますが、調理業務の民間委託につきましては、これまでの経過もあり、第2表債務負担行為補正、小学校調理業務委託については反対をいたします。

以上です。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。  
採決を行います。

ただいまの各常任委員長の報告は原案可決です。本案を各委員長の報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。  
（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。  
したがって、議案第122号は原案のとおり可決されました。  
〈原案可決 賛成17名、反対2名 午前11時02分〉

○議長（村山弘行議員） ここで11時15分まで休憩いたします。  
休憩 午前11時02分  
~~~~~ ○ ~~~~~  
再開 午前11時15分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。
~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第18と日程第19を一括上程

○議長（村山弘行議員） お諮りします。  
日程第18、議案第123号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」について」及び日程第19、議案第124号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」について」を一括議題にしたいと思います。これに異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、日程第18及び日程第19を一括議題とします。

日程第18及び日程第19は環境厚生常任委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。

環境厚生常任委員長 福廣和美議員。

〔17番 福廣和美議員 登壇〕

○17番（福廣和美議員） 12月5日の本会議において、環境厚生常任委員会に審査付託されました議案第123号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」及び議案第124号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について」につきましては、12月11日に委員全員出席のもと委員会を開催し、審査いたしましたので、その主な内容と結果を一括してご報告いたします。

今回の補正において、議案第123号の国民健康保険事業特別会計では、人事異動に伴う職員給与費の増や療養給付費等の国庫負担金償還返還金の増等によって、歳入歳出それぞれ2,347万5,000円が追加され、議案第124号の介護保険事業特別会計では、人事異動に伴う職員給与費の増や介護給付費の国庫負担金及び県負担金精算返還金の増等によって、歳入歳出それぞれ4,170万円が追加されております。

議案第123号及び議案第124号については、委員からの質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

議案第123号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第124号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第123号「平成18年度太宰府市国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第123号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。



(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第123号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時19分〉

○議長(村山弘行議員) 次に、議案第124号「平成18年度太宰府市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)について」討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第124号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、議案第124号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時19分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第20と日程第21を一括上程

○議長(村山弘行議員) お諮りします。

日程第20、議案第125号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び日程第21、議案第126号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」を一括議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、日程第20及び日程第21を一括議題とします。

日程第20及び日程第21は建設経済常任委員会に付託していましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 佐伯修議員。

[14番 佐伯修議員 登壇]

○14番(佐伯 修議員) 12月5日の本会議において建設経済常任委員会に審査付託されました議案第125号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算(第1号)について」及び議案第126号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算(第2号)について」につきましては、12月8日、委員全員の出席のもと委員会を開催し、執行部の補足説明を受け、審査いたしましたので、その主な内容と結果を一括してご報告いたします。

まず、議案第125号について報告します。

今回の主な補正は、大佐野浄水場の給水開始以降、不要となっていた長浦台ポンプ場跡地を入札により645万円で売却し、資本的収入に帳簿価格の257万2,000円が、収益的収入に387万7,000円の固定資産売却益が計上されておりました。

本議案に対しての質疑、討論はなく、採決の結果、議案第125号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

続きまして、議案第126号について報告します。

今回の主な補正は、収益的収入の雨水処理負担金が平成17年度決算確定に伴い703万5,000円の減額、収益的収入における高資本費対策経費補助金9,572万5,000円の増額、汚水処理場補助金4億9,665万8,000円の減額、分流式下水道経費補助金2億503万円の追加及び資本的収入の分流式下水道経費補助金の2億323万4,000円の追加については、平成18年度に国の一般会計が負担しなければならない繰り出し基準の改正が行われたために、調整を行ったとの説明がありました。

本議案に対しても、質疑、討論はなく、採決の結果、議案第126号については委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

議案第125号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第126号の委員長報告に対し質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これより討論、採決を行います。

議案第125号「平成18年度太宰府市水道事業会計補正予算（第1号）について」討論を行います。

討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第125号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

よって、議案第125号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時24分〉

○議長（村山弘行議員） 次に、議案第126号「平成18年度太宰府市下水道事業会計補正予算（第2号）について」討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

議案第126号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

よって、議案第126号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時25分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

## 日程第22 請願第5号 少人数学級に関する請願

○議長（村山弘行議員） 日程第22、請願第5号「少人数学級に関する請願」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました、請願第5号「少人数学級に関する請願」については、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、審査内容と結果を報告いたします。

まず、本請願の紹介議員である委員から、太宰府市の厳しい財政状況の中で、即少人数学級の実現というのはかなり困難な部分もあると思うが、子供たちがゆとりを持って学ぶことはとても重要であり、昨年少人数学級となった学校の児童の保護者や教員からも好評であったと請願の中にも書いてあるとしてその辺りも参考にされて審議をお願いしたいという説明や、自治体間に教育格差が出ている状況の中、子供たちの見守りの部分からも、少人数学級は一部の保護者の意見ではなく、保護者全体の声だという説明がありました。

また、参考意見として、宇美町、筑紫野市で少人数学級が実施されている状況、設置については学校長の判断によることや来年度のクラス編制の現時点での見込み等について、学校教育課長から話を伺いました。

審査を行う中で、この件についてもう少し検討する余地があるのではないかという意見があり、本請願を継続審査とするという動議が出されたために、採決を行いました。その結果、請願第5号は委員全員一致で継続審査すべきと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

質疑を行います。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

通告があつていますので、これを許可します。

11番山路一恵議員。

○11番(山路一恵議員) 請願第5号につきまして、委員会では継続審査との報告でしたが、できるところからでも少人数学級にしてほしいと願う請願団体の意を酌みまして、私は賛成の立場から継続審査に反対をいたします。

文部科学省では、少人数指導と少人数学級の比較調査というのを行っていますが、不登校やいじめが減少したかという項目については、少人数指導の小学校では64%なのに対し、少人数学級では約89%が減ったとの結果が出ております。

中学校でもやはり同様の傾向が見られ、現在学校が抱えているいじめや不登校の問題にも、少人数学級は有効であることが文科省の調査からも明らかになっております。

先日の12月10日付の毎日新聞の記事の中に、「やはり少人数学級を」という見出しを見つけました。一クラスの人数が多くては、やはり一人一人の生徒と十分にかかわることができないと、教職員の多くが少人数学級を望んでいるということがその記事の声からも感じ取ることができました。

しかし、今問題なのは、学校現場でいじめ調査の対策会議が頻繁に行われているということ、結果的に先生が子供たちと接する時間がますます少なくなっている。そういう声もあり、先生や子供たちが実際に望む方向とは逆行する事態になっているということです。

この点については、本市でもどうなのかということをまた委員会の方でも調査をしていただきたいと思いますが、いずれにしても、これからはやはり少人数学級で一人一人に気配り、目配りができる環境こそが何よりも必要で、そうすることで、いじめや不登校、それから学力向上の諸問題を改善できるということが、文科省や、また少人数学級を実施している自治体からの調査で実証されておりますので、子供たちに寄り添った教育を実現するために、市並びに教育委員会は積極的な措置を講じるようお願いをいたします。

以上で討論を終わります。

○議長(村山弘行議員) 次に、19番武藤哲志議員。

○19番(武藤哲志議員) 請願第5号「少人数学級に関する請願」については、採択すべきとして、賛成討論をいたします。

七つの小学校の学級編制につきまして、再三にわたり請願の趣旨の内容を、私は一般質問を行ってまいりました。12月議会では、いじめ問題の解決を初め、行き届いた教育問題が各議員

より切実に論議されました。いじめ問題の解決を初め、行き届いた教育の充実が必要です。

市内の小学校では、30人以下クラスもある、一方40人クラスもあります。市民増税が強まる中、行き届いた教育を行うために、太宰府市長と教育委員会が創意工夫し努力すれば、少人数学級制度は実施できるはずであります。

請願が継続審査されれば、3月議会で審議の結果でも4月の入学時には対応できないと考えられます。審議未了になれば、実施はなお困難さが考えられますので、請願書第5号は12月議会で採択すべきです。

総務文教常任委員会では、委員長のために討論ができませんでしたので、本会議で討論にかえさせていただきます。

以上です。

○議長（村山弘行議員） 次に、8番渡邊美穂議員。

○8番（渡邊美穂議員） この請願第5号につきまして、継続審査ということに関しまして、賛成の立場から討論いたします。

私は、この請願の紹介議員にもなっておりますけれども、総務文教常任委員会におきまして継続審査の動議が出た際に、その理由として、現在及び将来にわたっての生徒数と学校の状況、これは教室数などのハード面、加配教員を含む教職員数などのソフト面、そしてこれに伴います現実的な予算だというふうに解釈をしておりますけれども、これらの状況を一校一校確認をしてみるための調査を継続して行いたいというものであり、この意見は納得できるものでした。

しかしながら、同時に、子供たちに行われたアンケートの中で、学校でやってほしくないことの第1位が成績による差別というふうになっており、そのためには、子供それぞれの個性を引き出すためにも、少人数指導が今後ますます重要になってくることは確実であります。

したがって、議会の中でこの少人数学級に対して調査研究を行うということは、今後、ぜひそれがどのような形で実現できるかという前向きな姿勢での調査研究を要望いたしまして、賛成といたします。

○議長（村山弘行議員） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

請願第5号に対する委員長の報告は継続審査です。本案を委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の方は起立願います。

（大多数起立）

○議長（村山弘行議員） 大多数起立です。

したがって、請願第5号は継続審査とすることに決定しました。

〈継続審査 賛成17名、反対2名 午前11時35分〉

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

日程第23 意見書第6号 「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書

○議長（村山弘行議員） 日程第23、意見書第6号「「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書」を議題とします。

本案は総務文教常任委員会に付託しておりましたので、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 武藤哲志議員。

〔19番 武藤哲志議員 登壇〕

○19番（武藤哲志議員） 12月5日の本会議において総務文教常任委員会に審査付託されました意見書第6号「「法テラス」の更なる体制整備・充実を求める意見書」につきましては、12月7日に委員全員出席のもと委員会を開き、審査しましたので、その審査内容と結果を報告いたします。

この意見書について、委員に意見を求めたところ、本会議で提案理由が述べられており、特に意見、討論ありませんでした。

よって、本意見書は、原案のとおり可決することについて採決を行いました。その結果、意見書第6号につきましては委員全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（村山弘行議員） 報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対し質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第6号に対する委員長の報告は原案可決です。本案を委員長報告のとおり原案可決することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

○議長（村山弘行議員） 全員起立です。

したがって、意見書第6号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時37分〉

○議長（村山弘行議員） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前11時37分

〜〜〜〜〜〜〜〜 ○ 〜〜〜〜〜〜〜〜〜

再開 午前11時40分

○議長（村山弘行議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

ただいまお手元に配付しましたとおり、追加議案として、発議第1号「特別委員会（基金創設調査特別委員会）の設置について」及び意見書第7号「日豪EPA交渉に関する意見書」が提出されました。

よって、発議第1号を追加日程第1、意見書第7号を追加日程第2として追加し、議題としたいと思います。これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を追加日程第1、意見書第7号を追加日程第2として追加し、議題とすることに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

追加日程第1 発議第1号 特別委員会（基金創設調査特別委員会）の設置について

○議長（村山弘行議員） 追加日程第1、発議第1号「特別委員会（基金創設調査特別委員会）の設置について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

7番不老光幸議員。

〔7番 不老光幸議員 登壇〕

○7番（不老光幸議員） ただいま議長より許可いただきましたので、ご提案申し上げます。

「特別委員会（基金創設調査特別委員会）の設置について」。

太宰府市議会会議規則第13条の規定により、別案のとおり提出をいたします。

平成18年12月19日。提出者、不老光幸、賛成者、岡部茂夫議員、安部陽議員、清水章一議員、小柳道枝議員、山路一恵議員、渡邊美穂議員。

理由につきましては、基金創設について調査研究を行うためでございます。

裏面をお願いいたします。

「特別委員会（基金創設調査特別委員会）の設置について」。

下記のとおり、特別委員会を設置する。

内容でございますけども、1、名称は、基金創設調査特別委員会。2、設置目的、地方自治体の財政危機を打開するための基金創設に関する調査研究。3、付議事件、基金の創設に関する件。4、構成、20人をもって構成する。5、経費、予算の範囲内。6、設置期間、調査終了までとする。7、活動、本委員会は付議事件のため、議会閉会中も必要と認めた場合には、随時開催することができる。

以上を提出、提案いたします。よろしくをお願いいたします。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) これで討論を終わります。

採決を行います。

発議第1号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午前11時44分〉

○議長(村山弘行議員) ここで、ただいま設置されました特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、委員の皆様は全員協議会室にお集まりください。

ただいまより13時まで休憩いたします。

休憩 午前11時45分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時00分

○議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きますが、ここで特別委員会のために暫時休憩いたします。

休憩 午後1時00分

~~~~~ ○ ~~~~~

再開 午後1時40分

○議長(村山弘行議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

特別委員会の委員長及び副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長に18番岡部茂夫議員、副委員長に7番不老光幸議員が決定されました。

~~~~~ ○ ~~~~~



## 追加日程第2 意見書第7号 日豪EPA交渉に関する意見書

○議長（村山弘行議員） 追加日程第2、意見書第7号「日豪EPA交渉に関する意見書」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

9番大田勝義議員。

〔9番 大田勝義議員 登壇〕

○9番（大田勝義議員） 意見書の朗読をさせていただき、説明にかえさせていただきます。

意見書の文面の中で、FTA、それからEPAという言葉が出ておりますので、これにつきまして若干の説明をさせていただきたいと思います。

FTA、これは自由貿易協定となっております。FTAとは、2国間または地域間（多国間）の協定により、物の関税や数量制限など貿易の障害となる壁を相互に撤廃し、自由貿易を行うことによって、利益を享受することを目的とした協定のことです。

さらに、現在では、物だけでなく、サービスや投資などをも含めた、より広範囲な分野での取引の自由が含まれています。

それから、EPAとは、FTAの要素に加えて、知的財産権、投資、政府調達、競争政策、中小企業協力なども、対象分野に含む協定です。

FTAにもEPAにも、同じ要素が含まれている場合があり、厳密にFTAとEPAを区別することは難しいようです。

このようなことになっております。

そこで、意見書の朗読をさせていただきたいと思います。

「日豪EPA交渉に関する意見書」。

日豪の経済強化の方策の検討を目的として、政府間で「日豪経済強化に関する共同研究」が進められてきた。この結果、自由民主党は、12月4日に、条件つきで豪州とのFTA交渉入りの容認を決めた。

豪州からの輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかも我が国にとって極めて重要な品目が多く含まれているのが実態である。このため、豪州との間では、農産物の取り扱いが焦点となるのは必至であり、その取り扱いいかんによっては、日本農業に壊滅的な打撃を与えるおそれがある。

こうした中で、12月13日に東アジアサミットが開催されるなど、12月中旬に日豪EPAに関する重要な日程が設定されていることなどから、以下の事項について強く要請する。

1つ、重要品目に対する例外措置の確保。

豪州は、現在、WTOのルール交渉の場において、FTAの締結について極めて厳格なルールを主張し、過去に締結したFTA交渉でも例外をほとんど認めておらず、豪州と交渉に入れば、我が国に対して重要品目も含めた関税撤廃を強く求めてくることは必至である。

このため、我が国の重要品目が除外または再協議の対象となるよう全力を挙げること。

2つ、我が国農業の崩壊につながる重要品目の完全撤廃を断固拒否。

我が国農業は、戦後農政の大転換を決定し、平成19年度からの実施に向け、生産現場は現在担い手育成や構造改革の取り組みに懸命に努力しているところである。このような中で、我が国にとって、米、麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要な品目の関税撤廃を行うことは、こうした改革の努力を無にし、食糧自給率の向上どころか、我が国農業を崩壊させることにつながるものであり、そのような要求は断固拒否すべきである。

3、WTO農業交渉に対する我が国の主張に基づいた対応の確保。

これまで我が国は、「農業の多目的機能の発揮」と「多様な農業の共存」等の観点から、十分な数の重要品目の確保とその柔軟な取り扱い、また上限関税の絶対阻止を主張し続けている。

このため、豪州とのEPAにおいて、WTO交渉における従来の主張から譲歩すれば、これまで一致団結して戦ってきたG10各国への背信行為となるとともに、これまでの交渉の努力が水泡に帰することとなることから、WTO交渉における主張に基づいた整合性のある適切な対応を行うべきである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

平成18年12月19日、太宰府市議会議長村山弘行。

提出先は、農林水産大臣松岡利勝様。

以上のように提出させていただきますので、皆様方の御賛同をよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（村山弘行議員） 説明は終わりました。

お諮りします。

本案は委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

したがって、委員会付託を省略します。

直ちに、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで質疑を終わります。

自席へどうぞ。

討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） これで討論を終わります。

採決を行います。

意見書第7号を原案可決することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長(村山弘行議員) 全員起立です。

したがって、意見書第7号は原案のとおり可決されました。

〈原案可決 賛成19名、反対0名 午後1時47分〉

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第24 議員の派遣について

○議長(村山弘行議員) 日程第24、「議員の派遣について」を議題とします。

地方自治法第100条第12項及び太宰府市議会会議規則第161条に基づき、別紙のとおり議員の派遣が生じたので、これを承認し、変更があったときは議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第25 閉会中の継続調査申し出について

○議長(村山弘行議員) 日程第25、「閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

別紙のとおり議会運営委員会、各常任委員会、各特別委員会から申し出がっております。別紙のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本件は承認されました。

お諮りします。

本定例会において決議されました案件について、各条項、字句、その他の整理を要するものにつきましては、会議規則第42条の規定によって、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(村山弘行議員) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会において議決されました案件整理について、これを議長に委任することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長(村山弘行議員) 以上で本定例会に付議されました案件の審議はすべて終了しました。

これもちまして平成18年太宰府市議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（村山弘行議員） 異議なしと認めます。

平成18年太宰府市議会第4回定例会をこれで閉会します。

お疲れでございました。

閉会 午後1時48分

~~~~~ ○ ~~~~~

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためここに署名します。

平成18年2月27日

太宰府市議会議長 村 山 弘 行

会議録署名議員 橋 本 健

会議録署名議員 中 林 宗 樹